

安曇野市
行政評価外部評価結果報告書

平成 27 年度

平成 27 年 7 月

安曇野市行政評価外部評価委員会

安曇野市行政評価外部評価委員会 委員名簿

(任期：平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)

役職	氏名	職歴
委員長	またさか つねと 又坂 常人	・信州大学法科大学院特任教授
職務代理	きよさわ じんいち 清澤 仁一	・元穂高地域審議会 会長 ・元長野県松本技術専門校長
	たきざわ ともこ 滝沢 知子	・安曇野市博物館協議会 委員
	よしはら さだお 吉原 貞夫	・元豊科地域審議会 委員 ・元富士電機(株)半導体業務部長
	くろいわ ひろなり 黒岩 宏成	・前市議会議員 ・元あづみ農業協同組合支所長

目次

1	外部評価の概要	1
(1)	目的と内容	1
(2)	外部評価選定基準（平成27年度）	1
(3)	外部評価の実施スケジュール	2
(4)	外部評価の実施手順	3
2	外部評価の事務事業ごとの評価結果	4
(1)	今後の方向性	4
(2)	最終的な今後の方向性に関する各委員の意見	5
①	ごみ減量化再利用対策事業 生ごみ処理機器等補助金交付事務	5
②	水資源対策事業	5
③	水質管理事業 水質検査結果等に関する業務	6
④	高齢者の医療の確保に関する事業 特定健康診査及び特定保健指導事業	6
⑤	心身障害者関係 れんげの家運営委託事業	6
⑥	在宅福祉サービス事業 高齢者にやさしい住宅改良促進事業	7
⑦	地域包括支援センター管理運営事業	7
⑧	生涯学習推進事務 安曇野検定実施事業	7
⑨	文化財保護事業 文化財調査・活用事業	8
⑩	河川維持事務	8
⑪	農業振興関係施設運営事務 三郷やすらぎ空間施設運営事務	9
⑫	交流人口拡大（観光イベント）	9
⑬	中小企業者育成事業 産業支援コーディネーター事務	10
⑭	協働のまちづくり事業 市民と行政の協働推進事業	10
⑮	地域・行政情報化推進事業 市内ネットワーク強じん化業務	10
⑯	総合評価落札方式一般競争入札事務 総合評価落札方式一般競争入札執行事務	11
3	外部評価結果の総括	12
4	資料	13

1 外部評価の概要

(1) 目的と内容

安曇野市が、平成 19 年度に行政評価制度を導入してから 8 年目となりました。この間、SWOT 分析を使った施策評価制度を導入し、また、平成 23 年度から導入した外部評価制度は、本年で 5 年目になります。

本市の行政評価は、①事務事業評価、②施策評価、③外部評価の 3 本立てで行われており、①事務事業評価については、一次評価を事務担当者を含む課で行い、二次評価を部等の長が行っています。②施策評価については、①の評価結果をとりまとめ、部長・課長等が中心となって SWOT 分析による施策評価を行っています。③外部評価は、下記 (2) に示す基準をもとに、①事務事業評価結果の中から、外部評価委員会が 16 事業を選定のうえ、所管課による説明（原則課長が説明）と外部評価委員からの質疑を経て、評価判定シートに各委員が取りまとめるものです。

外部評価は、事務事業評価及び施策評価が市職員による内部評価にとどまっていることに鑑み、外部の目から公平・公正な評価が行われているかを検証することによって、評価に客観性・透明性を担保させるとともに、職員のさらなる改善行動に結び付けることを期待して実施したものです。

(2) 外部評価選定基準（平成 27 年度）

	選定基準	備考
A	第 1 次安曇野市総合計画基本構想に基づき選定する	基本構想は 7 つの基本方針と 18 の主要施策で構成されています。 各主要施策から、B～E の区分により事務事業を一つ選定し、16 事務事業を決定します。
B	決算の事業費規模が 5,000 万円以上の事業	事業費の規模が大きい事業については、説明責任も含めて透明化を図る必要があるため。
C	「総合評価」の評価点で、一次評価と二次評価の結果にギャップがある事業	評価の結果にギャップがあるので、所管課の意見を聞いた方が良いと思われるため。
D	「今後の方向性」が、一次評価と二次評価の結果にギャップがある事業	評価の結果にギャップがあるので、所管課の意見を聞いた方が良いと思われるため。
E	その他、外部からの意見を参考とした事業	市民の関心が高いなど、所管課の考えを確認することが適切と思われる事業。

※ 本年度は、外部評価委員会が 16 事業を上記選定基準に基づき選定しました。

(3) 外部評価の実施スケジュール

平成 27 年度の外部評価の実施は以下のようなスケジュールで取り組んでいきます。

月	日	曜日	事業	内容	出席者等
5	29	金	外部評価委員会 1	・外部評価対象事業の選定	・外部評価委員
6	1	月	外部評価委員会	対象事務事業シートの送付	・事務局→委員
6	8	月	外部評価委員会	事業の質疑(メール・ファックス・電話)	・委員(質疑)→事務局
6	18~ 19	木・金	ヘルプデスク	所管課職員向けヘルプデスク	・事務局等→担当者等
6	25	水	外部評価委員会	・事業の質疑に対する回答(紙資料) ・補足説明資料(紙資料)	・所管課→事務局→委員
7	2	木	施策評価の実施	・部局の経営方針の作成 ・外部評価結果等の施策への検討	・担当部局
7	3・6	金・月	外部評価委員会 2	追加資料を含め、課長・職員等の面談による説明 (8:45~16:15)	・外部評価委員 ・市職員(課長、係長等) ・説明者=所管課長等
7	13	月	外部評価委員会 3	報告内容の検討	・外部評価委員
7	17	金	外部評価委員会 4	評価結果の決定、報告書の提出	・外部評価委員
7	21	火	報告書 公表	・「平成 27 年度 行政評価外部評価結果報告書」の公表	・事務局→ホームページ
7・8	7/24 ~31	金~金	総合評価の実施	・評価対象事業の総合評価の実施	・庁議(政策会議)
9	28	月	外部評価委員会	・平成 27 年度 行政評価外部評価結果の対応方針」の考え方等	・外部評価委員
10	上		対応方針の公表	・「平成 27 年度行政評価外部評価結果の対応方針」の公表	・事務局→ホームページ
2	中		外部評価委員会 5	・平成 27 年度 スケジュール等について	・外部評価委員

(4) 外部評価の実施手順

7月3日及び6日に行われた外部評価（事業説明・質疑）は、次のとおりです。

- ① 事務事業評価シート及び補足説明シートをもとに、原則所管課長が15分間以内で説明を行う。
 - ② 説明後、評価委員から質疑を概ね25分間で行う。
 - ③ 質疑終了後、評価委員は、評価判定シートにその方向性等を取りまとめる（5分間）。
- 以上、1事業あたり45分間で16事業の外部評価を実施しました。

時間	7月3日（金） 前期 401会議室		7月6日（月） 後期 401会議室	
8:45～9:30	市民生活部 廃棄物対策課	ごみ減量化再利用対策事業 生ごみ処理機器等補助金交付事務	教育部 文化課	文化財保護事業 文化財調査・活用事業
9:30～10:15	市民生活部 環境課	水資源対策事業	都市建設部 建設課	河川維持事務
10:15～10:30	休憩			
10:30～11:15	上下水道部 上水道課	水質管理事業 水質検査結果等に関する業務	農林部 農政課	農業振興関係施設運営事務 三郷やすらぎ空間施設運営事務
11:15～12:00	保健医療部 健康推進課	高齢者の医療の確保に関する事業 特定健康診査及び特定保健指導事業	商工観光部 観光交流 促進課	交流人口拡大（観光イベント）
12:00～13:00	昼休み			
13:00～13:45	保健医療部 介護保険課	心身障害者関係 れんげの家運営委託事業	商工観光部 商工労政課	中小企業者育成事業 産業支援コーディネーター事務
13:45～14:30	福祉部 子ども支援課	在宅福祉サービス事業 高齢者にやさしい住宅改良促進事業	市民生活部 地域づくり課	協働のまちづくり事業 市民と行政の協働推進事業
14:30～14:45	休憩			
14:45～15:30	保健医療部 介護保険課	地域包括支援センター管理 運営事業	政策部 情報統計課	地域・行政情報化推進事業 市内ネットワーク強じん化業務
15:30～16:15	教育部 生涯学習課	生涯学習推進事務 安曇野検定実施事業	総務部 総務課	総合評価落札方式一般競争入札事務 総合評価落札方式一般競争入札執行事務
16:15～17:15	委員会 調整会議			

2 外部評価の事務事業ごとの評価結果

(1) 今後の方向性

今後の方向性は、事務事業評価と外部評価委員会の判定において14/16事業が一致しています。また、それぞれの事業について付帯意見等がつけられています。

所管部課	事業名	委員判定						
		拡大・充実	現状維持	方法改善	民間委託等	縮小	統合／終期設定	廃止／休止
市民生活部 廃棄物対策課	ごみ減量化再利用対策事業 生ごみ処理機器等補助金交付事務			市				
市民生活部 環境課	水資源対策事業			市				
上下水道部 上水道課	水質管理事業 水質検査結果等に関する業務			市				
保健医療部 健康推進課	高齢者の医療の確保に関する事業 特定健康診査及び特定保健指導事業	市						
福祉部 福祉課	心身障害者関係 れんげの家運営委託事業						市	
福祉部 長寿社会課	在宅福祉サービス事業 高齢者にやさしい住宅改良促進事業			市				
保健医療部 介護保険課	地域包括支援センター管理運営事業	市						
教育部 生涯学習課	生涯学習推進事務 安曇野検定実施事業			市				
教育部 文化課	文化財保護事業 文化財調査・活用事業			市				
都市建設部 建設課	河川維持事務			市				
農林部 農政課	農業振興関係施設運営事務 三郷やすらぎ空間施設運営事務		市					
商工観光部 観光交流促進課	交流人口拡大(観光イベント)			市				
商工観光部 商工労政課	中小企業者育成事業 産業支援コーディネーター事務			市				
市民生活部 地域づくり課	協働のまちづくり事業 市民と行政の協働推進事業	市						
政策部 情報統計課	地域・行政情報化推進事業 市内ネットワーク強じん化業務			市				
総務部 総務課	総合評価落札方式一般競争入札事務 総合評価落札方式一般競争入札執行事務	市						

※ 色つき(編みかけ)部分は、外部評価委員会としての今後の方向性。市は二次評価としての今後の方向性。

(2) 最終的な今後の方向性に関する各委員の意見

事務事業名	① ごみ減量化再利用対策事業 生ごみ処理機器等補助金交付事務
今後の方向性	方法改善
方向性に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ●①生ごみ処理機の利点を周知させる、②田畑を持たない利用者から発生する生成物（堆肥）についても活用方法を提示する、などの方法により利用者拡大を図っていただきたい。 ●市民にごみ減量化をアピールする手段として、事業のPRをお願いします。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの排出抑制については、業者よりの排出も含む全体的な、かつ実際の効果が期待できる施策を打ち出して欲しい。 ●ごみ減量化のPRに<ボカシ作り><ダンボール堆肥作り>の講習はどうか。
事務事業名	② 水資源対策事業
今後の方向性	方法改善
方向性に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ●600万m³/年を涵養する施策が大幅に不足しています。今後「水資源対策協議会」で詰めていくとのことですが、対応を加速することを期待します。 ●H25に「地下水の保全・滋養及び適正利用に関する条例」が試行されたばかりです。提案されているように有効な滋養方法・経費負担の方法等検討していただきたい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●安曇野市の水道水が地下水を水源としていることを市民に広く知らせ、地下水の保全に興味を持ってもらうことも大切かと思えます。 ●休耕田対策など他の施策と組み合わせた総合的な対策が必要であると考えます。

事務事業名	③ 水質管理事業 水質検査結果等に関する業務
今後の方向性	方法改善
方向性に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ●検査結果の異常値に対応するマニュアルは、全市の水道に適応するように定めてください。また、市独自基準値の明文化なども早急に進めてください。 ●市民にとって大切な水道水の水質管理です。安心・安全な水道水を供給する為に、これからもよりよい水質管理の検討をお願いします。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●検査実施状況は検査項目、検査回数などにおいて常に国の基準か若しくはそれを上回る安全サイドで行われており、安心できます。 ●地震等による一部の水源地の濁り対策など、より安全で安定した水道水の供給に努めていただきたい。
事務事業名	④ 高齢者の医療の確保に関する事業 特定健康診査及び特定保健指導事業
今後の方向性	拡大・充実
方向性に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ●加速する高齢化や医療費増大への対応を考えた前向きな施策を積極的に取り入れようとしています。施策の実施には、整備すべき課題も多いと思いますが、着実に進めてください。 ●早期発見のために、若年層へのPRも考えておられるようです。「ふしめ検診」の年齢の引き下げで、若い時から自分の健康について考える機会を持つことも大切かと思います。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●これから若年層にも対象を広げるためには、従来以上に検診や指導を受ける側のモチベーションを高める施策が必要だと思います。
事務事業名	⑤ 心身障害者関係 れんげの家運営委託事業
今後の方向性	統合・終期設定
方向性に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の他の同種の施設、松本市の同種の施設等がそれぞれ独立して市からの委託料なしでやっており、この施設だけ委託料を出す根拠がなく、他の施設と同等の扱いに変えていくことは、やむをえないと思います。 ●現在、この施設で訓練を受けている方々が、この施設への市からの委託料の支出をやめても、現状維持、もしくは、それ以上の待遇が保障される目途

	が立った時点で、委託料支出を止めることが望ましいと思います。
その他	
事務事業名	⑥ 在宅福祉サービス事業 高齢者にやさしい住宅改良促進事業
今後の方向性	方法改善
方向性に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者が少なく、せっかくの制度が生かされていません。利用拡大に向けて関連団体との連携や対象となる層へのPRなど工夫をしてください。 ●介護保険との関連も含め、現場で働く「ケアマネジャー」に事業の内容をよく理解していただくことが必要と思われます。介護保険課との連携を密にしてください。 ●所得要件の緩和など、市民がより使いやすい制度としていく必要があると思います。
その他	
事務事業名	⑦ 地域包括支援センター管理運営事業
今後の方向性	拡大・充実
方向性に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢化が一層進む中で、包括支援の総ての業務において更なる充実が求められていますが、これらに対応する計画はできつつあります。あとは個別・具体的な相談等に対し、受けて側の満足度・充足感などが得られたかなどの把握に努め、肌理の細かい対応ができるよう進化させてください。 ●体制を整え市民への「包括支援センター」の役割のPRをお願いします。
その他	
事務事業名	⑧ 生涯学習推進事務 安曇野検定実施事業
今後の方向性	方法改善
方向性に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ●開始後4年が経過していますが、その目的も漠然としたものであり、合格者の利活用も今まではなく、これからであるなど、ここまでは検定のための検定という感は否めません。今後も継続するならば、その辺をクリヤーにして進めてください。 ●「安曇野の郷科書」というテキストも出来ているので、その活用方法を考え、事業を進めていただきたい。 ●他の自治体の例などを参考に観光部局とのマッチングなども検討されるよう、考慮されることを希望します。

その他	<ul style="list-style-type: none"> ●検定受験者数が「市民と行政との協働」において将来的に期待できる人数であるとか、検定合格率が将来的にリーダー的立場を担える割合であるとか、言っているがあまりにも短絡的で理解できません。 ●各中学校で行われている「ふるさと学習」の講座に「安曇野検定をうけよう」といった講座の開設は如何ですか。
事務事業名	⑨ 文化財保護事業 文化財調査・活用事業
今後の方向性	方法改善
方向性に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ●今回埋蔵物、地域景観や古文書など多様なアイテムについて文化財として光を当てる努力を継続されていることが良く分かりました。しかし、一般市民の中にはそれらの存在や価値がわからず、関心が薄いことも多々あります。この辺のギャップを埋める解説・啓発など普及に努めていただきたいと思います。 ●文化財調査を続けながら、調査を活用する事業にされていくとのこと、期待します。 ●事業の成果を広く市民に周知することに一層の努力を傾注されたい。
その他	
事務事業名	⑩ 河川維持事務
今後の方向性	方法改善
方向性に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ●管理すべき河川（特に普通河川）が特定できていません。それゆえ現在は、氾濫等の異常発生や市民からの異常通報を受けて対策する、いわゆる後追いで対処している状況です。管理すべき全河川を把握して、パトロール等定期的に行い、事前予防も含めた管理を進めてください。 ●河川改修に関わる他の部署との連携協議を密にし、対象河川を把握することが急務と思われます。
その他	

事務事業名	⑪ 農業振興関係施設運営事務 三郷やすらぎ空間施設運営事務
今後の方向性	廃止・休止
方向性に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ●今回、この施設を通じて「都市住民との交流促進」「地域農業の活性化」などを進めると言う本来の目的が具現化された事例等は、確認できませんでした。また指定管理者がこの目的のために活動している節も見えません。開始以来約10年が経過し、マンネリに陥っているのは否めないため、一旦終息にすべきと思料いたします。 ●新しい指定管理者と体験を担う三郷やすらぎ運営委員会が、足並みを揃えないと施設運営は難しいと思います。 ●施設整備時の事業内容で、施設の管理運営形態が当時と違っていることから矛盾が生じています。この事業計画で進めるならば、設立時の運営形態に戻すことも一案だと思料いたします。
その他	●早急に新しい指定管理者と三郷やすらぎ運営委員会が、運営に関する方向性が一致できるようご検討下さい。
事務事業名	⑫ 交流人口拡大(観光イベント)
今後の方向性	方法改善
方向性に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ●この事業の最終目的は“魅力あるイベントの創出”であります。在来の各イベントにも市が目いっぱい力を入れて、活性化している状況がうかがえますが、そのやり方では費用も掛かり、息切れします。一旦立ち上げたイベントが、関係者の通常努力で継続されるのが理想だと思います。裏返せば、そうならないイベントは、魅力がなく、やがて消え去る運命にあります。 ●イベントを運営委員会に任せる方向で事業を進められるとのこと、実行できるイベントから進めて下さい。 ●旧町村からのイベントで、現在の本市の観光戦略等に合わないものは、見直していく必要があると考えます。
その他	●新イベントを立ち上げる時点で、実行委員会等が脆弱な段階では、市当局が事務局など引き受け先導することはあっても良いと思いますが、すでに何年も活動している組織については、その運営は関係団体の主導でやるべきであります。

事務事業名	⑬ 中小企業者育成事業 産業支援コーディネーター事務
今後の方向性	方法改善
方向性に対する意見	●農業関連分野でのマッチング活動は、今年度からであり、成果は未定であります。今年度マッチングさせた10アイテムがきちんと製造販売され、企業の主力商品としての地位を確立したことを見極め、その過程で出てくる課題に対応できたところで、成果があったと言えます。そこまでのフォローをお願いします。
その他	●市内の農産加工（6次産業も含めて）・関連企業について、多くの情報を把握し、整理することが行政としては、必要だと思います。 ●生産者、加工者等の市内全ての関係者がウィンウィンとなるようなマッチングの成果を望みます。
事務事業名	⑭ 協働のまちづくり事業 市民と行政の協働推進事業
今後の方向性	拡大・充実
方向性に対する意見	●事業全体としては、着実に進んでおり、このままシステムの完成に向けて取り組みを進めてほしいです。しかし主要アイテムに、①各分野別の協働の仕組みづくりと②各種情報収集・発信の仕組みづくりなどがあるが、これら分野では今年度の計画に対しても未達部分があります。取り組みを加速してください。 ●始まったばかりの「協働のまちづくり事業」です。市民と行政の協働推進について、市民へのPRをお願いします。
その他	●市から区長への依頼事項の見直しについては、本年度、取り組んでいくとのことですので、更なる負担軽減策をお願いします。
事務事業名	⑮ 地域・行政情報化推進事業 市内ネットワーク強じん化業務
今後の方向性	方法改善
方向性に対する意見	●今年度設置として予算化までしたアイテムを中止にして、新しい仕組みについて一から考えなおすとの事だが、この仕事のやり方そのものを見直す必要があります。一旦計画された事業の中断、ないしは、実行断念について、

	<p>また別方式での事業推進の開始について、どのようなプロセスを経てオーソライズされたのでしょうか。その手順から見直してほしいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大規模災害に備え、かかわりのある部署との連携を図り、より良い方向へ事業を進めて下さい。 ●技術的な詰めを加速してください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●庁内全体にかかわる事柄のシステム作り（仕組みづくり）は、委員会等を設置して、広く関係部門の意見を募り、どんな項目を盛り込み、アウトプットはどんな形や、どんなタイミングで出すのか明確にしてから進めるべきです。
事務事業名	⑩ 総合評価落札方式一般競争入札事務 総合評価落札方式一般競争入札執行事務
今後の方向性	方法改善
方向性に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ●総合評価落札方式については、従来方式の欠点を克服する方式として、国で考案され、地方にも推奨している方式だと思います。今回、採用の際のわずらわしさや多大な労力・時間等がかかる説明に終始されましたが、実施すれば従来方式の欠点克服になる事は明白であります。したがって、従来方式に戻すのではなく、実施に向けての課題克服に注力し、ブラッシュアップして利用するように前向きに取り組んでいただきたいと思います。安曇野市入札制度検討委員会の「入札制度改革の提言」の中でも、そのことを求めていると思います。 ●「総合評価落札方式」を導入されたのですから、短期で実施できる方法に改善願います。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●入札業務については、市内事業者優先への対応、または、経済市場変動により入札不落や入札不調への対応などで煩わしく、対応に苦慮する事象も多く出現することはわかりますが、しかし一方では無原則に簡略化や慣例方式などに走ると別の弊害の温床になりかねません。制度の原則はきちんと守って取り組むことを希望します。 ●品質確保や一層の入札の透明性をより良いシステムで図っていただきたい。

3 外部評価結果の総括

委員からの総括は、以下のようになっています。

- (1) 事務事業シートの作り方については、年々わかりやすくなってきています。しかし、いまだに“目標＝活動内容＝数値目標”の関連が、希薄又は関連づけられないような内容のものが散見されます。活動内容は、目標達成のために行う活動であり、数値目標は、目標そのものの達成度合いであったり、あるいは活動内容の達成度合いであるべきです。
- (2) より良い市民生活の実現のために、市の政策、施策があり、それを実現するためにそれぞれの事務事業があります。事業評価を行う意義の一つに、常に自分たちの業務を直視し、政策実現のため、何か無駄がないか、不十分なところはないか、より進歩したやり方はないか等を考えながら仕事を進めることにあると思います。せつかくの事業評価制度ですので、十分活用して各分野の仕事の質を向上し、スピーディな政策実現を図ってほしいと思います。
- (3) 市政施行から 10 年が経過することから、旧町村の事業を漫然と継続することなく、「安曇野市として」というスタンスで考え、事業を計画・実行していただけたらと思いました。
- (4) 現在の事務事業外部評価のシステムは、内部の事務事業評価→外部評価→対応方針→1年後の事後検証となっています。より効率的な行政運営のため、外部評価結果が翌年度の予算等へ反映できるような制度改革を求めます。

4 資料

(1) ごみ減量化再利用対策事業 生ごみ処理機器等補助金交付事務

No.	18	-	21	基本事務事業名	ごみ減量化再利用対策事業	事務事業名	生ごみ処理機器等補助金交付事務	公的関与	3	当初 P・D 作成日	平成26年7月25日			
当初 部局名	市民生活部			当初 課名	廃棄物対策課	当初 主務課長名	白澤勇一	当初 P・D作成者	山田啓策					
						最終 主務課長名	白澤勇一	最終 P・D作成者	山田啓策					
事業区分	● 1 ソフト事業		● 3 施設等整備事業		● 5 補助・負担・支援		事業運営方法	■ 1 直営		■ 3 全部委託				
	● 2 経常的事務事業		● 4 施設の管理・運営		● 6 内部事務・その他			■ 2 一部委託		■ 4 補助等				
総合計画 (後期基本計画)	実施計画		政策		環境への責任を果たすまち		事業の開始・終了							
	● 1 該当		● 2 非該当		具体的施策		② 排出抑制(リデュース)の推進		平成 18 年	~	平成 年	■ 期間設定なし		
事業の 対象・目的	対象(誰を、何を)	生ごみ処理機器等を導入する市民に対する購入費補助												
	目的(どうい う状態に したい のか)	最終的	生ごみやせん定枝の家庭での処理を促進することで、可燃ごみの排出を抑制し、ごみ減量化を図る。											
		今年度	市民が購入する生ごみ処理機、せん定木等粉碎機に対し補助を行い、家庭での処理によるごみ減量化を促進する。											
事業の 活動内容	具体的にどのような活動を行いますか。(主なもの5つまで)													
	① 生ごみ処理機器の購入に対し、購入費の1/2額、限度額 30,000円(5kg以上/日は100,000円)を補助する。													
	② コンポスター(容器)の購入に対し、購入費の2/3、限度額 3,000円を補助する。													
	③ せん定木等粉碎機の購入に対し、購入費の1/2、限度額 10,000円を補助する。													
	④ 生ごみの減量化や補助金制度の広報等による周知。													
	⑤													
数値目標 (事業の目的 及び活動内容 の達成度を 測る指標)	指標名	計算式又は指標設定理由	単位		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度末		最終目標			
					目標	150	150	150	200					
	補助件数			件		実績	120	144	134	■				
						目標	130	130	130	119				
	家庭系可燃ごみの市民一人当たりの排出量	家庭系可燃ごみの総排出量/人口		kg		実績	137	135	136.5	■				
						目標								
					実績				■					
									■					
予算費目	会 計	安曇野市一般会計			款	4	項	2	目	2	事業コード	104220	事業名称	ごみ減量化再利用対策事業
DO 直接事業費	平成 24 年度決算		平成 25 年度決算		平成 26 年度決算		備考							
	国庫支出金	0 千円		0 千円		0 千円		購入費補助金 2,524						
	県支出金	0 千円		0 千円		0 千円								
	地方債	0 千円		0 千円		0 千円								
	その他特定財源	0 千円		0 千円		0 千円								
	一般財源	2,412 千円		2,877 千円		2,524 千円								
	計(A)	2,412 千円		2,877 千円		2,524 千円								
	(内臨時職員経費)	0.000 人	0 千円	0.000 人	0 千円	0.000 人	0 千円							
	臨職種類													
	人件費(B)	0.070 人	547 千円	0.080 人	625 千円	0.128 人	977 千円							
全体事業費(A+B)	2,959 千円		3,502 千円		3,501 千円									

チェック項目		一次評価者		二次評価者							
		第2段階	職名	第2段階	職名						
		小穴 広之介		堀内 猛志							
		係長		部長							
		市民生活部廃棄物対策課		市民生活部							
		評価実施日	平成27年4月24日	一次評価の説明							
				評価実施日							
妥当性	1. 市が実施しなくても、公平性・公正性が確保できる等、他の実施主体があり、事業を廃止・休止しても影響は大きくない。	● 少ない	● 大きい	近隣自治体の補助状況や、生ごみ処理機器等の販売価格からみても、妥当な補助である。	● 少ない	● 大きい					
	2. 厳しい財政状況の中、次年度以降実施する緊急性が認められない。	● ない	● ある		● ない	● ある					
	3. 住民満足度の向上のために、現在事業内容が適切である。	● ない	● ある		● ない	● ある					
	4. 住民ニーズの低下がみられたり、近隣自治体と比較してニーズを上回るサービスとなっている。	● いる	● いない		● いる	● いない					
有効性	1. 施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。	● いえない	● いえる	生ごみ処理機等により家庭で処理を行うことにより、ごみ排出量が削減される。	● いえない	● いえる					
	2. 事業内容のマンネリ化など、施策への貢献度が著しく高いとはいえない。	● いえない	● いえる		● いえない	● いえる					
	3. 市が実施する施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	● する	● しない		● する	● しない					
	4. 事業の継続をしても成果の向上が期待できない。	● できない	● できる		● できない	● できる					
達成度	1. 目標設定に対して進捗状況が劣っていると思う。	● 目標に比べて劣っている		補助件数及び家庭系可燃ごみの市民一人当たりの排出量ともに目標数値をほぼ達成し、これにより、生ごみ及び剪定木の家庭での処理を促進した。	● 目標に比べて劣っている						
	2. 目標設定に対して成果があまり上がっていないと思う。	● あまり上がっていない			● あまり上がっていない						
	3. 目標設定に対して概ね目標を達成していると思う。	● 概ね達成している			● 概ね達成している						
	4. 目標設定に対して十分に目標を達成していると思う。	● 十分達成している			● 十分達成している						
効率性	1. 効果に比べてコストが高い。	● 高い	● 適当	家庭からのごみ排出量が減少することで、可燃ごみの収集・運搬・処分に係る経費につながる。	● 高い	● 適当					
	2. 他の実施主体のノウハウや新たな制度を活用できる。	● できる	● できない		● できる	● できない					
	3. 予算・人員と成果の関係で、実施手段等を見直す余地がある。	● ある	● ない		● ある	● ない					
	4. 電子化や契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。	● ある	● ない		● ある	● ない					
ACTION	評価点	妥当性 4	有効性 4	達成度 3	効率性 4	総合評価 A	妥当性 4	有効性 4	達成度 3	効率性 3	総合評価 A
	今後の方向性	● 拡大・充実 ● 縮小	● 現状維持 ● 統合/終期設定	● 方法改善 ● 廃止/休止	● 民間委託等	● 拡大・充実 ● 縮小	● 現状維持 ● 統合/終期設定	● 方法改善 ● 廃止/休止	● 民間委託等		
	当面の課題	補助件数が横這いである。					二次評価での指摘事項				
	改革案と実行計画	生ごみ処理機等の利点を広報・周知することにより、補助金制度の更なる利用拡大を図る。					ごみ減量化に向け、制度周知に努めてください。				
	委員会指摘事項										

事業NO	18-21																																																																	
事業シート(補足説明)																																																																		
事業名	ごみ減量化再利用対策事業 生ごみ処理機器等補助金交付事務																																																																	
事業内容 (手段・手法など)	<p>〈事務の流れ〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助対象機器を購入 2. 購入者から補助申請 <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書、実績報告書類(機種名の入った領収書、機器の処理能力が分かるパンフレット等資料、設置状況の写真)の提出 3. 補助対象要件及び設置確認、実地調査 <ul style="list-style-type: none"> ・対象機器となるかの該当性、処理能力、5年以内の補助実績の有無、 ・滞納等欠格事由の有無、(関係各課への照会) 4. 市から補助金交付決定及び確定の通知 5. 補助金請求書の提出 6. 支出事務を経て、市から指定口座に振込み <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[種類]</td> <td style="text-align: center;">[補助率]</td> <td style="text-align: center;">[限度額]</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>生ごみ処理機器(処理量5kg未満/日)</td> <td>購入費の2分の1</td> <td>30,000円</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" (処理量5kg以上/日)</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td>100,000円</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>容器</td> <td>購入費の3分の2</td> <td>3,000円</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>せん定木等粉碎機</td> <td>購入費の2分の1</td> <td>10,000円</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>						[種類]	[補助率]	[限度額]				生ごみ処理機器(処理量5kg未満/日)	購入費の2分の1	30,000円				" (処理量5kg以上/日)	"	100,000円				容器	購入費の3分の2	3,000円				せん定木等粉碎機	購入費の2分の1	10,000円																																	
[種類]	[補助率]	[限度額]																																																																
生ごみ処理機器(処理量5kg未満/日)	購入費の2分の1	30,000円																																																																
" (処理量5kg以上/日)	"	100,000円																																																																
容器	購入費の3分の2	3,000円																																																																
せん定木等粉碎機	購入費の2分の1	10,000円																																																																
平成26年度 事業実績	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">H23年度</td> <td style="text-align: center;">件数</td> <td style="text-align: center;">金額</td> <td style="text-align: center;">H24年度</td> <td style="text-align: center;">件数</td> <td style="text-align: center;">金額</td> </tr> <tr> <td>生ごみ処理機</td> <td>87件</td> <td>2,536,000円</td> <td>生ごみ処理機</td> <td>77件</td> <td>2,254,400円</td> </tr> <tr> <td>ポカシ容器等</td> <td>37件</td> <td>88,100円</td> <td>ポカシ容器等</td> <td>36件</td> <td>90,300円</td> </tr> <tr> <td>剪定木等粉碎機</td> <td>4件</td> <td>40,000円</td> <td>剪定木等粉碎機</td> <td>7件</td> <td>67,600円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td>128件</td> <td>2,664,100円</td> <td style="text-align: center;">合計</td> <td>120件</td> <td>2,412,300円</td> </tr> </table> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">H25年度</td> <td style="text-align: center;">件数</td> <td style="text-align: center;">金額</td> <td style="text-align: center;">H26年度</td> <td style="text-align: center;">件数</td> <td style="text-align: center;">金額</td> </tr> <tr> <td>生ごみ処理機</td> <td>89件</td> <td>2,643,200円</td> <td>生ごみ処理機</td> <td>81件</td> <td>2,320,600円</td> </tr> <tr> <td>ポカシ容器等</td> <td>42件</td> <td>105,700円</td> <td>ポカシ容器等</td> <td>44件</td> <td>113,300円</td> </tr> <tr> <td>剪定木等粉碎機</td> <td>13件</td> <td>127,700円</td> <td>剪定木等粉碎機</td> <td>9件</td> <td>89,900円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td>144件</td> <td>2,876,600円</td> <td style="text-align: center;">合計</td> <td>134件</td> <td>2,523,800円</td> </tr> </table>						H23年度	件数	金額	H24年度	件数	金額	生ごみ処理機	87件	2,536,000円	生ごみ処理機	77件	2,254,400円	ポカシ容器等	37件	88,100円	ポカシ容器等	36件	90,300円	剪定木等粉碎機	4件	40,000円	剪定木等粉碎機	7件	67,600円	合計	128件	2,664,100円	合計	120件	2,412,300円	H25年度	件数	金額	H26年度	件数	金額	生ごみ処理機	89件	2,643,200円	生ごみ処理機	81件	2,320,600円	ポカシ容器等	42件	105,700円	ポカシ容器等	44件	113,300円	剪定木等粉碎機	13件	127,700円	剪定木等粉碎機	9件	89,900円	合計	144件	2,876,600円	合計	134件	2,523,800円
H23年度	件数	金額	H24年度	件数	金額																																																													
生ごみ処理機	87件	2,536,000円	生ごみ処理機	77件	2,254,400円																																																													
ポカシ容器等	37件	88,100円	ポカシ容器等	36件	90,300円																																																													
剪定木等粉碎機	4件	40,000円	剪定木等粉碎機	7件	67,600円																																																													
合計	128件	2,664,100円	合計	120件	2,412,300円																																																													
H25年度	件数	金額	H26年度	件数	金額																																																													
生ごみ処理機	89件	2,643,200円	生ごみ処理機	81件	2,320,600円																																																													
ポカシ容器等	42件	105,700円	ポカシ容器等	44件	113,300円																																																													
剪定木等粉碎機	13件	127,700円	剪定木等粉碎機	9件	89,900円																																																													
合計	144件	2,876,600円	合計	134件	2,523,800円																																																													
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<p>【松本市ごみ減量機器購入費補助金交付要綱】 昭和58年4月1日告示</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(種類)</td> <td style="text-align: center;">(補助率)</td> <td style="text-align: center;">(限度額)</td> <td style="text-align: center;">(補助台数)</td> </tr> <tr> <td>生ごみ処理機</td> <td>購入金額の1/2以内</td> <td>40,000円を限度</td> <td>1世帯につき 1台</td> </tr> <tr> <td>剪定木処理機</td> <td>購入金額の1/2以内</td> <td>50,000円を限度</td> <td>1世帯につき 1台</td> </tr> <tr> <td>容器</td> <td>購入金額の2/3以内</td> <td>15,000円を限度</td> <td>1世帯につき 2台</td> </tr> </table>						(種類)	(補助率)	(限度額)	(補助台数)	生ごみ処理機	購入金額の1/2以内	40,000円を限度	1世帯につき 1台	剪定木処理機	購入金額の1/2以内	50,000円を限度	1世帯につき 1台	容器	購入金額の2/3以内	15,000円を限度	1世帯につき 2台																																												
(種類)	(補助率)	(限度額)	(補助台数)																																																															
生ごみ処理機	購入金額の1/2以内	40,000円を限度	1世帯につき 1台																																																															
剪定木処理機	購入金額の1/2以内	50,000円を限度	1世帯につき 1台																																																															
容器	購入金額の2/3以内	15,000円を限度	1世帯につき 2台																																																															
特記事項 (事業の沿革等)	<p>【豊科町生ごみ自家処理機器購入費補助金交付要綱】 平成12年3月29日 告示第17号</p> <p>平成12年4月1日以降に生ごみ自家処理機器(処理機及び容器)を購入し設置したことから適用を開始した。</p>																																																																	

(2) 水資源対策事業

PLAN	No.	17	1	基本事務事業名	水資源対策事業	事務事業名	公的関与 3			当初 P・D 作成日	平成26年8月7日				
	当初 部局名	市民生活部			当初 課名	環境課	当初 主務課長名	大向 弘明		当初 P・D作成者	蓮井 文人				
							最終 主務課長名	大向 弘明		最終 P・D作成者	蓮井 文人				
	事業区分	● 1 ソフト事業		● 3 施設等整備事業		● 5 補助・負担・支援		事業運営方法	■ 1 直営		■ 3 全部委託				
		● 2 経常的事務事業		● 4 施設の管理・運営		● 6 内部事務・その他			■ 2 一部委託		■ 4 補助等				
	総合計画 (後期基本計画)	実施計画		政策		環境への責任を果たすまち			事業の開始・終了						
		● 1 該当		施策		水環境の保全活用			平成	年	～	平成	年	■ 期間設定なし	
		● 2 非該当		具体的施策		① 地下水の保全・涵養・適正利用			根拠法令等						
	事業の 対象・目的	対象(誰を、何を)	地下水の保全・涵養												
		目的(どういう状態にしたいのか)	最終的	水環境基本計画を策定し、地下水の保全・涵養並びに有効利用を図る。											
		今年度	水環境基本計画策定委員会を立ち上げ、計画内容を検討する。												
事業の 活動内容	具体的にどのような活動を行いますか。(主なもの5つまで)														
	① 地下水位観測の継続的な実施。														
	② 涵養面積の拡大を図るため転作田湛水モデル事業の実施														
	③ 地下水の保全・涵養に向けて他市町村との連携を図る。														
	④ 安曇野市水資源対策協議会と調査結果や研究内容について連携を図る。														
	⑤														
数値目標 (事業の目的及び活動内容の達成度を測る指標)	指標名		計算式又は指標設定理由		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度末	最終目標						
	地下水位観測箇所数	観測箇所数			箇所	目標	12	12	12	12					
						実績	12	12	12	■					
	地下水涵養事業	麦後湛水実施面積			ha	目標	1	15	25	100					
						実績	1	11	22	■					
					目標	■									
					実績	■									
予算費目	会計	安曇野市一般会計				款	2	項	1	目	6	事業コード	102360	事業名称	水資源対策費
DO	直接事業費			平成 24 年度決算	平成 25 年度決算	平成 26 年度決算		備考							
		国庫支出金	0 千円		0 千円		0 千円		地下水位調査(H26)						
		県支出金	0 千円		0 千円		0 千円		・旧通産省設置井戸 4箇所						
		地方債	0 千円		0 千円		0 千円		・農水省設置井戸等 6箇所						
		その他特定財源	0 千円		0 千円		0 千円		・わさび田内井戸 2箇所						
		一般財源	10,028 千円		10,185 千円		19,233 千円								
		計(A)	10,028 千円		10,185 千円		19,233 千円								
		(内臨時職員経費)	0.000 人	0 千円	1.000 人	0 千円	1.000 人	0 千円							
		臨職種類													
		人件費(B)	0.796 人	6,222 千円	0.711 人	5,552 千円	1.291 人	9,852 千円							
全体事業費(A+B)	16,250 千円		15,737 千円		29,085 千円										

チェック項目		一次評価者		二次評価者								
		職名	蓮井 文人	職名	堀内猛志							
		第2段階	職名	第2段階	職名							
		所属課	係長	所属課	部長							
		所属課	市民生活部環境課	所属課	市民生活部							
		評価実施日	平成27年4月24日	評価実施日								
妥当性	1. 市が実施しなくても、公平性・公正性が確保できる等、他の実施主体があり、事業を廃止・休止しても影響は大きくない。	● 少ない	● 大きい	一次評価の説明 安曇野の重要な地域資源である地下水の保全・涵養及び適正な利用を図り、貴重な水資源を次世代へと承継する必要がある。	● 少ない	● 大きい						
	2. 厳しい財政状況の中、次年度以降実施する緊急性が認められない。	● ない	● ある		● ない	● ある						
	3. 住民満足度の向上のために、現在事業内容が適切である。	● ない	● ある		● ない	● ある						
	4. 住民ニーズの低下がみられたり、近隣自治体と比較してニーズを上回るサービスとなっている。	● いる	● いない		● いる	● いない						
有効性	1. 施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。	● いえない	● 見える	水資源対策協議会およびアルプス地域地下水保全対策協議会と連携を図り、同じ地下水盆として広域的に地下水の保全・涵養に取り組む必要がある。	● いえない	● 見える						
	2. 事業内容のマンネリ化など、施策への貢献度が著しく高いとはいえない。	● いえない	● 見える		● いえない	● 見える						
	3. 市が実施する施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	● する	● しない		● する	● しない						
	4. 事業の継続をしても成果の向上が期待できない。	● できない	● できる		● できない	● できる						
達成度	1. 目標設定に対して進捗状況が劣っていると思う。	● 目標に比べて劣っている	地下水の涵養面積の拡大図るため、転作田湛水モデル事業を実施し、約22ヘクタールの転作田による湛水が行われた。	● 目標に比べて劣っている								
	2. 目標設定に対して成果があまり上がっていないと思う。	● あまり上がっていない		● あまり上がっていない								
	3. 目標設定に対して概ね目標を達成していると思う。	● 概ね達成している		● 概ね達成している								
	4. 目標設定に対して十分に目標を達成していると思う。	● 十分達成している		● 十分達成している								
効率性	1. 効果に比べてコストが高い。	● 高い	● 適当	地下水位・水質検査には費用がかかるが、継続的に検査を実施し、経年変化及び分析のためのデータの蓄積が必要である。	● 高い	● 適当						
	2. 他の実施主体のノウハウや新たな制度を活用できる。	● できる	● できない		● できる	● できない						
	3. 予算・人員と成果の関係で、実施手段等を見直す余地がある。	● ある	● ない		● ある	● ない						
	4. 電子化や契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。	● ある	● ない		● ある	● ない						
ACTION	評価点	妥当性 4	有効性 4	達成度 3	効率性 4	総合評価 A	妥当性 4	有効性 4	達成度 3	効率性 4	総合評価 A	
	今後の方向性	● 拡大・充実 ● 縮小	● 現状維持 ● 統合/終期設定	● 方法改善 ● 廃止/休止	● 民間委託等	● 拡大・充実 ● 縮小	● 現状維持 ● 統合/終期設定	● 方法改善 ● 廃止/休止	● 民間委託等	二次評価での指摘事項		
	当面の課題	地下水条例に基づく水環境基本計画策定委員会を運営と計画の策定及び、湛水実施面積の拡大方針と涵養経費の負担について検討が必要。					水環境基本計画の中で、より有効な涵養方法、係る経費負担の方法等検討し、説明していく必要があります。					
	改革案と実行計画	今後も涵養面積の拡大を図るとともに、水環境基本計画策定の中で有効な涵養方法、必要な経費の負担方法の検討を行う。										
	委員会指摘事項											

事業NO	17-1
事業シート(補足説明)	
事業名	水資源対策事業
事業内容 (手段・手法など)	<p>かけがえのない共有財産である水資源を、関係機関と連携をとりながら保全、涵養、適正利用を進めています。</p> <p>○地下水調査 経済産業省(旧通産省)が昭和59年に掘削した4本の深井戸と関東農政局が同年に掘削した浅井戸4本の水位と、湧水量2箇所、わさび田2箇所の水位を継続観測をじ実施。地下水年代調査の実施。</p> <p>平成25年4月1日に施行された「安曇野市地下水の保全・涵養及び適正利用に関する条例」の適正な運用</p> <p>○地下水採取届のうち事前協議が必要なものについては、安曇野市地下水採取審査委員会を開催し、内容を審査する。</p> <p>○条例に基づく水環境基本計画策定に向けて、費用負担を含めた地下水涵養施策を検討するための策定委員会を立ち上げ検討する。</p> <p>○転作田涵養(麦後湛水)モデル事業を実施。</p>
平成26年度 事業実績	<p>○通年の地下水位 ・水位:旧通産省 4カ所 ・農水省4カ所 ・湧水2カ所 ・わさび田2カ所 (・水質(年2回):市内の井戸28カ所)</p> <p>○地下水年代測定調査 六フッ化硫黄及びトリチウムによる</p> <p>○地下水採取審査委員会 3回開催 審査案件3件</p> <p>○水環境基本計画策定委員会 3回開催</p> <p>○転作田涵養(麦後湛水)モデル事業 21.65ha(116圃場)</p> <p>○地下水シンポジウムの開催</p>
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	
特記事項 (事業の沿革等)	<p>平成26年6月6日に水環境基本計画策定委員会を設置し、委員会を3回(8/8、11/13、3/13)開催した。</p> <p>目標値を設定しつつマスタープラン(基本計画)を作成し、目標達成に向けてのアクションプラン(行動計画)を作成してゆく。</p> <p>本計画策定の中で、地下水涵養施策について検討、検証を行い、実行性のある施策を検討する。</p>

安曇野市地下水の保全・涵養及び適正利用に関する条例の概要

I 総則

1 目的

この条例は、安曇野地域の暮らし、産業及び観光に欠かすことのできない重要な地域資源である地下水の保全・涵養及び適正な利用を図り、もって市民の健康で文化的な生活に寄与する。

2 定義

必要な用語を定義

3 基本理念

- ① かけがえない市民共有の財産であり、公水であるとの認識に立ち、地下水を守り育み、そして活かし、健全な地下水環境の創出及び適正利用を行う。
- ② 豊かな安曇野を次世代に引き継ぐため、市民、事業者、行政機関のそれぞれの責務を果たし、協働で地下水の保全・涵養及び適正な利用に努める。

4 市の責務

- ・地下水の保全・涵養のために、計画的な施策を講ずる
- ・地下水の保全・涵養に関する情報提供、意識啓発

5 市民、事業者の責務

- ・自ら地下水の保全・涵養に努める
- ・市が行う地下水の保全・涵養のための取組に協力

6 地下水採取者の責務

- ・地下水の重要性を認識し、採取量の縮減に努める
- ・採取した地下水の再利用等を図る必要な措置を講ずる

II 水環境基本計画

7 水環境基本計画

地下水の保全・涵養及び適正利用のために水環境基本計画を策定し、長期的な取組を行い、これに基づく行動を推進する。

III 地下水の保全・涵養

8 地下水の調査

- ① 地下水の水位及び水質の状況を調査
- ② 調査を行うため、地下水採取者は市への協力
- ③ 調査の結果を公表

9 対策の促進

県及び近隣市町村との連携を図り地下水の保全に努め、節水及び水の有効利用の意識の啓発を行う。

10 対策への協力

市長は、市が講ずる地下水の保全・涵養のための対策に係る経費の一部について、地下水採取者及び地下水利用者に対し、協力金を求めることができる。

IV 地下水の適正な利用

11 地下水採取の届出（地下水採取者⇒市）

地下水の採取を行おうとする者は、市長に届出する。

12 地下水採取の事前協議

- ① 地下水の採取を行おうとする者が次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、市長と協議をする。

- ・ 一日の採取量が100㎡以上又は揚水機の吐出口の断面積が12cm²以上のもの
- ・ 11の届出をした採取量を変更しようとするもので、上記同様のもの
- ② 前項の規定にかかわらず、地下水の採取を行おうとする者が新規に井戸を設置し、又は11に規定する届出をした採取量を変更することによる地下水の採取が周辺の水道水源及び井戸並びに湧水に支障を及ぼすおそれがあると市長が認める場合は、速やかに市長と協議する。
- 13 安曇野市地下水採取審査委員会**
地下水の採取に関する事項について審査するため、安曇野市地下水採取審査委員会を設置する。
- 14 説明会の開催**
12の協議を行った者は、関係市民等に対し、井戸の設置工事の内容について説明会を開催しなければならない。
- 15 届出事項の変更**
 - ① 地下水採取（予定）量を変更する場合 変更しようとする日の90日前まで
 - ② ①以外の届出の内容を変更する場合 変更した日から30日以内
- 16 井戸廃止の届出**
11の届出をした者は、井戸の使用を廃止し、又は井戸を撤去したときは、その日から30日以内に、市長に届出する。
- 17 地下水採取量の報告**
地下水採取者は、年間の地下水採取量を市長に報告しなければならない。

IV 雑則

- 18 立入調査等**
市長は、必要な限度において、職員に他人の土地又は建物に立ち入り、地下水に関する調査又は検査をさせることができる。
- 19 報告及び助言等**
市長は、地下水を保全するため必要があると認める場合、地下水採取者、地下水利用者及び地下水に影響を与え、又は与えるおそれがある者に対し、地下水の保全・涵養のための措置の状況その他必要な事項に関し、報告を求め、又は助言し、若しくは指導することができる。
- 20 違反者等の氏名等の公表**
届出・協議をせず、又は虚偽の届出・協議をした者、調査を拒み又は妨げた者、正当な理由がなくその指導に従わない者に意見を述べる機会を与えた上でその旨を公表する。
- 21 委任**
この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

V 罰則

- 22 罰則**
届出・協議をせず、又は虚偽の届出・協議をした者、正当な理由がなくその指導に従わない者は、5万円以下の罰金に処する。
- 23 両罰規定**
法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

安曇野市地下水資源強化・活用指針 ～概要版～

安曇野市地下水保全対策研究委員会

はじめに

かけがえのない共有財産である地下水を、守り、育み、そして活かす

地下水は、安曇野市民共有のかけがえのない財産です。しかし、安曇野の豊かな水環境にも、大きな変化が生じ始めています。

わたしたちには、貴重な水資源を有効に活用するだけでなく、守り、育み、子々孫々まで伝える責務があります。

一方、地下水をめぐる社会情勢にも大きな変化が生じ始めています。地下水を公共の財産とみなし、守り、育む時代を迎えようとしています。

本指針は、安曇野の地下水を強化し、活用するための条例の制定に向け、「安曇野市地下水保全対策研究委員会」で検討した成果をまとめたものです。

研究委員会は、約2ヶ年にわたって、新斬かつ革新的なルールづくりを目指して議論を進めてきました。

指針に盛り込まれた「安曇野ルール」が実践されることにより、水の世紀を迎えた日本そして世界において、安曇野が地下水資源の強化と活用の範たる地域となることを願い、そして、期待します。

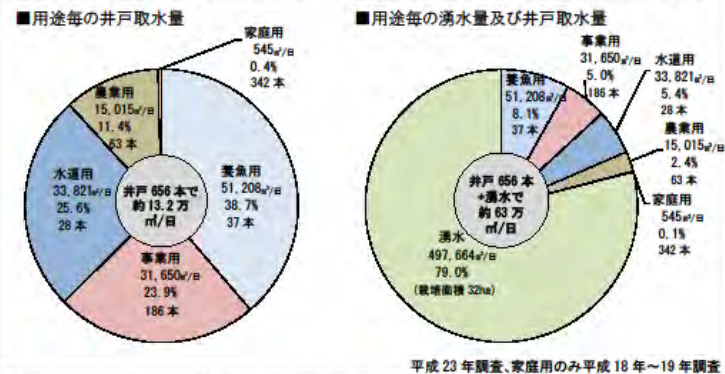
本指針の基本理念(安曇野ルール)

1. 地下水は市民共有の財産である
2. 全市民が地下水保全・強化に努め、健全な地下水環境を創出する
3. 地下水資源を活用し、豊かな安曇野を次世代に引き継ぐ

地下水の利用状況

「地下水が安曇野の生活と産業に密接に関わっている」ことが特徴です。その用途は、水道水をはじめ、養魚や事業、水田等の農業や湧水を用いたわさび栽培など多岐にわたります

安曇野市の井戸からの取水総量は、約13.2万m³/日です。その用途は、養魚用、事業用、水道用、農業用及び家庭用に大別されます。また、地場産業であるわさび栽培や養鱒等に利用されている湧水量は、約50万m³/日(湧水を含む地下水利用全体の約79%)近くと試算され、安曇野の地下水利用の特徴です。



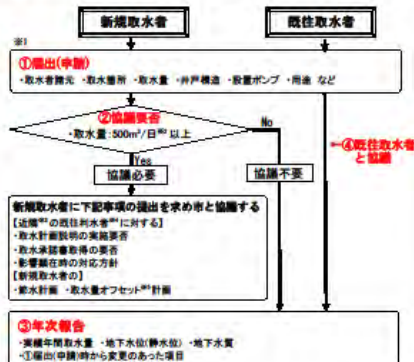
※ わさび栽培に必要な水量の頭単位(18L/10a/秒；ヒアリング結果から、市内のわさび栽培地面積32haを算じて求めた算定値で、約49.8万m³/日となります。また、わさび栽培で利用された後、養鱒にも利用されています。

取水ルールに関する検討

地下水取水する場合はまず届け出を！ 必要に応じて協議します

ルールの骨組みは、次の4点です。

- ① 動力を用いる全ての取水者(新規及び既往)は、井戸による取水内容を市に届出(申請)する。
- ② 新規取水者のうち、同一敷地内での取水量が500m³/日以上のもは、市と協議を行う。
- ③ 動力を用いる全ての取水者(新規及び既往)は、年間取水量等を市に年次報告する。
- ④ 新規・既往を問わず、500m³/日以上の取水希望者は、節水や地下水取水量のオフセット(相殺)に取り組むことが求められる。



- ※1 既往取水者は現状の取水実績を届け出る。新規取水者は井戸設置前に申請書を届け出る。
- ※2 地下水採取により得られた湧出域(三川合流部付近)における既往取水者への影響を回避するのに必要な取水量(500m³/日)とする。
- ※3 今後の水環境基本計画策定時に「近隣」の具体的な値を検討していく必要がある。
- ※4 市は①届出で把握される情報に基づき、新規取水者に近隣の既往取水者を通知する。
- ※5 相殺するという意味。取水者による地下水への影響を、湧量により相殺すること。

施策の実現に向けて

各施策の推進に必要な資金の確保の具体化や運用のための体制づくりが必要

■資金の確保に当たっては、次の考え方を基本とすることが重要

- ① 「継続的に調達する」
- ② 「負担は広くかつ薄くする」
- ③ 「地下水を利用する全ての者の負担額は、一つの算定式で算出する」(右図参照)

■取組みの推進や資金管理の体制づくりが重要

-水資源対策協議会が役割を担うことが有効

■基本理念に則り、取組みを推進するとともに、行動の具体化に向けて、「水環境基本計画」を策定し、実行することが重要

各自の支払額 = 地下水の単価

× 地下水利用量 (= 取水量 - 湧水量)

取水量：地下水の取水量に応じて負担額が高くなる
湧水量：湧水の取組みを行えば負担額が低くなる

× 負担能力に関する係数(資本金の比率と外国資本の割合)

・負担能力が低いほど、負担額が低くなる
・資本割合で市外(特に外国)資本の割合が高くなるほど負担額が高くなる
※安曇野市内に産業を立地するモチベーションとする

× 地下水影響度に関する係数

・井戸の深さが深いほど、負担額が高くなる
・湧水利用者にも一定の負担が発生するよう考慮する

※今後、具体的な負担額(どんな人・企業が、どの程度の負担額となるか)の検討に向けた、考え方の整理(どの要素を重く評価するか等)においては、地域の合意形成を図りながら検討を深化させることが必要

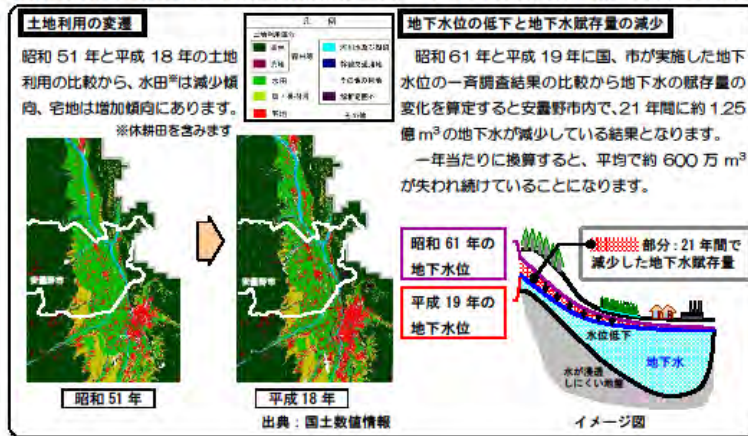
4 地下水が生み出す価値

「資源としての価値」「エネルギー資源としての価値」「水文化としての価値」など、地域全体に関わる価値があります



5 地下水を取り巻く環境の変化と地下水量の減少

- 地下水の涵養源となっている水田等は、市街地化の進展や水稲の作付面積の減少により、年々減ってきています
- 地下水位は、松本盆地全体で徐々に低下し続け、市内での地下水位の一斉調査結果の比較から算定すれば、安曇野市全域の地下水の賦存量は、一年当たり約 600 万 m³ 減少し続けています



6 これからの対応に向けた課題の設定

- 課題 1：地下水位の低下に歯止めをかけるため、地下水資源強化に資する取組みが必要です
- 課題 2：地下水質の劣化を抑制するため、水質改善に資する取組みが必要です

地下水環境に対して、降雨量の変化等の「自然的変化」と、市街地化の進展等の「社会的変化」が影響します。その結果は、「地下水位の低下」と「地下水質の劣化」に集約されます。

様々な要因の変化を受けた地下水環境の改善を図っていくために、次の取組みが必要です。

- ・「地下水資源強化に資する取組み」
- ・「水質改善に資する取組み」

7 目標の設定

ステップを踏んで展開し、早い機会に高次のステップに移行することが重要です

当面の取り組み段階となる第 1 期の目標として、
[600 万 m³/年を新たに地下水として涵養すること] を目標とします。

第 1 期: 地下水収支のバランスを改善
第 2 期: 健全な水環境(水量・水質)を創出
第 3 期: 地下水資源の活用により、豊かな安曇野を創成

8 目標達成に向けた方策の検討

様々な方策の早期の具体化と、更なる取組みの検討と実現化の継続が重要です

方策は、次の 4 つの視点で整理しました。

① 地下水位回復のための「地下水資源の強化」	地下水資源の強化では「転作田湛水」の実現性が高いことから、当面、特に重点的に取り組むべきとしています。その他の取組みについても早期の実現化を図ることと同時に、これらの方策に限定せず、新たな取組みを検討することが重要です。
② 適正な地下水利用のための「社会システムの構築と地下水の管理」	
③ 水質を改善するための「水質保全」	
④ 市民協働で目標を達成するための「啓発活動」	

地下水資源の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・転作田湛水* ・自己保全田湛水 ・冬水田んぼ ・代かき早期化・稲刈後湛水 ・雨水浸透(貯留)施設の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路施設の透水性向上 ・大規模施設での地下浸透促進 ・事業所用水の地下浸透 ・用水路の自然護岸化 ・観水公園の整備
社会システムの構築と地下水の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・節水 ・地下水位・湧出量・取水量の監視体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・取水ルールと費用負担
水質保全	<ul style="list-style-type: none"> ・水質のモニタリング ・発生源対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・水質劣化の原因究明 ・地下水涵養による水質改善
啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供 ・市民意識向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成

※ 湛水：水田などに水をたえること。

9 水質保全に関する取組み

発生源対策と地下水涵養により改善効果を高めることが重要です

安曇野市告示第207号

安曇野市水環境基本計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成26年6月6日

安曇野市長 宮澤 宗弘

安曇野市水環境基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 安曇野市水環境基本計画を策定するにあたり、市内の地下水の保全に係る事項の検討を行うため、安曇野市水環境基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地下水保全対策に係る涵養^{かん}方策及び涵養ルールに関すること。
- (2) 地下水保全対策に係る協力金の負担及び配分に関すること。
- (3) その他安曇野市水環境基本計画策定のため必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地下水等に係る関係団体の推薦を受けた者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

- 4 会長は、委員会の審議にあたり必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年6月10日から施行する。

地下水涵養事業（麦後湛水事業）の取り組み

1. 目的

参考資料



安曇野市では年間600万tの地下水が減少していると言われています。麦後湛水事業では、以下を目的に、その営農効果を検証しながら、結果的に、地下水を増やす取り組みを行っています。

(1) 連作障害対策効果の検証

- ・ 短期間（毎年7月～9月のうちの2ヶ月間）水田状態にすることで、麦の連作障害を緩和する効果が得られるかどうか

(2) 抑草効果の確認

- ・ 水田状態にすることにより、雑草種子の発芽能力を消すことができ、雑草を減らす効果があるかどうか

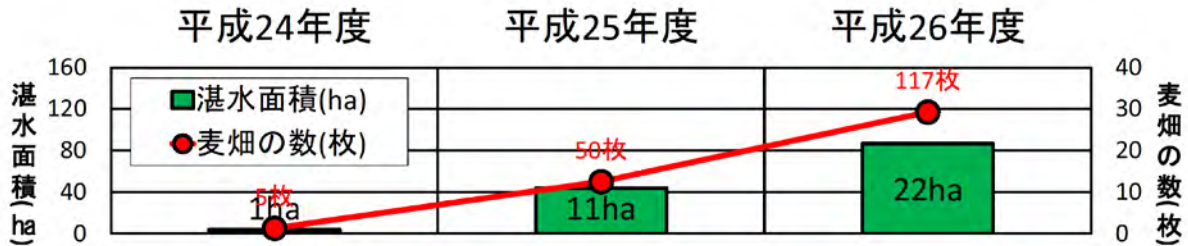
(3) 地下水涵養量の検証

- ・ 水田状態とした際の水の出入りの量を把握し、この取り組みによる地下浸透量を算出する

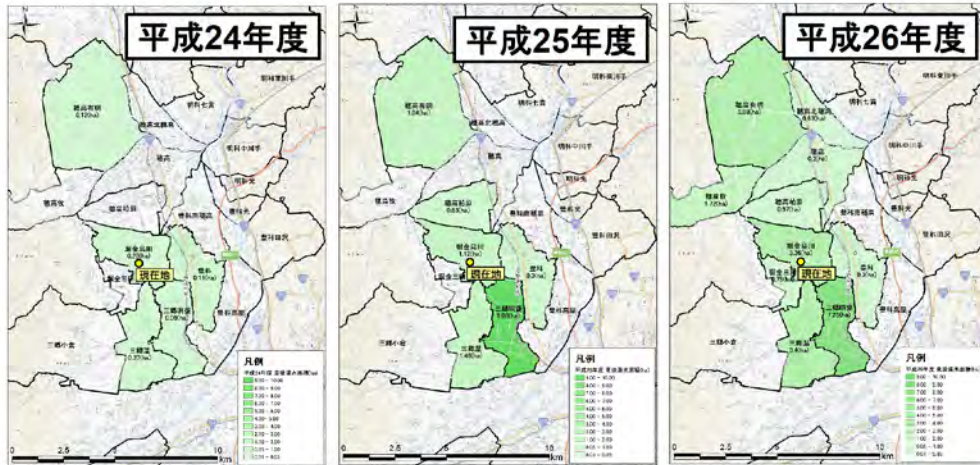
2. これまでの実績

取り組みは、平成24年度から開始し、今年で3年目となります。連作障害対策効果と抑草効果に関しては、引き続き検証を行っています。

以下に取り組みを行った麦畑の数や面積の変化を示します。この取り組みは、確実に広がっており、これにより、地下に涵養される水の量は確実に増えています。



年度毎の湛水地区の推移



H24地下水涵養量: 1.3万t^{※1}

※1 25mプール約24杯分

H25地下水涵養量: 15.1万t^{※2}

※2 25mプール約280杯分

H26地下水涵養量: 34.4万t^{※3}

※3 25mプール約837杯分

3. これからの計画

平成27年度の目標面積は、40haとしています。平成28年度以降は、それまでの取り組みによる地下水涵養効果の結果に基づき、地下水涵養施策の1つとして、事業化を目指し、さらなる面積の拡大に取り組みます。

(3) 水質管理事業 水質検査結果等に関する業務

No.	39	—	3	基本事務事業名	水質管理事業	事務事業名	水質検査結果等に関する業務	公的関与	1	当初 P・D 作成日	平成26年8月12日
当初 部局名	上下水道部			当初 課名	上水道課	当初 主務課長名	猿田久雄	当初 P・D作成者	青柳 治		
						最終 主務課長名	水谷 茂	最終 P・D作成者	青柳 治		
事業区分	● 1 ソフト事業		● 3 施設等整備事業		● 5 補助・負担・支援		事業運営方法	■ 1 直営		■ 3 全部委託	
	● 2 経常的事務事業		● 4 施設の管理・運営		● 6 内部事務・その他			■ 2 一部委託		■ 4 補助等	
総合計画 (後期基本計画)	実施計画		政策		環境への責任を果たすまち		事業の開始・終了				
	● 1 該当		施策		水環境の保全活用		平成 17 年	～	平成 年	■ 期間設定なし	
	● 2 非該当		具体的施策		③ 上水道の整備		根拠法令等	水道法			
事業の 対象・目的	対象(誰を、何を)	上水道使用者									
	目的(どういう状態にしたいのか)	最終的	水道水の安全性について周知								
		今年度	水質検査計画を策定し、検査の実施及び検査結果を随時ホームページで公表する。								
事業の 活動内容	具体的にどのような活動を行いますか。(主なものを5つまで)										
	① 水道法で検査が義務付けられている浄水検査項目を、市内20箇所定期的に実施。										
	② 原水の水質検査を実施										
	③ 水質検査計画の策定及び検査結果の公表										
	④										
	⑤										
数値目標 (事業の目的及び活動内容の達成度を測る指標)	指標名		計算式又は指標設定理由		単位		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度末	最終目標	
	浄水及び原水の全項目水質検査の実施		浄水全項目検査 20箇所/20箇所 原水全項目検査 20箇所/33箇所 全40箇所/53箇所 26年度全箇所		%	目標	75	75	100	100	
						実績	75	75	100	■	
	水質検査計画及び水質検査結果の公表		使用者に周知するため、市ホームページで公表する		%	目標	100	100	100	100	
						実績	100	100	100	■	
						目標	■	■	■	■	■
					実績	■	■	■	■	■	
予算費目	会計	款			51	項	1	目	1	事業コード	事業名称
D O 直接事業費			平成 24 年度決算	平成 25 年度決算	平成 26 年度決算	備考					
	国庫支出金	0 千円		0 千円		0 千円					
	県支出金	0 千円		0 千円		0 千円					
	地方債	0 千円		0 千円		0 千円					
	その他特定財源	0 千円		0 千円		0 千円					
	一般財源	10,412 千円		13,659 千円		12,346 千円					
	計(A)	10,412 千円		13,659 千円		12,346 千円					
	(内臨時職員経費)	0.000 人	0 千円	0.000 人	0 千円	0.000 人	0 千円				
	臨職種類										
	人件費(B)	0.174 人	1,360 千円	0.174 人	1,359 千円	0.185 人	1,412 千円				
全体事業費(A+B)	11,772 千円		15,018 千円		13,758 千円						

チェック項目		一次評価者		二次評価者							
		第2段階	職名	第2段階	職名						
		青柳 治	課長補佐	中野 純	部長						
		所属課	上下水道部上水道課	所属課	上下水道部						
		評価実施日	平成27年3月25日	評価実施日	平成27年3月25日						
		一次評価の説明		一次評価の説明							
妥当性	1. 市が実施しなくても、公平性・公正性が確保できる等、他の実施主体があり、事業を廃止・休止しても影響は大きくない。	● 少ない	● 大きい	良質で安全な水道水の安定供給は、上水道事業で最も重要であり、水質検査を適切に行う事は重要な使命であり、他に替えることはできない	● 少ない	● 大きい					
	2. 厳しい財政状況の中、次年度以降実施する緊急性が認められない。	● ない	● ある		● ない	● ある					
	3. 住民満足度の向上のために、現在事業内容が適切である。	● ない	● ある		● ない	● ある					
	4. 住民ニーズの低下がみられたり、近隣自治体と比較してニーズを上回るサービスとなっている。	● いる	● いない		● いる	● いない					
有効性	1. 施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。	● いえない	● いえる	水質検査の項目や方法は法に定められており、これを順守実行することが、市民の水道に対する信頼の拠り所ともなり、大変有効である	● いえない	● いえる					
	2. 事業内容のマンネリ化など、施策への貢献度が著しく高いとはいえない。	● いえない	● いえる		● いえない	● いえる					
	3. 市が実施する施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	● する	● しない		● する	● しない					
	4. 事業の継続をしても成果の向上が期待できない。	● できない	● できる		● できない	● できる					
達成度	1. 目標設定に対して進捗状況が劣っていると思う。	● 目標に比べて劣っている		計画に基づき検査を実施し、直近の結果も公開している	● 目標に比べて劣っている						
	2. 目標設定に対して成果があまり上がっていないと思う。	● あまり上がっていない			● あまり上がっていない						
	3. 目標設定に対して概ね目標を達成していると思う。	● 概ね達成している			● 概ね達成している						
	4. 目標設定に対して十分に目標を達成していると思う。	● 十分達成している			● 十分達成している						
効率性	1. 効果に比べてコストが高い。	● 高い	● 適当	市民の水道に対する信頼の拠り所ともなる水質検査は、十分な信頼性を確保する必要があり、また緊急時対応にも迅速確実な対応が求められるため、効率だけで評価できない	● 高い	● 適当					
	2. 他の実施主体のノウハウや新たな制度を活用できる。	● できる	● できない		● できる	● できない					
	3. 予算・人員と成果の関係で、実施手段等を見直す余地がある。	● ある	● ない		● ある	● ない					
	4. 電子化や契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。	● ある	● ない		● ある	● ない					
ACTION	評価点	妥当性 4	有効性 4	達成度 4	効率性 4	総合評価 A	妥当性 4	有効性 4	達成度 4	効率性 4	総合評価 A
	今後の方向性	● 拡大・充実 ● 縮小	● 現状維持 ● 統合/終期設定	● 方法改善 ● 廃止/休止	● 民間委託等		● 拡大・充実 ● 縮小	● 現状維持 ● 統合/終期設定	● 方法改善 ● 廃止/休止	● 民間委託等	
	当面の課題	市民の信頼に応えるため、水質基準に合致していても見逃している点は無いかの検証が若干不足している					二次評価での指摘事項				
	改革案と実行計画	検査結果を水質基準値内にあるか確認するのみでなく、更に踏み込んだ考察を行う為、過去の結果の集約やグラフ化を進める					水質管理の徹底を図ること				
	委員会指摘事項										

事業NO	39-3
事業シート(補足説明)	
事業名	水質管理事業
事業内容 (手段・手法など)	水道法に基づいて水質検査を実施 水道法20条指定検査機関に業務委託 浄水 定期検査項目 10項目 毎月 20箇所 消毒副生成物 12項目 4回/年 20箇所 全項目 上記を含む49項目 1回/年 20箇所 原水 全項目 38項目 1回/年 33箇所(全水源) 原水指標菌 1回/年 33箇所(全水源) 放射能 1回/年 33箇所(全水源) クリプトスポリジウム 1回/年 1箇所(黒沢浄水場:26年度限り) 浄水毎日検査 各配水系の市民の方に委託(三郷2か所はシルバー) 残留塩素濃度、色、臭気、水温、気温 豊科:7、穂高:6、三郷:4、堀金:3、明科:2 以上の検査結果の浄水についての平均値を、4か月に1度ホームページに公開しています
平成26年度 事業実績	平成26年度は上記の他、臨時水質検査、定性試験を計4回実施
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	水質検査は、浄水として供給するための工程管理の一環としての意味と、水質基準に適合しているかを確認する、品質検査の意味を有するとされています。 表流水を水源とする事業体においては検査頻度が高い傾向があります。 水質が安定していて、3年間基準値の1/2を超えない場合は、多くの項目が3年に1回に省略することができ、原水については検査頻度の規定もありません。 当市の井戸水源は水質が安定しており、省略要件に合致しますが、省略することなく浄水は法定回数を実施し、原水も年1回実施しています。 但し、かび臭原因物質については、地下水は原因物質の発生要素がない為、省略しています。
特記事項 (事業の沿革等)	水道法施行規則の改正により、平成17年度から水質検査計画の策定と公表が義務付けられました。これに則り計画を策定し実施しています。 水質が安定していて、要件を満たす場合は多くの項目は3年に1回に省略することが出来る事になっており、平成25年度までは、浄水については法定回数を、井戸の原水については2年に1回の検査としていましたが、より一層の安心安全な給水に努めるため、26年度から井戸原水も年1回の水質検査を実施しています。

安曇野市水道事業 平成 27 年度水質検査計画

1 基本方針

- (1) 水質検査地点は、水道法で検査が義務付けられている給水栓（蛇口）と、原水（水源）とします。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目、毎日検査項目と水質管理上必要と判断した項目について実施します。
- (3) 検査頻度は、水道法の規定及び過去の検査結果と水源の種類などに基づき実施します。給水栓の検査については、過去の検査結果から省略することが可能な検査項目についても、安全であることを確認するため検査を行いません。
- (4) 原水の水質検査は、水源の状況に応じて実施します。

2 水道事業の概要

(1) 給水状況 (平成 25 年度末)

- | | |
|-----------|-----------------------|
| ① 給水区域 | 147.1 km ² |
| ② 給水人口 | 97,957 人 |
| ③ 普及率 | 99.2% |
| ④ 一日最大配水量 | 40,332 m ³ |
| ⑤ 一日平均配水量 | 35,783 m ³ |

(2) 水源の名称及び種別

地域	水源名	種別	配水池名	配水(取水)能力 (m ³ /日)	浄水処理方法
豊科	真々部配水場 1 号井	地下水	真々部配水場	12,220	塩素消毒 (次亜塩素酸ナトリウム以下同)
	真々部配水場 2 号井	地下水			
	真々部第 3 水源	地下水			
	成相水源	地下水	成相水源(真々部系)	12,000	塩素消毒
	真々部第 2 水源	地下水	高家配水場		塩素消毒
	飯田水源	地下水			
	上鳥羽水源	地下水			
	高家配水場 1 号井	地下水			
	南部水源	地下水	田沢調整池	1,480	塩素消毒
熊倉水源	地下水				
穂高	上原第 1 水源	地下水	上原配水池	13,500	塩素消毒
	上原第 2 水源	地下水			
	上原第 3 水源	地下水			
	上原第 4 水源	地下水			
	上原第 5 水源	地下水			
	上原第 6 水源	地下水			

	豊里第1水源	地下水	豊里水源地	3,375	塩素消毒
	豊里第2水源	地下水			
	豊里第3水源	地下水			
	栗尾沢水源	伏流水	満願寺配水池	430	塩素消毒
	久保田第1水源	地下水	塚原配水池	1,495	塩素消毒 消石灰注入 (PH調整)
	宮城水源	地下水	宮城水源地	800	塩素消毒
	B2水源	地下水	B2水源地	525	塩素消毒
三郷	上長尾第1水源	地下水	上長尾配水池	1,800	塩素消毒
	上長尾第2水源	地下水			塩素消毒
	野沢第2水源	地下水	上長尾配水池 野沢配水池	2,000	塩素消毒
	野沢水源	地下水	野沢配水池	1,000	塩素消毒
	黒沢浄水場	表流水	小倉配水池	4,500	凝集沈殿 (ホリ塩化 アルミニウム) 急速ろ過 塩素消毒
堀金	堀金第1水源	地下水	堀金低区配水池	5,200	塩素消毒
	堀金第2水源	地下水			塩素消毒
	堀金第3水源	地下水			塩素消毒
明科	明科第2水源	地下水	川東配水池	1,800	塩素消毒
	明科第3水源	地下水	川西配水池	4,000	塩素消毒

3 原水及び浄水の水質状況

- (1) 水源は主に地下水で、水質基準に適合した良好な水質を保持しています。
- (2) 黒沢浄水場は河川表流水を取水していますが、河川上流部に位置しているため外的要因が少なく良好な水質を保持しています。また、降雨時に高濁度となるため濁度管理に注意し、急速ろ過と塩素消毒による浄水処理を行っています。

4 検査地点 (図1参照)

- (1) 給水栓水
 - 各配水系統ごとに20箇所の給水栓で採水・検査をします。
 - 毎日検査は、各配水システムの末端に近い給水栓20箇所で行います。
- (2) 原水
 - 水源35個所で採水・検査を実施します。
 - (指標菌検査・クリプトスポリジウム検査含)

5 検査項目及び検査頻度 (表1参照)

水源の特徴及び水質において留意すべき事項を踏まえ策定しました。

- (1) 給水栓水
 - (ア) 毎日検査 1日1回、色、濁り、残留塩素の検査を行います。

- (イ) 毎月検査 表1の番号1、2、11、38、46～51の10項目を月1回、給水栓において検査を行います。
- (ウ) 省略不可項目検査 表1の番号10、21～31の12項目を年4回、給水栓において検査を行います。
- (エ) 省略可能項目検査 表1の番号3～9、12～20、32～37、39～45の29項目を、年1回または年4回給水栓において検査を行います。
なお、過去3年間の検査結果において最大値が基準値の1/5以下であった項目の場合は年に1回、最大値が基準値の1/10以下の場合は3年に1回と省略可能ですが、省略せずに年1回検査を行います。

(2) 原水

- (ア) 給水栓水の検査項目のうち、表1の21～31の消毒副生成物を除いた37項目について年1回検査を行いません。
- (イ) 「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、クリプトスポリジウム及びジアルジア検査を浄水場の原水で年1回実施します。また、その他の原水については、指標菌検査(大腸菌(MPN)及び嫌気性芽胞菌)を年1回行います。

6 臨時の水質検査

水源等で次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、

給水栓の水で水質基準値を超えるおそれがある場合は、直ちに取水を停止して、必要に応

じて水源、浄水場、給水栓等から採水し、臨時の検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) その他必要があると認められるとき。

水質検査項目は、水質異常の場所、状況から判断し決定します。

また、安全性の確認のために各配水系統ごとに放射性物質(放射性セシウム)の検査を行います。

7 水質検査方法

水質検査は、採水・検査・成績書の発行までの業務を、厚生労働大臣の登録を受けた水道法第20条登録検査機関に委託します。委託先については精度と信頼性、実績を考慮し、①水道水質検査優良試験所規範水道 GLP 認定取得か、飲料水検査の

ISO/IEC の認定取得検査機関 ②水質基準全51項目を自社分析できる検査機関
 ③事故等の発生時に、遅くとも1時間以内に対応でき、検査結果を少なくとも3日
 で出せる検査体制が整備されている検査機関④豪雨・地震等災害による検査機能の
 損害に備え、補完体制を構築している検査機関を原則として選定します。

検査方法は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」
 及び「上水試験方法・解説」(日本水道協会)等により検査します。

8 その他

(1) 浄水の水質検査結果をもとに、水質の安全性に関する評価を行います。原水に
 関しても

同様の評価を行い、水質管理の指標とします。

(2) 水質管理目標設定項目等については、必要に応じて検査を行います。

(3) 水源及びその周辺の状況を監視するとともに水環境保全と汚染防止に対する呼
 びかけ

に努めます。

(4) 水質検査計画と検査結果については上下水道部上水道課での閲覧及び、安曇野
 市ホームページで公表します。また、安全でおいしい水を提供するため、利用者
 の皆様からご意見をいただくと共に過去の水質検査結果を考慮し、毎年度検査計
 画の見直しを行い、より安心できる水道をめざします。

(表1)平成27年度水質検査計画

水質基準項目	基準値	水道法に基づく 検査頻度	検査の省略	検査実施回数	
			水源の状況や過去の検査 結果に基づく省略の可否	給水栓	原水
1 一般細菌	100CFU/ml 以下	12回/年	省略不可	12	1
2 大腸菌	検出されないこと	12回/年	省略不可	12	1
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l 以下	4回/年	省略可(注1)	1	1
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l 以下	4回/年	省略可(注1)	1	1
5 セレン及びその化合物	0.01mg/l 以下	4回/年	省略可(注1)	1	1
6 鉛及びその化合物	0.01mg/l 以下	4回/年	省略可(注1)	1・4	1
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l 以下	4回/年	省略可(注1)	1・4	1
8 六価クロム化合物	0.05mg/l 以下	4回/年	省略可(注1)	1	1
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l 以下	4回/年	省略可(注1)	4	1

10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l 以下	4回/年	省略不可	4	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l 以下	4回/年	省略可(注1)	12	1
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l 以下	4回/年	省略可(注1)	1・4	1
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l 以下	4回/年	省略可(注1)	1	1
14	四塩化炭素	0.002mg/l 以下	4回/年	省略可(注1)	1	1
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/l 以下	4回/年	省略可(注1)	1	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.02mg/l 以下	4回/年	省略可(注1)	1	1
17	ジクロロメタン	0.04mg/l 以下	4回/年	省略可(注1)	1	1
18	テトラクロロエチレン	0.02mg/l 以下	4回/年	省略可(注1)	1	1
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l 以下	4回/年	省略可(注1)	1	1
20	ベンゼン	0.03mg/l 以下	4回/年	省略可(注1)	1	1
21	塩素酸	0.01mg/l 以下	4回/年	省略不可	4	消毒副生成物のため検査の必要なし
22	クロロ酢酸	0.02mg/l 以下	4回/年	省略不可	4	
23	クロロホルム	0.06mg/l 以下	4回/年	省略不可	4	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l 以下	4回/年	省略不可	4	
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l 以下	4回/年	省略不可	4	
26	臭素酸	0.01mg/l 以下	4回/年	省略不可	4	
27	総トリハロメタン	0.1mg/l 以下	4回/年	省略不可	4	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l 以下	4回/年	省略不可	4	
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l 以下	4回/年	省略不可	4	
30	ブromホルム	0.09mg/l 以下	4回/年	省略不可	4	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l 以下	4回/年	省略不可	4	
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l 以下	4回/年	省略可(注1)	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l 以下	4回/年	省略可(注1)	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l 以下	4回/年	省略可(注1)	1・4	1
35	銅及びその化合物	1.0mg/l 以下	4回/年	省略可(注1)	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l 以下	4回/年	省略可(注1)	1	1
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l 以下	4回/年	省略可(注1)	1	1
38	塩化物イオン	200mg/l 以下	12回/年	省略不可	12	1
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l 以下	4回/年	省略可(注1)	1	1
40	蒸発残留物	500mg/l 以下	4回/年	省略可(注1)	1	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l 以下	4回/年	省略可(注1)	1	1
42	ジェオスミン	0.00001mg/l 以下	原因藻類発生時1回/月	省略可(注2)		

43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l 以下	原因藻類発生時1回/月	省略可(注2)		
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l 以下	4回/年	省略可(注1)	1	1
45	フェノール類	0.005mg/l 以下	4回/年	省略可(注1)	1	1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l 以下	12回/年	省略不可	12	1
47	pH値	5.8 以上 8.6 以下	12回/年	省略不可	12	1
48	味	異常でないこと	12回/年	省略不可	12	1
49	臭気	異常でないこと	12回/年	省略不可	12	1
50	色度	5度以下	12回/年	省略不可	12	1
51	濁度	2度以下	12回/年	省略不可	12	1
	色、濁り、残留塩素		毎日1回		毎日1回	

(注1) 一定の条件を満たす場合は、検査回数を年に1回または3年に1回に省略することが可能

(注2) 原因藻類の発生しうる停滞水を水源として使っていない場合は、検査を省略することが可能

(図1) 水質検査地点



● 給水栓水採水地点

■ 原水採水地点

▲ 毎日検査地点

(4) 高齢者の医療の確保に関する事業 特定健康診査及び特定保健指導事業

No.	27	19	基本事務事業名	高齢者の医療の確保に関する事業	事務事業名	特定健康診査及び特定保健指導事業	公的関与	1	当初 P・D 作成日	平成26年8月1日				
当初 部局名	保健医療部			当初 課名	健康推進課		当初 主務課長名	宮下 文代	当初 P・D作成者	高橋 正子				
							最終 主務課長名	宮下 文代	最終 P・D作成者	高橋 正子				
事業区分	● 1 ソフト事業		● 3 施設等整備事業		● 5 補助・負担・支援		事業運営方法	■ 1 直営		■ 3 全部委託				
	● 2 経常的事務事業		● 4 施設の管理・運営		● 6 内部事務・その他			■ 2 一部委託		■ 4 補助等				
総合計画 (後期基本計画)	実施計画		政策		健やかに暮らせるまち		事業の開始・終了							
	● 1 該当		施策		健康づくりの推進		平成 17 年	～	平成 年	■ 期間設定なし				
	● 2 非該当		具体的施策		① 各種健診などの充実		根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律						
事業の 対象・目的	対象(誰を、何を)	安曇野市国民健康保険加入で35歳以上75歳未満の被保険者												
	目的(どうい う状態に したい のか)	最終的	平成29年度受診率を60%以上、特定保健指導率を60%以上にし、メタボリックシンドロームの該当者・予備群20年度と比較して10%以下に減少させ、生活習慣病の重症化予防により、医療費等社会保障費の伸びを抑える。											
		今年度	受診率を45%以上にし、特定保健指導率を51%以上にする。生活習慣病の重症化予防や発症予防を目指す。											
事業の 活動内容	具体的にどのような活動を行いますか。(主なものを5つまで)													
	① 市内5箇所の各地域の保健センターで集団健診を実施する。													
	② 健診結果から、リスクのある人を抽出し、優先順位をきめて、特定保健指導の対象者として各保健センターで実施する。													
	③													
	④													
	⑤													
数値目標 (事業の目的 及び活動内容 の達成度を測る 指標)	指標名	計算式又は指標設定理由	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度末	最終目標							
	特定健康診査受診率	健診受診者/国保対象者	%	目標	65	40	45	60						
				実績	36.6	38.0	40.8(推計値)							
	特定保健指導実施率	指導実施者/対象者	%	目標	45	48	51	60						
				実績	47.1	47.4	未定							
				目標	■									
			実績	■										
予算費目	会 計	安曇野市一般会計			款	4	項	1	目	2	事業コード	104070	事業名称	保健事業
DO 直接事業費			平成 24 年度決算	平成 25 年度決算	平成 26 年度決算	備考								
	国庫支出金	0 千円	0 千円	0 千円	事業費は健康増進法の健診と保健指導のみ									
		県支出金	0 千円	28 千円	24 千円	特定健診は国保事業として国保会計で実施								
		地方債	0 千円	0 千円	0 千円									
		その他特定財源	0 千円	0 千円	3 千円									
		一般財源	170 千円	599 千円	365 千円									
		計(A)	170 千円	627 千円	392 千円									
	(内臨時職員経費)		1,423 人 3,581 千円	1,901 人 4,836 千円	1,560 人 3,768 千円									
	臨職種類		保健師・看護師等		保健師・看護師等		保健師・看護師等							
	人件費(B)		3,123 人 24,412 千円	3,123 人 24,389 千円	2,040 人 15,567 千円									
全体事業費(A+B)		24,582 千円	25,016 千円	15,959 千円										

チェック項目	一次評価者		二次評価者								
	第2段階	職名	第2段階	職名							
		高橋 正子		宮下 直子							
		課長補佐		部長							
		保健医療部健康推進課		保健医療部							
	評価実施日	平成27年3月27日	一次評価の説明								
妥当性	1. 市が実施しなくても、公平性・公正性が確保できる等、他の実施主体があり、事業を廃止・休止しても影響は大きくない。	● 少ない	● 大きい	市民の健康長寿や社会保障制度の安定のためにも、市の健康課題に基づき、市が責任を持って実施すべき事項である。	● 少ない	● 大きい					
	2. 厳しい財政状況の中、次年度以降実施する緊急性が認められない。	● ない	● ある		● ない	● ある					
	3. 住民満足度の向上のために、現在事業内容が適切である。	● ない	● ある		● ない	● ある					
	4. 住民ニーズの低下がみられたり、近隣自治体と比較してニーズを上回るサービスとなっている。	● いる	● いない		● いる	● いない					
有効性	1. 施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。	● いえない	● 見える	課題に向けて効果的に事業を行う事により、検診結果の改善はみられてきているが、医療費等への影響はまだ先になる。	● いえない	● 見える					
	2. 事業内容のマンネリ化など、施策への貢献度が著しく高いとはいえない。	● いえない	● 見える		● いえない	● 見える					
	3. 市が実施する施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	● する	● しない		● する	● しない					
	4. 事業の継続をしても成果の向上が期待できない。	● できない	● できる		● できない	● できる					
達成度	1. 目標設定に対して進捗状況が劣っていると思う。	● 目標に比べて劣っている		市の国保特定健診計画にある目標値達成に向けて事業を実施。特定保健指導率は目標達成できたが、健診受診率は伸びているものの、県平均よりは低い状況にある。	● 目標に比べて劣っている						
	2. 目標設定に対して成果があまり上がっていないと思う。	● あまり上がっていない			● あまり上がっていない						
	3. 目標設定に対して概ね目標を達成していると思う。	● 概ね達成している			● 概ね達成している						
	4. 目標設定に対して十分に目標を達成していると思う。	● 十分達成している			● 十分達成している						
効率性	1. 効果に比べてコストが高い。	● 高い	● 適当	特に保健指導は個別指導が主体。効率は悪いように思えるが、集団指導では結果の改善ができない。 ・指導教材は、効果が高いものを利用する。	● 高い	● 適当					
	2. 他の実施主体のノウハウや新たな制度を活用できる。	● できる	● できない		● できる	● できない					
	3. 予算・人員と成果の関係で、実施手段等を見直す余地がある。	● ある	● ない		● ある	● ない					
	4. 電子化や契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。	● ある	● ない		● ある	● ない					
ACTION	評価点	妥当性 4	有効性 4	達成度 3	効率性 3	総合評価 A	妥当性 4	有効性 4	達成度 3	効率性 3	総合評価 A
	今後の方向性	● 拡大・充実 ● 縮小	● 現状維持 ● 統合/終期設定	● 方法改善 ● 廃止/休止	● 民間委託等	● 拡大・充実 ● 縮小	● 現状維持 ● 統合/終期設定	● 方法改善 ● 廃止/休止	● 民間委託等		
	当面の課題	市の医療費削減のためには、まず特定健診受診者の増加が最大の課題となるため、受診率のさらなる向上が求められる。 ・健診結果は若年男性の結果が悪い。35歳以上よりさらに早い時期からの介入が必要と思われる。					二次評価での指摘事項				
	改革案と実行計画	・20歳以上の若年期からの健診受診と保健指導を行う。 ・国の「戦略事業」に参加し、保健指導のスキルアップを図り、特定保健指導でも応用できるようにする。 ・2次検診「頸部エコー」の拡大					H26年度の健診結果をふまえ、H27年度からは、20歳以上の若年期からの健診と保健指導を実施し、生活習慣病の重症化予防を図ってほしい。検診結果後のリスクのある人への個別指導も対応していくこと。				
	委員会指摘事項										

事業NO	27-19 (1)																											
事業シート(補足説明)																												
事業名	特定健康診査及び特定保健指導事業																											
事業内容 (手段・手法など)	<p>1 特定保健指導とは 平成20年4月から、すべての医療保険者に「高齢者医療の確保に関する法律」の改正により40歳から74歳までの被保険者を対象に生活習慣病に着目した特定健康診査と特定保健指導の実施が義務付けられました。特定保健指導は、特定健診結果に基づき、行われる保健指導です。 市では「第1期安曇野市国民健康保険特定健康診査等実施計画」(平成20年度～24年度)を策定し、現在は、第2期計画に基づき(平成25年度～29年度)、受診率と実施率向上に取り組んでいます。</p> <p>2 特定保健指導の目的 特定保健指導の目的は、内臓脂肪型肥満に着目し、健診によって保健指導対象者を抽出し、リスクに応じた個別指導を行うことで、要因になっている生活習慣を改善し、糖尿病や高血圧等の生活習慣病を予防することと、糖尿病や高血圧等の生活習慣病を脳血管疾患や心疾患等の疾病に移行させない重症化を予防することです。 対象者自身が健診結果を理解して、体の変化に気づき、自らの生活習慣を振り返り改善するための行動目標を設定するとともに自ら実践できるように支援します。</p> <p>3 特定保健指導の対象者 検診結果及び質問項目から生活習慣病のリスクに応じて対象者を選定します。糖尿病等の生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積(内臓脂肪型肥満)に起因する場合が多いことから、腹囲を第一基準として、血糖・血圧・脂質・喫煙のリスクが重複している者を保健指導の対象者として、「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」を行います。 判定の基準については、資料1をご参照ください。</p> <p>4 実施内容 (1)情報提供 健診受診者全員に、健診結果にパンフレットを同封し情報提供を行います。 (2)動機付け支援 個別面接により本人と行動計画を作成し6か月後に評価を行います。(必要に応じて中間面接や支援レターによる支援を行います。) (3)積極的支援 個別面接により本人と行動計画を作成し、その後3か月以上の継続的な支援(電話支援・個別面接・支援レター等)を行います。中間と6か月後に評価を行います。</p>																											
平成26年度 事業実績	<p>平成26年度特定保健指導に関しては、現在継続しているため平成25年度の実績で報告します。 【平成25年度特定保健指導実施結果】 内臓脂肪症候群該当者 1,087人(16.3%) 内臓脂肪症候群予備群該当者 585人(8.8%) 特定保健指導対象者 766人 特定保健指導終了者 363人(47.4%)</p>																											
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<p>【他自治体の類似事業の実績】</p> <table border="1" data-bbox="486 1579 774 1765"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安曇野市</td> <td>47.1</td> <td>47.4</td> </tr> <tr> <td>松本市</td> <td>18.4</td> <td>18.3</td> </tr> <tr> <td>塩尻市</td> <td>43.4</td> <td>44.1</td> </tr> <tr> <td>大町市</td> <td>64.7</td> <td>50.6</td> </tr> <tr> <td>長野県</td> <td>38.7</td> <td>41.7</td> </tr> <tr> <td>全 国</td> <td>19.9</td> <td>23.7(速報値)</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="790 1601 1284 1702" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>県内市町村の保健指導実施率は、全国的には高くなっています。当市では県平均程度で、徐々に伸びています。</p> </div>	年 度	H24	H25	安曇野市	47.1	47.4	松本市	18.4	18.3	塩尻市	43.4	44.1	大町市	64.7	50.6	長野県	38.7	41.7	全 国	19.9	23.7(速報値)						
年 度	H24	H25																										
安曇野市	47.1	47.4																										
松本市	18.4	18.3																										
塩尻市	43.4	44.1																										
大町市	64.7	50.6																										
長野県	38.7	41.7																										
全 国	19.9	23.7(速報値)																										
特記事項 (事業の沿革等)	<p>【過去の実績】</p> <table border="1" data-bbox="486 1825 1117 1904"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標(%)</td> <td>12.0</td> <td>14.0</td> <td>19.0</td> <td>28.0</td> <td>45.0</td> <td>48.0</td> <td>51.0</td> <td>54.0</td> </tr> <tr> <td>実績(%)</td> <td>28.8</td> <td>35.2</td> <td>33.1</td> <td>42.0</td> <td>47.1</td> <td>47.4</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>徐々にではありますが、実績は伸びています。</p> <p>【その他】 特定保健指導対象者以外(内臓脂肪型肥満該当者以外)に、健診結果に基づいて、重症化予防を目的として、保健指導を実施しています。H26年度の実施状況につきましては資料2を参照ください。</p>	年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	目標(%)	12.0	14.0	19.0	28.0	45.0	48.0	51.0	54.0	実績(%)	28.8	35.2	33.1	42.0	47.1	47.4		
年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27																				
目標(%)	12.0	14.0	19.0	28.0	45.0	48.0	51.0	54.0																				
実績(%)	28.8	35.2	33.1	42.0	47.1	47.4																						

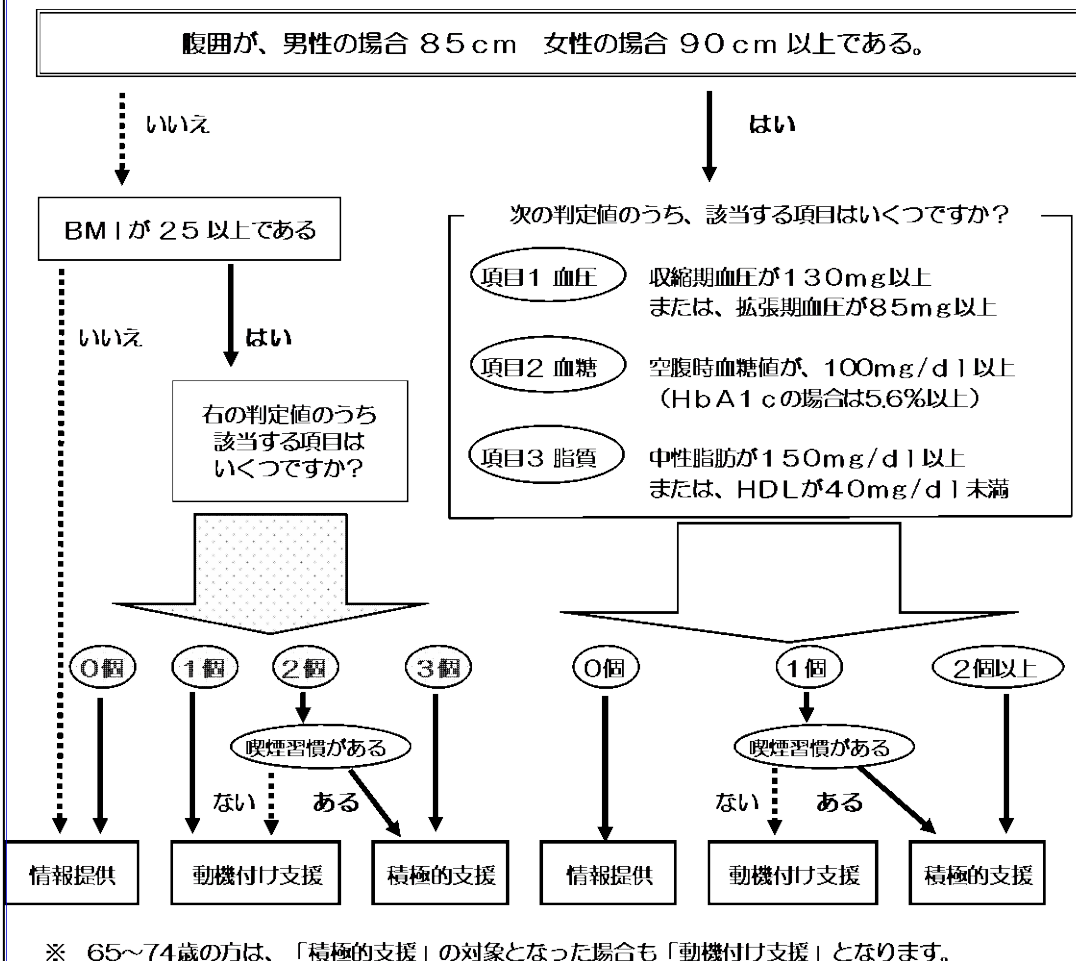
メタボリックシンドロームとは？

メタボリックシンドロームとは、腹部の内臓のまわりに脂肪がたくさんついて、その上に高血圧、高血糖、脂質異常といった生活習慣病の危険因子が2つ以上重なった状態です。

この状態を放置すると動脈硬化が進み、心臓病や脳卒中など命にかかわる生活習慣病を引き起こします。メタボリックシンドロームは、これらの症状を早期に発見し、生活習慣を改善することによって予防・解消が可能です。必ず1年に1回健診を受けましょう。

保健指導の対象者はこのように選ばれます

下の図のように、健診結果からメタボリックシンドロームのリスクの数や年齢などによって生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方など、生活習慣の改善の必要性に応じて特定保健指導対象者が選ばれます。対象になった方は、どうすればメタボを撃退し、生活習慣病が予防できるのか、保健師や管理栄養士によるアドバイスや支援を受けることができます。ただし、服薬治療中の方は保健指導の対象者にはなりません。



保健指導について

対象者

項目	検査値範囲	H26 年度 実施数 (人)	保健指導実施 者
メタボ	メタボ該当者 (2 項目以上)		地区担当保健 師
中性脂肪	300 以上	266	
LDL	180 以上		
血圧	最高血圧 160 以上または最低血圧 100 以 上	218	
心房細動	異常あり	56	
尿酸	9.0 以上未治療	28	
HbA1c (NGSP)	6.5～6.9 未治療	348	栄養士
	7.0 以上		
CKD	尿蛋白 2+以上	121	
	eGFR 50 未満 (69 歳以下)		
	eGFR 40 未満		
CKD 追加	eGFR 50 以上かつ尿蛋白+以上 2 年連続		

マルチマーカー

項目	条件検索		
メタボリックシン ドローム	メタボリック判定 結果	メタボ危険因子数	2 以上
脂質異常症	健診データ	中性脂肪	300 以上
	or 健診データ	LDL コレステロール	180 以上
高血圧症	血圧判定結果	血圧_分類コード	5 以上
心房細動	健診データ	心電図所見 1	心房細動を含む
高尿酸	健診データ	血清尿酸	9 以上
	and 問診 2	治療中_高尿酸血症_ テキスト	はいと一致しない
糖尿病	健診データ	HbA1c_NGSP	6.5～6.9
	and 問診	服薬 1_血糖	2 以上
	or 健診データ	HbA1c_NGSP	7.0 以上
慢性腎臓病	健診データ	尿蛋白	4 以上
	and 腎機能判定結果	腎機能_eGFR	50 未満
	or 個人情報	個人_年度末年齢	69 以下
慢性腎臓病追加	腎機能判定結果	腎機能_eGFR	40 未満
	and 健診データ	腎機能_eGFR	50 以上
		尿蛋白	3 以上

事業NO	27-19 (2)																																	
事業シート(補足説明)																																		
事業名	特定健康診査及び特定保健指導事業																																	
事業内容 (手段・手法など)	<p>1 国保特定健診とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年4月から、すべての医療保険者に「高齢者の医療の確保に関する法律」の改正により40歳～74歳までの被保険者を対象に生活習慣病に着目した特定健康診査と特定保健指導の実施が義務づけられました。 ・市では「第1期安曇野市国民健康保険特定健康診査等実施計画」(平成20年度～24年度)を策定し、現在は第2期計画に基づき(平成25年度～29年度)、実施効果を検証しながら受診率向上に取り組んでいます。 ・受診率向上対策としては、平成25年度からは年度末年齢で40歳・50歳になる節目年齢の方を対象に集団健診及び個別健診の無料化を進め、平成26年度には未受診者への電話コールによる受診勧奨を実施しています。 <p>2 特定健診の内容について</p> <p>◆ 対象者 40歳から74歳までの国民健康保険被保険者</p> <p>①健診内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 集団健診……5ヶ所の保健センターで実施(5月～8月) 2) 個別健診……市内の医療機関(9月～2月) 3) 通院治療者……市内の医療機関(9月～2月) 4) 人間ドック…… 契約医療機関(通年) <p>②受診率向上に向けた取り組み(H26年度)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) マスメディアを活用した広報啓発(あづみ野FM・市民タイムス) 2) 40歳、50歳の節目健診の個人負担分の無料化(H25年度から) 3) 電話コールによる未受診者への受診勧奨 4) 人間ドック、脳ドックに係る受診費用の助成 1泊＝30,000円、日帰＝25,000円、脳＝15,000円、人間ドック併用脳ドック10,000円 <p>③保健指導実施をするための「階層化」(動機づけ支援・積極的支援)による分類と保健指導の実施</p>																																	
平成26年度 事業実績	<p>H26年度 安曇野市国保特定健診受診率(推計値)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診対象者数(17,761人)、特定健診受診者数(7,243人)、受診率(40.8%) <p>【参考=H25年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診対象者数(17,526人)、特定健診受診者数(6,659人)、受診率(38.0%) <p>【第2期計画目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H25年度＝40%、H26年度＝45%、H27年度＝50%、H28年度＝55%、H29年度＝60%、 																																	
比較参考値 (他自治体での 類似事業の例など)	<p>【H26年度特定健診受診率】速報値</p> <p>松本市(44.1%) 大町市(34.9%) 塩尻市(37.7%) 長野市(45.8%) 長野県(41.0%)</p> <p>【H25年度実績】</p> <p>松本市(43.2%) 大町市(39.4%) 塩尻市(41.8%) 長野市(46.4%) 長野県(43.2%) 全国4位 全国(34.3%)</p>																																	
特記事項 (事業の沿革等)	<p>【課題等】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 様々な取り組みにより、年々受診率は上昇傾向にありますが、特定健診に対する市民の関心度は依然低い状況にあります。 ② 今後も広報等による周知や研修会の開催など多方面での啓発活動が必要であるため、関係部署と連携しながら受診率向上に努めていきたいと考えます。 <p>【過去の実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標(%)</td> <td>26.0</td> <td>28.0</td> <td>34.0</td> <td>44.0</td> <td>65.0</td> <td>40.0</td> <td>45.0</td> <td>50.0</td> <td>55.0</td> <td>60.0</td> </tr> <tr> <td>実績(%)</td> <td>27.2</td> <td>30.1</td> <td>31.5</td> <td>36.4</td> <td>36.6</td> <td>38.0</td> <td>40.8(推計)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	目標(%)	26.0	28.0	34.0	44.0	65.0	40.0	45.0	50.0	55.0	60.0	実績(%)	27.2	30.1	31.5	36.4	36.6	38.0	40.8(推計)			
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29																								
目標(%)	26.0	28.0	34.0	44.0	65.0	40.0	45.0	50.0	55.0	60.0																								
実績(%)	27.2	30.1	31.5	36.4	36.6	38.0	40.8(推計)																											

あなたの健康が、長野県の「健康で長生き」の力になります。

家族
みんなで

特定健診を受けましょう

40歳になったら、あなたも対象です。

特定健診は生活習慣病の早期発見・早期治療を目的に実施し、検査結果に応じて、医師、保健師、管理栄養士などが生活習慣の改善に向け、あなたをサポートします。毎年受診して、家族みんなで生活習慣病を防ぎましょう。



年に一度、体も定期点検

① 県内の生活習慣病の状況

●平均寿命

男女とも全国1位



●年齢調整死亡率

男女とも全国1低い



でも実は…

長野県は、脳血管疾患による死亡率が全国平均より多い。脳血管疾患は、一命をとりとめても、介護が必要となることが多く、本人、家族に大きな負担となります。

脳血管疾患などの生活習慣病の予防が必要!!

そこで県では…

「健康で長生き」できる長野県の実現を目指して、医師会等の医療・保健関係者や市町村・企業、ボランティアの皆さん等と連携し、高血圧や糖尿病などの生活習慣病を予防する運動「信州ACE(エース)プロジェクト」を展開する中で、「Check(健診を受ける)」の取組を推進していきます。



信州ACE(エース)プロジェクト
あわせ 信州

② 県内の特定健診の受診状況

- 被保険者の受診率 **高**
- 被扶養者の受診率 **低**

長野県の特定健診受診率 **49.6%** (H24)

達成目標 **70%** (H29)

特定健診は被保険者だけでなく家族みんな(被扶養者)が受診する必要があります。



③ 特定健診受診のメリット

① 自覚症状がない生活習慣病の予兆を見つけて早めに対処!

② メタボと判定されても健診後の保健指導で3~4割が脱出!

③ 病気を未然に防いで医療費を抑制!
(メタボの該当者と非該当者の年平均医療費は9万円の差)



よくある質問をまとめて！

よくわかる! 特定健診 Q & A




Q 誰が受けるの?

40歳から74歳までの、医療保険に加入されているすべての方が対象です。



Q どうやって受ければいいのか?

加入されている医療保険者から、受診券の送付や、受診場所や日時などについてお知らせがあります。



Q どんな検査を行うの?

検査項目は、身体計測(身長・体重・腹囲を含む)、血圧測定、血液検査、検尿、医師の診察などです。



Q 通院中なので受けなくてもいいでしょ?

病院で治療の際の検査項目は治療中の病気に関するものになります。全身の状態をチェックする目的で特定健診を受診しましょう。



Q 毎年受けないといけないのですか?

生活習慣病は、自覚症状が無く、気付いたときには進行しているということも少なくありません。定期的に受けることが早期発見につながりますので、1年に1回は受診いただくようお願いいたします。



Q パート先の健康診断や人間ドックを受けていますが、もう一度特定健診を受けるの?

雇用先で雇用主が行う労働安全衛生法に基づく事業主健診は特定健診の全ての項目を満たしていますので、その結果を保険者あてに送付していただければ、特定健診を受診したものとすることができます。人間ドックも特定健診の全ての項目を満たしているものであれば、同様です。



Q 費用や時間がかからないのですが?

病気が重症化すると、その分医療費も時間もかかります。年に1回の健診で病気を予防しましょう。



Q 受診券を紛失してしまった場合は?

氏名、保険証の記号と番号等を保険者へ連絡し、再交付を受けてください。



長野県地域包括医療協議会
長野県保険者協議会
監修: 長野県医師会・長野県

問い合わせ先



健診から健康づくりをはじめよう!!

おもな検査項目と健診判定値一覧

★は保健指導対象者の選定に関連する検査項目

検査項目<単位>	基準値	要経過観察	要医療	この検査でわかること
BMI (Body Mass Index) ★	18.5~24.9	25.0~29.9 18.4以下	30.0以上	数値が18.4以下は痩せ、25以上だと肥満です。
腹囲 ★ <cm>	男性85未満 女性90未満	男性85以上 女性90以上	—	内臓脂肪が溜まりやすくなると、糖尿病や心臓病、脳卒中などのリスクが高くなります。
血圧 ★ <mmHg>	(収縮期)130未満 (拡張期)85未満	(収縮期)130以上 (拡張期)85以上	(収縮期)140以上 (拡張期)90以上	高血圧のリスクが高くなるため動脈硬化を促さやすく、心臓病や脳卒中などのリスクが高くなります。
尿たんぱく	(-)	(±)	(+)以上	たんぱくは尿中に排出されませんが、腎臓に異常がある場合に尿中に排出される可能性があります。
尿潜血	(-)	(±)・生理中	(+)以上	尿潜血は尿中に血が混じっている状態で、腎臓が尿をろくことで出血している状態に由来することがあります。
中性脂肪 (トリグリセリド) TG <mg/dL> ★	150未満	150~299	300以上	食べ過ぎや飲酒 excess、生活習慣によって数値が高くなり、動脈硬化の発症・進行を促進します。
HDLコレステロール <mg/dL> ★	40以上	35~39	35未満	血管内の悪玉コレステロールをとり去り、動脈硬化を予防します。値が低いと動脈硬化のリスクが高まります。
LDLコレステロール <mg/dL>	120未満	120~139	140以上	悪玉コレステロールともいい、量が多くなると血管の内壁に付着して、動脈硬化を進行させます。
空腹時血糖 (FBS) ★ <mg/dL>	100未満	100~125	126以上	血糖とは血液中のブドウ糖のこと。血糖値が高い状態が続くと動脈硬化のリスクが高くなります。
HbA1c ★ <%>	NGSP 5.6未満	5.6~6.4	6.5以上	過去1~2か月の平均的な血糖の状態を調べることであります。糖尿病が疑われるときの検査として有効です。
	JDS 5.2未満	5.2~6.0	6.1以上	
尿糖	(-)	(±)	(+)以上	尿中に含まれるブドウ糖。糖尿病などの血糖値が高くなると、尿に糖が排出されます。
AST (GOT) <U/L>	30以下	31~50	51以上	ASTのほとんどは肝臓にあります。この数値が高いとウイルス性肝炎、アルコール性肝炎、肥満性脂肪肝などの肝臓病が疑われます。また、ALTとASTは肝臓の障害の程度を示すため、2つの数値を比較することで病気の程度を推測できます。
ALT (GPT) <U/L>	30以下	31~50	51以上	
γ-GT (γ-GTP) <U/L>	50以下	51~100	101以上	肝臓障害の発見の手がかりとなり、アルコール性肝炎では数値が高くなることから、アルコール性肝臓病の指標とされています。
尿酸 (UA) <mg/dL>	7.0以下	7.1~7.9	8.0以上	尿酸の過剰な増加や尿酸値が高い、痛風を招き、血管の硬化を促し、腎臓病や糖尿病を誘発しやすくなります。
クレアチニン (CRE) <mg/dL> (測定法)	男: ~1.00 女: ~0.80	男: 1.01~1.49 女: 0.81~1.29	男: 1.50以上 女: 1.30以上	老廃物の一種で、腎臓が低下すると、血液中に増えます。
eGFR (推定糸球体ろ過率)	40未満 40~70未満 70以上	— 50~59 40~59	60未満 50未満 40未満	腎臓にどれくらい老廃物を排出する能力があるかを示しており、この値が低いほど腎臓の機能が悪いと判断されます。クレアチニン値と年齢と性別から計算します。
赤血球数 (RBC) <×10 ⁴ /μL>	男: 410~556 女: 373~490	男: 409以下 女: 372以下	—	血液中の赤血球の数。減少すると貧血が疑われます。
血色素 (ヘモグロビン) <g/dL>	男: 13.1~18.0 女: 12.1~15.5	男: 12.1~13.0 女: 11.1~12.0	男: 12.0以下 女: 11.0以下	赤血球数、ヘマトクリットとともに、貧血の検査です。
ヘマトクリット <%>	男: 39.0~52.0 女: 34.0~48.0	男: 38.9以下 女: 33.9以下	—	赤い血球、赤い血球が多量に存在する状態が疑われます。

安曇野市国民健康保険・安曇野市

1日の適量はどのくらい?


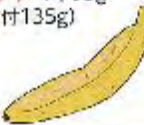













食生活

<p>魚</p>  <p>鮭 50g</p>	<p>肉</p>  <p>豚肉 50g</p>	<p>卵 高コレステロールの場合 1/2個</p>  <p>卵 50g</p>	<p>大豆製品 卵を減らした分 木綿豆腐160g</p>  <p>木綿豆腐 110g</p>	
<p>野菜 粗く切った生の野菜なら、毎食両手に1杯分。色の濃い野菜を1/3程度</p> 		<p>料理に使う場合 毎食小鉢2つ分</p> 	<p>いも にぎりこぶし1つ分 じゃがいも 100g</p> 	
<p>ごはん 毎食軽く1杯~1杯半</p>  <p>ごはん 150g</p> <p><small>※ごはんの量は、性別、年齢、活動量等による異なります。</small></p>		<p>きのこ</p>  <p>えのきだけ 50g</p>	<p>海藻</p>  <p>生わかめ 50g</p>	<p>牛乳</p>  <p>普通牛乳 200cc</p>

果物

果物は、抗酸化作用のあるビタミンCや、ナトリウムを排泄して、血圧を下げる働きのあるカリウムを多く含みます。しかし、糖質を多く含むので、食べ過ぎると中性脂肪を上げます。**1日80kcal程度**にしましょう。

果物80kcalの目安 (下記のいずれか1つ)

<p>アボカド 1/4個45g (皮・種付65g)</p>  <p>脂肪が多い8.4g</p>	<p>バナナ 1本95g (皮付135g)</p> 	<p>甘柿 小1個130g (皮付140g) 干し柿でも1個</p> 	<p>ぶどう 小1房140g (皮付160g)</p> 	<p>りんご 半分150g (皮付170g)</p> 
<p>キウイフルーツ 1.5個150g(皮付170g)</p> 	<p>プルーン 4個160g (皮付170g)</p> 	<p>みかん 2個180g (皮付215g)</p> 	<p>はっさく 1個180g (皮付245g)</p> 	<p>なし 半分190g (皮付220g)</p> 
<p>メロン 1/4個190g (皮付275g)</p> 	<p>もも 1個200g (皮付230g)</p> 	<p>グレープフルーツ 半分210g(皮付275g)</p> 	<p>すいか 220g (皮付310g)</p> 	<p>いちご 240g</p> 

糖質を含む食品を食べた(飲んだ)時の血糖の変化

糖質には、砂糖などの単糖糖質と、米や小麦粉などの複合糖質があります。糖質を含む食品を食べると、消化吸収され血糖値が上昇します。すると膵臓からインスリンというホルモンが出され、血糖値を下げようとします。特に砂糖などの単糖糖質は吸収が早く、血糖値が急上昇するため短時間に多くのインスリンが必要になり膵臓に負担がかかります。また、血管も血液中の糖が多くなり硬んでしまいます。

血糖値の上がり方は食品によって違います



15~30分で吸収され、血糖値は急激に上がります。短時間で多くのインスリンが必要になります。吸収された糖は短時間で消費されないのので蓄えやすい脂肪に劣化します。

これらの仲間(単糖糖質) ▶ 砂糖、菓子類、果物、清涼飲料水、酒、ビール等

ゆっくり吸収されるため、血糖値はなだらかに上がります。インスリンが少量で済みます。吸収された糖は、体を動かすエネルギーとして消費されます。

これらの仲間(複合糖質) ▶ ごはん、雑穀、パン類、いも類等

1日の糖質の目安量は20g以下 嗜好品

嗜好品に含まれる糖質は吸収が早く、血液中の糖や脂質を上げます。私たちが体の中で無理なく処理できる同食・調味料から摂る糖質の目安量は、**1日20g以下**です。60歳以上の方、HbA1c6.0以上(NGSP値)の方は、**10g以下**です。

あんパン 1個140g  糖質70g 脂質7g	クリームパン 1個100g  糖質41g 脂質11g	クッキー 3枚20g  糖質15g 脂質3g	ポテトチップス 1袋60g  糖質32g 脂質21g	チョコレート 4かけ20g  糖質11g 脂質7g
せんべい 2枚20g  糖質17g	大福 1個70g  糖質36g	そば寒天 130g  糖質24g	干し柿 小1個35g  糖質25g	煮豆 40g  糖質21g
まんじゅう 1個50g  糖質30g	ジャム 大さじ2  糖質25g	野菜ジュース (果汁入り) 200ml  糖質24g	しそジュース 濃液 50ml  糖質25g	甘酒 120ml  糖質22g

※糖質の多い嗜好品には、脂質量を記載

野菜で血管を守る!!

野菜

野菜には、血液中の糖や脂質の上昇を抑え血管を守る食物繊維や血管を修復するビタミンが豊富に含まれていて、生活習慣病を予防する大切な働きをします。

野菜の仕事

① 食物繊維が体のお掃除をしています。

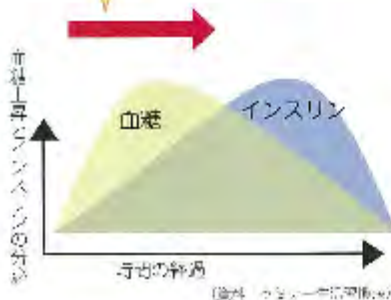


- 特色1 水を含みやすい
- 特色2 粘着力が大きい

食物繊維は、糖やコレステロールを吸着し、食品中の脂肪や糖質の吸収を遅らせます。また、便と一緒に糖やコレステロールを排泄します。

血糖上昇とインスリン上昇のタイミングを接近させる

- 野菜を先に食べる
- ゆっくり食事する
- 食物繊維を十分に摂取



糖質の吸収が遅れることによって、インスリンが一度にたくさん出なくてもよくなり、結果的には血糖とインスリン量の山が一致して、インスリンの節約になります。

② いろいろなビタミンが細胞の修理をします。

血管も細胞でできているので、不足すると血管を修復する力が弱くなります。体の中では作られないので、食べ物から摂取する必要があります。

なぜ350g以上なの?



野菜100gあたり	ビタミンA	葉酸	ビタミンC	食物繊維
基準値 (40代以上男性)	男 850μg	240μg	100mg	19g以上
女	700μg			17g以上
にんじん(1/2本)	680	23	4	2.5
ほうれん草(1/2袋)	350	210	35	2.8
小松菜(1/2袋)	260	110	39	1.9
オクラ(10本)	56	110	11	5.0
プチトマト(10個)	80	35	32	1.4
ピーマン(3個)	33	26	76	2.3
きゅうり	28	25	14	1.1
ゴーヤー	17	72	76	2.6
大根	0	33	11	1.3
キャベツ	4	78	41	1.8
たまねぎ	0	16	8	1.6
もやし	0	41	8	1.3
白菜	8	61	19	1.3
百汁系(粉末3g)	63	12	2	1.2
野菜ジュース(1杯分)	420	4	60	1.9

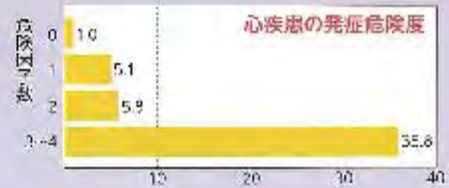
野菜ジュースと野菜の違い

栄養価が高く見える野菜ジュースですが、1日分の必要量を補うことは難しいようです。また、よく噛んで食べる野菜とは違い、吸収が早いので、短時間で多くのインスリンが必要になります。

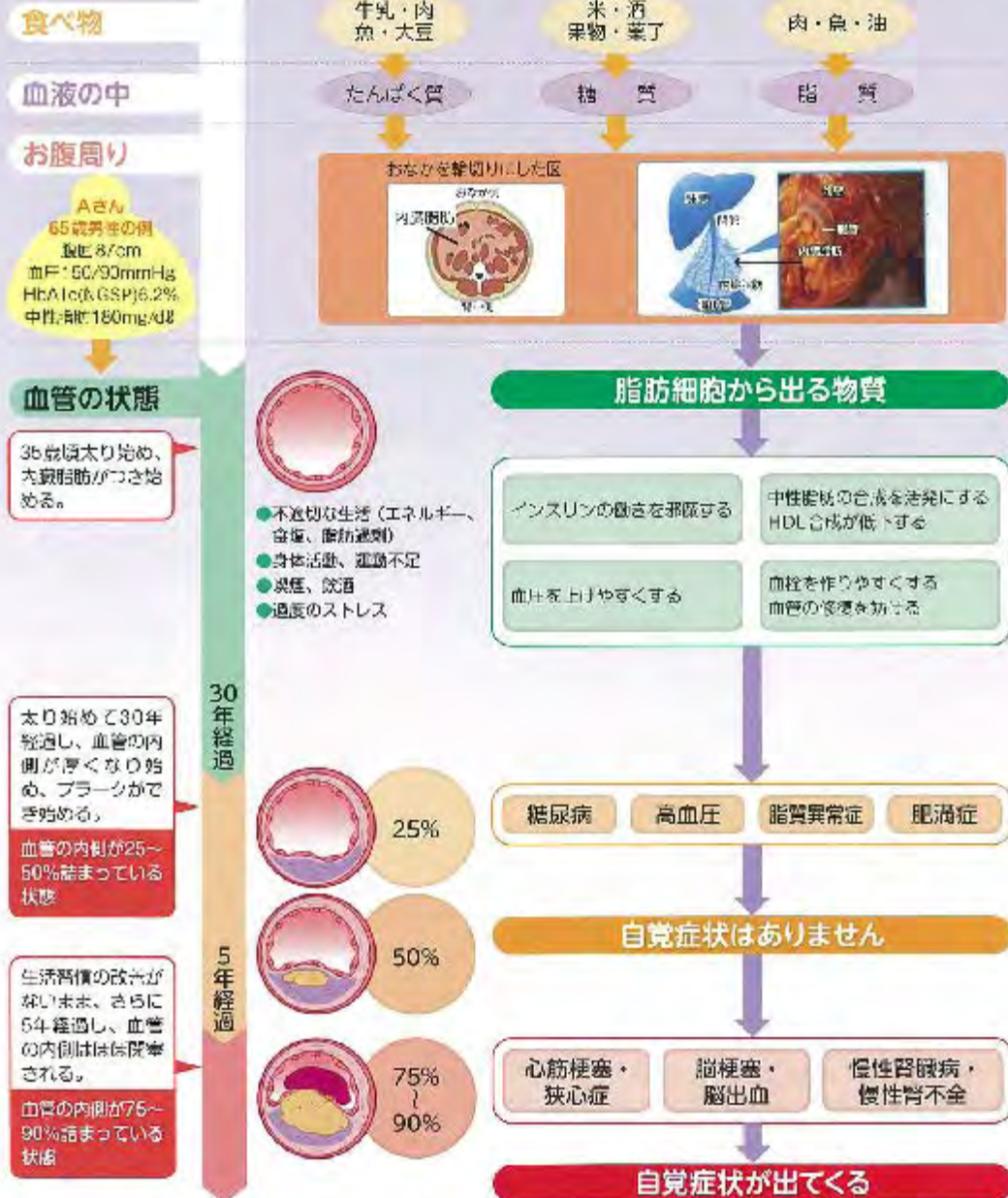
この健診は、血管の状態をみています。

●メタボリックシンドロームの因子が重なると
脳卒中・心臓病・腎臓病などの危険性が高まります。

メタボリックシンドロームによって引き起こされる病気の発症の危険性は危険因子が多くなるほど高まります。



●動脈硬化の進み方、血管の中では・・・



今日からできる健康実践法!

運動

厚生労働省は、健康づくりのための身体活動として**今より10分以上、身体を動かす「+10(プラス・テン)」**を推奨しています。活動量不足にならないように、日常生活動作の中にちょっとした運動を取り入れ、意識的に身体を動かすようにしましょう!!

例



7:00

9:00

まずは自身の姿勢をチェック! 日常生活から常に姿勢は意識して生活を!

良い姿勢は、毎日の積み重ね!



座位姿勢の作り方

説明:椅子に深く腰掛ける、背筋を伸ばす。腰を反らさないように、おへそを背中にくっつけるようなイメージで力を入れる。背骨の上に上半身が真っ直ぐのつていますか?



立位姿勢の作り方

説明:壁に「後頭部」「肩」「股関節」「かかと」を付けて、その状態のまま1歩前に出る。※腰と足の隙間は拳と同じ17分

※猫背や肩こり、腰痛は姿勢の悪さが原因で、体の一部に負担がかかり、首こりや腰痛、肩痛などの痛みを訴える方が増加しています。良い姿勢によって

- ・関節痛の予防・改善
- ・運動効果の向上
- ・美容効果が期待できます。

12:00

仕事の合間、運動の前後に…リフレッシュストレッチ!



説明:両足に片足を乗せて、足のつま先から身体を少し前に倒し足の勢制を伸ばす。そこから足の向きを、前にに体重をかけて足の付け根を伸ばす。反動をつけずにゆっくり15秒!

レジスタンス運動
(筋力をつける)

ストレッチ運動
(身体を伸ばす)

エアロビック運動
(心肺を鍛やす)

3つの要素によってそれぞれ運動効果が異なるため、一つの動作に偏らないよう日常生活動作の中にバランス良く組み合わせ、身体を動かしていただくことが大切です。

17:00

テレビを見ながら 大腿四頭筋(ももの前側)のトレーニング



説明:手を後ろにつけて、両足を前に伸ばす。片足を少し上げて、つま先を天井に向け、そのまま真っ直ぐ板のようになりながら足を上げて、伸ばすを30回繰り返す。(左右両側)

+10分達成の為に!!
体操プラスこまめに歩くのが鍵!!!

こんな場面が、活動量UPのチャンス!

- ・近所までゴミ捨て
- ・お店の中を余分に一回り
- ・買い物の際、車は入り口から
- ・駐車場から職場まで徒歩遠くへ帰る
- ・ペットとお散歩

日頃の活動量がどの程度かを知ることも、大切な健康づくりです。「活動量計」や「万歩計」を使って、今日から活動量の管理してみませんか。

またほんの少し歩く時でも、歩き方を意識出来ると効果はグンとUPします!

背筋を伸ばして(姿勢が大切)

指付けに両手を乗せて歩かずに大きく歩かせる

足の位置を高く保つ(股関節を)

足の親指をしっかりと踏むように歩かせる



歩幅を下げる、20cm先を見る

足を振る

力強い、歩幅は短く、足を伸ばす

つま先を上げ踵が着かない



健康に役立つ、生活習慣病100%の発生リスクを減らすための実践法を推奨しています。

健康増進課 健康推進課

(5) 心身障害者関係 れんげの家運営委託事業

No.	25	—	52	基本事務事業名	心身障害者関係	事務事業名	れんげの家運営委託事業	公的関与	7	当初 P・D 作成日	平成26年8月12日			
当初 部局名	福祉部			当初 課名	福祉課	当初 主務課長名	三枝 幸子	当初 P・D作成者	松岡 学					
						最終 主務課長名	細萱 賢	最終 P・D作成者	松岡 学					
事業区分	● 1 ソフト事業		● 3 施設等整備事業		● 5 補助・負担・支援		事業運営方法	■ 1 直営		■ 3 全部委託				
	● 2 経常的事務事業		● 4 施設の管理・運営		● 6 内部事務・その他			■ 2 一部委託		■ 4 補助等				
総合計画 (後期基本計画)	実施計画		政策		認め合い支えあえるまち		事業の開始・終了							
	● 1 該当		政策		障害者福祉の充実		平成 17 年	～	平成 年	■ 期間設定なし				
	● 2 非該当		具体的施策		① 障害者福祉サービスの充実		根拠法令等	安曇野市精神障害者社会復帰訓練事業実施要綱						
事業の 対象・目的	対象(誰を、何を)	回復途上にある在宅の精神障害者												
	目的(どうい う状態に したい のか)	最終的	回復途上にある在宅精神障害者で、相当程度の作業能力を有する者に、必要な訓練及び指導を行い、もって自活の促進を図る。											
		今年度	B型事業所としての運営の促進が図られてきたと考えられる。独立した運営を行ってもらうための協議を進め、委託料の軽減を図る。											
事業の 活動内容	具体的にどのような活動を行いますか。(主なもの5つまで)													
	① 作業訓練(自主製品:おやき、ハターケーキ、陶芸製品 等の作成及び販売)													
	② 社会訓練(社会見学・学修・各種行事 等の実施)													
	③ 生活訓練(調理実習・生活技能訓練(SST)・ミーティング 等に実施)													
	④ 作業療法・地域ボランティアとの交流													
	⑤ 上記の事業について委託契約を締結する。													
数値目標 (事業の目的 及び活動内容 の達成度を測る指 標)	指標名		計算式又は指標設定理由		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度末	最終目標					
	出席率	延べ出席者数÷(定員人数×開所日数)×100		%	目標	80	80	80	90					
					実績	69	67	72	■					
	年間出席者数	実績による		人	目標	4000	4000	4000	4500					
					実績	3373	3376	3611	■					
					目標	■								
				実績	■									
予算費目	会 計	安曇野市一般会計			款	3	項	1	目	1	事業コード	103090	事業名称	障害者福祉総務費
DO 直接事業費	平成 24 年度決算		平成 25 年度決算		平成 26 年度決算		備考							
	国庫支出金	0 千円		0 千円		0 千円		H26年度実績						
	県支出金	0 千円		0 千円		0 千円		延出席者数 3,611人						
	地方債	0 千円		0 千円		0 千円		定員人数 20人						
	その他特定財源	0 千円		0 千円		0 千円		開所日数 252日						
	一般財源	7,400 千円		5,500 千円		4,000 千円								
	計(A)	7,400 千円		5,500 千円		4,000 千円								
	(内臨時職員経費)	0.000 人	0 千円	0.000 人	0 千円	0.000 人	0 千円							
	臨職種類													
	人件費(B)	0.010 人	78 千円	0.026 人	203 千円	0.026 人	198 千円							
全体事業費(A+B)	7,478 千円		5,703 千円		4,198 千円									

チェック項目		一次評価者		二次評価者								
		第2段階	職名	第2段階	職名							
		細萱 賢		花村 潔								
		課長		部長								
		福祉部福祉課		福祉部								
		評価実施日	平成27年4月20日	評価実施日	平成27年4月21日							
		一次評価の説明										
妥当性	1. 市が実施しなくても、公平性・公正性が確保できる等、他の実施主体があり、事業を廃止・休止しても影響は大きくない。	● 少ない	● 大きい	精神障がい者を受入れており、障害者の一般就労に向けた訓練施設として、重要な役割を担っている。対応が難しい精神障がい者からのニーズが高い。ただし、市が実施主体となる必要はなく、民営化は可能である。	● 少ない	● 大きい						
	2. 厳しい財政状況の中、次年度以降実施する緊急性が認められない。	● ない	● ある		● ない	● ある						
	3. 住民満足度の向上のために、現在事業内容が適切である。	● ない	● ある		● ない	● ある						
	4. 住民ニーズの低下がみられたり、近隣自治体と比較してニーズを上回るサービスとなっている。	● いる	● いない		● いる	● いない						
有効性	1. 施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。	● いえない	● 見える	指導員、作業療法士等必要な職員体制が整えられている環境下で、精神障がい者が社会復帰に向けて訓練をしている。開設当時に比べ、地域の環境も変わり精神障がい者を受入れる同種の事業所も増えてきている。れんげの家の特性を今後出す必要がある。	● いえない	● 見える						
	2. 事業内容のマンネリ化など、施策への貢献度が著しく高いとはいえない。	● いえない	● 見える		● いえない	● 見える						
	3. 市が実施する施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	● する	● しない		● する	● しない						
	4. 事業の継続をしても成果の向上が期待できない。	● できない	● できる		● できない	● できる						
達成度	1. 目標設定に対して進捗状況が劣っていると思う。	● 目標に比べて劣っている		昨年に比べ年間出席者数は6.9%増加し、目標人数の90%を達成した。	● 目標に比べて劣っている							
	2. 目標設定に対して成果があまり上がっていないと思う。	● あまり上がっていない			● あまり上がっていない							
	3. 目標設定に対して概ね目標を達成していると思う。	● 概ね達成している			● 概ね達成している							
	4. 目標設定に対して十分に目標を達成していると思う。	● 十分達成している			● 十分達成している							
効率性	1. 効果に比べてコストが高い。	● 高い	● 適当	平均通所者の人数が増えれば、訓練給付が増え、安定経営が見込める。	● 高い	● 適当						
	2. 他の実施主体のノウハウや新たな制度を活用できる。	● できる	● できない		● できる	● できない						
	3. 予算・人員と成果の関係で、実施手段等を見直す余地がある。	● ある	● ない		● ある	● ない						
	4. 電子化や契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。	● ある	● ない		● ある	● ない						
ACTION	評価点	妥当性	有効性	達成度	効率性	総合評価	妥当性	有効性	達成度	効率性	総合評価	
		1	4	3	2	D	1	4	3	2	D	
	今後の方向性	● 拡大・充実 ● 縮小	● 現状維持 ● 統合/終期設定	● 方法改善 ● 廃止/休止	● 民間委託等	● 拡大・充実 ● 縮小	● 現状維持 ● 統合/終期設定	● 方法改善 ● 廃止/休止	● 民間委託等	二次評価での指摘事項		
	当面の課題	市の所有施設ではないため、位置づけが不明確であり、市が実施主体となる根拠が薄い。委託法人自信独立採算が行える体制への移行を進めており、その成果が徐々に表れてきている。引続き、委託法人との協議を継続する。					受託法人と協議し、終期設定をする。					
	改革案と実行計画	庁内で組織的に現状を分析しながら、委託法人と協議を重ね、ニーズに見合う運営形態の検討を行う。										
委員会指摘事項												

事業NO	25-52
事業シート(補足説明)	
事業名	れんげの家運営委託事業
事業内容 (手段・手法など)	<p>障がい者に対し、障害者総合支援法における訓練等給付事業を実施するとともに知識及び能力向上のため必要な訓練及び指導をおこない、もってその自立の促進を図るため、運営委託をする。</p> <p>(1)対象者 ア 障がい者であること。 イ 前号のほか所長が特に認めた者。</p> <p>(2)利用定員 利用定員は、20人を標準とする。</p> <p>(3)開・休所日及び開所時間 ア 開所日 毎週月、火、水、木、金曜日 イ 休所日 毎週土、日曜日及び国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日まで ウ 開所時間 午前8時30分から午後5時15分まで エ 指導時間 午前9時25分から午後3時30分まで</p> <p>(4)職員構成 所長1名(サービス管理責任者を兼務)、職業指導員2名、生活指導員2名</p> <p>(5)指導内容 ①相談及び援助 ②訓練 ③生産活動 ④職場実習の実施 ⑤求職活動の支援 ⑥職場定着のための支援の実施 ⑦健康管理等 ⑧地域啓発</p> <p>(6)就労支援事業による生産活動内容 ①おやき、バターケーキ、おこわ等の製造 ②商品のバック詰め、包装、ラベル貼りの受託作業 ③バック、リネンストール、手染めのれん等の縫製製品他の製造</p>
平成26年度 事業実績	<p>開所日数 : 252日 延利用者数 : 3,611人 日平均利用者数: 14.3人 利用登録者数 : 21人 就労支援事業による作業収入: 8,456,164円 自立支援給付費: 26,056,250円 安曇野市委託料: 4,000,000円</p>
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<p>松本市での、精神障がい者社会復帰施設の類似施設は、「北ふれあいホーム」「南ふれあいホーム」があり、現在はいずれも就労継続支援B型事業所となっており、指定管理施設として松本市社会福祉協議会へ委託している。運営は自立支援給付費により賄われており松本市においての委託料は無い。(別紙参考資料1参照)</p>
特記事項 (事業の沿革等)	<p>平成 4年 南安曇郡豊科町「働く人の館」で精神障がい者社会復帰施設として開所。南安曇郡7町村からなる「南安曇郡行政事務組合」を設置主体とし社会福祉法人安曇野福祉協議会が運営を受託する。</p> <p>平成 5年 南安曇郡豊科町豊科5126-1へ新築移転(現所在地)</p> <p>平成17年 町村合併により運営を安曇野市から受託する。</p> <p>平成21年 精神障がい者社会復帰施設から、就労継続支援B型事業所に移行。</p> <p>平成27年4月現在 就労継続支援B型事業所数(別紙参考資料2参照) 安曇野市内 17事業所 安曇野市外 29事業所以上</p>

平成26年度実績

	安曇野市	松本市	松本市
施設名称	れんげの家 就労継続支援B型事業所	南ふれあいホール 就労継続支援B型事業所	北ふれあいホール 就労継続支援B型事業所
開所日数	252日	241日	243日
利用者定員	20人	20人	20人
利用登録者数	21人	30人	35人
延利用者数	3,611人	4,566人	4,249人
日平均利用者数	14.3人	18.9人	17.4人
作業収入	8,456,164円	5,118,851円	6,754,152円
自立支援給付費	26,056,250円	34,373,487円	31,860,437円
市委託料	4,000,000円	0円	0円

平成25年度実績

	安曇野市	松本市	松本市
施設名称	れんげの家 就労継続支援B型事業所	南ふれあいホール 就労継続支援B型事業所	北ふれあいホール 就労継続支援B型事業所
開所日数	252日	240日	240日
利用者定員	20人	20人	20人
利用登録者数	21人	30人	28人
延利用者数	3,376人	4,476人	3,554人
日平均利用者数	13.4人	18.7人	14.8人
作業収入	7,497,233円	4,755,443円	6,298,947円
自立支援給付費	24,992,760円	31,782,674円	25,879,772円
市委託料	5,500,000円	0円	0円

れんげの家過去3か年実績

	H24年度	H25年度	H26年度
自立支援費収入	25,299,730	24,992,760	26,167,850
市委託料	7,400,000	5,500,000	4,000,000

7 自立訓練/就労移行支援/就労継続支援

参考資料2

- 市外局番は 0263
- (F)はフックス番号
- 番号の後ろに(F)がある場合はフックス共通

事業所名	所在地	電話番号	設置主体	自立 訓練	就労 移行	就労 継続
豊科じゃんぶ	安曇野市豊科南穂高481-7	71-4955 (F)71-4959	(福)安曇野市 社会福祉協議会		○	B
すてっぷワーク ま・めぞん	安曇野市豊科4678-2	88-8506 (F)88-8509	(福)安曇野市 社会福祉協議会			B
豊科社会就労センター	安曇野市豊科4095-1	72-2422	安曇野市			B
れんげの家	安曇野市豊科5126-1	72-7170 (F)73-5747	(福)安曇野福祉協会			B
豊科たんぼぼ	安曇野市豊科4095-1	72-7416 (F)72-7431	安曇野市			B
安曇野かんぱにー	安曇野市豊科1826-13	88-3955(F)	NPO法人あづみ野	○		B
多機能事業所 夢の実 かなで	安曇野市豊科5630-5	73-4270(F)	NPO法人夢の実			B
有明のパン屋さん 有明駅前店	安曇野市穂高北穂高2216-1	88-3307 (F)88-3318	NPO法人夢トライ			A
有明のパン屋さん 豊科店 (ユブながの安曇野豊科店 内)	安曇野市豊科2637-4	88-3307 (F)88-3318	NPO法人夢トライ			A
夢トライ工房安曇野分室	安曇野市穂高北豊科2637-4	88-3307 (F)88-3318	NPO法人夢トライ			A
アルプスホーム	安曇野市豊科南穂高3046-1	72-6212 (F)87-5063	(医)城西医療財団	○		
穂高社会就労センター	安曇野市穂高5825-4	82-2448	安曇野市			B
マイハート穂高	安曇野市穂高5654-1	82-3320(F)	(有)とざわ			B
だ・もんで	安曇野市穂高4313-1	31-6438(F)	NPO法人 ほたか野の花	○		B
HATA楽工房	安曇野市穂高有明7334-18	83-8316(F)	合同会社エルアクト			B
むぎのねAZUMINO	安曇野市豊科4849-8	50-5289(F)	合同会社エルアクト			B
イーリス	安曇野市穂高有明2252-1	83-3832	NPO法人マイトリー虹			B
穂高悠生寮多機能事業部	安曇野市穂高牧1840-2	83-4728 (F)83-4727	(福)りんどう信濃会	○		
三郷社会就労センター	安曇野市三郷明盛2197-1	77-5911	安曇野市			B
多機能型事業所あすなろ	安曇野市三郷温2046-1	77-9866(F)	(福)安曇野福祉協会			B
堀金かえでの家	安曇野市堀金鳥川12132-6	73-1107 (F)73-5775	安曇野市			B
明科社会就労センター	安曇野市明科中川手3307	62-2369	安曇野市			B
ふれっ手	松本市旭2-11-45	36-0365 (F)39-1540	(福)長野県 視覚障害者福祉協会			B

参考資料2-1

7 自立訓練/就労移行支援/就労継続支援

参考資料2

- 市外局番は 0263
- (F)はフックス番号
- 番号の後ろに(F)がある場合はフックス共通

事業所名	所在地	電話番号	設置主体	自立 訓練	就労 移行	就労 継続
第2共立学舎	松本市今井字和田道4900	86-7623 (F)86-8159	(福)中信社会福祉協会		○	B
就労支援センターホープ	松本市今井1535	50-3552(F)	NPO法人 ホープ			B
松本障害者雇用支援センター	松本市寿北7-1-37	85-1820 (F)85-1822	(社)長野県雇用開発協会		○	
ハートねっと	松本市寿北7-23-17	86-8010(F)	NPO法人 ハートラインまつもと			
第2コムハウス・ゆい	松本市新村2750-1	40-3366 (F)40-3488	(福)アルプス福祉会		○	
松本市社協 希望の家	松本市双葉4-16	31-6010	松本市 社会福祉協議会			B
松本市社協 岡田希望の家	松本市岡田町480-8	46-3320(F)	松本市 社会福祉協議会			B
障がい者就労センター・はた	松本市波田6908-1	92-8002 (F)92-8006	松本市 社会福祉協議会			B
松本ひよこ (就労移行はH26.4~休止中)	松本市島内863-1	47-6916(F)	(福)長野県 社会福祉事業団		○	B
カフェギャラリーてくてく	松本市元町2-7-13	34-0611(F)	NPO法人 てくてく		○	B
マーメイドタバン元町	松本市元町2-2-15	32-0022(F)	(株)かしや			B
あい・わーくす	松本市会田3912	64-4830(F)	NPO法人あい・わーくす			B
夢トライ工房	松本市清水2-11-45	35-3530(F)	NPO法人 夢トライ			A
ちくま	松本市宮田8-22	26-6330 (F)26-6047	(福)ちくま			B
エルサポート パノラマ	松本市沢村1-10-9	35-0811(F)	(福)長野県 知的障害者育成会		○	B
あいらいふ南原	松本市南原2-16-13	28-7041(F)	(福)信濃友愛会			B
アトリエMOO	松本市浅間温泉1-30-6	46-2203(F)	NPO法人 アトリエMOO			B
障がい者 就労継続支援施設あい	松本市庄内2-5-37	24-3321	NPO法人 四炎			B
障がい者活動支援センター フットワークなぎさ	松本市渚2-1-7	50-6286 (F)50-6287	NPO法人 ワーク& コミュニケーションズ			B
ケ・セラ塾	松本市大字芳川小屋650-29	57-6329(F)	NPO法人 ケ・セラ			B
S'クリーンネス	松本市蠟ヶ崎1-1-18	38-0201 (F)38-0202	(医)城西医療財団			B
ヒーローサポート	松本市市場2-17	28-3311 (F)28-3322	(株)HERO			A
エコミットまつもと	松本市大字島立2346	31-3440 (F)47-3213	(株)エコミット		○	

参考資料2-2

7 自立訓練/就労移行支援/就労継続支援

参考資料2

- 市外局番は 0263
- (F)はファックス番号
- 番号の後ろに(F)がある場合はファックス共通

事業所名	所在地	電話番号	設置主体	自立 訓練	就労 移行	就労 継続
ハートフル松本FVP	松本市大字島立2267	03-5577-6913 (F)03-5577-6914	(株)ハートフル松本FVP			A
ドリームワークス	松本市神林5611-4	86-8812(F)	(福)長野県 知的障害者育成会			B
SAKURA松本センター	松本市村井町南三丁目5-2	85-3918 (F)85-3919	(株)総合キャリアトラスト		○	
多機能型事業所 森のこびと	東筑摩郡朝日村古見3605-5	99-4055 (F)99-4056	NPO法人 レスパイトケアはちもり			A B
ひよこはうす	東筑摩郡山形村7047	31-0775 (F)31-0565	NPO法人 あゆみ			B
てととと松川作業所	北安曇野郡松川村5724-43	0261-62-1550(F)	NPO法人 なかまと			B
森の工房	北安曇野郡松川村3177-1, 3180-1の一部	080-6930-9397 (F)0261-85-0014	(社)シュタイナー療育センター			B
ワークセンター しらかば	北安曇郡池田町会染6750-1	0261-62-8990 (F)0261-62-8998	(福)信濃の郷		○	B
ハーブの風共同作業所	北安曇郡池田町会染5252-2	0261-62-2415(F)	NPO法人 あつとはーぶ			B
マイハート大原	大町市大町5666-3	0261-23-6660 (F)0261-23-6661	(有)とざわ			B
共同作業所がんばりやさん	大町市大町2532-10	0261-23-3423(F)	NPO法人 北アルプスの風			B
てととと常盤作業所	大町市常盤5970	0261-23-2822 (F)0261-23-5557	NPO法人 なかまと			B
マイハート常盤	大町市常盤3486-403	0261-23-6566 (F)0261-23-6569	(有)とざわ			B
大町市社会福祉協議会 指定生活介護事業所	大町市大町1129	0261-23-7650 (F)0261-22-7071	(福)大町市社会福祉協議会			B
自閉症者療育施設 白樺の家	北安曇郡池田町大字中糺3080	0261-62-6741 (F)0261-62-6889	(福)信濃の郷	H24.1～ 休止中		

参考資料2-3

(6) 在宅福祉サービス事業 高齢者にやさしい住宅改良促進事業

No.	24	—	23	基本事務事業名	在宅福祉サービス事業	事務事業名	高齢者にやさしい住宅改良促進事業	公的関与	5	当初 P・D 作成日	平成26年7月17日			
当初 部局名	福祉部			当初 課名	長寿社会課			当初 主務課長名	奥村 勲	当初 P・D作成者	藤原 英晃			
								最終 主務課長名	奥村 勲	最終 P・D作成者	藤原 英晃			
事業区分	● 1 ソフト事業		● 3 施設等整備事業		● 5 補助・負担・支援		事業運営方法		■ 1 直営		■ 3 全部委託			
	● 2 経常的事務事業		● 4 施設の管理・運営		● 6 内部事務・その他				■ 2 一部委託		■ 4 補助等			
総合計画 (後期基本計画)	実施計画		政策		認め合い支えあえるまち		事業の開始・終了							
	● 1 該当		施策		高齢者福祉と生きがい対策		平成 18 年	～	平成 年	■ 期間設定なし				
	● 2 非該当		具体的施策		③ 在宅福祉サービスの充実		根拠法令等	市高齢者にやさしい住宅改良促進事業補助金交付要綱						
事業の 対象・目的	対象(誰を、 何を)	市内に在住する65歳以上で自宅の住環境が自身の生活に適さない者のうち、虚弱(介護保険法による要介護・要支援認定者)かつ低所得家庭(生計同一の家族を含め過去3年間の住民税の所得割が非課税)に属する者。												
	目的(どうい う状態に したい のか)	最終的	対象となる高齢者が、今後も在宅において自立した生活を維持できるよう住環境を改善する。											
		今年度	同上											
事業の 活動内容	具体的にどのような活動を行いますか。(主なものを5つまで)													
	① 改修工事希望者(ケアマネ・業者を含む)の相談への対応・指導													
	② 補助金交付に関する事務手続き													
	③ 工事予定箇所の現地確認													
	④ 県補助金の交付手続き													
	⑤													
数値目標 (事業の目的 及び活動内容 の達成度を 測る指標)	指標名	計算式又は指標設定理由	単位		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度末	最終目標						
	補助条件を満たす希望者 への事業実施率	事業体制が希望者の需要を満たし ているかを示す	%	目標	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0					
				実績	100.0	100.0	100.0	100.0	■					
				目標	■	■	■	■	■					
				実績	■	■	■	■	■					
				目標	■	■	■	■	■					
				実績	■	■	■	■	■					
予算費目	会 計	安曇野市一般会計			款	3	項	1	目	2	事業コード	117530	事業名称	在宅福祉事業
D O 直接事業費		平成	24	年度決算	平成	25	年度決算	平成	26	年度決算	備考			
	国庫支出金			0 千円			0 千円			0 千円				
	県支出金			669 千円			315 千円			252 千円				
	地方債			0 千円			0 千円			0 千円				
	その他特定財源			0 千円			0 千円			0 千円				
	一般財源			671 千円			315 千円			252 千円				
	計(A)			1,340 千円			630 千円			504 千円				
	(内臨時職員経費)	0.000 人		0 千円	0.000 人		0 千円	0.000 人		0 千円				
	臨職種類													
	人件費(B)	0.133 人		1,040 千円	0.133 人		1,039 千円	0.056 人		427 千円				
全体事業費(A+B)			2,380 千円			1,669 千円			931 千円					

チェック項目	一次評価者		二次評価者							
	第2段階	職名	第2段階	職名						
		藤原 英晃		花村 潔						
		課長補佐		部長						
		福祉部長寿社会課		福祉部						
	評価実施日	平成27年4月28日	一次評価の説明	評価実施日						
			低所得者である要介護者等を対象としており、かつ在宅介護・自立生活を支援しているので適切な事業といえる。	平成27年5月7日						
妥当性	1. 市が実施しなくても、公平性・公正性が確保できる等、他の実施主体があり、事業を廃止・休止しても影響は大きくない。	● 少ない	● 大きい	● 少ない	● 大きい					
	2. 厳しい財政状況の中、次年度以降実施する緊急性が認められない。	● ない	● ある	● ない	● ある					
	3. 住民満足度の向上のために、現在事業内容が適切である。	● ない	● ある	● ない	● ある					
	4. 住民ニーズの低下がみられたり、近隣自治体と比較してニーズを上回るサービスとなっている。	● いる	● いない	● いる	● いない					
有効性	1. 施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。	● いえない	● いえる	● いえない	● いえる					
	2. 事業内容のマンネリ化など、施策への貢献度が著しく高いとはいえない。	● いえない	● いえる	● いえない	● いえる					
	3. 市が実施する施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	● する	● しない	● する	● しない					
	4. 事業の継続をしても成果の向上が期待できない。	● できない	● できる	● できない	● できる					
達成度	1. 目標設定に対して進捗状況が劣っていると思う。	● 目標に比べて劣っている		● 目標に比べて劣っている						
	2. 目標設定に対して成果があまり上がっていないと思う。	● あまり上がっていない		● あまり上がっていない						
	3. 目標設定に対して概ね目標を達成していると思う。	● 概ね達成している		● 概ね達成している						
	4. 目標設定に対して十分に目標を達成していると思う。	● 十分達成している		● 十分達成している						
効率性	1. 効果に比べてコストが高い。	● 高い	● 適当	● 高い	● 適当					
	2. 他の実施主体のノウハウや新たな制度を活用できる。	● できる	● できない	● できる	● できない					
	3. 予算・人員と成果の関係で、実施手段等を見直す余地がある。	● ある	● ない	● ある	● ない					
	4. 電子化や契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。	● ある	● ない	● ある	● ない					
評価点	妥当性	有効性	達成度	効率性	総合評価	妥当性	有効性	達成度	効率性	総合評価
	4	3	2	4	A	4	1	2	4	C
今後の方向性	● 拡大・充実	● 現状維持	● 方法改善	● 民間委託等	● 拡大・充実	● 現状維持	● 方法改善	● 民間委託等		
	● 縮小	● 統合/終期設定	● 廃止/休止		● 縮小	● 統合/終期設定	● 廃止/休止			
当面の課題	対象者の把握等については、ケアマネジャーと連携を取り事業周知を図ることが必要。					二次評価での指摘事項				
						低所得世帯の利用拡大を図ること、介護保険での住宅改修・商工観光部での住ま居る応援制度(住宅リフォーム支援制度)との整合を図ること。				
改革案と実行計画	必要な人に、この事業を利用できるよう広報活動について工夫をする。									
委員会指摘事項										

事業NO	24-23
事業シート(補足説明)	
事業名	高齢者にやさしい住宅改良促進事業
事業内容 (手段・手法など)	<p>○事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段差解消、手すりの取り付け、洋式便器への取り換えなどを対象とし、介護保険の住宅改修サービスと併用して事業費の補助が受けられる。 補助金額は、対象工事費用の9割で上限額は63万円。 対象者は65歳以上の介護認定を受けている人で、住宅改修が必要な人。所得要件としては、過去3年分の同居する家族全員の住民税所得割が非課税の人。 事業費に対して、1/2の金額が県補助金として市に交付されている。 <p>○当該事業の過去4年間の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度実績 5件 2,850,000円 相談件数 7件 ・平成23年度実績 1件 470,000円 相談件数 3件 ・平成24年度実績 3件 1,340,000円 相談件数 5件 ・平成25年度実績 1件 630,000円 相談件数 4件 <p>・上記の年度の予算計上額はいずれも、630,000円×5件=3,150,000円を計上。</p>
平成26年度 事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度実績 1件 504,000円 相談件数 4件
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<p>○近隣市の事業実施状況と平成26年度の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松本市「高齢者住宅等整備事業」 13件 6,528,406円 所得要件 前年所得税非課税世帯。 ・塩尻市「高齢者にやさしい住宅改良促進事業」 7件 3,291,847円 所得要件 世帯員全員の前年の所得税合計額が80,000円以下。
特記事項 (事業の沿革等)	<p>長野県の当該事業に対する補助金の交付要綱改正が平成20年3月に行われ、市は同年5月に現在の制度に改正を行う。以前の制度では、所得要件については、世帯員全員の前年の所得税合計額が150,000円以下の規定であった。</p>

(7) 地域包括支援センター管理運営事業

No.	28	—	51	基本事務事業名	地域包括支援センター管理運営事業	事務事業名		公的関与	1	当初 P・D 作成日	平成26年8月4日			
当初 部局名	保健医療部			当初 課名	介護保険課			当初 主務課長名	場々 修三		当初 P・D作成者	古畑 英子		
								最終 主務課長名	場々 修三		最終 P・D作成者	新保 賀朗		
事業区分	● 1 ソフト事業		● 3 施設等整備事業		● 5 補助・負担・支援			事業運営方法	■ 1 直営		■ 3 全部委託			
	● 2 経常的事務事業		● 4 施設の管理・運営		● 6 内部事務・その他				■ 2 一部委託		■ 4 補助等			
総合計画 (後期基本計画)	実施計画		政策		認め合い支えあえるまち			事業の開始・終了						
	● 1 該当		施策		高齢者福祉と生きがい対策			平成 18 年	～	平成 年	■ 期間設定なし			
	● 2 非該当		具体的施策		① 地域包括支援体制の充実			根拠法令等	介護保険法					
事業の 対象・目的	対象(誰を、何を)	65歳以上の市民												
	目的(どうい う状態にしたい のか)	最終的	地域包括支援センターが、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定を図るための事業が実施でき、地域に定着できる。											
		今年度	地域包括支援センターが事業の適切な運営を実施できる。											
事業の 活動内容	具体的にどのような活動を行いますか。(主なもの5つまで)													
	① 地域包括支援センターの啓発に関する事業													
	② 地域包括支援センターの業務実績管理													
	③ 地域包括支援センターの業務評価に関する事業													
	④ 地域包括支援センター運営協議会での協議													
	⑤ 職員のスキルアップのための研修													
数値目標 (事業の目的及 び活動内容の 達成度を測る指 標)	指標名	計算式又は指標設定理由	単位	目標	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度末	最終目標						
	包括の総合相談支援件数	包括の事業実績の中の総合相談件数を指標とする	件	目標	9000	11500	11500	11500						
				実績	11009	11125	11951	■						
	包括の地区・各種団体との連携活動	包括の地区・各種団体との連携事業数を指標とする	回	目標	100	110	120	120						
				実績	108	120	109	■						
				目標	■	■	■	■						
			実績	■	■	■	■							
予算費目	会 計	安曇野市介護保険特別会計			款	3	項	2	目	1	事業コード	3100106	事業名称	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
D O 直接事業費			平成 24 年度決算	平成 25 年度決算	平成 26 年度決算	備考								
	国庫支出金 県支出金 地方債 その他特定財源 一般財源 計(A) (内臨時職員経費) 臨職種類	国庫支出金	33 千円	73 千円	49 千円	H23年度に南部包括を開設し委託。H25年度に北部包括を委託し、計委託2か所、直営1か所となる。直接事業費は報償費を計上。但し、運協報償費はH24年度は事業コード3100108から支出し157千円。								
		県支出金	16 千円	36 千円	24 千円									
		地方債	0 千円	0 千円	0 千円									
		その他特定財源	16 千円	36 千円	24 千円									
		一般財源	19 千円	40 千円	29 千円									
		計(A)	84 千円	185 千円	126 千円									
		(内臨時職員経費)	0.000 人	0 千円	0.000 人							0 千円	0.000 人	0 千円
	人件費(B)	0.867 人	6,777 千円	0.691 人	5,396 千円	0.722 人	5,510 千円							
	全体事業費(A+B)		6,861 千円		5,581 千円		5,636 千円							

チェック項目	一次評価者		二次評価者								
	第2段階	職名	第2段階	職名							
		場々 修三 介護保険課長		宮下 直子 保健医療部長							
		保健医療部介護保険課		保健医療部							
	評価実施日	平成27年4月23日	一次評価の説明								
妥当性	1. 市が実施しなくても、公平性・公正性が確保できる等、他の実施主体があり、事業を廃止・休止しても影響は大きくない。	● 少ない	● 大きい	地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口としての重要な役割を担っている。また今後地域包括ケアシステムの中核的機関としての役割も担うなど、その業務はますます重要となることから、一層の業務管理が重要となる。	● 少ない ● 大きい						
	2. 厳しい財政状況の中、次年度以降実施する緊急性が認められない。	● ない	● ある		● ない ● ある						
	3. 住民満足度の向上のために、現在事業内容が適切である。	● ない	● ある		● ない ● ある						
	4. 住民ニーズの低下がみられたり、近隣自治体と比較してニーズを上回るサービスとなっている。	● いる	● いない		● いる ● いない						
有効性	1. 施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。	● いえない	● 見える	高齢者を取り巻く現状に応じた事業を国の政策に応じて展開している。そのため、現状の事業だけでなく、さらなる活動の充実が必要であり、そのための業務管理は重要といえる。	● いえない ● 見える						
	2. 事業内容のマンネリ化など、施策への貢献度が著しく高いとはいえない。	● いえない	● 見える		● いえない ● 見える						
	3. 市が実施する施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	● する	● しない		● する ● しない						
	4. 事業の継続をしても成果の向上が期待できない。	● できない	● できる		● できない ● できる						
達成度	1. 目標設定に対して進捗状況が劣っていると思う。	● 目標に比べて劣っている		相談支援件数・地区や各種団体との連携事業数は、ともに増加している。このことから、委託先も含め包括が地域に定着してきているといえる。	● 目標に比べて劣っている						
	2. 目標設定に対して成果があまり上がっていないと思う。	● あまり上がっていない			● あまり上がっていない						
	3. 目標設定に対して概ね目標を達成していると思う。	● 概ね達成している			● 概ね達成している						
	4. 目標設定に対して十分に目標を達成していると思う。	● 十分達成している			● 十分達成している						
効率性	1. 効果に比べてコストが高い。	● 高い	● 適当	住民ニーズも高く、相談支援件数も増加している。今後第6期計画に基づいた事業の展開を踏まえ、業務内容の見直しと職員の適正配置なども含めた業務管理が必要。	● 高い ● 適当						
	2. 他の実施主体のノウハウや新たな制度を活用できる。	● できる	● できない		● できる ● できない						
	3. 予算・人員と成果の関係で、実施手段等を見直す余地がある。	● ある	● ない		● ある ● ない						
	4. 電子化や契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。	● ある	● ない		● ある ● ない						
ACTION	評価点	妥当性 4	有効性 4	達成度 4	効率性 3	総合評価 A	妥当性 4	有効性 4	達成度 4	効率性 3	総合評価 A
	今後の方向性	● 拡大・充実 ● 縮小	● 現状維持 ● 統合/終期設定	● 方法改善 ● 廃止/休止	● 民間委託等	● 拡大・充実 ● 縮小	● 現状維持 ● 統合/終期設定	● 方法改善 ● 廃止/休止	● 民間委託等		
	当面の課題	相談支援件数が年々増加する中、第6期介護保険事業計画の実践に向け、その役割はますます重要になってくる。これからも包括の啓発活動や業務管理を適切に行い地域に根差した包括の運営が重要となる。					二次評価での指摘事項				
	改革案と実行計画	①包括の啓発活動の継続強化。 ②包括業務の適切な管理と業務の見直し。 ③3包括の役割分担と職員のスキルアップ。					相談支援件数は年々増加している。地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域包括支援センターの役割はますます重要性を増している。平成27年度から直営包括を基幹包括として位置づけを明確にすることから、直営包括が中心となり、地域に根差した包括となるよう取り組みの充実を望みます。				
	委員会指摘事項										

事業NO	28-51
事業シート(補足説明)	
事業名	地域包括支援センター管理運営事業
事業内容 (手段・手法など)	<p>この事業は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のための必要な援助を行うとともに、包括的支援事業の中核を担うことを目的としています。</p> <p>事業の活動内容として、地域包括支援センターの啓発に関する事業、業務実績の管理、地域包括支援センター運営協議会事務などがございます。</p> <p>啓発への取り組みとしては、広く市民向けに市の広報やFMラジオの活用を図っています。また、医療・介護職には、安曇野市医師会や介護事業者らと定期的な事例検討を通し相互理解に努めています。この他、地域向けに民生児童委員協議会に参加させていただき、日々の情報交換を図っています。</p> <p>次に、業務実績管理の取り組みでは、先の啓発事業が一定の功を奏した部分もあり、評価シートの数値目標「実績」でも明らかのように、年々増加しています。</p> <p>そして、地域包括支援センター運営協議会では、公募委員3人を含む介護保険事業所や学識経験者ら14人で構成され、地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るための協議・議決を行っていただいております。</p>
平成26年度 事業実績	<p>市内3包括の実績合計(資料参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談支援件数: 延べ11,951件、(実件数3,623件) (内訳)介護に関する相談3,944件、介護予防ケアマネジメントに関する相談276件、権利擁護に関する相談502件、包括的・継続的ケアマネジメントに関する相談363件、予防給付ケアマネジメントに関する相談6,758件、その他108件 ・地域における各種団体との連携活動: 実績109回(目標120回)
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<p>他自治体でも介護保険法に則り、地域包括支援センター管理運営事業を当市同様に行っています。</p>
特記事項 (事業の沿革等)	<p>地域包括支援センター設置の目的は、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することです。そのため、高齢者を取り巻く現状に応じ、また2025年問題等、未来を見据えた事業を国の政策に応じて展開しています。</p> <p>今後は、とりわけ認知症施策の展開や権利擁護への支援を通し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らせるよう、医療・介護・介護予防・住まい等の支援を包括的に進めていきます。</p>

安曇野市地域包括支援センター運営協議会委員名簿（平成 27・28 年度）

（敬称略）

	団体名	氏名
（介護保険関係事業所） 1号委員	居宅介護支援事業所 居宅介護支援事業所たきべ野	佐藤 はるみ
	施設介護(介護予防)サービス事業所 介護老人福祉施設 徳高苑	菅 朋生
	通所介護(介護予防)サービス事業所 介護老人保健施設 あずみの里デイケア	高 山 桂
	訪問介護(介護予防)サービス事業所 訪問介護サービス 松庵	左木 由美子
（職能団体） 2号委員	安曇野市医師会	菅 澤 健
	安曇野市歯科医師会	高 橋 善 博
（利用者・被保険者） 3号・4号委員	公募委員	湯 澤 芳 三
	公募委員	菅 下 光 義
	公募委員	岩 原 篤 志
（学歴経験者） 5号委員	公益社団法人成年後見センター リーガルサポートながの	黒 澤 幸 恵
（その他関係団体） 6号委員	安曇野市民生児童委員協議会	増 田 卓 留
	安曇野市老人クラブ連合会	若 菅 昭 三
	松本人権擁護委員協議会安曇野部会	勝 山 肇 子
	松本圏域障害者総合相談支援センター あるぷ	眞 栄 孝

○安曇野市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成18年1月16日告示第2号

改正平成26年2月18日告示第41号

安曇野市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安曇野市の設置する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の円滑かつ適正な運営を図るため、安曇野市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの設置等に関する事項の承認に関すること。
- (2) センターの運営に関すること。
- (3) センターの職員の確保に関すること。
- (4) その他の地域包括ケアに関すること。

(承認に関する事項)

第3条 前条第1号に規定する承認に関わる事項は、次に掲げるものとする。

- (1) センターの担当する圏域の設定及び変更
- (2) センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更
- (3) センターの業務を委託された法人による予防給付に関わる事業の実施
- (4) センターが予防給付に関わるマネジメント業務を委託する居宅介護支援事業所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、運営協議会がセンターの公正及び中立性を確保する観点から必要であると認めた事項

(書類の受領)

第4条 運営協議会は、センターの運営に関する協議に資するため、毎年度ごとにセンターから次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

- (1) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- (2) 前年度の事業報告書及び収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、運営協議会が必要と認める書類

(事業の評価)

第5条 運営協議会は、センターの公正及び中立性を確保するため、定期的又は必要なときに事業の内容を評価するものとする。

(職員の確保)

第6条 運営協議会は、センターの職員を確保するため、必要に応じ、地域の関係機関等の間での調整を行う。

(組織)

第7条 運営協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者の代表者
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスに関する職能団体の代表者
- (3) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者
- (4) 介護保険の被保険者（1号及び2号）
- (5) 地域包括ケアに関する学識経験を有する者
- (6) その他関係機関の代表者

(会長及び副会長)

第8条 運営協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、運営協議会を代表するとともに、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 運営協議会の会議は、会長が招集し議長となる。

2 運営協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 運営協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、特に必要があると認めたときは、委員以外の者の会議出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第11条 運営協議会の委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第12条 運営協議会の庶務は、保健医療部介護保険課において行う。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月20日から施行する。

(経過措置)

2 第9条の規定にかかわらず、この告示施行後最初に委嘱される委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

附 則 (平成26年2月18日告示第41号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

地域包括支援センターの事業内容

地域包括支援センターには必須事業として、地域支援事業のひとつである包括的支援事業と指定介護予防支援事業があります。また、包括的支援事業を効果的に実施するための環境整備として、多職種連携による地域包括支援ネットワークの構築が包括センターの努力義務に位置づけられています。

地域支援事業（介護保険法第 115 条の 45）

包括的支援事業

- ① 介護予防ケアマネジメント業務
- ② 総合相談支援業務
総合相談、地域包括支援ネットワークの構築、実態把握など
- ③ 権利擁護業務
高齢者虐待の防止および対応、消費者被害の防止および対応、判断能力を欠く常況にある人への支援など
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
包括的・継続的ケアマネジメント環境整備、個々の介護支援専門員へのサポートなど

多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

指定介護予防支援事業（介護保険法第 115 条の 22）

(1) 包括的支援事業

包括的支援事業は以下の 4 つの業務で構成されています。

①介護予防ケアマネジメント業務

介護予防ケアマネジメント業務は、二次予防事業の対象者（主として要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる 65 歳以上の者）が要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行うものです。

②総合相談支援業務

総合相談支援業務は、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関および制度の利用につなげる等の支援を行うものです。

業務の内容としては、総合相談、地域包括支援ネットワーク構築、実態把握などがあります。

③権利擁護業務

権利侵害を受けている、また受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳ある生活を行うことができるよう、権利侵害の予防や対応を専門的に行うものです。

事業内容としては、高齢者虐待の防止および対応、消費者被害の防止および対応、判断能力を欠く常況にある人への支援などがあります。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員（ケアマネジャー）が実践することができるように地域の基盤を整えるとともに個々の介護支援専門員へのサポートを行います。

(2) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどのさまざまな社会的資源が有機的に連携することができるよう環境整備を行うことが重要なことから、包括センターの設置者には関係者との連携努力義務が課されています。

こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築することが必要です。特に、医療と介護の連携に基づく地域包括ケアの構築のためには、在宅医療の関係者との緊密な連携を図ることが望まれます。そして、その構築のための一つの手法として、「地域ケア会議」（※1）を包括センターまたは市町村が主催し、設置・運営していきます。

地域ケア会議の設置・運営にあたっては、地域の特性に応じてネットワークを構築していくことが求められるため、市町村（保険者）と十分に協議し、役割分担を行うことが必要です。そのうえで包括センターは、地域包括ケア実現のための中心的役割を担うために、地域ケア会議において設置・召集・運営等の必要な役割を果たしていくことが求められます。

※1 「地域ケア会議」・・・行政職員、包括センター職員、介護サービス事業所、医療関係者、民生委員等から構成される会議体

(3) 指定介護予防支援事業

指定介護予防支援事業は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、予防給付に関するケアマネジメント業務を行うものです。

地域包括支援センター運営マニュアル 2012 より抜粋

1. 活動実績

(1) 相談・予防支援等相談件数

単位：延べ件数、()内は実件数

事業 業務	包括的支援事業											指定介護 予防支援事 業	合計
	介護予防 ケアマネジ メント		総合相談		権利擁護					包括的・継 続的 ケアマネジ メント ケアマネ支 援 *1	その他	予防給付 ケアマネジ メント	
	二次予防	介護相談	実態把握	高齢者 虐待	成年 後見	消費者 被害	困難 事例	他権利 擁護	小計				
東部包括	108 (90)	1077 (452)	13 (11)	131 (14)	42 (15)	0 (0)	23 (8)	36 (11)	232 (48)	129 (40)	64 (44)	2723 (582)	4346 (1267)
北部包括	97 (86)	1427 (585)	35 (32)	15 (4)	69 (15)	0 (0)	23 (8)	7 (2)	114 (29)	165 (77)	16 (16)	2538 (510)	4392 (1335)
南部包括	71 (57)	1381 (458)	11 (9)	53 (15)	32 (9)	0 (0)	70 (17)	1 (1)	156 (42)	69 (42)	28 (24)	1497 (389)	3213 (1021)
3包括 合計	276 (233)	3885 (1475)	59 (52)	199 (33)	143 (39)	0 (0)	116 (33)	44 (14)	502 (119)	363 (159)	108 (84)	6758 (1481)	11951 (3623)
H25年度	279 (249)	3769 (1424)	242 (224)	131 (31)	123 (43)	2 (1)	157 (20)	25 (7)	438 (102)	356 (189)	82 (60)	5959 (1448)	11125 (3696)

※ケアマネは介護支援専門員の略称

2 包括的・継続的ケアマネジメント事業

平成26年度分

東部

1 地区活動及び地域連携活動

区分	回数
民生児童委員協議会	25
地域密着型運営推進会議等	6
入所判定委員会	6
地区の行事	8
その他	5
研修会等	1

2 関係機関との連携

区分	回数
医療機関	138
その他	148

3 ケアマネに対する個別支援

区分	回数
サービス担当者会議	306
質の向上のための研修	15
ケアマネジメントの指導	85

北部

1 地区活動及び地域連携活動

区分	回数
民生児童委員協議会	15
地域密着型運営推進会議等	0
入所判定委員会	0
地区の行事	1
その他	0
研修会等	1

2 関係機関との連携

区分	回数
医療機関	189
その他	121

3 ケアマネに対する個別支援

区分	回数
サービス担当者会議	233
質の向上のための研修	13
ケアマネジメントの指導	103

南部

1 地区活動及び地域連携活動

区分	回数
民生児童委員協議会	23
地域密着型運営推進会議等	0
入所判定委員会	0
地区の行事	6
その他	8
研修会等	4

2 関係機関との連携

区分	回数
医療機関	116
その他	160

3 ケアマネに対する個別支援

区分	回数
サービス担当者会議	187
質の向上のための研修	11
ケアマネジメントの指導	57

(8) 生涯学習推進事務 安曇野検定実施事業

No.	43	9	基本事務事業名	生涯学習推進事務	事務事業名	安曇野検定実施事業	公的関与	8	当初 P・D 作成日	平成26年8月11日					
当初 部局名	教育部			当初 課名	生涯学習課	当初 主務課長名	蓮井 昭夫	当初 P・D作成者	沖 美穂						
						最終 主務課長名	蓮井 昭夫	最終 P・D作成者	藤森 智						
事業区分	● 1 ソフト事業		● 3 施設等整備事業		● 5 補助・負担・支援		事業運営方法	■ 1 直営		■ 3 全部委託					
	● 2 経常的事務事業		● 4 施設の管理・運営		● 6 内部事務・その他			■ 2 一部委託		■ 4 補助等					
総合計画 (後期基本計画)	実施計画		政策		生涯を通して学びあうまち		事業の開始・終了								
	● 1 該当		施策		生涯学習の推進		平成 23 年	～	平成 年	■ 期間設定なし					
	● 2 非該当		具体的施策		② 生涯学習機会の充実		根拠法令等								
事業の 対象・目的	対象(誰を、何を)	安曇野市民													
	目的(どういつ状態にしたいのか)	最終的	安曇野検定を実施し、実施後その問題を活用し地区公民館等での学習活動を展開してもらいたい。また、自主グループ立ち上げにより、地域での生涯学習活動等まちづくり支援に検定合格者を活用する。												
		今年度	市内の文化施設やNPO団体、有識者と連携することにより、安曇野市全体をフィールドミュージアムと位置付け安曇野検定事業を展開する。また、検定合格者を対象にブラッシュアップ講座を開催し、人材育成を図る。												
事業の 活動内容	具体的にどのような活動を行いますか。(主なもの5つまで)														
	① 安曇野検定準備講座の開催														
	② 安曇野検定学習資料編集会議の開催														
	③ 安曇野検定問題作成検討会議の開催														
	④ 安曇野検定の実施														
	⑤ 検定合格者対象のブラッシュアップ講座の開催														
数値目標 (事業の目的及び活動内容の達成度を測る指標)	指標名		計算式又は指標設定理由		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度末	最終目標						
	安曇野検定受験者数		「市民と行政との協働」において将来的に期待できる人数		人	目標 500	200	200	200						
	安曇野検定合格率		将来的にリーダー的立場を担える割合		%	実績 136	278	138	■						
						目標 50	50	50	50						
						実績 44.1	40.6	69.6	■						
						目標			■						
予算費目	会 計	安曇野市一般会計				款	10	項	5	目	1	事業コード	110308	事業名称	生涯学習推進費
DO 直接事業費			平成 24 年度決算		平成 25 年度決算		平成 26 年度決算		備考						
	国庫支出金		0 千円		0 千円		0 千円		今年度の特記事項						
	県支出金		992 千円		2,387 千円		0 千円		一般の部を上級編と基礎編に分けて実施。						
	地方債		0 千円		0 千円		0 千円								
	その他特定財源		千円		0 千円		0 千円								
	一般財源		474 千円		1,509 千円		2,826 千円								
	計(A)		1,466 千円		3,896 千円		2,826 千円								
	(内臨時職員経費)		0.255 人 663 千円		0.255 人 698 千円		0.102 人 280 千円								
	臨職種類		社会教育指導員等		社会教育指導員等		社会教育指導員等								
	人件費(B)		0.742 人 5,800 千円		0.691 人 5,396 千円		0.546 人 4,166 千円								
全体事業費(A+B)		7,266 千円		9,292 千円		6,992 千円									

チェック項目	一次評価者		二次評価者								
	第2段階	職名	第2段階	職名							
		蓮井 昭夫		北條 英明							
		課長		部長							
		教育部生涯学習課		教育部							
	評価実施日	平成27年3月31日	一次評価の説明	評価実施日							
				平成27年4月23日							
妥当性	1. 市が実施しなくても、公平性・公正性が確保できる等、他の実施主体があり、事業を廃止・休止しても影響は大きくない。	● 少ない	● 大きい	● 少ない	● 大きい						
	2. 厳しい財政状況の中、次年度以降実施する緊急性が認められない。	● ない	● ある	● ない	● ある						
	3. 住民満足度の向上のために、現在事業内容が適切である。	● ない	● ある	● ない	● ある						
	4. 住民ニーズの低下がみられたり、近隣自治体と比較してニーズを上回るサービスとなっている。	● いる	● いない	● いる	● いない						
有効性	1. 施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。	● いえない	● 見える	● いえない	● 見える						
	2. 事業内容のマンネリ化など、施策への貢献度が著しく高いとはいえない。	● いえない	● 見える	● いえない	● 見える						
	3. 市が実施する施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	● する	● しない	● する	● しない						
	4. 事業の継続をしても成果の向上が期待できない。	● できない	● できる	● できない	● できる						
達成度	1. 目標設定に対して進捗状況が劣っていると思う。	● 目標に比べて劣っている		● 目標に比べて劣っている							
	2. 目標設定に対して成果があまり上がっていないと思う。	● あまり上がっていない		● あまり上がっていない							
	3. 目標設定に対して概ね目標を達成していると思う。	● 概ね達成している		● 概ね達成している							
	4. 目標設定に対して十分に目標を達成していると思う。	● 十分達成している		● 十分達成している							
効率性	1. 効果に比べてコストが高い。	● 高い	● 適当	● 高い	● 適当						
	2. 他の実施主体のノウハウや新たな制度を活用できる。	● できる	● できない	● できる	● できない						
	3. 予算・人員と成果の関係で、実施手段等を見直す余地がある。	● ある	● ない	● ある	● ない						
	4. 電子化や契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。	● ある	● ない	● ある	● ない						
ACTION	評価点	妥当性 4	有効性 4	達成度 3	効率性 2	総合評価 B	妥当性 4	有効性 4	達成度 3	効率性 2	総合評価 B
	今後の方向性	● 拡大・充実 ● 縮小	● 現状維持 ● 統合/終期設定	● 方法改善 ● 廃止/休止	● 民間委託等	● 拡大・充実 ● 縮小	● 現状維持 ● 統合/終期設定	● 方法改善 ● 廃止/休止	● 民間委託等		
	当面の課題	受検者数は、4回目となり伸び悩んでいる。区切りをつけるか、実行委員会を組織するなど新たな体制での「安曇野検定」を検討する時期が来ている。ブラッシュアップ講座の対象者を明確にすることができた。地域づくりの担い手として人材育成に努める必要がある。					二次評価での指摘事項				
	改革案と実行計画	安曇野検定の目的は、一体感の醸成であり、自己が得た知識を還元し、人と人がつながることによって地域づくりにつながる。市民団体との協力のもとブラッシュアップ講座に取り組む。準備講座は、現地学習に特化させ、実際に触れることでの知識の習得を促す。					他の講座との融合を図りつつ、良い資産を持っているので有効活用を図り、新たなステップを考える時期と思います。				
委員会指摘事項											

事業NO	43-9																
事業シート(補足説明)																	
事業名	安曇野検定実施事業																
事業内容 (手段・手法など)	<p>合併し安曇野市が誕生しましたが、市民の生活は旧町村を単位としたコミュニティを基盤としたものが多く、同じ市でありながら合併前の他地域の文化・伝統を知る機会は限られていました。新しい市を創っていく上で、また同じ市民としての一体感を醸成する上で、自らが暮らす地域以外のことを知り、お互いを理解しあう機会が必要でありました。また、平成22年の市長と語る会において、市民からの提案もあり、その施策として安曇野検定を平成23年度から始めました。平成26年度で第4回目となります。</p> <p>この検定は、平成23年・24年度は、検定準備講座及び旧町村誌(史)の内容から、平成25年度は、検定準備講座と検定用テキストを作成しその内容から出題しています。平成26年度は、前年度検定用テキストをもとに安曇野検定公式テキスト「安曇野の郷科書」を作成し、有償頒布を始め、検定以外にも活用できるようにしました。</p> <p>また、他市の検定は、観光を所管する部署が実施することが多いのですが、安曇野市においては、ジュニアの部の設定もあることから、教育委員会が所管しており、歴史、文化、自然、産業など多岐にわたる内容から検定を実施しています。</p> <p>市民の学習要望に応じるため、学習機会の提供と環境づくりにも努めています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 検定準備講座の実施 2 検定テキストの作成・頒布 3 検定の実施 4 合格者の活用の検証 																
平成26年度 事業実績	<p>○平成26年度安曇野検定(平成27年1月25日実施) 場所:「きぼう」「みらい」</p> <table border="1" data-bbox="470 1167 1013 1288"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>受検者</th> <th>合格者</th> <th>合格率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の部(上級編)</td> <td>26人</td> <td>0人</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>一般の部(基礎編)</td> <td>91人</td> <td>79人</td> <td>86.8%</td> </tr> <tr> <td>ジュニアの部</td> <td>21人</td> <td>17人</td> <td>81.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>延べ受検者数138人(実受検者数127人)</p> <p>○準備講座 8回 延 受講者328人 ○安曇野の郷科書(540円)販売部数545冊 ○検定合格者のための講座開催 169人案内中60人参加</p>	区分	受検者	合格者	合格率	一般の部(上級編)	26人	0人	0.0%	一般の部(基礎編)	91人	79人	86.8%	ジュニアの部	21人	17人	81.0%
区分	受検者	合格者	合格率														
一般の部(上級編)	26人	0人	0.0%														
一般の部(基礎編)	91人	79人	86.8%														
ジュニアの部	21人	17人	81.0%														
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<table border="0" data-bbox="512 1480 1125 1664"> <tr> <td style="text-align: center;">自治体</td> <td style="text-align: center;">所管</td> </tr> <tr> <td>松本市……</td> <td>松本検定実行委員会(観光温泉課)</td> </tr> <tr> <td>長野市……</td> <td>NAGANO検定実行委員会(長野商工会議所)</td> </tr> <tr> <td>大町市……</td> <td>信濃おおまち達人検定委員会(観光課)</td> </tr> <tr> <td>飯山市……</td> <td>教育委員会 学習支援課</td> </tr> <tr> <td>安曇野市…</td> <td>教育委員会 生涯学習課</td> </tr> </table>	自治体	所管	松本市……	松本検定実行委員会(観光温泉課)	長野市……	NAGANO検定実行委員会(長野商工会議所)	大町市……	信濃おおまち達人検定委員会(観光課)	飯山市……	教育委員会 学習支援課	安曇野市…	教育委員会 生涯学習課				
自治体	所管																
松本市……	松本検定実行委員会(観光温泉課)																
長野市……	NAGANO検定実行委員会(長野商工会議所)																
大町市……	信濃おおまち達人検定委員会(観光課)																
飯山市……	教育委員会 学習支援課																
安曇野市…	教育委員会 生涯学習課																
特記事項 (事業の沿革等)	<p>教育基本法では、第3条で生涯学習の理念を「一人ひとりが、自己を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図ること」としています。</p> <p>安曇野検定に合格した皆様を対象に、さらに知識を深めていただき、また、その知識を活用することを新たな目標とします。</p>																

(9) 文化財保護事業 文化財調査・活用事業

No.	44	17	基本事務事業名	文化財保護事業	事務事業名	文化財調査・活用事業	公的関与	1	当初 P・D 作成日	平成26年8月12日		
当初 部局名	教育部			当初 課名	文化課	当初 主務課長名	那須野雅好	当初 P・D作成者	山下泰永			
						最終 主務課長名	那須野 雅好	最終 P・D作成者	山下泰永			
事業区分	● 1 ソフト事業		● 3 施設等整備事業		● 5 補助・負担・支援		事業運営方法	■ 1 直営		■ 3 全部委託		
	● 2 経常的事務事業		● 4 施設の管理・運営		● 6 内部事務・その他			■ 2 一部委託		■ 4 補助等		
総合計画 (後期基本計画)	実施計画		政策		文化を学び育むまち		事業の開始・終了					
	● 1 該当		施策		芸術文化活動の振興		平成 17 年	～	平成 年	■ 期間設定なし		
	● 2 非該当		具体的施策		④ 歴史民族資料の保存・活用		根拠法令等	安曇野市文化財保護条例				
事業の 対象・目的	対象(誰を、何を)	安曇野市内の文化財										
	目的(どういう状態にしたいのか)	最終的	文化財が保全されるだけでなく、生涯学習を通じて多様な活動に結び付くように普及・啓発を図る									
		今年度	民家・埋蔵文化財・文化財保全のための調査を行ない、広報等を通じて文化財の紹介や講座を開催するなどして文化財の啓発に努める									
事業の 活動内容	具体的にどのような活動を行いますか。(主なもの5つまで)											
	① 広報や講座を通じて文化財の普及・啓発に努める											
	② 価値あると認められる文化財の指定や登録化を進める											
	③ 中信地方の特徴である本棟造り等民家建築の調査を実施し、記録をまとめる											
	④ 文化財説明板の改修及び、謂れの地の標柱建て替え											
	⑤ 文化財(埋蔵文化財も含む)保全に向けた調査											
数値目標 (事業の目的及び活動内容の達成度を測る指標)	指標名		計算式又は指標設定理由		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度末	最終目標			
	広報等への掲載数	市民への周知機会を具体的に表す		件	目標	5	5	5	5			
		実績	12		11	11	■					
	文化財資料作成	基礎資料の蓄積状況を表す		件	目標	2	2	2	2			
		実績	3		2	2	■					
						目標			■			
					実績			■				
予算費目	会 計	安曇野市一般会計			款	10	項	5	目	2	事業コード	事業名称
直接事業費			平成 24 年度決算	平成 25 年度決算	平成 26 年度決算	備考						
	国庫支出金	0 千円	0 千円	0 千円	安曇野民家調査 500千円							
		0 千円	1,200 千円	0 千円	文化財・謂れの地標柱等設置 409千円							
		0 千円	0 千円	0 千円	文化財保全に向けた調査97千円							
		0 千円	0 千円	0 千円	埋蔵文化財調査及び遺物分析等834千円							
		0 千円	0 千円	0 千円	埋蔵文化財報告書304千円							
		4,150 千円	977 千円	2,524 千円	文化財の普及啓発等248千円							
		4,150 千円	2,177 千円	2,524 千円	その他							
	(内臨時職員経費)	0.438 人	0 千円	0.438 人	0 千円	0.438 人	0 千円					
	臨職種類											
人件費(B)	0.200 人	1,563 千円	0.250 人	1,952 千円	0.368 人	2,808 千円						
全体事業費(A+B)	5,713 千円		4,129 千円		5,332 千円							

チェック項目	一次評価者		二次評価者							
	第2段階	職名 所属課 評価実施日	第2段階	職名 部局名 評価実施日						
		那須野 雅好 課長 教育部文化課 平成27年4月10日		北條 英明 部長 教育部 平成27年4月23日						
妥当性	1. 市が実施しなくても、公平性・公正性が確保できる等、他の実施主体があり、事業を廃止・休止しても影響は大きくない。	● 少ない	● 大きい	安曇野市のもつ本質的価値を市民の皆さんとともに共有し、認識する手段として、刊行物の発刊や、広報等による普及啓発を進めることはきわめて重要である。	● 少ない ● 大きい					
	2. 厳しい財政状況の中、次年度以降実施する緊急性が認められない。	● ない	● ある		● ない ● ある					
	3. 住民満足度の向上のために、現在事業内容が適切である。	● ない	● ある		● ない ● ある					
	4. 住民ニーズの低下がみられたり、近隣自治体と比較してニーズを上回るサービスとなっている。	● いる	● いない		● いる ● いない					
有効性	1. 施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。	● いえない	● いえる	文化財はひとつとして同じものがないので、その大切さ、重要さを常に情報発信する必要がある。そう言った意味でも文化財刊行物を発刊し、教材として活用することは、きわめて有効性が高い。	● いえない ● いえる					
	2. 事業内容のマンネリ化など、施策への貢献度が著しく高いとはいえない。	● いえない	● いえる		● いえない ● いえる					
	3. 市が実施する施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	● する	● しない		● する ● しない					
	4. 事業の継続をしても成果の向上が期待できない。	● できない	● できる		● できない ● できる					
達成度	1. 目標設定に対して進捗状況が劣っていると思う。	● 目標に比べて劣っている		郷土への関心・愛着を深める手段として、広報「文化財コラム」への掲載、今後の歴史資料として活用できるよう埋蔵文化財報告書、民家調査報告書の作成を行った。また指定文化財以外の「謂れの地」標柱設置を行った。	● 目標に比べて劣っている					
	2. 目標設定に対して成果があまり上がっていないと思う。	● あまり上がっていない			● あまり上がっていない					
	3. 目標設定に対して概ね目標を達成していると思う。	● 概ね達成している			● 概ね達成している					
	4. 目標設定に対して十分に目標を達成していると思う。	● 十分達成している			● 十分達成している					
効率性	1. 効果に比べてコストが高い。	● 高い	● 適当	専門知識をもつ職員・非常勤職員により現在の文化財保護係が成り立っており、人員的にこれ以上減員することはできない。	● 高い ● 適当					
	2. 他の実施主体のノウハウや新たな制度を活用できる。	● できる	● できない		● できる ● できない					
	3. 予算・人員と成果の関係で、実施手段等を見直す余地がある。	● ある	● ない		● ある ● ない					
	4. 電子化や契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。	● ある	● ない		● ある ● ない					
評価点	妥当性 4	有効性 4	達成度 3	効率性 4	総合評価 A	妥当性 4	有効性 4	達成度 3	効率性 4	総合評価 A
今後の方向性	● 拡大・充実 ● 縮小	● 現状維持 ● 統合/終期設定	● 方法改善 ● 廃止/休止	● 民間委託等	● 拡大・充実 ● 縮小	● 現状維持 ● 統合/終期設定	● 方法改善 ● 廃止/休止	● 民間委託等		
当面の課題	市民へのアプローチの多様化				二次評価での指摘事項					
改革案と実行計画	豊科郷土博物館と連携を図りながら、文化財の活用を念頭に、講座、企画展示を進める。				多くの文化財のある中で、緊急度の高いものを調査しまとめることが肝要。これまで古文書約30,000点などを地道に収集してきた意義は大きい。一方、集めた資料、寄贈を受けた資料の利活用がこれからの課題である。					
委員会指摘事項										

事業NO	44-17
事業シート(補足説明)	
事業名	文化財調査・活用事業
事業内容 (手段・手法など)	<p>・「安曇野民家調査」はH24～H26実施。H24は市内の昭和初期以前に建築された民家建築の悉皆調査。H25は前年データを整理し、民家の形態別に分布図作成と重要民家の抽出。H26は重要民家が多く昔ながらの景観が残る重柳、飯田地区について文化的景観(註1)という視点から総合調査を実施。また重要民家2軒について間取り等の詳細調査を実施。今後は、これまでの調査結果を分析し、安曇野における本棟造りの位置付け。安曇野の文化的景観の保全に向けた課題整理と提言等へ繋げ報告としたい。(註1)地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地、その地域の生活、生業を理解するために欠くことのできない景観</p> <p>・「謂れの地標柱」とは、旧町村時に建立した指定文化財以外の学校・郷倉跡地等の標柱で市内に300本程ある。そのうち80本程が経年劣化により腐朽したり、記載内容が判読できない。そこで平成25年度から少しずつ建替えを開始(H25は合併特例交付金活用)。これら標柱はその地域の歴史を知るために非常に重要である。これまでは幼い頃の記憶として覚えている人がいたが、近い将来そのような人もいなくなる。よって標柱を立て直すことで、地元の人が改めて地域の歴史に目を向け、後世に伝えるきっかけになればよいと考える。</p> <p>・市内には天然記念物として指定した樹木が25ヶ所ある。ほとんどが古木であるため、枯死、倒木、枝折れの危険性をはらんでいる。基本的にこれら天然記念物は土地所有者が保全と安全管理の対策を行なっている。昨年度、樹木医に診断してもらったのは、市有地にある「旧浄心寺のクロマツ、カヤ、イチョウ」である。この診断結果を踏まえ、今後の保護及び安全管理の対策を立てていく。</p> <p>・文化財保護法に基づき、穂高南小学校のプール建替え工事に伴う芝宮南遺跡の発掘調査を実施した。また調査期間中、5・6年生対象に遺跡見学会を実施し、実際の土器出土状況や遺物を見ながらの学習を行なった。</p> <p>・平成25年度試掘調査結果と、上原古墳史跡整備に伴う調査報告書の作成をした。また報告書作成に伴い上原古墳から出土した金属製品の保存処理及び分析をした。H27年度から穂高郷土資料館で展示。</p> <p>・市内の小中学校教員対象社会科実技講習会で、国天然記念物「中房温泉の膠状珪酸および珪華」を中心とする自然観察及び地熱料理体験、中房温泉にある登録有形文化財(建造物)について学ぶ研修会を実施した。郷土の魅力の再発見と今回の経験を授業で活かすことを期待したい。</p>
平成26年度 事業実績	<p>普及・啓発活動等(これまでの調査等で蓄積された史料を活かす)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報への文化財コラムの連載 ・出前講座の実施「安曇野の古墳文化」(5月11日)「安曇野をめぐる水と私たちの暮らし」(7月12日)「安曇野の開発」(8月2日)「安曇野市の文化財」(2月14日)「明科廃寺と桜坂古窯址」(2月11日) ・市内教職員対象社会科実技講習会(7月30日) ・発掘調査現地説明会・遺跡説明会(F-9号墳・E-6号墳 8月13日) ・明科史跡めぐり(大逆事件等 10月16日) ・穂高南小学校5・6年生対象発掘調査現地説明会(11月26日) <p>※上記の他、郷土博物館、郷土資料館、安曇野検定講座等と連携をはかり、普及・啓発に関する事業・展示を展開。</p>

事業シート(補足説明)	
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な文化財調査という側面ばかりでなく、対等合併という背景のもとでの文化財調査であること。普及活用についての市民ニーズも他の自治体とは若干異なるため、単純に比較はできない。(特記事項参照) ・人的体制 <ul style="list-style-type: none"> 【松本市】・・・文化財担当 4人 埋蔵文化財担当 8人 【安曇野市】・・・文化財保護係 2人
特記事項 (事業の沿革等)	<ul style="list-style-type: none"> ・合併当初、文化財についての考え方、扱い方、対応の仕方については、旧5町村でかなり差が見られた。市の指定文化財については基本的に旧町村のものを尊重し引き継ぐ形をとったが、徐々に平準化をはかるための調査を行なう必要が生じてきた。当初の調査はその意味合いが強かった。また一方で、合併を機に他地域の文化を知りたいという市民の欲求と、文化というツールにより、ふるさと安曇野の結束をと考える市民も増えてきている。そう言った意味では文化財の調査は、学術的な史料としての蓄積はもちろん、今後のまちづくりのための基礎資料にも活用できるものとする。 ・今後の方向性・・・「改善点について」 <ul style="list-style-type: none"> 年間いくつかの文化財調査報告ができるが、その結果については、博物館での企画展や、出前講座等で一部の紹介をしているが、市民のために十分に生かしているとは言えない。もう少し市民向けにわかり易く、博物館等で公開できる工夫が必要である。しかし、現在の人的体制ではすぐに対応することは難しいと考える。

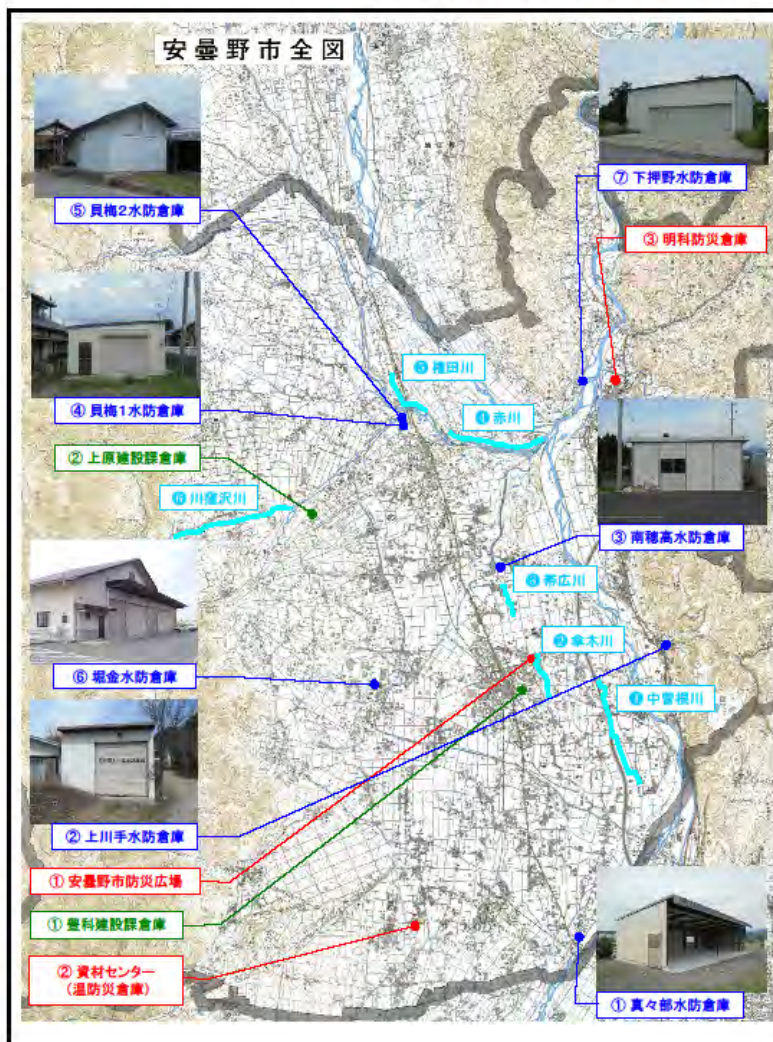
(10) 河川維持事務

No.	35	21	基本事務事業名	河川維持事務	事務事業名	公的関与	1	当初 P・D 作成日	平成26年8月1日					
当初 部局名	都市建設部			当初 課名	建設課	当初 主務課長名	内田 仁		当初 P・D作成者	石川三郎				
						最終 主務課長名	内田 仁		最終 P・D作成者	石川三郎				
事業区分	● 1 ソフト事業		● 3 施設等整備事業		● 5 補助・負担・支援		事業運営方法	■ 1 直営		■ 3 全部委託				
	● 2 経常的事務事業		● 4 施設の管理・運営		● 6 内部事務・その他			■ 2 一部委託		■ 4 補助等				
総合計画 (後期基本計画)	実施計画		政策		災害に強いまち		事業の開始・終了							
	● 1 該当		施策		治山・治水事業の促進		平成	18	年	～	平成	年	■	期間設定なし
	● 2 非該当		具体的施策		③ 危険個所の解消		根拠法令等		河川法、水防法					
事業の 対象・目的	対象(誰を、何を)	河川を利用する市民及び河川流域の市民等												
	目的(どういう状態にしたいのか)	最終的	準用河川・普通河川を適切に維持管理し、出水等の災害に備えると共に、市民等に安全・安心な河川環境を提供する。											
		今年度	地域の補修要望箇所や河川パトロールにより発見した要補修箇所について、緊急性の高い所から補修工事を進める。											
事業の 活動内容	具体的にどのような活動を行いますか。(主なもの5つまで)													
	① 河川パトロールの実施													
	② 河川施設の修繕及び堆積土砂、支障木の除去、草刈り													
	③ 老朽化した水防倉庫の改築													
	④ 水防資機材の充実を図る													
	⑤													
数値目標 (事業の目的及び活動内容の達成度を測る指標)	指標名	計算式又は指標設定理由	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度末	最終目標							
	河川補修要望に対する工事実施率	河川補修要望に関する満足度向上のため。 工事実施件数/要望件数*100	%	目標	75	75	75	100						
				実績	60	50	50	■						
				目標	■	■	■	■						
				実績	■	■	■	■						
				目標	■	■	■	■						
			実績	■	■	■	■							
予算費目	会 計	安曇野市一般会計			款	8	項	3	目	1	事業コード	108160	事業名称	河川維持費
直接事業費	平成 24 年度決算		平成 25 年度決算		平成 26 年度決算		備考							
	国庫支出金	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円									
	県支出金	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円									
	地方債	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円									
	その他特定財源	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円									
	一般財源	6,764 千円	10,757 千円	9,378 千円										
	計(A)	6,764 千円	10,757 千円	9,378 千円										
	(内臨時職員経費)	0.000 人 0 千円	0.200 人 327 千円	0.150 人 261 千円										
	臨職種類	一般事務等		一般事務等										
	人件費(B)	0.271 人 2,118 千円	1,388 人 10,839 千円	1,171 人 8,936 千円										
全体事業費(A+B)	8,882 千円		21,596 千円		18,314 千円									

チェック項目	一次評価者		二次評価者									
	第2段階	職名	第2段階	職名								
	所属課	山越 寿彦 係長	所属課	横山 正 部長								
	評価実施日	平成27年4月22日	部局名	都市建設部								
妥当性	1. 市が実施しなくても、公平性・公正性が確保できる等、他の実施主体があり、事業を廃止・休止しても影響は大きくない。	● 少ない	● 大きい	河川管理者が施設管理をしなければならない。	● 少ない	● 大きい						
	2. 厳しい財政状況の中、次年度以降実施する緊急性が認められない。	● ない	● ある		● ない	● ある						
	3. 住民満足度の向上のために、現在事業内容が適切である。	● ない	● ある		● ない	● ある						
	4. 住民ニーズの低下がみられたり、近隣自治体と比較してニーズを上回るサービスとなっている。	● いる	● いない		● いる	● いない						
有効性	1. 施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。	● いえない	● いえる	浸水被害の防止、洪水から市民の安全を確保する観点から有効性が非常に高い。緊急時に備え水防倉庫及び水防資機材の管理は重要である。	● いえない	● いえる						
	2. 事業内容のマンネリ化など、施策への貢献度が著しく高いとはいえない。	● いえない	● いえる		● いえない	● いえる						
	3. 市が実施する施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	● する	● しない		● する	● しない						
	4. 事業の継続をしても成果の向上が期待できない。	● できない	● できる		● できない	● できる						
達成度	1. 目標設定に対して進捗状況が劣っていると思う。	● 目標に比べて劣っている		補修要望に対して十分に対応できていない。	● 目標に比べて劣っている							
	2. 目標設定に対して成果があまり上がっていないと思う。	● あまり上がっていない			● あまり上がっていない							
	3. 目標設定に対して概ね目標を達成していると思う。	● 概ね達成している			● 概ね達成している							
	4. 目標設定に対して十分に目標を達成していると思う。	● 十分達成している			● 十分達成している							
効率性	1. 効果に比べてコストが高い。	● 高い	● 適当	河川パトロールの実施や補修箇所 の緊急対応など、実施手段の改善は図られているが、水防資機材の配備などに改善の余地がある。	● 高い	● 適当						
	2. 他の実施主体のノウハウや新たな制度を活用できる。	● できる	● できない		● できる	● できない						
	3. 予算・人員と成果の関係で、実施手段等を見直す余地がある。	● ある	● ない		● ある	● ない						
	4. 電子化や契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。	● ある	● ない		● ある	● ない						
ACTION	評価点	妥当性 4	有効性 4	達成度 2	効率性 3	総合評価 B	妥当性 4	有効性 4	達成度 2	効率性 3	総合評価 B	
	今後の方向性	● 拡大・充実 ● 縮小	● 現状維持 ● 統合/終期設定	● 方法改善 ● 廃止/休止	● 民間委託等		● 拡大・充実 ● 縮小	● 現状維持 ● 統合/終期設定	● 方法改善 ● 廃止/休止	● 民間委託等		
	当面の課題	河川敷の雑木除去や除草などが必要である。市の水防倉庫は7棟あるが老朽化が進んでいるため、改築や補修の必要がある。					二次評価での指摘事項					
	改革案と実行計画	雑木除去や除草作業を年次計画を立て取組みを進める。水防資機材の調査を行い、更新を進める。水防倉庫の改築を計画的に進める。					大規模災害に備え、水防資機材の充実を図るように調査を行うとともに、必要予算の確保に努め積極的な取組みをされたい。また、老朽化している水防倉庫の改修等計画的な取組みをされたい。					
	委員会指摘事項											

事業NO	35-21																																										
事業シート(補足説明)																																											
事業名	河川維持事務																																										
事業内容 (手段・手法など)	<p>◆管理する準用河川及び普通河川の施設を適切に維持管理することで、大雨等の異常気象時における災害の発生防止と河川環境の保全に努めています。</p> <p>①河川パトロールの実施 ・堤防や護岸等の損傷箇所の発見や河川施設の点検、河川内の立木等の生育や土砂の堆積状況を把握するため、河川巡視を行っています。</p> <p>②河川施設の修繕及び維持管理 ・傷んだ河川施設の修繕や維持補修を行うとともに、堤防の除草や河川内支障木の伐採及び堆積土砂の排除を実施し、洪水時に備えて川の流れを確保しています。</p> <p>③老朽化した水防倉庫の改築 ・老朽化している真々部水防倉庫及び高家水防倉庫を解体・統合し、新たに水防倉庫1棟の新築を進めています。(H26・・・実施設計、H27・・・解体・新築工事)</p> <p>④水防資機材の充実 ・水防倉庫に備蓄する水防資機材について、使えなくなった資材等の処分と必要な資機材の整備を行っています。(H26・・・発電機、投光器、資機材整理棚を購入)</p>																																										
平成26年度 事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・河川維持作業(除草作業業務委託・4件) …………… 269千円 ・河川維持工事(施設修繕、支障木伐採等・11件) …… 7,317千円 ・施設等保守管理(光熱水費、ポンプ保守管理) ……… 410千円 ・水防倉庫整備(実施設計委託料) …………… 432千円 ・資機材等購入(碎石、洗い砂、発電機他) …………… 950千円 																																										
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">自治体名</th> <th colspan="2">準用河川</th> <th rowspan="2">水防倉庫</th> <th colspan="2">H26当初予算(千円)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>河川数</th> <th>延長(m)</th> <th>河川維持費</th> <th>(内工事請負費)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松本市</td> <td>14</td> <td>22,802</td> <td>18棟</td> <td>47,330</td> <td>40,400</td> <td>工事費には改良分を含む</td> </tr> <tr> <td>塩尻市</td> <td>14</td> <td>29,070</td> <td>11棟</td> <td>3,500</td> <td>2,000</td> <td>工事費は維持分のみ</td> </tr> <tr> <td>大町市</td> <td>33</td> <td>40,120</td> <td>5棟</td> <td>42,429</td> <td>30,000</td> <td>工事費は維持分のみ</td> </tr> <tr> <td>安曇野市</td> <td>6</td> <td>9,639</td> <td>7棟</td> <td>19,259</td> <td>16,279</td> <td>工事費は維持分のみ</td> </tr> </tbody> </table>				自治体名	準用河川		水防倉庫	H26当初予算(千円)		備考	河川数	延長(m)	河川維持費	(内工事請負費)	松本市	14	22,802	18棟	47,330	40,400	工事費には改良分を含む	塩尻市	14	29,070	11棟	3,500	2,000	工事費は維持分のみ	大町市	33	40,120	5棟	42,429	30,000	工事費は維持分のみ	安曇野市	6	9,639	7棟	19,259	16,279	工事費は維持分のみ
自治体名	準用河川		水防倉庫	H26当初予算(千円)		備考																																					
	河川数	延長(m)		河川維持費	(内工事請負費)																																						
松本市	14	22,802	18棟	47,330	40,400	工事費には改良分を含む																																					
塩尻市	14	29,070	11棟	3,500	2,000	工事費は維持分のみ																																					
大町市	33	40,120	5棟	42,429	30,000	工事費は維持分のみ																																					
安曇野市	6	9,639	7棟	19,259	16,279	工事費は維持分のみ																																					
特記事項 (事業の沿革等)	<p>安曇野市の準用河川</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>指定年月日</th> <th>公示番号</th> <th>河川延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中曽根川(なかそねがわ)</td> <td>昭和49年1月25日</td> <td>豊科町告示第2号</td> <td>2,420</td> </tr> <tr> <td>傘木川(からかさぎがわ)</td> <td>昭和49年1月25日</td> <td>豊科町告示第2号</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>帯広川(おびひろがわ)</td> <td>昭和49年1月25日</td> <td>豊科町告示第2号</td> <td>729</td> </tr> <tr> <td>赤川(あかがわ)</td> <td>昭和49年1月25日</td> <td>穂高町告示第4号</td> <td>1,750</td> </tr> <tr> <td>権田川(ごんだがわ)</td> <td>昭和49年1月25日</td> <td>穂高町告示第4号</td> <td>1,030</td> </tr> <tr> <td>川窪沢川(かわくぼざわがわ)</td> <td>昭和54年8月30日</td> <td>穂高町告示第40号</td> <td>2,610</td> </tr> </tbody> </table>				河川名	指定年月日	公示番号	河川延長(m)	中曽根川(なかそねがわ)	昭和49年1月25日	豊科町告示第2号	2,420	傘木川(からかさぎがわ)	昭和49年1月25日	豊科町告示第2号	1,100	帯広川(おびひろがわ)	昭和49年1月25日	豊科町告示第2号	729	赤川(あかがわ)	昭和49年1月25日	穂高町告示第4号	1,750	権田川(ごんだがわ)	昭和49年1月25日	穂高町告示第4号	1,030	川窪沢川(かわくぼざわがわ)	昭和54年8月30日	穂高町告示第40号	2,610											
河川名	指定年月日	公示番号	河川延長(m)																																								
中曽根川(なかそねがわ)	昭和49年1月25日	豊科町告示第2号	2,420																																								
傘木川(からかさぎがわ)	昭和49年1月25日	豊科町告示第2号	1,100																																								
帯広川(おびひろがわ)	昭和49年1月25日	豊科町告示第2号	729																																								
赤川(あかがわ)	昭和49年1月25日	穂高町告示第4号	1,750																																								
権田川(ごんだがわ)	昭和49年1月25日	穂高町告示第4号	1,030																																								
川窪沢川(かわくぼざわがわ)	昭和54年8月30日	穂高町告示第40号	2,610																																								

安曇野市準用河川及び水防倉庫等位置図



準用河川一覧表

番号	地域名	河川名称	河川延長 (m)	区 間	
				上流端	下流端
①	豊科	中曾根川(なかそねがわ)	2,420	豊科高家1525番地	(一)中曾根川の上流端
②	豊科	傘木川(からかさぎがわ)	1,100	豊科4179-5番地	矢原塚との合流点
③	豊科	帯広川(おびひろがわ)	729	豊科南穂高4543番地	(一)帯広川の上流端
④	穂高	赤川(あかがわ)	1,750	穂高北穂高106番地	(一)高瀬川との合流点
⑤	穂高	穂田川(ごんだがわ)	1,030	穂高北穂高2395番地5	(一)穂高川との合流点
⑥	穂高	川窪沢川(かわくぼざわがわ)	2,610	穂高牧1842番地1	(一)鳥川との合流点

※ (一)：一級河川の略

水防倉庫一覧表

番号	地域名	施設名称	管理部署	建物構造	建築年	施設概要
①	豊科	真々部 水防倉庫	都市建設部 建設課	軽量鉄骨造	H27	倉庫1棟
②	豊科	上川手 水防倉庫	都市建設部 建設課	木造	S59	倉庫1棟
③	豊科	南穂高 水防倉庫	都市建設部 建設課	軽量鉄骨造	H13	倉庫1棟
④	穂高	貝梅1 水防倉庫	都市建設部 建設課	軽量鉄骨造	H8	倉庫1棟
⑤	穂高	貝梅2 水防倉庫	都市建設部 建設課	木造	S33	倉庫1棟
⑥	堀金	堀金 水防倉庫	都市建設部 建設課	鉄骨造	H12	倉庫1棟、(除雪基地)
⑦	明科	下押野 水防倉庫	都市建設部 建設課	鉄骨造	H19	倉庫1棟、(除雪基地)

防災倉庫一覧表

番号	地域名	施設名称	管理部署	建物構造	建築年	施設概要
①	豊科	安曇野市防災広場	総務部 危機管理課	鉄骨造	H26	多目的施設1棟、車庫
②	三郷	資材センター(温防災倉庫)	都市建設部 建設課	鉄骨造	H12	倉庫1棟
③	明科	明科防災倉庫	市民生活部 明科地域課	鉄骨造	H13	備蓄倉庫、車庫

倉庫一覧表

番号	地域名	施設名称	管理部署	建物構造	建築年	施設概要
①	豊科	豊科建設課倉庫	都市建設部 建設課	鉄骨造	-	倉庫1棟、資材置場
②	穂高	上原建設課倉庫	都市建設部 建設課	鉄骨造	S50	倉庫1棟、資材置場

(11) 農業振興関係施設運営事務 三郷やすらぎ空間施設運営事務

No.	30	-	13	基本事務事業名	農業振興関係施設運営事務	事務事業名	三郷やすらぎ空間施設運営事務	公的関与	6	当初 P・D 作成日	平成26年8月12日				
当初 部局名	農林部			当初 課名	農政課			当初 主務課長名	曾山米保		当初 P・D作成者	沖雅彦			
								最終 主務課長名	大竹範彦		最終 P・D作成者	沖雅彦			
事業区分	● 1 ソフト事業		● 3 施設等整備事業		● 5 補助・負担・支援		事業運営方法	■ 1 直営		■ 3 全部委託					
	● 2 経常的事務事業		● 4 施設の管理・運営		● 6 内部事務・その他			■ 2 一部委託		■ 4 補助等					
総合計画 (後期基本計画)	実施計画		政策		次代へつなぐ農林水産業を振興するまち		事業の開始・終了								
	● 1 該当		● 2 非該当		具体的施策		農業・農村の振興		平成 18 年	~	平成 年	■ 期間設定なし			
事業の 対象・目的	対象(誰を、何を)	安曇野市三郷やすらぎ空間施設													
	目的(どうい う状態に したい のか)	最終的	各種農業体験を通して地域住民と都市住民の交流を促進し、年間農業体験室利用人数300人を達成する。												
		今年度	各種農業体験を通して地域住民と都市住民の交流を促進し、年間農業体験室利用人数300人を達成する。												
事業の 活動内容	具体的にどのような活動を行いますか。(主なもの5つまで)														
	①	指定管理者と協議して必要な施設修繕を行い、施設の機能を維持する。													
	②	指定管理者が行う農業体験事業等に必要の支援を行う。													
	③														
	④														
	⑤														
数値目標 (事業の目的 及び活動内容 の達成度を測る 指標)	指標名	計算式又は指標設定理由	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度末	最終目標								
								農業体験参加者	農業体験室利用人数	人	目標	300	300	300	300
											実績	255	305	183	■
											目標	■	■	■	■
											実績	■	■	■	■
											目標	■	■	■	■
D O 直接事業費	予算費目	会 計	安曇野市一般会計			款	6	項	1	目	5	事業コード	106120	事業名称	農村都市交流促進事業
			平成 24 年度決算	平成 25 年度決算	平成 26 年度決算	備考									
	直接事業費	国庫支出金		0 千円	0 千円	0 千円									
		県支出金		0 千円	0 千円	0 千円									
		地方債		0 千円	0 千円	0 千円									
		その他特定財源		2,500 千円	800 千円	2,950 千円									
		一般財源		1,022 千円	2,722 千円	4,264 千円									
		計(A)		3,522 千円	3,522 千円	7,214 千円									
		(内臨時職員経費)	0.000 人	0 千円	0.000 人	0 千円	0.000 人	0 千円							
	臨職種類														
人件費(B)	0.300 人	2,345 千円	0.280 人	2,187 千円	0.180 人	1,374 千円									
全体事業費(A+B)		5,867 千円		5,709 千円		8,588 千円									

チェック項目		一次評価者		二次評価者								
		第2段階	職名	第2段階	職名							
		沖雅彦	課長補佐兼農業政策係長	山田幸久	農林部長							
		農林部農政課	農林部農政課	農林部	農林部							
		評価実施日	平成27年4月24日	評価実施日	平成27年4月24日							
		一次評価の説明										
妥当性	1. 市が実施しなくても、公平性・公正性が確保できる等、他の実施主体があり、事業を廃止・休止しても影響は大きくない。	● 少ない	● 大きい	実施計画に基づき必要な修繕を実施した。地域住民に親しまれている施設であり、今後も、施設の適正な維持管理が必要である。	● 少ない	● 大きい						
	2. 厳しい財政状況の中、次年度以降実施する緊急性が認められない。	● ない	● ある		● ない	● ある						
	3. 住民満足度の向上のために、現在事業内容が適切である。	● ない	● ある		● ない	● ある						
	4. 住民ニーズの低下がみられたり、近隣自治体と比較してニーズを上回るサービスとなっている。	● いる	● いない		● いる	● いない						
有効性	1. 施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。	● いえない	● いえる	安曇野という地域ブランドの高まりもあり、来訪者の増加も見込まれるなか、創意工夫を凝らした農業体験事業の取り組みが求められる。	● いえない	● いえる						
	2. 事業内容のマンネリ化など、施策への貢献度が著しく高いとはいえない。	● いえない	● いえる		● いえない	● いえる						
	3. 市が実施する施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	● する	● しない		● する	● しない						
	4. 事業の継続をしても成果の向上が期待できない。	● できない	● できる		● できない	● できる						
達成度	1. 目標設定に対して進捗状況が劣っていると思う。	● 目標に比べて劣っている		地元の女性農業団体と連携し農業体験を実施している。新たな指定管理者による経営努力が期待される。	● 目標に比べて劣っている							
	2. 目標設定に対して成果があまり上がっていないと思う。	● あまり上がっていない			● あまり上がっていない							
	3. 目標設定に対して概ね目標を達成していると思う。	● 概ね達成している			● 概ね達成している							
	4. 目標設定に対して十分に目標を達成していると思う。	● 十分達成している			● 十分達成している							
効率性	1. 効果に比べてコストが高い。	● 高い	● 適当	今後も施設の計画的修繕を実施することにより、施設の機能維持を図るとともに、施設の利用率を上げる検討が必要である。	● 高い	● 適当						
	2. 他の実施主体のノウハウや新たな制度を活用できる。	● できる	● できない		● できる	● できない						
	3. 予算・人員と成果の関係で、実施手段等を見直す余地がある。	● ある	● ない		● ある	● ない						
	4. 電子化や契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。	● ある	● ない		● ある	● ない						
ACTION	評価点	妥当性 4	有効性 3	達成度 2	効率性 3	総合評価 B	妥当性 4	有効性 3	達成度 2	効率性 3	総合評価 B	
	今後の方向性	● 拡大・充実 ● 縮小	● 現状維持 ● 統合/終期設定	● 方法改善 ● 廃止/休止	● 民間委託等	● 拡大・充実 ● 縮小	● 現状維持 ● 統合/終期設定	● 方法改善 ● 廃止/休止	● 民間委託等			
	当面の課題	施設の状況を適正に保つための計画的な修繕工事の実施が課題である。今後は、古民家の有効活用や近接の直売加工施設などとの連携による効果的な事業展開も検討する必要がある。				二次評価での指摘事項						
	改革案と実行計画	実施計画に基づき新たな指定管理者と協議をしながら、計画的・効率的な維持管理に努める。				施設の維持修繕を計画的に行い、施設の機能維持を図るとともに、事業の創意工夫、内容の再検討を行い、いかに利用者を増やしていくか必要。						
	委員会指摘事項											

事業NO	30-13
事業シート(補足説明)	
事業名	三郷やすらぎ空間施設運営事務
事業内容 (手段・手法など)	<p>平成26年度指定管理の状況 指定管理者: (株)農家ふるや 指定管理期間: 平成24年4月1日～平成26年9月30日 * 平成26年度は9月30日をもって指定管理者の指定の取り消しをしたため、下半期は直営管理。</p> <p>①施設修繕の実施 ・施設の点検と修繕の実施</p> <p>②指定管理者による農業体験事業の支援 ・各種農業体験に要する費用を指定管理料から支援</p> <p>【参考】平成27年度からの指定管理の状況 指定管理者: (株)ハーベスタ・クリエーションズ 指定管理期間: 平成27年4月1日～平成32年3月31日(5年間)</p>
平成26年度事業実績	<p>①施設修繕等の実施 ・給湯給水設備修繕、空調修繕、古民家雨戸修繕、厨房機器・暖房設備取替 ・電気保安管理、古民家茅葺き屋根くん蒸、厨房機器点検、消防設備点検 ・厨房備消耗品購入</p> <p>②指定管理者と地元女性農業団体※による農業体験事業 5月ネギ・ジャガイモの植付け、6月大豆、落花生植え付け、7月七夕まんじゅう作り、8月ジャガイモ収穫、夏野菜加工、9月大根・野沢菜種まき、ピザ作り、10月大豆・落花生・こんにゃく芋収穫、11月そば打ち体験、1月こんにゃく作り、2月豆腐づくり、3月味噌づくり</p>
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	
特記事項 (事業の沿革等)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設設置目的 農業体験を通して地域住民と都市住民の交流を促進し、もって地域農業を活性化すること。 ・事業名 平成17年度農林水産省元気な地域づくり交付金事業 ・施設概要 移築古民家施設、都市農村交流促進施設、駐車場(22台)、体験農園約400㎡ ・移築古民家施設は、旧小穴家を移築再生した中信地域で最古の茅葺き民家。 ・都市農村交流促進施設は、農産物加工体験施設と食事提供施設からなり、体験農園で栽培した新鮮な農産物を加工したり食味したり出来る。 <p>※三郷やすらぎ運営委員会…三郷サラダ市組合の有志により平成15年3月18日に「みさとサラダ農場運営委員会」を発足。体験農場の拠点施設建設検討委員会に参画し、当施設の建設計画推進に関与。施設建設と同時に改称し、施設の設置目的に合致した活動を指定管理者とともに取り組んでいる。市は委員会に対し活動費用の支援をしてきた。会長 務台扶美子 委員数21名</p>

平成26年度
三郷やすらぎ農場ふれあいセミナー
閉校式



平成27年度3月8日
三郷農村環境改善センター
三郷やすらぎ運営委員会

閉校式 第1回セミナー 5月5日

29人の仲間と5人のスタッフ。これからは仲間とよく連携しましょう。

まず、ジャガイモの株まき付け。季節が轉つていなくても、何にか出来ることに。



ねぎのおはせし

＜ぬめり＞は日みの葉

緑の部分は白い部分より、ビタミンC、カロテン、カルシウムが豊富。内側にある＜ぬめり＞は加熱すると甘みが増すので、煮込みやスープでぬめりごと薬しんで。

じゃがいものおはせし

品種に合わせて使いわけを

じゃがいもに含まれるビタミンCは加熱しても壊れにくい特徴がある。

ホクホクしている男爵・キタアカリはコロッケ、サラダ水分の多いメークインは肉じゃが、カレーなどの煮込み＜インカのめざめ＞はたまたま形で餅やかな黄色い身、強い甘味、蒸しただけでも美味しいと人気の新品種、

製菓用にも利用

＜虫白＞甘味が少ない、ポテトチップズに加工他、スクールビー、レッドムーン、キクムラサキなどある。

男爵：・川田が昔が普及させたためにはこの名前があるといわれています。

第2回セミナール 6月8日

大豆（みずはだし、花豆畑を背景に）



花豆畑を背景に撮影中



大豆畑 背景 花豆畑を背景に撮影中

第3回セミナー 7月6日
夏野菜講習・園藝習習



標準はがんばります。無取りも大団円生母・・・カリンの収穫です。

ピーマン のはなし

とうがらしの仲間

緑色のピーマンは未熟果で苦味があるのが特徴。ピーマンのビタミンCは加熱調理に強い、パプリカと同様、完熟すると赤・黄色・オレンジに変化し栄養価も高くなる。

とうがらん のはなし

冬まで保存ができる瓜というのが名前の由来<冬瓜>。切らずに涼しい所で保管すれば、半年程度は貯蔵できる。旬は夏。発汗による水分補給にぴったりの野菜。からだにたまった余分な熱をとるとされる。

第4回セミナー 8月3日
収穫祭、ジャガイモ掘り



☆お茶の時間がまじりよ

わたしたちも
がんばりました。



第6回セミナー 10月19日

大豆・落花生の取り分けり・蒟蒻芋取りだし



蒟蒻芋はあまり大きく育ちにくいので昔はあまり採れなかった。栽培してはいないけれどもなかなか採れることには驚かれています。今回は取り分けりです。

採り分け

大豆は取り分けり時期ではなく、今回は大豆のみです。

えだまめのおせし

大豆が未熟なうちに収穫したものです。たんぱく質の豊富な大豆のメリットと緑黄色野菜のメリットを両方兼ね備えている。悪酔いを防ぐ効果も。消化は良くないので食べ過ぎに注意。

第5回セミナー 9月7日

大豆・落花生の取り分けり



大豆・落花生の取り分けり

だいこんのおせし

部位を上手に使い分け美味しく召し上がれ。

葉・・・味噌汁の具、炒めもの

葉のつけ根のほう・・・辛みが弱いので生食向き（サラダ等）

中間部分・・・甘味が強いので煮込み料理

先端・・・筋が多く辛みがあるので即干、おろし

くおろして細胞が壊れると、辛み成分が発生するこの成分が

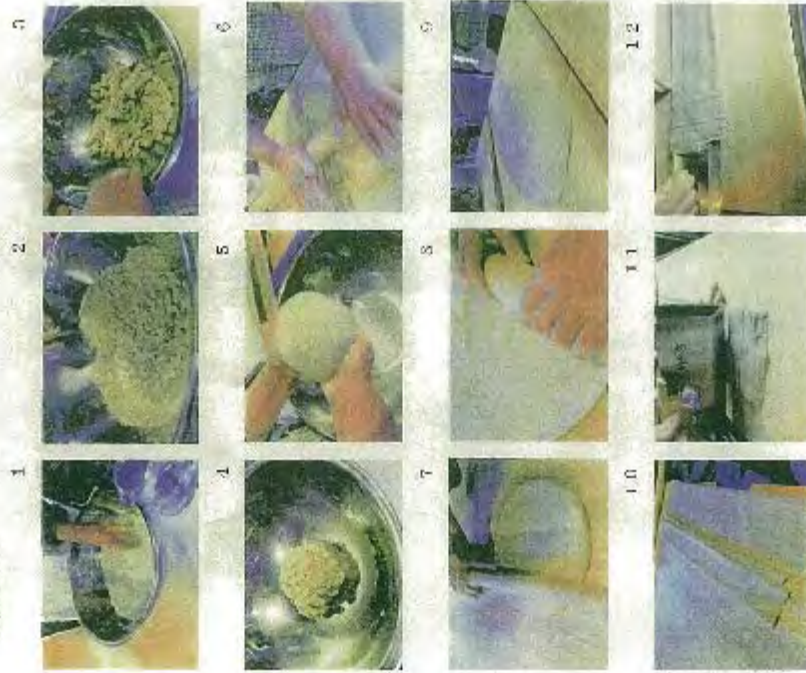
抗腫作用があるためどのどの炎症を抑える働きがあるといわ

れている

第7回セミナー 11月23日 <今回から加工体験となります>

1回目の加工は・・・おまかせ致しました・・・そば打ち体験です。

<写真の並び>



自分で打ったそば餅を焼きました。上手にできました。

第8回セミナー 2017年11月18日

加工体験・・・こんにゃく作り



きしめんこんにゃくで召し上がり！ 花畑です。

こんにゃくは国産で、少し時間があるので今回は作りませんでした。
ひき肉を使った料理で、雑煮会として開催です。
もちこんにゃくは手前が・・・作年の3月に有らんが事件です。今年も作りです。



おまかせのこんにゃく
おいしいおまかせ、花畑

おうちで作ってね

おまけ

かきのおはなし

本来、柿は渋いもので、完全甘柿は突然変異によって発生したものだそうです。そのため昔から渋抜きや干し柿にするなどのくふうを施してきた。

皮粉や粘着をじょうぶにし、角張力を高めるため風邪予防にびったり。老化防止効果も期待できるそうです。

その他、二日酔いの症状をやわらげてくれるそうですよ。

歯ごたえを羨しなずら渋を抜くなら、新聞紙で巻いたドライアイスと一緒に糸刺スチロール容器などに入れ、密閉する方が効果的です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・来年の参考になるかも・・

材料のおはなしは素材の基本がわかる所解等他の資料より抜粋

平成27年度やすもぎ農場ふたあいのミニナー 年間計画

※各段の作業は下記の通りとなります

日	日誌	内 容	備 考
1	5月 5日 (木)	〈開校式〉・・・ジャガイモ、果実等振付	
2	6月 7日 (日)	大豆・落花生振付他	
3	7月 5日 (日)	夏野菜講習・施設管理体	
4	8月 2日 (日)	ジャガイモ掘り他・収穫祭	
5	9月 8日 (日)	大根・野沢菜収穫祭他	
6	10月 18日 (日)	大豆・落花生刈り取り・施設手廻り他	
7	11月 22日 (日)	加工体験・・・そば打ち	
8	1月 17日 (日)	加工体験・・・こんにやく作り、おまけの一品	
9	2月 21日 (日)	加工体験・・・豆腐作り、おまけの一品	
10	3月 8日 (日)	加工体験・・・和歌作り・・・〈最終式〉	

◎加工体験は別途費用(別冊)がかかります◎

- 開校期間は、毎回午前9時を予定してあります。
- 雨天・内雨は予定した作業ができません。
- (1・10回)の準備作り、開校式には必ず参加していただきます。
- 雨天の場合も内容を調整して実施します。
- 事前にお申し込みは必ず1日前にお知らせください。キャンセル料は、年間計画を本別に添付し、お申し込みの時に必ずお申し込みください。
- 年間計画はあくまでも目安であり、状況により変更される場合があります。

＝やすもぎ農場公式

27年度 やすらぎ施設

♪加工体験・・・募集のお知らせ♪

8

日時	体験名	詳細	会費	募集人数
7月28日(火) 午前10時～	七夕まんじゅう作り	簡単・失敗なし七夕まんじゅう講習会 (お持ち帰りあり)	材料費込 600円	10名
8月25日(火) 午前10時～	夏野菜加工	佃煮・漬物 (お持ち帰りあり)	材料費込 600円	10名
9月29日(火) 午前10時～	地粉加工	地粉他等を使用したおやつ作り (お持ち帰りあり)	材料費込 600円	10名
10月27日(火) 午前10時～	蒟蒻作り (予定)	蒟蒻半から簡単手作り蒟蒻	材料費込 600円	10名
11月23日(火) 午前9時～	蕎麦打ち体験	自分で打った蕎麦お持ち帰り <8人前くらいになります>	材料費込 2600円	10名
1月26日(予定)	豆餅つき大会	未定		
2月23日(火) 午前10時～	青豆豆腐作り	家庭で出せる簡単豆腐作り	材料費込 600円	10名
3月15日(火) 午前10時～	目酒作り	鍋ひとつで作る米麹の美味しい甘酒作り (お持ち帰り)	材料費込 900円	10名

定員になり次第締め切らせて頂きます。

お申込み、お問い合わせ・・・Misato なごみ庵 TEL 0263(76)5753

やすらぎ運営委員会 橋台

安曇野市 三郷やすらぎ空間施設

祝 竣 工



築300年の歴史をそのままに移築再生しました。
中信地区でも最古級の茅葺民家です。
実際に見て・ふれて安曇野の歴史を感じてください。



長野県安曇野市

ごあいさつ



このたび、「安曇野市三郷やすらぎ空間施設」が完成し、ここに竣工式を迎えることができましたことは、国、県はじめ関係する皆様方のご指導ご支援のたまものであり厚くお礼申し上げます。

本施設は、平成17年度農林水産省元気な地域づくり交付金事業により整備したものです。より多くの来訪者においていただき地域のみなさんとの新しい交流事業を展開するなかで、お互いが地域農業や農村文化について理解を深め、もって地域の活性化を図ることを目的として移築古民家施設及び農業体験施設等を整備いたしました。

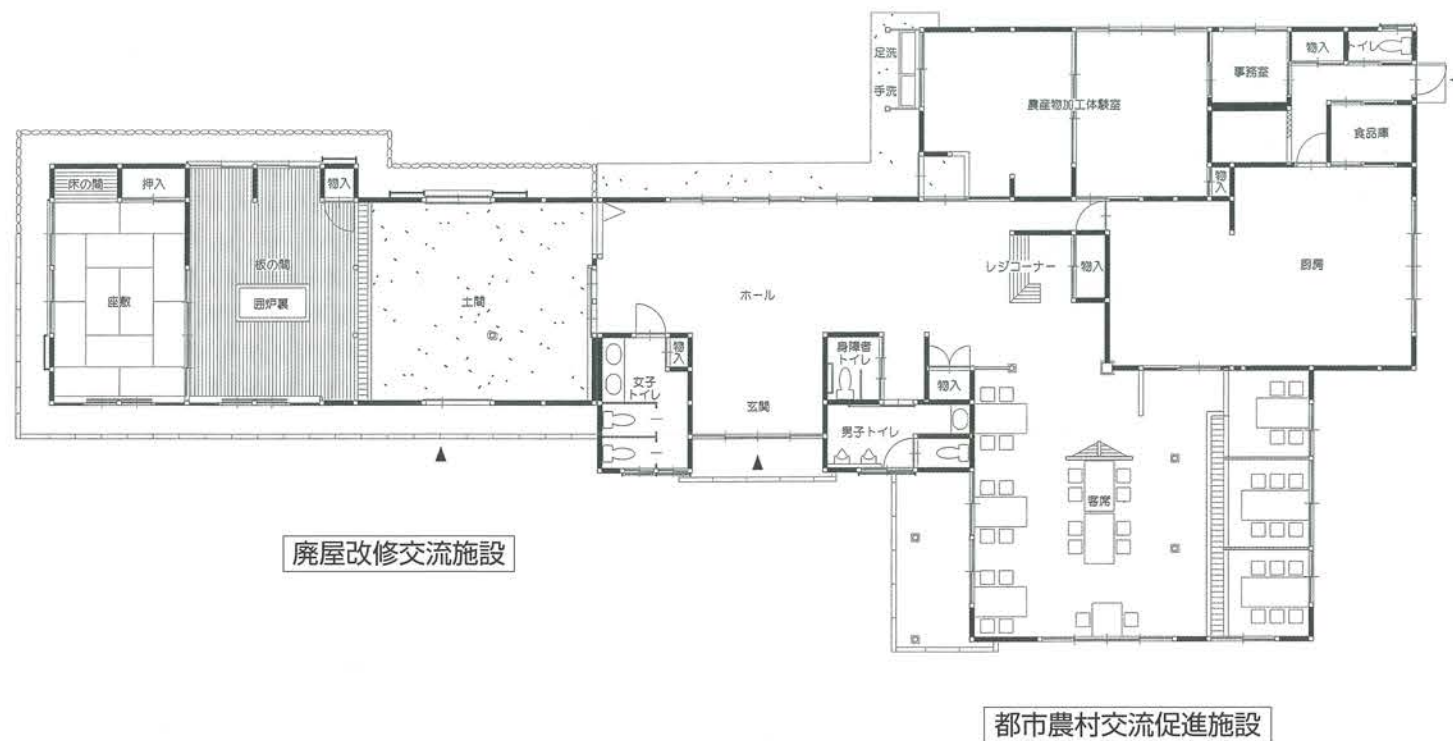
移築古民家施設は、元禄16年(1703年)に建築された中信地域でも最古級の茅葺の民家、「旧小穴家住宅」を移築再生いたしました。江戸時代から生き続ける柱や梁をそのまま使用しており、安曇野の歴史が刻まれたその姿に直接ふれることができます。

また、体験農園や農産物加工体験室を利用した農業体験では、作物を育てることやそれを食べることの、喜びや楽しみを感じてもらうことができます。さらに、安曇野の新鮮な食材を使った特色ある料理を味わってもらうことのできる食事提供施設も整備いたしました。

この施設を拠点として、より多くのみなさんが地域の農業や食文化に直接触れていただき、「農産物の地産地消」や「安全・安心な農産物生産」などの地域農業活動への理解を深めていただけることを願っております。

むすびに、本施設の建設ならびに事業推進に、ご尽力とご協力を賜りました関係各位に、深い敬意と感謝を申し上げご挨拶と致します。

平成18年5月吉日
安曇野市長 平林伊三郎



なつかしさとやすらぎを感じて



古民家内部
建築当時の間取りを忠実に再現しました。



レストラン 内部
安曇野の新鮮な食材を使った、特色ある食事を提供します。



農産物加工体験室
体験農園で収穫した農産物等を、調理・加工して食べることができます。



施設の概要

事業名 平成17年度元気な地域づくり交付金事業(やすらぎ空間整備事業)
事業主体 安曇野市
所在地 安曇野市三郷温6725-1
敷地面積 4,659㎡
施設概要 建物面積 廃屋改修交流施設(移築古民家部分) 87.58㎡
都市農村交流促進施設 249.19㎡
(内農産物加工体験室35.12㎡、レストラン客席部分66.10㎡)
体験農園 900㎡
駐車場・通路 1,475㎡
その他植栽等
総事業費 147,227,000円
(内交付金額60,000,000円)
設計・監理 株式会社 降幡建築設計事務所
工事施工 株式会社 布山工務店
厨房機器 有限会社 長野ニムラ設備



工事経過

安曇野市三郷やすらぎ空間施設 計画認定 平成17年7月19日
着工 平成17年8月1日
竣工 平成18年4月28日

交通のご案内
長野自動車道豊科I.Cまたは松本I.Cから車で20分

安曇野市三郷やすらぎ空間施設
長野県安曇野市三郷温6725-1
TEL 0263-76-0188

安曇野市三郷総合支所
〒399-8101
長野県安曇野市三郷明盛4810-1
TEL 0263-77-3111
FAX 0263-77-6060



(12) 交流人口拡大（観光イベント）

No.	33	-	19	基本事務事業名	交流人口拡大（観光イベント）	事務事業名		公的関与		当初 P・D 作成日	平成26年8月12日					
当初 部局名	商工観光部			当初 課名	観光交流促進課			当初 主務課長名	赤羽 敦子	当初 P・D作成者	高山 一郎					
								最終 主務課長名	赤羽 敦子	最終 P・D作成者	高山 一郎					
事業区分	● 1 ソフト事業		● 3 施設等整備事業		● 5 補助・負担・支援		事業運営方法	■ 1 直営		■ 3 全部委託						
	● 2 経常的事務事業		● 4 施設の管理・運営		● 6 内部事務・その他			■ 2 一部委託		■ 4 補助等						
総合計画 (後期基本計画)	実施計画		政策		活力ある商工観光業を振興するまち		事業の開始・終了									
	● 1 該当		施策		観光の振興		平成	20	年	～	平成	年	■ 期間設定なし			
	● 2 非該当		具体的施策		③ 新たな観光戦略の実践		根拠法令等									
事業の 対象・目的	対象(誰を、何を)	市民、来訪者、観光関係者、商工農業関係者、新聞・雑誌記者、マスコミ・メディア関係、広告代理店、旅行代理店														
	目的(どうい う状態に したい のか)	最終的	各種イベントの実行委員や地域住民、観光関連団体が連携し、魅力あるイベントの創出により集客力を高め、イベント参加者の満足度の向上を図り、地域の活性化と経済波及効果を見出す交流人口拡大イベントを創出する。													
		今年度	実行委員会がイベントの目的意識を共有した上で、集客力あるイベントの実施と情報発信を行う。安曇野火花及び信州安曇野わさび祭りは、安全を確保し魅力あるイベントとして実施する。また、賑わいの創出、経済波及効果を高めるイベントとして「信州安曇野ハーフマラソン・ブレ大会」を実施する。													
事業の 活動内容	具体的にどのような活動を行いますか。(主なものを5つまで)															
	① 穂高川沿いの早春賦歌碑前において「早春賦まつり」を開催する。															
	② 「信州安曇野あやめまつり」の30回の節目を祝い、5月31日から6月29日まで新規及び多彩なイベントの企画により事業を実施する。															
	③ 「第31回信州安曇野わさび祭り」は、穂高駅通りと穂高神社を会場に、納涼祭及びYOSAKOI安曇野を実施し県内外から集客力あるイベントとして開催する。															
	④ 「安曇野火花」は、車両規制の拡大等 安全対策の強化を図り、多くの観客に楽しんでいただけのイベントとして開催する。															
	⑤ 安曇野市の魅力を全国に発信し、新たな賑わいの創出を図るイベントとして「信州安曇野ハーフマラソン・ブレ大会」を開催する。															
数値目標 (事業の目的及 び活動内容の 達成度を測る指 標)	指標名		計算式又は指標設定理由		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度末	最終目標							
	外部メディア取り上げ件数	実施数値		件	目標	—	100	100	200							
					実績	—	108	128	■							
	外部旅行者商品造成数	実施数値		件	目標	—	2	3	10							
					実績	—	1	2	■							
						目標	■									
					実績	■										
予算費目	会 計	安曇野市一般会計				款	7	項	1	目	3	事業コード	107090	事業名称	交流促進事業	
D O 直接事業費			平成	24	年度決算	平成	25	年度決算	平成	26	年度決算	備考				
	国庫支出金		0		千円	0		千円	0		千円					
	県支出金		0		千円	0		千円	0		千円					
	地方債		0		千円	0		千円	0		千円					
	その他特定財源		0		千円	0		千円	6,400		千円					
	一般財源		24,960		千円	23,114		千円	27,990		千円					
	計(A)		24,960		千円	23,114		千円	34,390		千円					
	(内臨時職員経費)		0.387	人	606	千円	0.307	人	501	千円	0.000	人	0	千円		
	臨職種類		一般事務等				一般事務等									
	人件費(B)		2.412	人	18,855	千円	2.702	人	21,101	千円	3.740	人	28,540	千円		
全体事業費(A+B)		43,815				千円	44,215				千円	62,930				千円

チェック項目	一次評価者		二次評価者									
	第2段階	職名	第2段階	職名								
		赤羽 敦子 課長		曾根原 悦二 部長								
		所属課	所属課	部局名								
		商工観光部	観光交流促進課	商工観光部								
	評価実施日	平成27年4月24日	一次評価の説明									
				評価実施日								
				平成27年4月24日								
妥当性	1. 市が実施しなくても、公平性・公正性が確保できる等、他の実施主体があり、事業を廃止・休止しても影響は大きくない。	● 少ない	● 大きい	集客力、来訪者満足度の向上を通じ地域における経済波及効果を高めるため、実行委員会を組織し各種イベントを実施する。新規の「ハーフマラソン・プレ大会」は、好評をいただくと共に次年度以降継続開催の方向が確認された。実行委員会主体の運営が望ましい。	● 少ない	● 大きい						
	2. 厳しい財政状況の中、次年度以降実施する緊急性が認められない。	● ない	● ある		● ない	● ある						
	3. 住民満足度の向上のために、現在事業内容が適切である。	● ない	● ある		● ない	● ある						
	4. 住民ニーズの低下がみられたり、近隣自治体と比較してニーズを上回るサービスとなっている。	● いる	● いない		● いる	● いない						
有効性	1. 施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。	● いえない	● 見える	「早春賦まつり・安曇野花火」については会場スペースに限界があるものの、安曇野のイベントとして定着する。マンネリ化と前例踏襲を見直し、ハーフマラソン・プレ大会に着手する。	● いえない	● 見える						
	2. 事業内容のマンネリ化など、施策への貢献度が著しく高いとはいえない。	● いえない	● 見える		● いえない	● 見える						
	3. 市が実施する施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	● する	● しない		● する	● しない						
	4. 事業の継続をしても成果の向上が期待できない。	● できない	● できる		● できない	● できる						
達成度	1. 目標設定に対して進捗状況が劣っていると思う。	● 目標に比べて劣っている		安曇野市総合計画に定める施策指標達成に向け、概ね目標を達成する。	● 目標に比べて劣っている							
	2. 目標設定に対して成果があまり上がっていないと思う。	● あまり上がっていない			● あまり上がっていない							
	3. 目標設定に対して概ね目標を達成していると思う。	● 概ね達成している			● 概ね達成している							
	4. 目標設定に対して十分に目標を達成していると思う。	● 十分達成している			● 十分達成している							
効率性	1. 効果に比べてコストが高い。	● 高い	● 適当	各種イベント開催には、協賛金等により自主財源を確保するが、限界も感じる。財源措置を踏まえたイベントの精査に併せ、補助金ありきや、行政主導型事業は、発展的解消等見直しも選択肢となる。	● 高い	● 適当						
	2. 他の実施主体のノウハウや新たな制度を活用できる。	● できる	● できない		● できる	● できない						
	3. 予算・人員と成果の関係で、実施手段等を見直す余地がある。	● ある	● ない		● ある	● ない						
	4. 電子化や契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。	● ある	● ない		● ある	● ない						
ACTION	評価点	妥当性 2	有効性 3	達成度 3	効率性 1	総合評価 D	妥当性 1	有効性 3	達成度 3	効率性 1	総合評価 D	
	今後の方向性	● 拡大・充実 ● 縮小	● 現状維持 ● 統合/終期設定	● 方法改善 ● 廃止/休止	● 民間委託等	● 拡大・充実 ● 縮小	● 現状維持 ● 統合/終期設定	● 方法改善 ● 廃止/休止	● 民間委託等	二次評価での指摘事項		
	当面の課題	各種イベントに共通し、安全性の確保が不可欠である。交流人口拡大に向けた意義・市の姿勢について、一部に市民説明(理解)に欠けるため開催理念(観光振興策)について住民周知を図る。					賑わいの創出と交流人口の拡大に向け各種イベントについては、地域における経済波及効果の算定等はできないものの、地域観光振興の起爆剤として、また、地域文化の継承や地域コミュニティの形成の場として実施されているが、次年度においては、市制施行10周年を迎えることから、個々のイベントの問題点の検証のみならず、イベントのあり方についても検証しておくことも必要。					
	改革案と実行計画	交流人口拡大に向けたイベント開催については、市民と観光事業者や農林漁業者以外に、全産業の事業者と行政(観光・商工・農政・文化など)における連携の推進を図る。各種イベント開催の蓄積を重ねる事により、常に問題点の検証と改善を図る。										
	委員会指摘事項											

事業NO	33-19																		
事業シート(補足説明)																			
事業名	観光交流促進事業																		
事業内容 (手段・手法など)	<p>各種イベントは、それぞれ実行委員会を組織し、官民一体となって取組み、観光交流促進課は事務局として関わっています。</p> <p>【信州安曇野あやめまつり】(明科地域・全市的) 平成26年6月18日から6月30日まで、『第30回信州安曇野あやめまつり』を開催しました。30回の節目に、5月31日には『安曇野ロゲイニング』、6月11日には『田中誠一とサンフランシスコ太鼓道場With御諏訪太鼓コンサート』をプレイベントとして開催し、フォトコンテストやマレットゴルフあやめカップ、高所作業車乗車体験も新たに実施して、新規の誘客に努めました。6月22日(日)のメインイベントは『こてつ』、『中村雅彦コンサート』、地元の皆さんの演奏・演舞等により、盛大に開催することができました。その他イベントも好評で、延べ来場者数は5万人を数え、多くの方に地域の魅力を発信しました。</p> <p>【安曇野花火】(全市的) 『第8回安曇野花火』を8月14日に開催。今年度は一般有料席とS席に加え、ファミリーチケットを販売し、前年よりもチケット販売が好調となりました。年々県外からの来訪者の割合が増加し、約2万2,000人の来場者に安曇野花火を楽しんでいただくことができました。安曇野の夏の風物としての定着が見られる中、今後も滞在に繋がる事業とし拡充を図ります。</p> <p>【信州安曇野わさび祭り】(穂高地域・全市的) 31回信州安曇野わさび祭りでは、『納涼祭』と『YOSAKOI安曇野』を開催しました。『納涼祭』は、市民参加型イベントとして、地域の連帯を深めました。『YOSAKOI安曇野』については、県外からも多くの来訪をいただき、盛り上がりました。今回は、15回の開催にあたり、総踊りを新曲にすると共に、第3会場を設け多くの参加者・来場者を楽しんでいただけました。2日間の来場者は1万5千人と、観光経済波及効果の拡大にも取り組めました。</p> <p>【信州安曇野ハーフマラソン・プレ大会】(全市的) 1,097人のエントリーがあり、973人が秋の安曇野を爽快に駆け抜けました。沿道からの声援やおもてなしに対して、参加者から感謝の言葉や好評価をいただきました。第1回大会開催に向け、プレ大会の課題検証と改善策を図ります。併せて、スポーツを通じた交流人口の拡大についての研究を進めます。 第1回大会の安全な開催を図ります。</p> <p>【安曇野観光草競馬大会】(穂高地域) 県内外の競走馬やポニー等約40頭を集め、第46回観光草競馬大会を開催。子どもと触れ合いや、物産市を開催しました。</p> <p>【早春賦まつり】(穂高地域) 「早春賦」を長く後世に残すことを目的に、アルパ演奏や早春賦の大合唱により早春賦を継承します。</p>																		
平成26年度 事業実績	<table border="0"> <tr> <td>・信州安曇野あやめまつり</td> <td>参加者数 50,000人</td> <td>補助金 3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>・安曇野花火</td> <td>22,000人</td> <td>補助金 6,000,000円</td> </tr> <tr> <td>・信州安曇野わさび祭り</td> <td>15,000人</td> <td>補助金 4,000,000円</td> </tr> <tr> <td>・信州安曇野ハーフマラソン・プレ大会</td> <td>973人</td> <td>補助金 16,296,000円</td> </tr> <tr> <td>・安曇野観光草競馬大会</td> <td>2,000人</td> <td>補助金 500,000円</td> </tr> <tr> <td>・早春賦まつり</td> <td>300人</td> <td>補助金 300,000円</td> </tr> </table>	・信州安曇野あやめまつり	参加者数 50,000人	補助金 3,000,000円	・安曇野花火	22,000人	補助金 6,000,000円	・信州安曇野わさび祭り	15,000人	補助金 4,000,000円	・信州安曇野ハーフマラソン・プレ大会	973人	補助金 16,296,000円	・安曇野観光草競馬大会	2,000人	補助金 500,000円	・早春賦まつり	300人	補助金 300,000円
・信州安曇野あやめまつり	参加者数 50,000人	補助金 3,000,000円																	
・安曇野花火	22,000人	補助金 6,000,000円																	
・信州安曇野わさび祭り	15,000人	補助金 4,000,000円																	
・信州安曇野ハーフマラソン・プレ大会	973人	補助金 16,296,000円																	
・安曇野観光草競馬大会	2,000人	補助金 500,000円																	
・早春賦まつり	300人	補助金 300,000円																	
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<p>全国各地において、活力あるまちづくりのために、観光や二地域居住により交流人口の拡大に各種イベントを実施されている。</p> <p>例) 博多どんたく(来場者数210万人) よさこいソーラン祭り(来場者数187万人) など</p>																		
特記事項 (事業の沿革等)	あやめまつりは、合併後観光協会が実施していたが、平成24年度から観光交流促進課の事業となる。																		

(13) 中小企業者育成事業 産業支援コーディネーター事務

No.	32	32	基本事務事業名	中小企業者育成事業	事務事業名	産業支援コーディネーター事務	公的関与	9	当初 P・D 作成日	平成26年8月5日				
当初 部局名	商工観光部			当初 課名	商工労政課		当初 主務課長名	高橋利実	当初 P・D作成者	西山勇司				
							最終 主務課長名	高橋利実	最終 P・D作成者	西山勇司				
事業区分	● 1 ソフト事業		● 3 施設等整備事業		● 5 補助・負担・支援		事業運営方法	■ 1 直営		■ 3 全部委託				
	● 2 経常的事務事業		● 4 施設の管理・運営		● 6 内部事務・その他			■ 2 一部委託		■ 4 補助等				
総合計画 (後期基本計画)	実施計画		政策		安曇野モデル構築に取り組むまち		事業の開始・終了							
	● 1 該当		施策		地域資源を活用した産業モデルへの取り組み		平成 23 年	～	平成 年	■ 期間設定なし				
	● 2 非該当		具体的施策		② 多種多様な連携構築の支援		根拠法令等							
事業の 対象・目的	対象(誰を、何を)	市内事業所(2次・3次事業所)の経営者												
	目的(どういう状態にしたいのか)	最終的	事業者の相談・要望に対応し、市場の変化に対応した事業拡大と事業発展が期待できる取り組みへの総合的支援											
		今年度	企業訪問による企業支援のデータ蓄積、企業間等マッチングの推進											
事業の 活動内容	具体的にどのような活動を行いますか。(主なもの5つまで)													
	① 市内事業所への訪問による企業情報の収集、課題・ニーズの把握。企業間マッチング、1次産業者と2次・3次産業者のマッチング支援													
	② 農商工等連携型産業推進協議会への出席と外部プロデューサーとの連携													
	③ 行政への要望の取りまとめと支援策の検討、助成制度の周知及び活用促進													
	④ 販路開拓による商談等機会の情報提供及び企業販路開拓の支援													
	⑤ 専門的な技術指導、助言を行い製品開発等のサポート実施													
数値目標 (事業の目的及び活動内容の達成度を測る指標)	指標名		計算式又は指標設定理由		単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度末	最終目標			
	企業訪問件数		情報収集量、データベース化の数値指標となるため		件	目標	400	400	420	500				
						実績	411	408	237	■				
	企業間ニーズマッチング		企業のニーズ把握に基づく企業間マッチング		件	目標	5	10	12					
						実績	9	9	10	■				
						目標				■				
						実績				■				
						目標				■				
					実績				■					
予算費目	会 計	安曇野市一般会計			款	7	項	1	目	2	事業コード	107070	事業名称	産業連携推進事業
D O 直接事業費			平成 24 年度決算		平成 25 年度決算		平成 26 年度決算		備考					
	国庫支出金		0 千円		0 千円		0 千円		賃金(コーディネータ)					
	県支出金		0 千円		0 千円		0 千円		費用弁償(販路拡大費)					
	地方債		0 千円		0 千円		0 千円		使用料(コーディネータ車)					
	その他特定財源		0 千円		0 千円		0 千円							
	一般財源		5,289 千円		5,192 千円		3,794 千円							
	計(A)		5,289 千円		5,192 千円		3,794 千円							
	(内臨時職員経費)		1.775 人	5,112 千円	1.730 人	4,971 千円	0.700 人	2,256 千円						
	臨職種類		産業支援コーディネーター		産業支援コーディネーター		産業支援コーディネーター							
	人件費(B)		0.571 人	4,464 千円	0.469 人	3,663 千円	0.100 人	763 千円						
全体事業費(A+B)		9,753 千円		8,855 千円		4,557 千円								

チェック項目		一次評価者		二次評価者		曾根原 悦二					
		第2段階	職名 所属課 評価実施日	第2段階	職名 部局名	部長 商工観光部					
妥当性	1. 市が実施しなくても、公平性・公正性が確保できる等、他の実施主体があり、事業を廃止・休止しても影響は大きくない。	● 少ない	● 大きい	一次評価の説明 企業ニーズの把握と、ワンストップによる相談支援、助言等、企業に対する産業支援コーディネータの役割は大変重要であり、マッチングを含め具現的な解決が求められている。		● 少ない	● 大きい				
	2. 厳しい財政状況の中、次年度以降実施する緊急性が認められない。	● ない	● ある			● ない	● ある				
	3. 住民満足度の向上のために、現在事業内容が適切である。	● ない	● ある			● ない	● ある				
	4. 住民ニーズの低下がみられたり、近隣自治体と比較してニーズを上回るサービスとなっている。	● いる	● いない			● いる	● いない				
有効性	1. 施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。	● いえない	● 見える	農商工等連携をはじめとし、連携に向けたコーチングや、製品開発に向けた市場ニーズも反映させたアドバイスなど、企業訪問や相談を受けながら1つずつ解決を図っている。また、同時に販路開拓が求められる。		● いえない	● 見える				
	2. 事業内容のマンネリ化など、施策への貢献度が著しく高いとはいえない。	● いえない	● 見える			● いえない	● 見える				
	3. 市が実施する施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	● する	● しない			● する	● しない				
	4. 事業の継続をしても成果の向上が期待できない。	● できない	● できる			● できない	● できる				
達成度	1. 目標設定に対して進捗状況が劣っていると思う。	● 目標に比べて劣っている		食品・流通関係を主流としながら、農商工連携や産学連携の調整、コーディネートを設け、関係機関、大学、市の外部プロデューサーとも連携し、異業種間の連携の難しさがある中、目標設定に対し概ね達成することができた。		● 目標に比べて劣っている					
	2. 目標設定に対して成果があまり上がっていないと思う。	● あまり上がっていない				● あまり上がっていない					
	3. 目標設定に対して概ね目標を達成していると思う。	● 概ね達成している				● 概ね達成している					
	4. 目標設定に対して十分に目標を達成していると思う。	● 十分達成している				● 十分達成している					
効率性	1. 効果に比べてコストが高い。	● 高い	● 適当	本年度、積極な取り組みの1年目であったが、その必要性も含め、地道な情報発信を進めてきた。成果が成熟するには受け入れ側も含め、いくつかの課題もあり、長期的な取組みから有効な実施手段を柔軟に見直す必要がある。		● 高い	● 適当				
	2. 他の実施主体のノウハウや新たな制度を活用できる。	● できる	● できない			● できる	● できない				
	3. 予算・人員と成果の関係で、実施手段等を見直す余地がある。	● ある	● ない			● ある	● ない				
	4. 電子化や契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。	● ある	● ない			● ある	● ない				
ACTION	評価点	妥当性 4	有効性 4	達成度 3	効率性 2	総合評価 B	妥当性 4	有効性 4	達成度 3	効率性 2	総合評価 B
	今後の方向性	● 拡大・充実 ● 縮小	● 現状維持 ● 統合/終期設定	● 方法改善 ● 廃止/休止	● 民間委託等		● 拡大・充実 ● 縮小	● 現状維持 ● 統合/終期設定	● 方法改善 ● 廃止/休止	● 民間委託等	
	当面の課題	連携に対する企業・異業種間マッチングの難しさもある中で、地道な訪問活動と情報収集から、市内完結の手段だけでなく、当面市外も含めた企業マッチングの推進も必要である。					二次評価での指摘事項				
	改革案と実行計画	引き続き関係機関、大学、外部プロデューサーとの連携を密にし、企業の求める情報と、市場からみるニーズ情報を踏まえて、具現化した事業推進に向け取組を続けていく。					引き続き関係機関、大学、外部プロデューサーとの連携を密にし、企業の求める情報と、市場からみるニーズ情報を踏まえて、具現化に取り組みてください。				
	委員会指摘事項										

事業NO	32-32
事業シート(補足説明)	
事業名	産業支援コーディネーター事業
事業内容 (手段・手法など)	<p>この事業は、第1次安曇野市総合計画において、地域資源を活用した産業モデル(安曇野モデル)への取り組みとして3本の柱を掲げており ②多種多様な連携構築のしくみを事業化するため、市内事業者を支援する上で、市職員では補えない専門的な知識と広範な人的ネットワークをもつコーディネーターの配置が必要であります。(資料1を参照)</p> <p>そこで、平成25年度に、地域経済の活性化を図る「安曇野モデル」構築に向け、産業連携推進会議を設置し、これまで工業系を主体とした産業支援コーディネーターの他に、食品流通系に精通した産業支援コーディネーターを設置しました。</p> <p>また、平成22年度から10年間の「安曇野市工業振興ビジョン」の見直しを行い、重点事業として(1)企業支援のワンストップサービスを担う産業支援機能の充実、(3)産学官連携による、自社製品の開発に取り組む企業の育成などは、本事業の中核的な事業となり、安曇野市の特性も活かした「農」も含む地域資源の活用についても、今後重点的に行う施策と位置付けております。</p> <p>食品製造業を主体にしたコーディネーター支援事業の主な業務は次のとおりであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①市内事業者への訪問による情報把握と企業間等マッチング支援 ②農商工連携推進協議会での外部プロデューサーとの連携 ③企業訪問による要望把握と支援策の検討、助成制度の周知・活用促進 ④販路開拓に向けた商談会等の情報提供と支援 ⑤専門的な助言を行い製品開発等のサポート実施 <p>その他、県銀座NAGANO(シェアスペース) 出品サポート、農産学官連携協働に依る有効性の検証、次世代創業者等後継者相談、商品ブラッシュアップのフォローやFCPシート作成アドバイスなど、他機関と連携を密にとりながら、事業者の支援も多岐にわたります。</p> <p>また、事業者が抱える課題等は、高度化・多様化してきています。特に製品開発や販路等マッチング作業については、相手の要望も含め課題も多く、課題解決に向け長期的な取り組みが大変重要となります。</p>
平成26年度事業実績	<ol style="list-style-type: none"> ①企業訪問数等活動報告(資料2を参照) ②外部プロデューサーと連携したマッチング支援(資料3を参照) ③助成制度の周知 訪問時相談に応じ(国・県等の助成制度の相談も含む)(資料4を参照) ④販路開拓支援(資料5を参照) ⑤製品開発等のサポート 県中小企業振興センター、工業技術総合センターなどの県機関等との連携も含めサポート
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<p>近隣市の状況</p> <p>○松本市 <u>技術支援コーディネーター(2名)、受発注支援・人材育成コーディネーター</u> 技術診断、工場巡回、産学官交流・マーケティング支援、新製品・新技術開発支援などの主に工業系</p> <p>○塩尻市 <u>工業振興コーディネーター(機械・金属担当)</u></p> <p>* 市町村の特性により専門職員の配置は異なります。安曇野市は工業系、食品流通系の2体制で進めていますが、補えない部分は、県機関や広域コーディネーター会議等と連携を図り進めています。市内企業のワンストップ窓口としての役割は大変重要です。</p>
特記事項 (事業の沿革等)	<p>第1次安曇野市総合計画【安曇野モデル構築に取り組むまち】の具現化に向け、平成25年5月8日 産業振興連携推進会議を設置(計4回開催)</p> <p>平成25年11月18日 「提案書」を市長へ提出(資料6を参照)</p> <p>平成25年12月5日 市長から「企業支援のための商工業振興事業助成制度の見直しについて」商工業振興審議会へ諮問</p> <p>平成26年1月21日 商工業振興審議会から市長に答申(資料7を参照)</p> <p>地域資源活用型連携推進に対し、実行するため専門職の配置と助成制度を新設。</p>

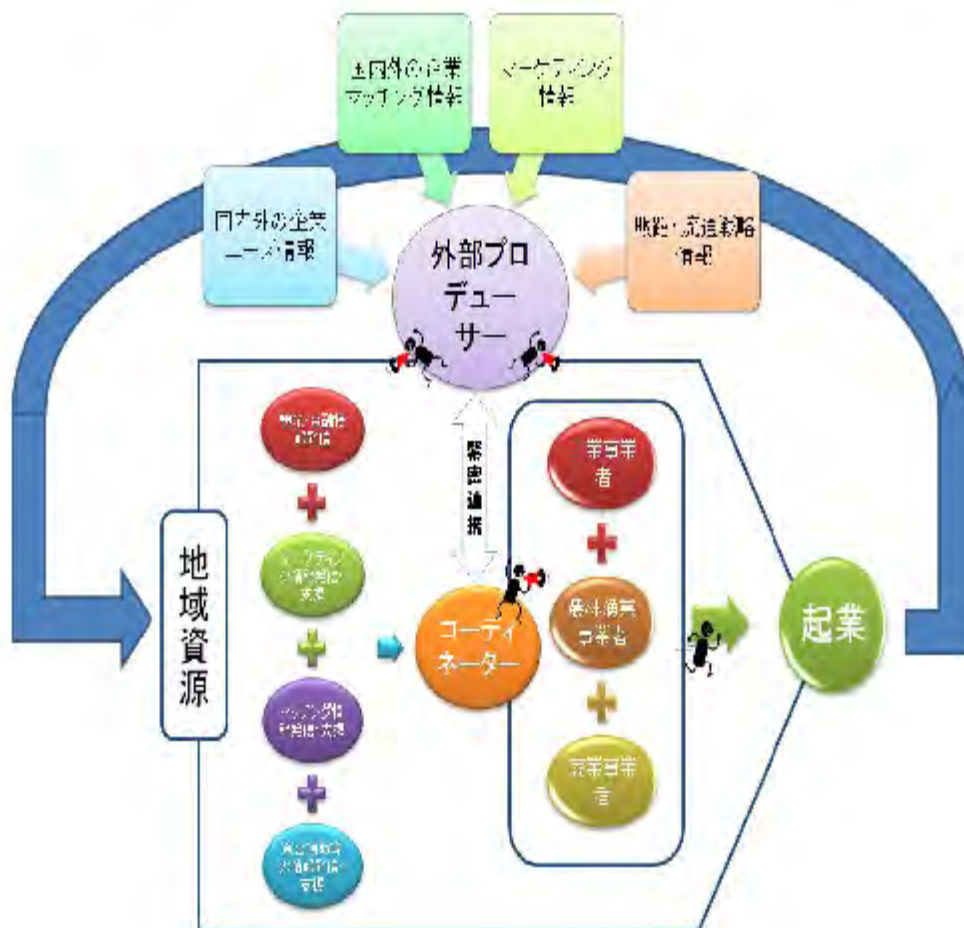
産業支援コーディネーターの配置

○外部プロデューサーとの連携

農工商連携推進協議会を中心に、外部プロデューサーは、市内中小企業者に対するマーケティング等の取組みをグローバルな視点からアドバイスを図るほか、首都圏を含む広範囲での市場ニーズと安曇野の地域産品の状況を把握し、マッチングを進める。

常駐の産業支援コーディネーターによる企業訪問等から集める情報と、外部プロデューサーがもつ多角的なチャンネルを組み合わせ、コーディネーター（地元情報）とプロデューサー（外部情報）が連携を密にとり、広範囲での連携の可能性を探り、起業（商品開発や販路先開拓）支援を行う。

【イメージ】



26年度 コーディネーター 活動報告

資料2

1, 訪問・来庁相談の記録

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規	行政・他	---	2	2	1	2	2	0	9	0	0	0	1	19
	民間	---	4	10	5	2	2	0	2	0	7	0	1	33
再訪	行政・他	10	2	4	9	4	7	8	0	8	4	6	6	68
	民間	5	9	7	9	9	12	13	11	6	10	12	14	117
合計		15	17	23	24	17	23	21	22	14	21	18	22	237

2, 訪問内容

区分		市内	市外	合計
延べ訪問件数		162	75	237
業種別	大学等	0	17	17
	農業事業者	16	0	16
	県・関係機関	3	35	38
	小売業	4	7	11
	物流・流通等	0	3	3
	食品加工	110	10	120
	商工関係団体	29	3	32
合計		162	75	237

3, 相談内容

		市内	市外	合計	
相談内容	F C P 作成指導	18	0	18	
	産学官連携	3	12	15	
	連携事業推進	21	17	38	
	マッチング相談	8	2	10	
	マーケティング支援	6	0	6	
	販路開拓支援・相談	33	4	37	
	新商品開発	30	11	41	
	新事業相談	27	1	28	
	その他	19	25	44	
	合計		165	72	237

*その他には、新規創業や後継者相談、イベント等による相談

4, 助成制度活用状況

商業振興	利用企業数	金額
地域資源活用型連携推進事業	1	711,000
新製品・新技術開発支援事業	2	1,000,000
販路拡大展示会出展事業	3	130,000

5, 主な連携取組み支援

連携方・団体	内容	相談	連携形態
商工会・大学・飲食店	商流連携の仕組み検討	事業者	農産学
◎ 県工技センター	手作り蒟蒻の商品化と販路開拓	〃	6次化
安曇野調理師会	規格外野菜の地域内飲食店利用検討	農業法人	6次化
◎ 農業法人	安曇野コンヒカリ使用の菓子開発の検討	事業者	連携事業
◎ 畜産農家	牛乳を使用した乳菓子開発	〃	〃
◎ 大学	特産りんごを用いたアイスの開発	〃	農産学
◎ 県・大学	安曇野の食材を用いた特製弁当	〃	〃
◎ J R ・ 大学	アルクマブランド商品群の開発と販路開拓	〃	〃
◎ J A ・ 市	安曇野産果実を用いた安曇野商品のグルーピング	首都圏事業者	連携事業
◎ 市内事業者	首都圏卸業仲介による安曇野産品グルーピング	首都圏卸業	〃
◎ J A	信濃黒を用いた黒豆茶の開発	事業者	〃
◎ 大学等	安曇野産焙煎そば粉を用いた餃子開発の検討	事業者	農産学
◎ 農業生産者	安曇野産ジャンボニンニク利用による健康食品の開発	〃	連携事業
◎ 農業生産組合	〃 (アロニア素材)	〃	〃

*網掛け箇所は商品化されたもの、又は商品化の目処がついているもの

*◎は開発も含め、事業者間マッチングを行ったもの

平成26年度 外部プロデューサーと連携したマッチング支援

○事業活動

ケース①	産業区分	食品製造業・小売販売業
	事業内容	安曇野産品「果実（特にリンゴ）」をベースにした「デザート（パイ・タルト）」の開発を希望。
	連携に向けた調整経過	<p>H26. 7. 4 外部プロデューサーより安曇野の素材を用いた商品開発について、連携希望の企業がある旨の紹介。</p> <p>H26. 7. 11 首都圏本社に部長、産業支援コーディネーターが出向き、外部プロデューサー仲介のもと、社長、開発部長と意見交換。安曇野の農産物地域産品について状況等説明し、特にりんごについて連携希望。</p> <p>H26. 11. 5 りんご収穫時期に合わせ、社長、開発部長2名での現地入り視察を行い、農園、施設等を見学。現地説明にJAとも顔合わせをし、素材については好感触を得る。</p> <p>H27. 1 中旬 その後、りんごの加工製品（搾ったあとの残渣）を、試供提案。先方の開発段階で商品として利用可能な回答を得るが、安曇野産以外のりんごも多く含まれ却下。</p>
課題	<p>先方は、現在の輸入品から国産品へのシフトと、「安曇野」を前面に打ち出す商品展開にしたいことから、全て安曇野産が条件。</p> <p>また、フレッシュな状態での納品は日持ちがしないため、必ず1次加工処理が必要。全国的に1次加工施設も少なく、ほぼフル稼働の上、運賃コストの関係もあり、課題となっている。</p> <p>現在市内で行える事業者を模索しているが、施設状況等訪問時確認しながら、連携の具現化に向け継続中</p>	

ケース②	産業区分	小売・卸売業
	事業内容	・安曇野商品群ギフトのグルーピングによる百貨店等への販路拡大
	連携に向けた調整経過	<p>H26. 12. 19 外部プロデューサーより首都圏百貨店で、安曇野の風土やこだわりある商品のギフト企画に興味を示している旨の紹介。ストーリー性をもたす資料集めと商品のリストアップを行う。</p> <p>H27. 12. 26 キーワードを「水」にあて、プロデューサーの方で一旦まとめ、ストーリー構築とファクトの整理を行う。</p> <p>H27. 2. 3 ファクトを「水」、「土」、「空気」に方向づけ、商品群を組み込む。できればモニタリング実施により組み込みたいが、難しい場合はFCPシートをまとめ提案をはかる。</p>
課題	<p>3月を目途に提案、現状商品のブラッシュアップは最大の問題。今より売れる商品の開発等には、市場ニーズを組み込む必要がある。（ただ並べただけでは売れない）今後もファクトを基に、ストーリー性も重視した商品のブラッシュアップを進める必要がある。</p> <p>将来的には、モニタリング実施や販路拡大に係るセミナー開催、市場調査等積極的に行っていくことで、事業者の意識向上を進める支援に繋げる。</p>	

安曇野市商工業助成制度のご案内 資料4

☆商業関係

(平成27年度用)

事業名	内 容	補助要件	経費、補助率、限度額等
経営改善普及事業 (※1)	地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与するため、商工会が行う小規模事業者の経営の改善事業を支援する事業	小規模事業者経営支援事業費補助金交付要綱(平成5年8月30日付け長野県商工部5中第260号。以下「要綱」という。)に基づき実施する事業。	要綱による補助金の3分の1の額を限度とし、市長が別に定める額とする。
地域総合振興事業 (※1)	商工会が市内の商工業の総合的な発展を図るために実施する事業	商工会通常総代会において承認された事業計画及び収支予算に基づくもの。	事業に要する経費(寄附金又は特別賦課金を受け入れた場合はその金額を控除した額)に10分の5を乗じて得た額を限度とし、市長が別に定める額とする。
商店街活性化事業	商店街団体が年間を通して個性ある誘客イベント等を開催するものを支援する。	おおむね20以上の店舗が連たんして街区を形成している地域において事業費が100万円以上であること。	イベント開催経費(※2)に第1年度は10分の7、第2年度は10分の6、第3年度は10分の5、第4年度は10分の4、第5年度は10分の3を乗じて得た額以内とし、5年間の合計が1,500万円を限度とする。ただし、各年度500万円を限度とする。
共同施設設置事業	ア 共同駐車場 イ その他市長が認めるものの設置について支援する。	駐車場にあつては30台以上、面積にあつては500㎡以上であること。	当該施設設置に係る経費に10分の3を乗じて得た額とし、200万円を限度とする。
空き店舗等活用促進事業	中小企業者等が空き店舗等を賃借して事業を営む場合に家賃の一部を助成する。	商業団体、事業者等が商業(※3)及び集客に役立つ施設(※4)の用に供するために、商工会の経営支援員の承認を受け、賃貸借契約を締結したものの。	家賃相当額に10分の5を乗じて得た額の範囲内とし、月額5万円を限度とする。ただし、補助金の交付は3年以内とする。
若者及び女性の起業支援事業 【平成27年度 新規】	若者及び女性が市内で起業等するものに、その費用の一部を助成する。	補助を受けようとする者(法人にあつては代表者)が次の要件を全て満たすこと。ただし、当該者が女性である場合にあつては、イ、ウ及びエを満たすこと。 ア 補助を受けようとする年度の4月1日における年齢が35歳未満であること。 イ 補助を受けようとする年度の9月30日までに起業(法人設立の場合にあつては設立登記を完了)できること又は申請日において起業から1年未満であること。 ウ 実績報告をする日において、市内に住所を有していること。 エ 若者及び女性起業支援審査委員会の事業採択を受けたものであること。	ア 別に定める起業に係る必要な経費(内外装工事費、備品購入費並びに仕入れ及び仕入れに係る経費は除く。)に対して50万円を上限とする。 イ 貸店舗等に入居して起業する場合において、賃貸借契約の期間が1年以上であるときは、月額家賃の10分の5以内の額で、月5万円、2年間を限度とする。
販路拡大展示会出展事業	中小企業者等が商品の販路拡大を目指して、展示会等に出席する場合にその費用の一部を助成する。	長野県外の見本市、商談会等に市内の中小企業者等が出展するもの。又は、市長が特に認めた展示会等へ市内の中小企業者等が出展するもの。	出展小間料及び小間内装飾費用に3分の1を乗じて得た額以内とし5万円を限度とする。ただし補助金の交付は1事業者につき1年度あたり1回とする。
街路灯維持管理事業	商店街等が所有している街路灯を適正に維持管理するものに、その費用の一部を補助する。	安曇野市街路灯台帳に掲載されている街路灯とする。	ア 街路灯に係る電気料は、その年間総額の3分の1を乗じて得た額以内とする。 イ 撤去が必要な街路灯は、その撤去費用に3分の1を乗じて得た額以内とし、1基当たり2万円を限度とする。
販路拡大事業松本山雅ホームゲーム会場出展支援事業 【平成27年度 新規】	松本山雅のホームゲーム会場において、販売を目的とした出展を行う事業	市内に主たる事業所を有する中小企業者で、1年度あたり1回までとする。	対象経費(出展料、駐車場使用料)の3分の1以内とし、5万円を限度とする。但し、年間契約で出展する場合は、10万円を限度とする。

※1 補助対象は商工会

※2 対象経費は謝礼、出演料、印刷費、広告宣伝費、会場費、装飾費、原材料費とし、飲食費は含まない

※3 サービス業を含む。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する施設を除く。

※4 ギャラリー、多目的ホール等

掲載の助成制度の一覧は、主な概要となるため申請日など詳細は、下記にお問い合わせください。

(裏面あり)

◆お問い合わせ先

〒399-8281 長野県安曇野市豊科6000番地

安曇野市役所 商工観光部 商工労政課

商業労政係[電話]0263-71-2041 工業振興係[電話]0263-71-2042 産業連携推進係[電話]0263-71-2037

☆工業関係

事業名	内 容	補助要件	経費、補助率、限度額等
工場等設置事業	特定地域内(※1)に工場等を新設、移設又は増設した場合及びそれに伴い新たに取得した償却資産に係る固定資産税相当額を第3年度まで助成する。	工場等の新設、移設又は増設に直接要する経費が3,000万円以上のものであること。	新設、移設又は増設した建物及びそれに伴い取得した償却資産に係る固定資産税相当額を第3年度まで補助。ただし3か年の合計額は3,000万円を限度とする。
生産設備取得事業	市内で生産設備を取得した場合補助金を交付し助成する。	生産設備の取得に伴い新規常勤雇用者が一定数(※2)増加するものであること。	生産設備の取得費に10分の1を乗じて得た額以内とし、5,000万円を限度に3年間の分割補助
工場用地取得事業	工場等を新設、移設又は増設するため特定地域内にその用地を取得する場合、取得用地の固定資産税相当額を第3年度まで助成する。	用地取得後3年以内に操業を開始すること。	取得用地に係る固定資産税相当額を第3年度まで補助。ただし3か年の合計額は2,000万円を限度とする。
空き工場等活用促進事業	中小企業者等が空き工場を賃借して事業を営む場合に家賃の一部を助成する。	原則として5年以上継続して操業すること。	家賃相当額に10分の5を乗じて得た額の範囲内とし、月額15万円を限度とする。ただし、補助金の交付は3年以内とする。
技術・製品等展示会出展事業	展示会等において、自社で開発した製品を出展し、又は自社の技術を紹介する場合にその費用の一部を助成する。	長野県外の工業展、商談会等に市内の中小企業者等が出展するもの。又は、市長が特に認めた展示会等へ市内の中小企業者等が出展するもの。	出展小間料及び小間内装飾費用に3分の1を乗じて得た額以内とし15万円を限度とする。ただし補助金の交付は1事業者につき1年度あたり1回とする。
新製品・新技術開発支援事業	新製品、新技術の開発又は研究を行う場合にその経費の一部を助成する。	新製品・新技術開発事業審査会の事業採択を受けたものであること。	補助対象経費に10分の5を乗じて得た額以内とし、50万円を限度とする。
工場等緑化事業	工場等の環境整備のための緑地を設置するものに、その費用の一部を補助する。	(1)工場等の敷地面積が1,000㎡以上 (2)直接経費50万円以上	当該緑地の設置(新たに設置したものに限り。)に直接要した経費に10分の2を乗じて得た額以内とし、100万円を限度とする。
国際(国内)規格取得支援事業	中小企業者が、ISOまたはエコアクション21の認証を取得するものに、その費用の一部を補助する。	認証を取得すること	認証取得をするための審査登録に要した経費の10分の5を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。ただし、補助金の交付は1事業者につき1年度あたり1回とする。
製造業等人材育成事業 【平成27年度 新規】	製造業者等が経営力の強化又は技術力の向上を目的とした人材育成のための研修に参加するもの	別に定める団体(※3)が実施する研修に参加すること。	受講料の10分の5以内とし、受講者1人につき2万5千円、1社につき10万円を限度とする。
地域資源活用型連携推進事業	市内の地域資源を活用した新商品、新技術及び新サービスの開発及び提供を行うものに、その費用の一部を補助する。	商工業者が主体となり、農林漁業者との連携による事業であって、事業認定審査会の事業採択を受けたものであること。	補助額は補助対象経費に10分の5を乗じて得た額(600万円を限度とする。)以内とし、事業実施期間は最長3年の間とする。

※1 特定地域： ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域
イ 工場立地法(昭和34年法律第124号)第2条に規定する工場適地
ウ 市が造成した産業団地
エ その他市長が特に認める地域

※2 一定数：

	研究所	その他
常勤雇用者が100人以上の中小企業	1人以上(取得総額2千万円以上)	3人以上(取得総額5千万円以上)
常勤雇用者が20人以上100人未満の中小企業	1人以上(取得総額2千万円以上)	2人以上(取得総額3千万円以上)
常勤雇用者が20人未満の中小企業 上記以外	1人以上(取得総額2千万円以上) 5人以上(取得総額2億円以上)	1人以上(取得総額2千万円以上) 10人以上(取得総額5億円以上)

※3 別に定める団体：

独立行政法人中小企業基盤整備機構・中小企業大学校三条校
公益財団法人長野県中小企業振興センター
長野県工業技術総合センター
公益財団法人長野県テクノ財団
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 松本職業能力開発促進センター
長野県松本技術専門学校
安曇野工業会
一般財団法人松本ソフト開発センター
独立行政法人国立高等専門学校機構 長野工業高等専門学校

2014年度販路開拓事業詳細

資料5

事業名	期日	会場	出店事業者(日本標準分類)	出店数
ネクスコ商談会	4月16日(水)	長野県松本合同庁舎 講堂	水産食料品製造業(1)	1
名品発掘商談会 in 東京	8月20日(水)	東京 飯田橋 ホテル メトロポリタン	水産食料品製造業(1) 酒類製造業(2) その他食料品製造業(5)	8
" in 名古屋	9月11日(木)	名古屋市 栄 中日パレス	水産食料品製造業(1) 酒類製造業(1) その他食料品製造業(2) 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業(1)	5
フードメッセ にいがた	10月30日(木) ~11月1日(土)	新潟 朱鷺メッセ	水産食料品製造業(1)	1
中南信エリア売込逆商談会	11月4日(火)	長野県松本合同庁舎 講堂	パン・菓子製造業(2) 酒類製造業(1) その他食料品製造業(3) 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業(4)	10
買いませ売れ筋商品発掘会	11月7日(金)	大阪 府立体育館	その他食料品製造業(2)	2
地方銀行フードセレクション	11月11日(火) ~11月12日(水)	千葉 幕張メッセ	水産食料品製造業(1)	1
ネクスコ商談会	2015年2月24日(火)	長野県松本合同庁舎 講堂	水産食料品製造業(1) 酒類製造業(1) その他食料品製造業(2)	4
FOODEX JAPAN	3月3日(火) ~6日(金)	千葉 幕張メッセ	酒類製造業(1) その他食料品製造業(1) 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業(3)	5

基本姿勢

・食品加工に於ける安曇野産の主産品を 1, 信州サーモン 2, わさび製品 3, そば の3品に定め集中的に訴求する。

37

出展支援

- ・開催前のFCPシート(商品商談シート)の作成指導、商品コード取得支援等実施する。
- ・商品に対して、企業の売り込む販路先等の助言、販路計画支援を行う。
- ・出展会開催時のフォローアップを実施。

平成 25 年 11 月 18 日

安曇野市長 宮澤宗弘 様

安曇野市産業振興連携推進会議
会 長 齊 藤 正 昭

提 案 書

安曇野市産業振興連携推進会議設置要綱第 4 条 3 項に基づき、別添のとおり結論を得たので報告
します。

地域資源を活用した農商工連携による新たな産業モデル
(安曇野モデル) の取り組みに向けて

平成 25 年 11 月 18 日

安曇野市産業振興連携推進会議

はじめに

安曇野市は、長野県のほぼ中央部に位置し、西部には海拔 3,000 メートル級の雄大な北アルプス連峰がそびえ立ち、北アルプスの雪解け水は、豊富な湧水となってこの地を潤し、米を始め多品種・他品目の農産物の生産や畜産業、内水面漁業に活用されています。また、市域の約 58% を占める森林を活用した林業も行われています。

このようななか、6次産業化やブランド化をはじめ農業と商工業の連携、高品質の農林水産物の生産加工、食文化の継承による食育などが、農林水産業が産業として成長するうえでの新たな分野として注目を集めています。

多様な農林水産物に恵まれ、かつ、工業や商業、観光業には様々な技術やノウハウが蓄積されている安曇野市は、6次産業化・ブランド化等の豊かな可能性を見出すことができます。

1次産業である農林水産業と2次産業の工業、3次産業の商業や観光業等を組み合わせた6次産業化・ブランド化をさらに推進し、農林水産業の付加価値の向上や新たな価値の創出、新規販路の開拓を図る取組みを支援することで、雇用と所得を生み、次世代へとつなげていくため、本市の地域資源を活用する、又は生産基盤を強化する取組みに向けて、以下のとおり定義し提案します。

【定 義】

安曇野市内で産出される農林水産物の地域資源を活用し、かつ市内の異業種事業者が連携（1次産業者と2次産業者、1次産業者と3次産業者）した取り組みで、新商品の開発や、販路・流通の拡大・開拓することへの取り組みを「安曇野モデル」と定義し、その推進に向けた取り組みを以下のとおり提案します。

【提 案】

1 マーケティング¹支援の取り組み

市内農業事業者や中小企業者に対するマーケティングの取り組みを、より適切かつ効果的に実施するため、グローバルな視点から支援のできる人材と、企業経営、営業、受発注など、事業者間のコーディネートのできる民間経験豊かな人材を市に配置し、きめ細かな相談・助言体制の整備に向けた支援を、次のとおり提案します。

- (1) 農商工金観のマッチング支援
- (2) 市場ニーズ・展示会等の定期的な情報発信
- (3) 資金補助制度等の情報発信
- (4) 専門職（プロデューサー・コーディネーター）の配置（イメージ資料：別添1）

2 意欲ある事業者への支援の取り組み

当会議において、市内食品関連42事業所の協力により実施した「産地等の仕入れ状況調査」から、現在は他産地の農林水産物を仕入れているが、将来は市内産農林水産物の仕入れを希望する事業者の中で、現状の仕入量に対して4%増加の仕入量の希望がある調査結果が示されました。（調査結果集計：別添2）

この調査結果から、市場では市内産農林水産物への需要があることが伺えます。

市場ニーズの検証等に基づく市内産農林水産物の活用と、市内異業種事業者の連携を基本として、地域への高い貢献度が見込まれ、市場性が高く将来的に有望であると認められる新たに取り組む事業への支援を、次のとおり提案します。

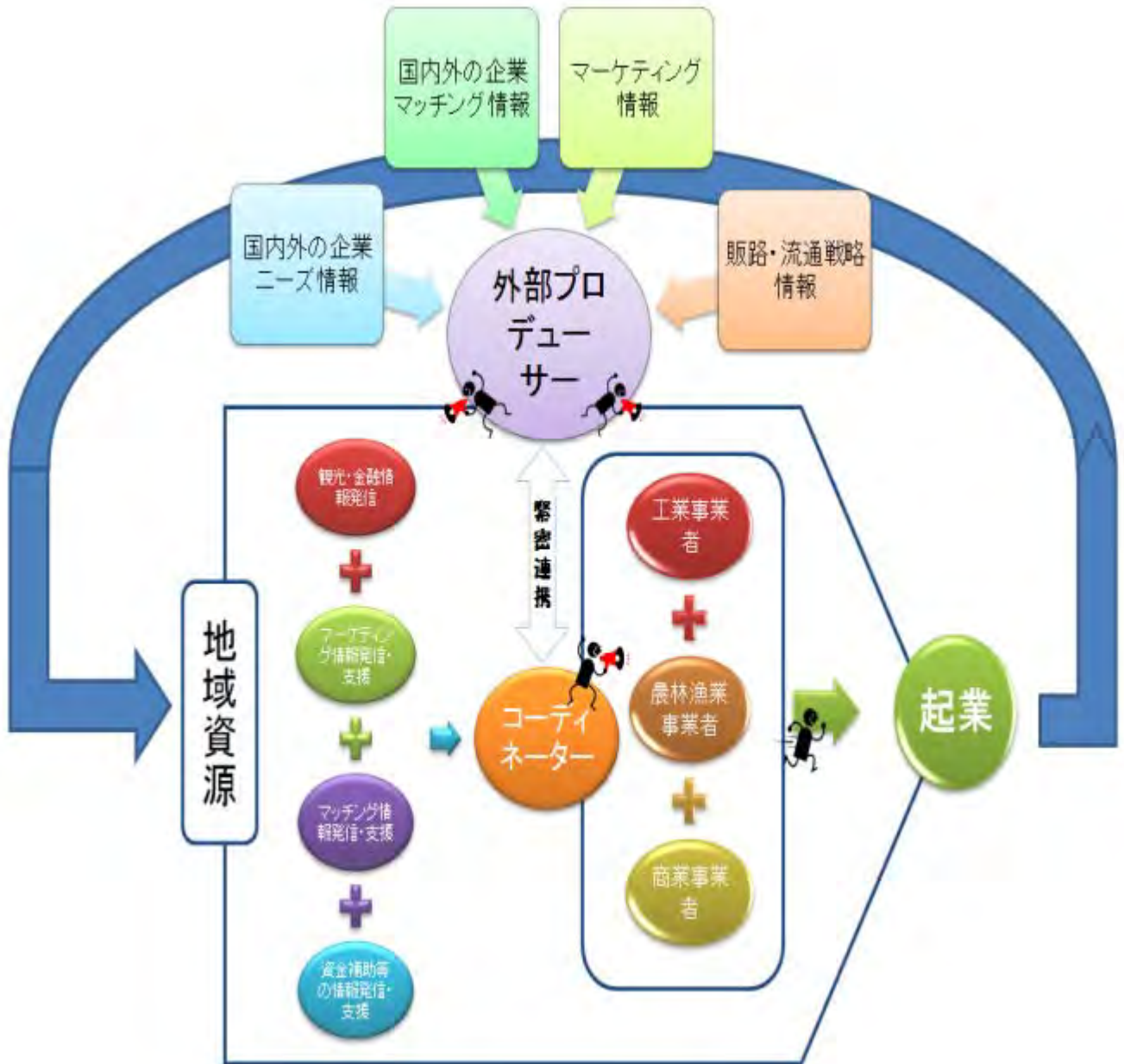
- (1) 研究開発の取組経費に対する支援
試作品開発、外注費、調査分析費など
- (2) マーケティング開発の取組経費に対する支援
展示会・商談会等への出展費用、広告宣伝費、ホームページ作成費、販路開拓費など
- (3) 知的財産推進の取組経費に対する支援
産業財産権取得費・産業財産使用料、経営指導料など
- (4) 新たな事業推進の取組経費に対する支援
施設・機械装置等の購入費、施設・機械装置等の使用料、新規雇用人件費など

¹「顧客が真に求める商品やサービスを作り、その情報を届け、顧客がその商品を効果的に得られるようにする活動」の全てを表す概念

3 安曇野モデル推進に向けて

市は、安曇野モデルを推進する上で国や県、金融機関等との有効な連携に努めると共に、今後、安曇野モデルが広く社会に浸透していく過程で、市内から発信される商品や情報等に対して、市の統一したロゴマークやキャッチコピーを付帯する取り組みを進めることを提案します。

プロデューサーとコーディネーターの役割イメージ



安曇野市内食品加工関連事業所の農商工連携と地産の状況調査集計

市内食品加工関連事業所の農商工連携と地産の状況調査結果

I 対象事業所

1 事業所調査数

調査対象数	43
回答事業所数	42
回答率	97.7%

2 調査事業者の産業分類別

事業所数

水産食料品製造業	1
その他の食料品製造業(そば類)	4
茶・コーヒー製造業	1
調味料製造業	2
パン・菓子製造業	13
野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業(わさび・野沢菜類)	16
酒類製造業(りんご類)	3
清涼飲料製造業	0
精穀・製粉業	1
畜産食料品製造業	1

II 農商工連携の現状と希望

1 実施中の農商工連携

品目数

農	20
商	10
工	1
その他	2

品目数

内訳	農との連携	商との連携	工との連携	その他の連携
水産食料品製造業	0	0	0	0
その他の食料品製造業	0	1	0	0
茶・コーヒー製造業	0	0	0	0
調味料製造業	1	1	0	0
パン・菓子製造業	9	0	0	0
野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	7	4	1	0
酒類製造業	3	4	0	1
清涼飲料製造業	0	0	0	0
精穀・製粉業	0	0	0	1
畜産食料品製造業	0	0	0	0

2 今後希望する農商工連携

品目数 実品目数

実品目名

農	9	8	大豆・米・小麦・紅玉・わさび・しょうが・野沢菜・ぶどう
商	4	4	原乳・大豆・小麦・わさび
工	1	1	大豆
その他	0	0	

品目数

内訳	農との連携	商との連携	工との連携	その他の連携
水産食料品製造業	0	0	0	0
その他の食料品製造業	0	0	0	0
茶・コーヒー製造業	0	0	0	0
調味料製造業	3	2	1	0
パン・菓子製造業	1	0	0	0
野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	4	1	0	0
酒類製造業	1	0	0	0
清涼飲料製造業	0	0	0	0
精穀・製粉業	0	0	0	0
畜産食料品製造業	0	1	0	0

3 連携を希望しない事業者

希望しない事業者数	16
-----------	----

Ⅲ 原料の供給体制

1 供給の比率	%
自社内供給	7.04%
契約栽培	8.25%
業者購入	84.71%
材料支給	0.00%
その他	0.00%

2 供給区分ごとの産地割合
…別添グラフ参照

3 産地の割合 (現状)	%
安曇野市産	26%
市外産	74%
指定なし・その他	0%

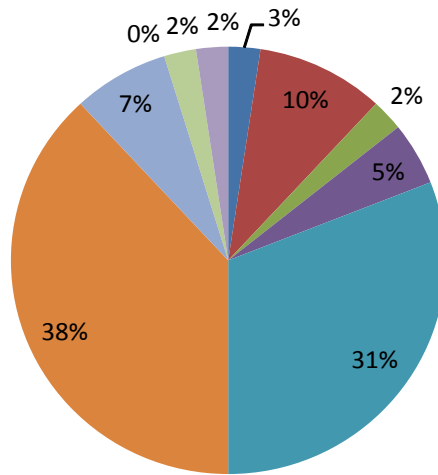
(今後の希望)	%
安曇野市産	30%
市外産	70%
指定なし・その他	0%

4 品目別の仕込量
…別添グラフ参照

I 対象事業所

調査事業者の産業分類別内訳

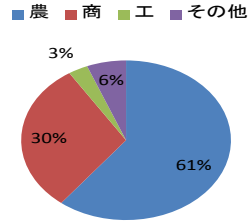
- 水産食料品製造業
- その他の食料品製造業
- 茶・コーヒー製造業
- 調味料製造業
- パン・菓子製造業
- 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業
- 酒類製造業
- 清涼飲料製造業
- 精穀・製粉業
- 畜産食料品製造業



Ⅱ 農商工連携の現状と希望

1 実施中の農商工連携

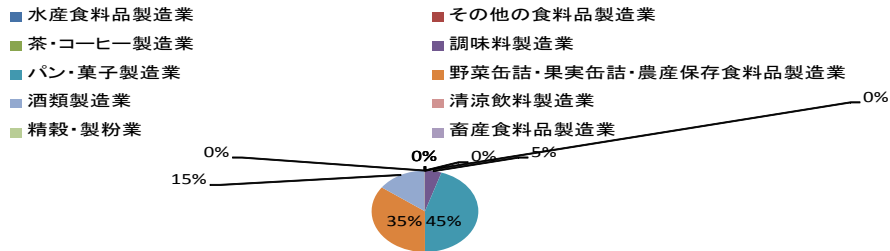
実施中の農商工連携



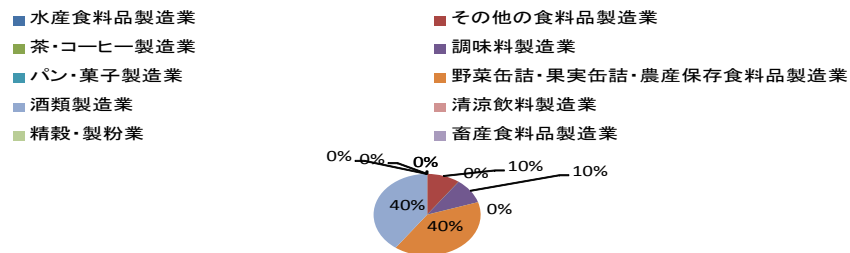
○連携のメリット

- ・情報が欲しいため
- ・付き合いのため
- ・直販や物産センターが利用できる
- ・他業種との新商品開発ができるため
- ・ブランドイメージを活かしていただけるため
- ・お客様が付いている、評判がいい
- ・地元産を多く使用したいから

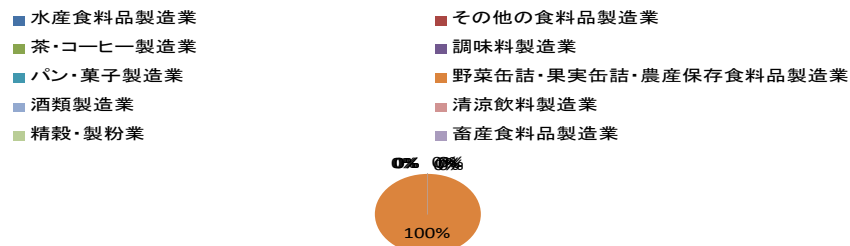
事業区分別 農との連携割合



事業区分別 商との連携割合



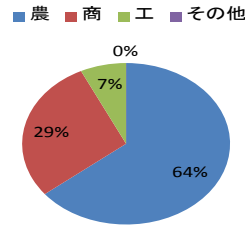
事業区分別 工との連携割合



II 農商工連携の現状と希望

2 今後希望する農商工連携

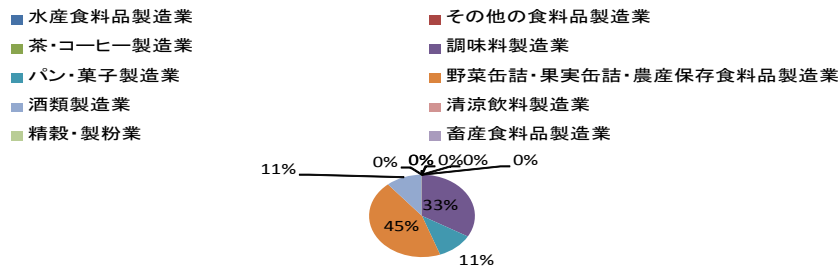
今後希望する農商工連携



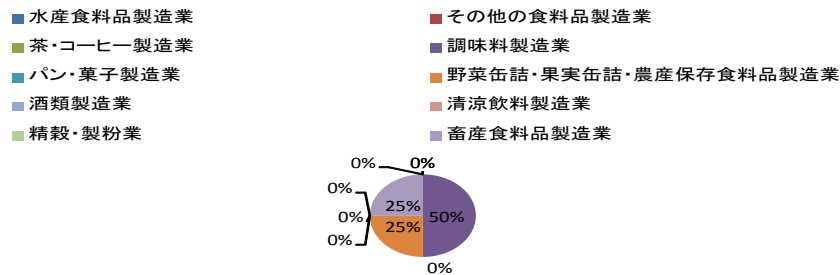
○連携を希望する理由

- ・直販や物産センターを利用したい
- ・新商品の開発をしたい
- ・直接農家から仕入れたい

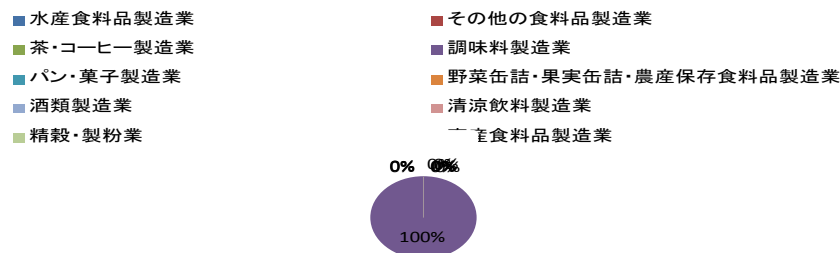
事業区分別 農との連携希望割合



事業区分別 商との連携希望割合



事業区分別 工との連携希望割合



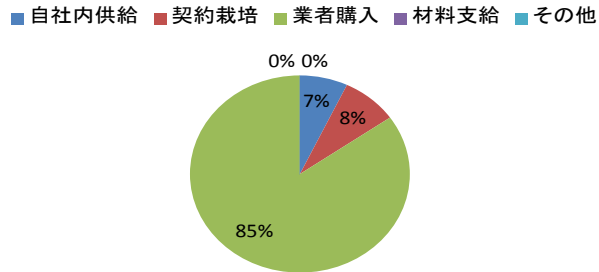
Ⅱ 農商工連携の現状と希望

3 連携を希望しない事業者

- 連携を希望しない理由
- ・六次産業認可申請中のため
- ・問屋から情報をもらえるため
- ・自前に対応可のため
- ・本社の対応となっている

Ⅲ 原料の供給体制

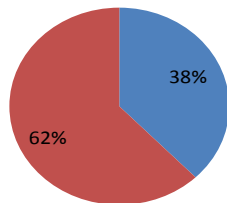
1 供給の比率



2 供給区分ごとの産地割合

自社内供給

■ 安曇野市産 ■ 市外産



市内産の継続理由

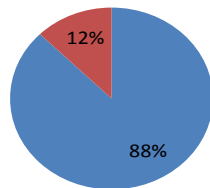
- ・良好な素材を確保できている
- ・自家栽培できる
- ・品質が良い

他への変更理由

- ・記載なし

契約栽培

■ 安曇野市産 ■ 市外産



市内産の継続理由

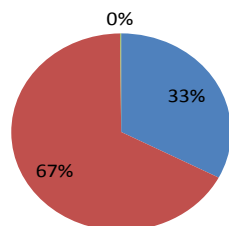
- ・付き合い
- ・品質が良い
- ・鮮度が良い
- ・地元農家だから
- ・地元産にこだわる
- ・地元の農家と連携し品質を維持している
- ・景観保持に貢献したい
- ・市内は経費がかからないから

他への変更理由

- ・記載なし

業者購入 管内 J A

■ 安曇野市産 ■ 市外産 ■ 指定なし



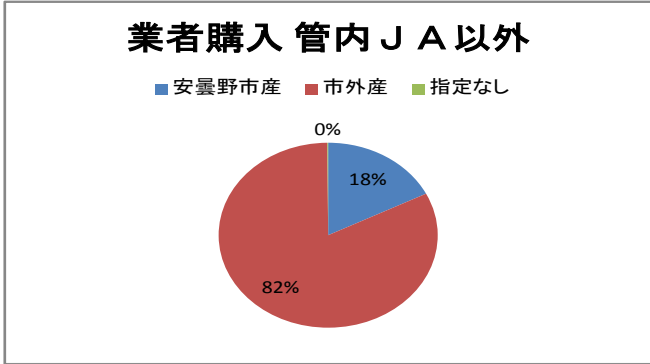
安曇野産指定理由

- ・品質が良い
- ・鮮度が良い

他産地指定理由

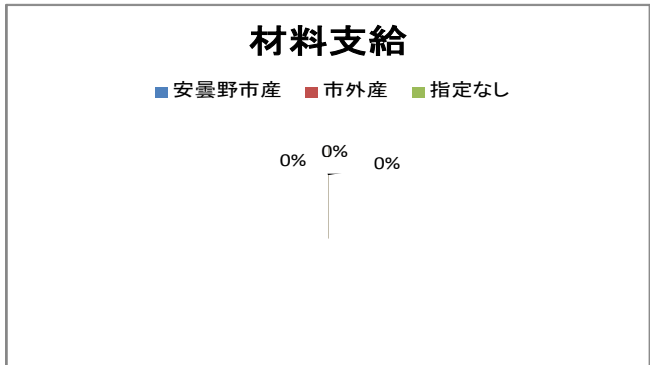
- ・他産地の方が安曇野産よりもブランド力がある

Ⅲ 原料の供給体制

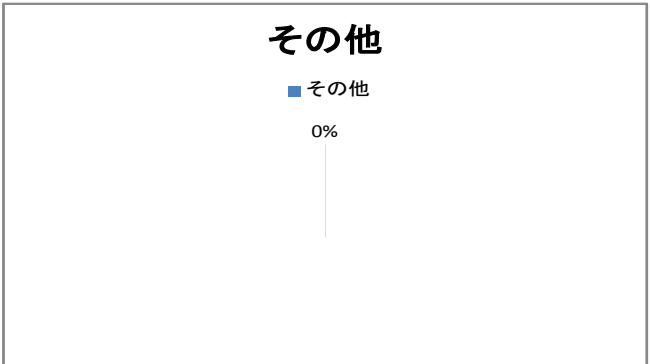


安曇野産指定理由
・品質が良い
・産地にこだわる

他産地指定理由
・安曇野産は品質に不安



コメント記載なし



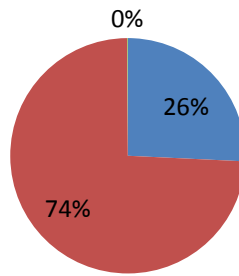
コメント記載なし

Ⅲ 原料の供給体制

3 産地の割合

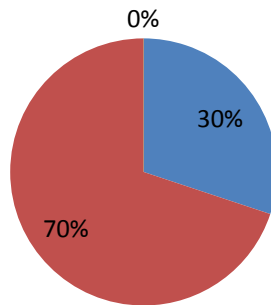
全品目地域別仕入比率(現状)

■ 安曇野市産 ■ 市外産 ■ 指定なし・その他



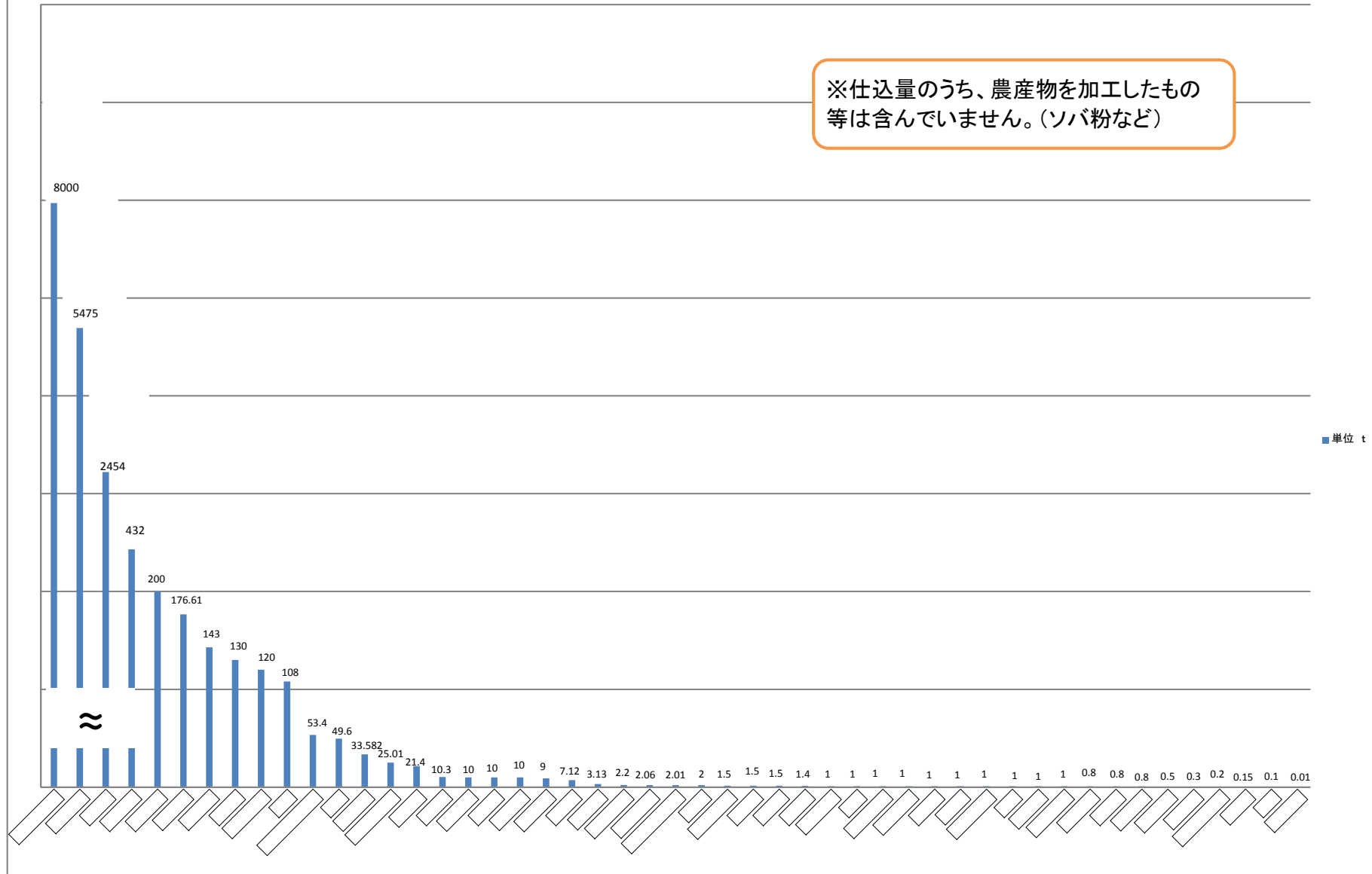
全品目地域別仕入比率(希望)

■ 安曇野市産 ■ 市外産 ■ 指定なし・その他

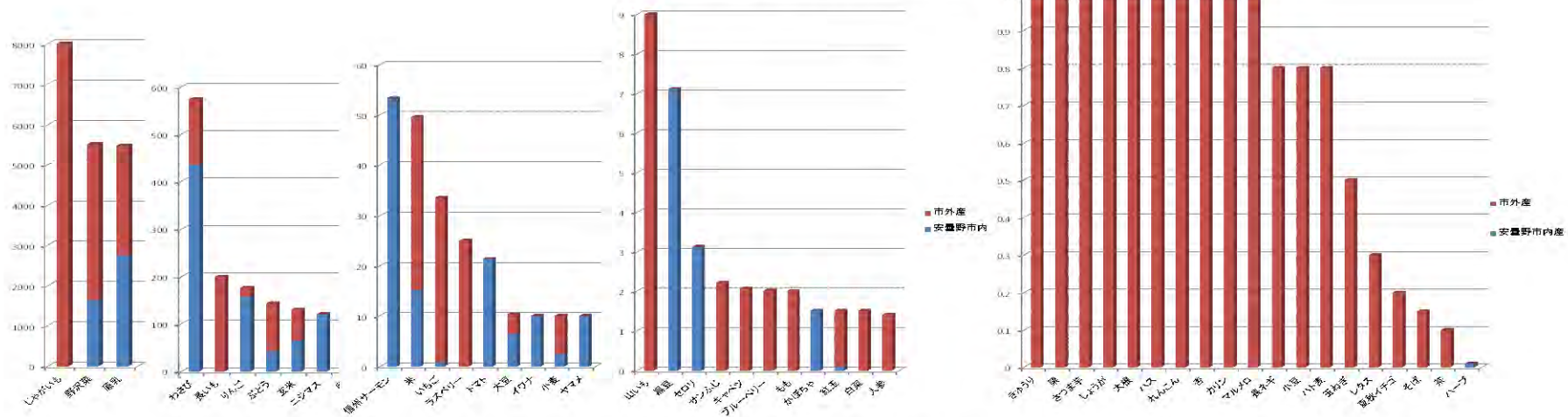


品目別 仕込量一覧 (総量20,700t)

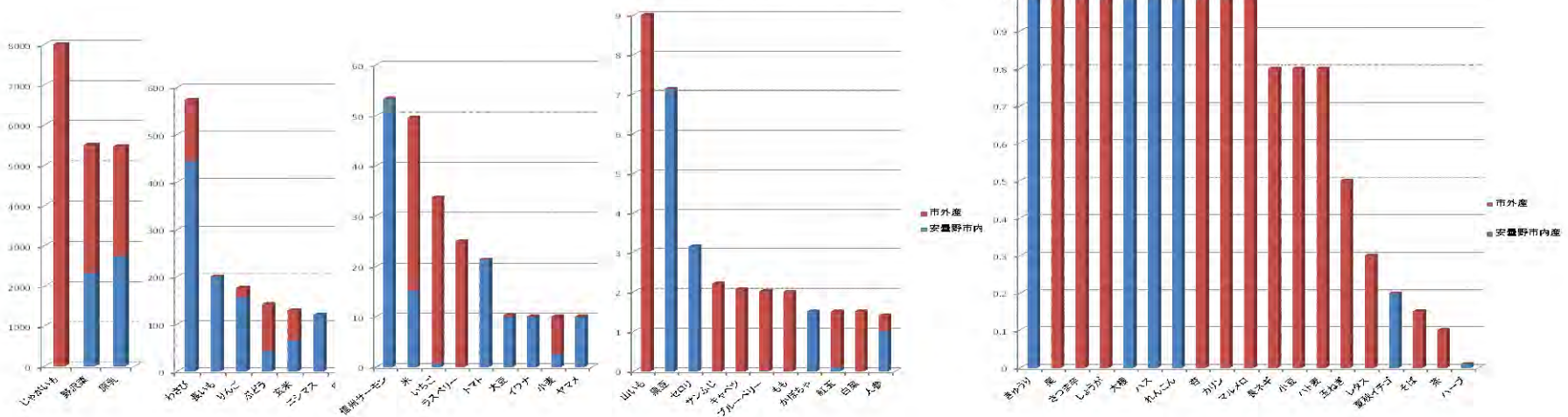
※仕込量のうち、農産物を加工したもの等は含んでいません。(ソバ粉など)



現状 生産量(t)のスケール区分による産地割合



希望 生産量(t)のスケール区分による産地割合



おわりに

行政運営において産業振興は重要課題であり、市においても第 1 次安曇野市総合計画後期基本計画の中で、重点的に施策展開を図っています。

当会議は、地域経済の活性化を図ることを目的に、市内の中小企業者と農業者等との連携により、本市の基幹産業である農業から生まれる一次産品に付加価値を付け、新たな製品開発をするための試験研究や商品化、販路開拓までの取り組みの支援に向けた審議を行いました。

ここ安曇野の豊かな地域資源の活用と異業種連携の推進においては、各産業従事者の努力も必要となりますが、行政運営のあらゆる業務から経済状況や市民ニーズを的確に把握し、組織全体で産業振興の取り組みを進めることが重要であると考えます。

今後もまちづくりのあらゆる施策が有機的に機能し、安曇野の地と私たちの暮らしに、真の豊かさをもたらすことのできる産業のあるまちになっていくことを期待し、当会議の提案といたします。

安曇野市産業振興連携推進会議開催経過

日 程	実施事項	内 容
7月17日	第1回安曇野市産業振興連携推進会議	産業振興連携推進会議の設置目的等の確認。 安曇野モデル構築に向けた事務局からの提案内容の確認。
8月20日	第2回安曇野市産業振興連携推進会議	市内食品加工業者の聞き取り調査の結果検証。 市内加工業者の市内産農産物の概ねのシェアから、 農商工連携に繋がる施策を検討。
10月17日	第3回安曇野市産業振興連携推進会議	地域資源の活用を基本に農商工連携に繋がる施策を 検討。 提案に向けた基本的な考え方を協議。
11月12日	第4回安曇野市産業振興連携推進会議	提案内容の検討と行政が実施する施策の確認。

安曇野市産業振興連携推進会議 委員（五十音順）

役 職	氏 名
	青木 武良
	飯島 泰夫
副会長	板花 守夫
	宇留賀 元亮
	遠藤 正壽
	沖村 正博
	河村 佳次
会長	齊藤 正昭
	佐々木 みつえ
	佐藤 克彦
	白澤 亀内
	相馬 俊英
	高橋 秀生
	高原 正雄
	豊田 修身
	平林 千代
	増田 富重
	松岡 浩仁
	矢内 和博
	山岡 克郎

安曇野市産業振興連携推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域資源を最大限活用するとともに、産業の分野を超えた地域産業の有機的連携を推進するため、安曇野市産業振興連携推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域資源の把握に関すること。
- (2) 分野を超えた産業間の連携に関すること。
- (3) 異業種間の連携に向けた情報共有及び発信に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織し、別表に定める団体が推薦した者を市長が委嘱する。

2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

3 会長は、必要に応じて、会議の結果を市長に提案又は報告するものとする。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、商工観光部商工労政課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

この告示は、平成25年5月8日から施行する。

別表（第3条関係）

団体名
安曇漬物組合
あづみ農業協同組合
安曇野工業会
安曇野調理師会
安曇野市観光協会
安曇野市商工会
安曇野市消費者の会
安曇野市直売所連絡協議会
安曇野市農業再生協議会
安曇野市林業振興協議会
公益財団法人長野県テクノ財団 アルプスハイランド地域センター
市内金融機関代表
信州大学地域共同研究センター
信州山葵協同組合
松本広域森林組合
松本大学人間健康学部健康栄養学科
松本地方事務所商工観光課
松本ハイランド農業協同組合
養鱒業者代表
市長が必要と認めた団体

平成 26 年 1 月 21 日

安曇野市長 宮澤 宗弘 様

安曇野市商工業振興審議会

会 長 齊 藤 正 昭

企業支援のための商工業振興事業助成制度の見直しについて（答申）

平成 25 年 12 月 5 日付け 25 工業 A イー 7 第 2 号で諮問のありました、「企業支援のための商工業振興事業助成制度の見直しについて」当審議会で慎重に協議した結果、別紙のとおり答申します。

答 申 書

～企業支援のための商工業振興事業助成制度の見直しについて～

平成 26 年 1 月 21 日

安曇野市商工業振興審議会

安曇野市は、農業、商業、工業がバランスよく展開し、さらに観光も含める中で、田園産業都市として着実に新しいまちづくりが進められています。

安曇野市総合計画後期基本計画では「地域資源を活用した産業モデルへの取り組み」である「安曇野モデル」の取り組みを定めており、農林漁業、そして食料関連事業を活性化し、雇用と所得を生み出し、次世代へとつなげていくことを目指した取り組みが謳われています。

この取り組みを具体的に進めるためには、市内の各産業事業者の幅広い連携と支援が望まれるところです。

25 工業 A イー7 第 2 号（平成 25 年 12 月 5 日付）通知で諮問された「企業支援のための商工業振興事業助成制度の見直し」については、下記のとおり答申します。

当審議会の意見を踏まえ、今後部局に置いて十分検討され「安曇野モデル」が一層推進されることを要望します。

なお、今後も制度の内容、効果についての検証を怠ることなく、商工業振興、産業連携に向けた支援を積極的に進められることを期待します。

記

商工業振興事業の「助成制度の見直し」のうち、「地域資源活用型連携推進事業」の新設と、「工業振興事業の一部見直し」の中の「高度情報化推進事業」の廃止については、諮問内容でよいと判断します。

なお、「工業振興事業の一部見直し」の中の「国際標準化機構認証取得受診事業」は、現制度の見直しを前提に継続した取り組みが必要と判断します。

以上の審議結果については、以下のとおり付帯意見を付します。

1. 地域資源活用型連携推進事業の新設について

○審査について

(1-1) 入口である補助対象可否判定につき、柔軟な対応が必要です。

(1-2) (食品) 製造業者が、商品のラインナップを増やすことを、新商品の開発と称して申請してくるケースなどを想定し、判定基準なり、可否決定の要件を明確にしておくことが必要です。改良と開発の違いを具体例で示すのも一法かと考えます。

(1-3) 地元産品→研究開発業者→商社（販売ルートの確保など）の連携が求められています。補助額としては大きいと思いますので、単なる試作にならないように、審査が重要です。

○推進組織について

(2-1) 今後の展開として、1次産業との連携（JAを含む）をどのように進め、生産者が安心して事業が展開できるための協議が必要です。

例えば、安曇野市の特産である「わさび」の生産は、生産従事者の不足や湧水量の影響などにより不足していると聞いています。このため、市内にある多くのわさび漬け業者やその他加工食品業者は安曇野産わさびの使用割合が年々減少し、他県からの仕入れが増加しているのが現状です。また、原材料の不足による高値から閉店した店も出てきています。これらの状況は「安曇野ブランド」を今後育てる上で大きな障害となると考えます。これらのことから、市内食品加工業者は助成制度等を利用し地元産わさびを他より高めに買い取るなど生産者が安心して増産できるような状況を作り出すことが重要であると考えます。

安定した資源（生産物）の供給がなければ、事業は継続できません。

(2-2) 個々の企業が、研究開発をし、事業化していくのでは、地域全体のブランドカアップには結び付きません。行政、商工会、JA が連携、共同して音頭をとり、商工業者が参加するといった方法が必要です。

○運用ルールについて

- (3) 事業化検討のプロセスの中で、市内産の農林水産物が使用できなくなるケース、市内産では確保できなくなるケース（不作、不漁、数量不足、価格変動）も想定した運用ルールが必要です。

○リストの作成について

- (4) 市内企業の生産物一覧等があればマッチングが上手にいくのではないかと考えれば、第1次産業の事業者リストが必要です。

○助成の重複チェックについて

- (5) 既存の工業振興事業の(6)新製品・新技術開発支援事業と一部重複しないかチェックが必須です。

○情報の発信について

- (6) 研究開発に際しては、開発した商品等の、地元地域での販売とあわせてブランド化を目指したPRを市としても積極的に実施する必要があります。

○事業見込みについて

- (7) 採択件数を想定することも事業推進には必要です。

○商品ターゲットについて

- (8) 小布施の栗のようなブランド化ができ、観光、商業にもプラスになるようになれば良いと考えます。それには農産物の種類を絞った施策の実施が必要です。

○6次産業化について

- (9) 6次産業化をしようとする向上心のある農林漁業者を本事業に加えることで、より効果が発揮できると考えます。

○製造者表記について

- (10) 観光地の食品土産物に製造者の記載がなく、販売者のみが記載されている品が多く見受けられます。製造者責任のことがあるのかも知れませんが、残念に思います。市内業者の製造なら、その企業名を出す取り組みが必要であると考えます。

2. 工業振興事業の一部見直しについて

○「国際標準化機構認証取得受診事業」の継続と見直しについて

- (1-1) 国際標準への対処は企業にとって対外的、対内的に意義が大きいものと考えます。海外進出、新規取引先獲得の観点からは、国際規格の保有は競争有利に働きます。また、更新の対処、PDCAを通じて企業力は向上します。メリットを感じながらもコスト、労力、時間などの制約から断念している企業があるとすれば、既存の存続も再検討して良いのではないかと考えます。

- (1-2) ISOだけでなく、²OHSAS、³HACCP認証支援など幅広に対応できること、イニシャルコストを助成できるインパクトのある金額設定が利用者側のインセンティブになると考えます。

- (1-3) ISOに関しては普及感がありますが、今後県外企業とのアピール、当地企業のレベルのPRにも役に立てると思います。今後も継続していく方が得策であると考えます。

- (1-4) ISOには多くの規格・規制があります。業種・業態により充分必要であり活用できます。対象となる規格を一覧で表示し、活用を容易にすることが必要です。

- (1-5) 「(8)国際標準化機構認定取得受診事業」は、必要とされる企業が既に取得されている点もあって、今後の利用見込みが少ないのであれば市で予算化する必要性も少ないと考えますが、新規創業者や、今後の海外展開を目指す企業のためには継続していく必要があると考えます。

²国際コンソーシアムによって策定された労働安全衛生に対するリスクと対策の一覧化および責任所在の明確化等を目的とする規格

³食品を製造する際に工程上の危害を起こす要因を分析し、それを最も効率よく管理できる部分を連続的に管理して安全を確保する管理手法

(1-6) 「(8)国際標準化機構認定取得受診事業」は、過去に利用が無い状況ですが、ISO には多くの種類があります。廃止に向かうよりも、逆に助成金額を増やすなどして、市内企業に積極的にPRすることが必要です。

安曇野市商工業振興審議会名簿

会 長	齊 藤 正 昭
副会 長	佐 藤 克 彦
委 員	高 橋 秀 生
委 員	大 倉 隆 雄
委 員	川 倉 敏 克
委 員	花 村 薫
委 員	遠 藤 正 壽
委 員	木 口 徹 雄
委 員	若 林 一 穂
委 員	中 西 弘 子
委 員	小 山 正 文
委 員	小 池 明 夫

(14) 協働のまちづくり事業 市民と行政の協働推進事業

PLAN	No.	15	1	基本事務事業名	協働のまちづくり事業	事務事業名	市民と行政の協働推進事業	公的関与	7	当初 P・D 作成日	平成26年8月12日				
	当初 部局名	市民生活部			当初 課名	地域づくり課	当初 主務課長名	宮澤万茂留	当初 P・D作成者	高山厚子					
							最終 主務課長名	宮澤万茂留	最終 P・D作成者	高山厚子					
	事業区分	● 1 ソフト事業		● 3 施設等整備事業		● 5 補助・負担・支援		事業運営方法	■ 1 直営		■ 3 全部委託				
		● 2 経常的事務事業		● 4 施設の管理・運営		● 6 内部事務・その他			■ 2 一部委託		■ 4 補助等				
	総合計画 (後期基本計画)	実施計画		政策	協働で築かれるまち			事業の開始・終了							
		● 1 該当		施策	協働のまちづくりの推進			平成 18 年	～	平成 年	■ 期間設定なし				
		● 2 非該当		具体的施策	② 協働推進の行政システムの構築			根拠法令等	協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画						
	事業の 対象・目的	対象(誰を、何を)	市民と行政職員												
		目的(どうい状態にしたいのか)	最終的	市民が安心して心豊かに暮らせる「北アルプスに生まれ ともに響き合う 田園産業都市安曇野」の構築を目指して、それぞれの主体の役割分担が明確に位置づけられ、補完し合いながら支え合い、助け合いながら協働推進が図れ、かつ市民がそういった地域社会を実感できる状態。											
事業の 活動内容	具体的にどのような活動を行いますか。(主なもの5つまで)														
	① 「協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画」により、具体的施策及び行動を進捗させる。														
	② 庁内PJIにより、部局等の横断的組織の仕組みづくりを構築する。														
	③ 協働に関する情報収集、発信できる仕組みづくりを行う。														
	④ 市民の協働への理解を高めるため、市民活動等に対するコーディネートを実践する。														
	⑤ 「協働のまちづくりフォーラム」を開催する。														
数値目標 (事業の目的及び活動内容の達成度を測る指標)	指標名		計算式又は指標設定理由		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度末	最終目標						
	産学官民協働事業実践数	学校等の専門性や若い目線での市民、企業、行政が協働する事業の実践数		事業	目標	3	3	3	16						
		実績				3	2	0	■						
	市民提案による協働事業実践数	市民ニーズに対応する協働事業実践数		事業	目標	3	7	7	16						
		実績				2	0	0	■						
	目標														
実績															
DO	予算費目	会 計	安曇野市一般会計			款	2	項	1	目	6	事業コード	102350	事業名称	まちづくり推進事業
	直接事業費			平成 24 年度決算	平成 25 年度決算	平成 26 年度決算	備考								
		国庫支出金	0 千円		0 千円	0 千円									
		県支出金	0 千円		0 千円	0 千円									
		地方債	0 千円		0 千円	0 千円									
		その他特定財源	0 千円		0 千円	0 千円									
		一般財源	654 千円		2,614 千円	1,026 千円									
		計(A)	654 千円		2,614 千円	1,026 千円									
		(内臨時職員経費)	0.200 人	559 千円	0.200 人	555 千円	0.200 人	606 千円							
		職種種類	再任用短時間勤務職員		再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員									
人件費(B)		0.531 人	4,151 千円	0.561 人	4,381 千円	0.459 人	3,503 千円								
全体事業費(A+B)	4,805 千円		6,995 千円	4,529 千円											

チェック項目	一次評価者		二次評価者							
	第2段階	職名	第2段階	職名						
		高山厚子		堀内猛志						
		課長補佐		部長						
		市民生活部地域づくり課		市民生活部						
	所属課		所属課							
	評価実施日	平成27年4月23日	評価実施日	平成27年4月24日						
		一次評価の説明								
妥当性	1. 市が実施しなくても、公平性・公正性が確保できる等、他の実施主体があり、事業を廃止・休止しても影響は大きくない。	● 少ない	● 大きい	● 少ない	● 大きい					
	2. 厳しい財政状況の中、次年度以降実施する緊急性が認められない。	● ない	● ある	● ない	● ある					
	3. 住民満足度の向上のために、現在事業内容が適切である。	● ない	● ある	● ない	● ある					
	4. 住民ニーズの低下がみられたり、近隣自治体と比較してニーズを上回るサービスとなっている。	● いる	● いない	● いる	● いない					
有効性	1. 施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。	● いえない	● 見える	● いえない	● 見える					
	2. 事業内容のマンネリ化など、施策への貢献度が著しく高いとはいえない。	● いえない	● 見える	● いえない	● 見える					
	3. 市が実施する施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	● する	● しない	● する	● しない					
	4. 事業の継続をしても成果の向上が期待できない。	● できない	● できる	● できない	● できる					
達成度	1. 目標設定に対して進捗状況が劣っていると思う。	● 目標に比べて劣っている		● 目標に比べて劣っている						
	2. 目標設定に対して成果があまり上がっていないと思う。	● あまり上がっていない		● あまり上がっていない						
	3. 目標設定に対して概ね目標を達成していると思う。	● 概ね達成している		● 概ね達成している						
	4. 目標設定に対して十分に目標を達成していると思う。	● 十分達成している		● 十分達成している						
効率性	1. 効果に比べてコストが高い。	● 高い	● 適当	● 高い	● 適当					
	2. 他の実施主体のノウハウや新たな制度を活用できる。	● できる	● できない	● できる	● できない					
	3. 予算・人員と成果の関係で、実施手段等を見直す余地がある。	● ある	● ない	● ある	● ない					
	4. 電子化や契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。	● ある	● ない	● ある	● ない					
評価点	妥当性 4	有効性 3	達成度 2	効率性 3	総合評価 B	妥当性 4	有効性 3	達成度 2	効率性 3	総合評価 B
今後の方向性	● 拡大・充実 ● 縮小	● 現状維持 ● 統合/終期設定	● 方法改善 ● 廃止/休止	● 民間委託等		● 拡大・充実 ● 縮小	● 現状維持 ● 統合/終期設定	● 方法改善 ● 廃止/休止	● 民間委託等	
ACTION	当面の課題	市民と行政の協働事業を進めるに当たり、その仕組みが構築されていない。また、全庁的な協働事業の促進を進める体制ができていない。				二次評価での指摘事項				
	改革案と実行計画	市民協働事業提案制度を市民に広く周知し、行政の協働推進体制を充実させ、協働推進を図っていく。また、協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画に基づき協働推進を図る。				全庁的な協働に対する理解不足と、協働推進体制が確立されていない。平成27年度には市民協働事業提案制度を構築し、その仕組みの中で協働推進を進めていかなければならない。				
	委員会指摘事項									

事業NO	15-1
事業シート(補足説明)	
事業名	協働のまちづくり事業
事業内容 (手段・手法など)	<p>1 「協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画」に基づく事業推進(全130項目の内、区に関わる事項が22項目で、その区の項目を1とした場合全部で110項目、平成26年度において56項目を実施)</p> <p>主な事業</p> <p>(1) 自治基本条例の制定に向けた取り組み</p> <p>(2) 区に関わる事項</p> <p>①「区マニュアル」の策定及びその概要版の全戸配布</p> <p>②区加入促進のパンフレット作成</p> <p>③地域を考える研究集会の開催</p> <p>④各区が「地域の課題を地域で解決する」ための地域力向上交付金の新設と事業推進に対する支援</p> <p>⑤区等交付金の見直し</p> <p>(3) つながりひろがる地域づくり事業補助金の推進</p> <p>(4) 市民活動センターのホームページの更新及び登録団体の拡大</p> <p>(5) 市職員への「協働研修」の実施</p> <p>(6) 協働コーディネーター養成講座の開催</p> <p>(7) 協働のまちづくりフォーラムの開催</p> <p>(8) 市民協働事業提案制度の新設(テーマ:市制施行10周年記念事業)</p> <p>(9) 協働のまちづくり出前講座を実施</p> <p>(10) まちづくり推進会議の設置の検討</p> <p>2 その他協働推進事業</p> <p>(1) 中学生議会の開催</p> <p>※協働施策を進めていく上で、他の事務事業シートに掲げる事業との関連があるため、協働施策に関わる主なものをすべて記載しています。</p>
平成26年度 事業実績	<p>協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会開催による進捗管理及び事業評価(年4回、視察1回)</p> <p>職員「協働に関わる研修」の開催(年2回)</p> <p>自治基本条例(仮称)制定市民ワークショップの開催 (3回:平成27年度に継続全6回)</p> <p>市民協働事業提案制度の設置(市制施行10周年事業 5事業採択)</p> <p>協働のまちづくり出前講座(82件、2,345人受講)</p>
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<p>松本市</p> <p>松本市地域づくりを推進する条例(平成26年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりセンターの設置(35か所) <p>市民と行政の協働推進のための基本指針(平成18年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動サポートセンターの設置 <p>市民協働事業提案制度</p>
特記事項 (事業の沿革等)	<p>協働のまちづくりの推進は、市民一人ひとりの地域活動への参画の意識が求められます。そのため、市民への協働に関わる啓発事業の推進(計画の周知、フォーラムや研修会、講座などの開催など)や協働事業の促進(市民協働事業提案制度、協働コーディネーター養成講座など)を図るとともに、地域課題を抱える区など地域コミュニティ単位での支え合いや助け合いの関係づくりのため、区への支援(地域力向上事業交付金、区への課題解決のためのサポートなど)を行います。</p>

区は日々の暮らしを支えます!!

■区と市は対等なパートナー「自助、共助、公助のまちづくり」目指して

安曇野市 83区と市は「対等なパートナー」として位置づけられています。このことから区と市は、市民一人ひとりが心豊かに幸せに暮らすため、自助「自分で出来ることは自分で行います」、共助「お互いに支え合い、助け合います」、公助「自助、共助で解決できないことは行政がサポートします」という観点で、お互いの役割を果たす「協働のまちづくり」を目指します。

■区へ加入しましょう!

私 たちは、阪神淡路大震災や東日本大震災などを経験し、ご近所同士のお付き合いの積み重ねが非常時における心強い支えとなることを学びました。

しかし、安曇野市においても近年地域コミュニティの希薄化や、区など事業への関心の低下などが問題視されています。

区は、加入・未加入世帯に関わらず、そこに住むすべての皆さんが安全・安心な暮らしができるよう、日々活動しています。皆さんも是非区に加入し、区の一員として、地域の活動に携わっていきましょう。

■区の運営に欠かせない「区費」

区費は、区民の福祉向上（健康づくりや福祉活動…）、生活環境整備（ごみ集積所や資源ステーションの管理、草刈り、水保全、景観保全、道路や水路の管理…）、防災（自主防災組織による自主防災訓練など防災・減災活動…）、地域コミュニティの活性化（交流事業、地区公民館活動、「支え合いマップ」の作成…）など、区民のより良い生活を維持するために使われる重要な財源です。

【区に加入しましょう!】

安曇野市役所 市民生活部 地域づくり課
〒399-8281 安曇野市豊科 6000 番地
電話 0263-71-2000 代
FAX 0263-72-3176

※平成27年1月6日までは下町のみです。
〒399-8202 安曇野市 豊科 6002 番地
電話 0263-82-3131 FAX 0263-52-6622

区に加入しましょう!!

～地域づくりは皆さんが主役です～



いざという時、区が頼りです!



安曇野市

安曇野市へようこそ!!

～区で行っている様々な取り組み～

区は、地域の皆さんがお互いに支え合い、いきいきと幸せに暮らすため、様々な取り組みをしています。

区とは？

「区」とは、一定の区域内に居住する世帯及び事業所相互が年齢や性別を問わず、支え合い、助け合う連帯感により、安全・安心な地域を目指し、様々な地域課題を協働により解決するコミュニティの基盤となる自治組織であり、市とは特に重要な対等のパートナーです。
安曇野市には、83の「区」があり、市民に最も身近なコミュニティ組織として、それぞれの区の特徴を活かした、防災・防犯、福祉、環境などの生活に密着した多様な活動や生涯学習を基盤とした活動など、自治活動を行います。

環境美化

快適で美しいまちを形成するため、地域の環境美化活動などを行っています。

- ごみ集積所や資源ステーションの管理
- 清掃活動 ○アレチウリなどの駆除
- 緑化促進事業（花壇づくり）など



広報活動

生活に役立つ地域の情報や市からの情報をお知らせする広報活動を行っています。

- 各種情報誌の配布・回覧
- 区だよりなどの発行



学びあい

地域の課題解決に向けた学びを通して持続可能な地域づくりを行っています。

- 地区公民館等における地域の課題を解決するための学習・検討及び実践



～いざという時、区が頼りです！～

区と市は最も重要なパートナーとして、共に支え合う地域社会を目指しています！

安全・安心

安全・安心な地域づくりを目指すため、様々な活動をしています。

- 交通安全 ○防犯・非行防止
- 消費者トラブルの防止 ○防火、防災
- 道路、水路の管理 ○青少年健全育成

ささえあい

安心して暮らせる地域づくりを目指し、お互いに支え合い、助けあう活動を行っています。

- 「支え合いマップ」の作成
- 福祉員による巡回

区は皆さんの生活を支えています



交流・親睦

区民の交流と親睦を図るため、子どもから高齢者が集える様々な催しを行っています。

- 地域のお祭りなど伝統行事や文化祭
- 世代間交流事業

※上記の活動は、全ての区で行っているものではありません。

「区」の運営はどうしてるの？

■区を代表する「区長」

市 民主体の自治を進める上で、区長は最もその重要な役割を担います。活発な区の運営を進めるために、区民相互がいかに協力し合い、支え合い、また様々な課題解決の場やまちづくりの場に参画してもらおうなどと、区長の大きな役割となっています。



区は、市と対等なパートナーであるとともに、その区を代表する区長は、市民一人ひとりが心豊かに幸せに暮らせる地域社会を形成するうえで、特に重要なパートナーであると位置づけています。

※各区長に関するお問い合わせは市民生活課地域づくり課または各支所へお願いします。

区民の幸せのため、区長は一生懸命活動しています。

■区の運営に欠かせない「区費」

区 費は何のためでしょうか。当然、区民の福祉向上（健康づくりや福祉活動…）、生活環境整備（ごみ収集所や資源ステーションの管理、草刈り、水保全、景観保全、道路や水路の管理…）、防災（自主防災組織による防災訓練など防災・減災活動…）、地域コミュニティ（交流事業、地区公民館活動、「支え合いマップ」の作成…）など、区民のより良い生活のために使われます。

加入・未加入世帯に関わらず、区はそこに住むすべての皆さんのため、安全な道路整備や交通安全対策、防災や防火活動などを行っています。したがって、区費などは、一人ひとりの生きがいや安全・安心で豊かな暮らしのための重要な財源です。

■「自助、共助、公助のまちづくり」を目指して

平 成17年10月1日の合併により、これまで進められてきた旧5町村の自治会（最も大きなコミュニティ組織）は、安曇野市83区とし、その区と市は「対等なパートナー」としての位置づけを確立しました。このことから、区と市は、お互いが対等で自立し、市民のあらゆる生活の向上と地域の課題を解決し、より良い地域環境づくりのために、協力・協賛する関係になります。

「自助、共助、公助」のまちづくりの実現を目指します。

安曇野市「区」マニュアル概要版

発行編集 安曇野市議会・安曇野市

〒区長会事務局 市民生活部地域づくり課 (〒339-8281 安曇野市豊科6000番地 電話 0263-71-2000(内)

※平成27年5月6日までは福岡支所内



安曇野市民の皆様へ

区マニュアル概要版



安曇野市区長会では、安曇野市にお住いの皆様、また安曇野市に来られた皆様が、心豊かに幸せに暮らせるため、福祉の向上、安全・安心の地域づくりを進めています。このため、市内83区それぞれが、すべての区民のための活動を行っています。また、区民の皆さんのより身近な防災にも力を入れるとともに、日ごろからの区民相互の支え合いを大切にした地域コミュニティが形成されています。

皆様に区の大切さをご理解いただくため、安曇野市の「区」についてご案内いたします。

いざという時、「区」が頼りです

私たちは、阪神淡路大震災や東日本大震災を体験し、地域コミュニティの重要性を改めて痛感しました。昔は、「向こう3軒内蔵」で、お互いに支え合い、助け合う社会が形成されていました。高度経済成長期に入り、地域課題は行政が行うものとし、また近隣同士の絆も希薄になってきました。

しかし、地域課題が多様化、複雑化、専門化する非命、私たちはまず自分のできることは自分で行い（自助）、自分だけではできないことはお互いで助け合い（共助）、それでも解決できないものは行政が関わり解決する（公助）の仕組みが重要となってきました。

地域コミュニティの最も身近な組織が「区」です。皆さんが支え合う地域社会の必要性を再認識し、「区」の重要性をご理解いただき、ぜひ「区」への加入をお願いいたします。



安曇野市の「区」ってなあに？

「区」とは、一定の区域内に住む世帯及び事業所相互が年齢や性別を問わず、支え合い、助け合う連携により、安全・安心な地域を目指し、様々な地域課題を協働により解決するコミュニティの基盤となる自治組織であり、市とは特に重要かつ対等のパートナーです。

安曇野市には、83の「区」があり、市民に最も身近なコミュニティ組織として、それぞれの区の特性を活かした、防災・防犯、福祉・環境などの生活に密着した多様な活動や生涯学習を基盤とした活動など、自治活動を行います。

- あ** 安全・安心で快適なまちづくりを目指します。
- づ** づくを出し、一人ひとりができることから実践します。
- み** みんなで支え合い、助け合う地域社会を目指します。
- の** のどかで心豊かな暮らしを目指します。



安曇野市83区

安曇野市区長会

豊科地域区長会	穂高地域区長会	三郷地域区長会	堀金地域区長会	明科地域区長会
23区	23区	14区	9区	14区
上鳥羽区 下鳥羽区 本村区 古野区 成村区 新田区 寺所区 踏入区 細熊区 玉柳区 真々部区 たつみ原区 飯田区 下飯田区 中岩根区 熊倉区 アルプス区 徳池町区 田沢区 小瀬郷区 大口沢区 光区 檜坂区	矢原区 白金区 等々力区 等々力町区 穂高町区 穂高区 穂川区 耳塚区 富田区 豊里区 小岩郷区 善下区 新塚区 古野区 立足区 柏原区 久保田区 塚原区 牧区 柏矢町区 島新田区 青木花見区 狐島区	北小倉区 南小倉区 奥小倉区 三郷区 野沢区 上長尾区 下長尾区 榑区 住吉区 七日市場区 一日市場区 二木区 及木区 中窪区	岩原区 倉田区 上堀区 中堀区 下堀区 黒崎区 小田多井区 田尻区 田多井区	大足区 光区 宮中区 町区 明科区 淵区 淵沢区 木戸区 上生野区 上押野区 下押野区 堀川原区 萩原区 西陵郷区

「区」って何をしてるの？

市民の皆さんが心豊かに暮らすことができる地域づくりのため、△は次の機能をもちます。



- じ** 自分でできることは自分で、できないことはみんなで支え合います。
- ち** 地域コミュニティを大切に、交流や親睦による顔の見える関係づくりを目指します。
- か** 環境美化など住みやすく、防災、防犯など安全で安心な地域づくりを目指します。
- い** いろんな団体との連携により、様々な課題を解決します。

(15) 地域・行政情報化推進事業 市内ネットワーク強じん化業務

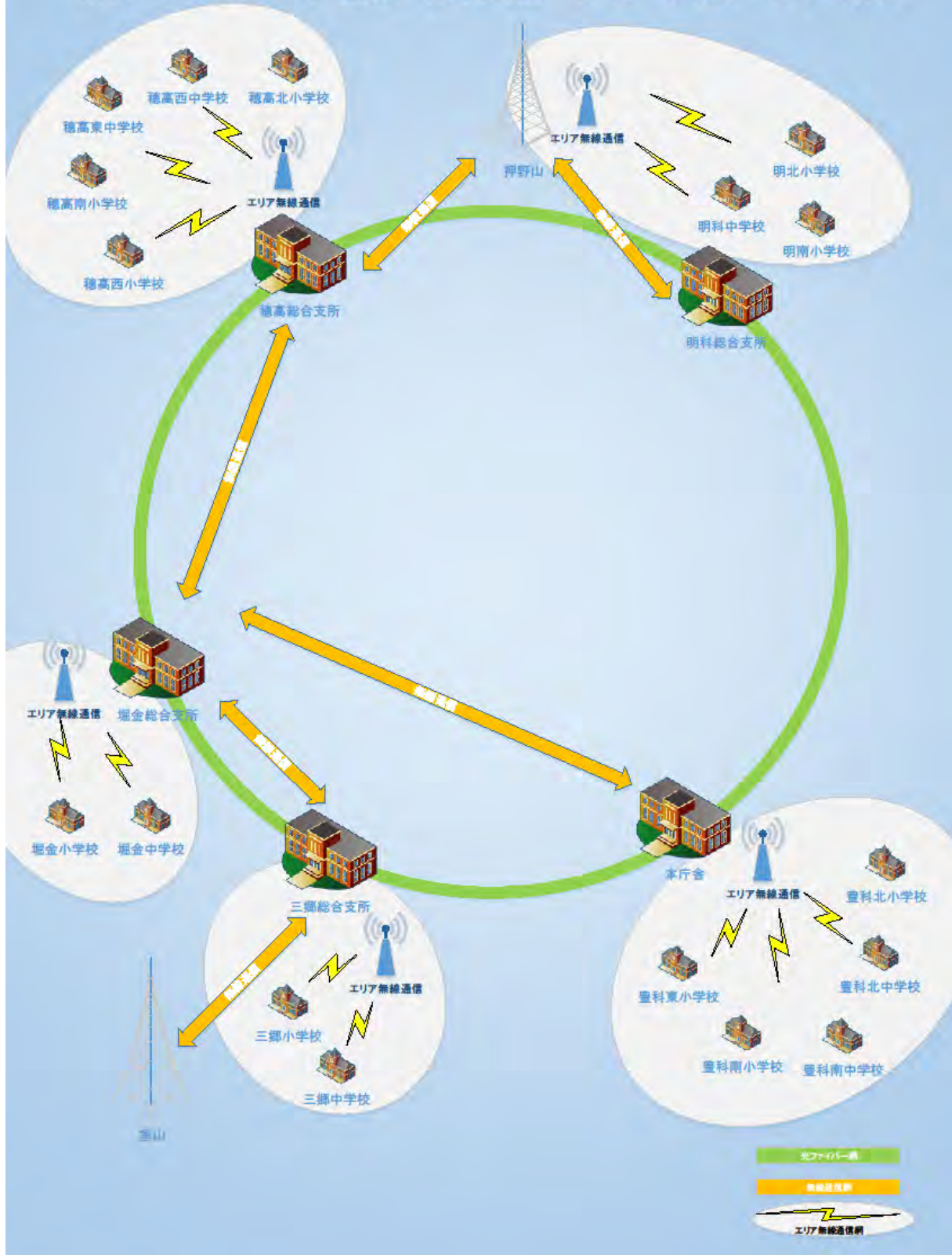
PLAN	No.	9	7	基本事務事業名	地域・行政情報化推進事業	事務事業名	市内ネットワーク強じん化業務	公的関与	4	当初 P・D 作成日	平成26年7月20日			
	当初 部局名	政策部			当初 課名	情報統計課			当初 主務課長名	上角久仁夫	当初 P・D作成者	丸山勝弘		
									最終 主務課長名	上角久仁夫	最終 P・D作成者	丸山勝弘		
	事業区分	● 1 ソフト事業		● 3 施設等整備事業		● 5 補助・負担・支援		事業運営方法	■ 1 直営		■ 3 全部委託			
		● 2 経常的事務事業		● 4 施設の管理・運営		● 6 内部事務・その他			■ 2 一部委託		■ 4 補助等			
	総合計画 (後期基本計画)	実施計画		政策		経営的視点の行財政運営がなされるまち		事業の開始・終了						
		● 1 該当		施策		地域情報化の推進		平成	年	～	平成	年	■ 期間設定なし	
		● 2 非該当		具体的施策		① 地域情報ネットワークの構築		根拠法令等						
	事業の 対象・目的	対象(誰を、何を)	市行政ネットワーク(H25安曇野WiMAX検討?)											
		目的(どうい う状態にしたい のか)	最終的	庁舎間および、災害時に避難所となる公共施設に無線ネットワークを構築し回線の冗長化を行うことで、有線ネットワーク寸断時においても行政ネットワークの継続利用を可能とし、かつ、平常時には防災監視カメラの設置、住民および観光客向けに無料公衆無線LANの提供を行うことで有効活用を行う										
		今年度	支所間ネットワークの冗長化及び支所から各地域をカバーするWiMAXネットワークを整備する。											
事業の 活動内容	具体的にどのような活動を行いますか。(主なものを5つまで)													
	① 電気通信事業法の届出													
	② 電波法免許申請													
	③ 機器設置													
	④													
	⑤													
数値目標 (事業の目的及 び活動内容の 達成度を測る指 標)	指標名	計算式又は指標設定理由	単位	目標	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度末	最終目標						
	電気通信事業法対応	届出申請	件	目標			1	1						
				実績			0	0						
	電波法免許申請	免許取得	件	目標			1	1						
				実績			0	0						
	環境構築	機器設置	件	目標			1	1						
			実績			0	0							
予算費目	会 計	安曇野市一般会計			款	2	項	1	目	7	事業コード	102380	事業名称	地域・行政情報化推進事業
D O 直接事業費			平成 24 年度決算	平成 25 年度決算	平成 26 年度決算	備考								
	国庫支出金		0 千円	0 千円	0 千円									
	県支出金		0 千円	0 千円	0 千円									
	地方債		0 千円	0 千円	0 千円									
	その他特定財源		0 千円	0 千円	0 千円									
	一般財源		1,354 千円	1,019 千円	0 千円									
	計(A)		1,354 千円	1,019 千円	0 千円									
	(内臨時職員経費)	0.000 人	0 千円	0.000 人	0 千円	0.000 人	0 千円							
	臨職種類													
	人件費(B)	0.300 人	2,345 千円	0.150 人	1,171 千円	0.600 人	4,579 千円							
全体事業費(A+B)		3,699 千円		2,190 千円		4,579 千円								

チェック項目		一次評価者		二次評価者								
		第2段階	職名	第2段階	職名							
		上角 久仁夫		小林 弘								
		課長		部長								
		政策部情報統計課		政策部								
		評価実施日	平成27年4月23日	評価実施日	平成27年4月24日							
		一次評価の説明										
妥当性	1. 市が実施しなくても、公平性・公正性が確保できる等、他の実施主体があり、事業を廃止・休止しても影響は大きくない。	● 少ない	● 大きい	激甚災害発災時等における住民のニーズが、行政情報システムネットワークの強靱化より、情報の取得、発信にウエイトがあると考えられるため、現状の方向性では妥当とはいえない。	● 少ない	● 大きい						
	2. 厳しい財政状況の中、次年度以降実施する緊急性が認められない。	● ない	● ある		● ない	● ある						
	3. 住民満足度の向上のために、現在事業内容が適切である。	● ない	● ある		● ない	● ある						
	4. 住民ニーズの低下がみられたり、近隣自治体と比較してニーズを上回るサービスとなっている。	● いる	● いない		● いる	● いない						
有効性	1. 施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。	● いえない	● 見える	現状の方向性では住民のニーズにこたえることは難しい。	● いえない	● 見える						
	2. 事業内容のマンネリ化など、施策への貢献度が著しく高いとはいえない。	● いえない	● 見える		● いえない	● 見える						
	3. 市が実施する施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	● する	● しない		● する	● しない						
	4. 事業の継続をしても成果の向上が期待できない。	● できない	● できる		● できない	● できる						
達成度	1. 目標設定に対して進捗状況が劣っていると思う。	● 目標に比べて劣っている	危機管理課、観光交流促進課と協議を始めているが、具体的な計画が策定できていない。	● 目標に比べて劣っている								
	2. 目標設定に対して成果があまり上がっていないと思う。	● あまり上がっていない		● あまり上がっていない								
	3. 目標設定に対して概ね目標を達成していると思う。	● 概ね達成している		● 概ね達成している								
	4. 目標設定に対して十分に目標を達成していると思う。	● 十分達成している		● 十分達成している								
効率性	1. 効果に比べてコストが高い。	● 高い	● 適当	住民に対する情報取得の方法として、公衆無線LANの整備等について、国等からの補助事業や、県を含む周辺の状況を見ながら実施方法を再検討する。	● 高い	● 適当						
	2. 他の実施主体のノウハウや新たな制度を活用できる。	● できる	● できない		● できる	● できない						
	3. 予算・人員と成果の関係で、実施手段等を見直す余地がある。	● ある	● ない		● ある	● ない						
	4. 電子化や契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。	● ある	● ない		● ある	● ない						
ACTION	評価点	妥当性 2	有効性 1	達成度 2	効率性 1	総合評価 D	妥当性 2	有効性 1	達成度 2	効率性 1	総合評価 D	
	今後の方向性	● 拡大・充実 ● 縮小	● 現状維持 ● 統合/終期設定	● 方法改善 ● 廃止/休止	● 民間委託等	● 拡大・充実 ● 縮小	● 現状維持 ● 統合/終期設定	● 方法改善 ● 廃止/休止	● 民間委託等			
	当面の課題	公衆無線LANに注目した場合に、現状では導入方法が多数あり、もっとも効率的かつ有効な手法の選定が困難である。					二次評価での指摘事項					
	改革案と実行計画	国、県や周辺市町村の動きを積極的に収集し、関係課と協調して事業を進める。					災害時、平常時等利用シーンを想定しながら関係部署と連携して検討し、計画を策定する。					
	委員会指摘事項											

事業NO	9-7
事業シート(補足説明)	
事業名	市内ネットワーク強じん化業務
事業内容 (手段・手法など)	<p>災害時の行政ネットワーク維持を主眼に置き、ネットワークを無線化することでデジタル・ディバイドの解消、地域の公共サービスの向上等のために手法の検討や技術的な研究をしてきました。</p> <p>既に光ケーブルによる拠点間の回線の冗長化は行っているところですが、大規模災害を想定し、電信柱の倒壊などの際にも途絶しない、また避難所となるネットワーク外の公共施設などでの被災者支援システムの稼働や、避難住民が情報の取得を行う手段として、また平常時の利用方法として観光客などの情報発信、情報取得手段のインフラになりうるWiMAX技術に注目し、構築の準備をしてきました。</p> <p>しかし、WiFiなどの代替技術の進歩に加え、導入経費が高額なWiMAXの普及が思いのほか進まず、特殊な技術になりつつあることが判明し、導入を断念。</p> <p>また、平成26年度においては避難所などの検討が完了していないなか、現地での運用や電源の確保も不明な状態での拠点の選定は困難であること、併せて、上記のとおり、有線の冗長化は完了していることから被害想定を引き下げ、WiFiでの無線ネットワーク網の構築へ方針の変更をしました。</p> <p>今後については、防災面では災害発生時から必要とされる業務はどのようなものが想定されるのかを見極めつつ、また、観光面を含めて関係各課と調整を行いながら、ここまで蓄積してきたノウハウを活かし、安曇野市に最も適した方法をもって計画、実施を行います。</p>
平成26年度 事業実績	<p>平成26年度においては新庁舎を中心とした無線ネットワークの構築について、危機管理部門、観光部門と打ち合わせを重ねながら最適な導入について検討してきました。</p> <p>しかし、危機管理部門では災害時マニュアルの作成や避難所の選定を行っている最中であったことに加え、観光部門では東京オリンピックを見据えた国の施策としてのWiFi技術を使った公衆無線LAN導入に対する補助制度などが、内容が不明確ながら動き始めていることに加え、技術革新に伴いWiMAXによる通信技術が少数派になっています。</p> <p>国の動向においても災害時の避難拠点までのネットワークインフラの冗長化から、避難拠点における住民の情報収集手段の提供へシフトしてきたため、そういったニーズへの対応・平常時利用を含め、計画を策定しなおすこととしました。</p>
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<p>WiMAX技術を使用した導入事例(全国で39団体の導入例(地域WiMAX推進協議会資料))</p> <p>○愛媛県 新居浜市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時(行政無線放送、エリア放送(避難所指定箇所をカバーした放送)、防災面での利用(河川監視カメラ)) ・災害発生時(WiFi網の無料開放、災害時情報の発信、サイレン、同報無線放送、J-ALERT(全国瞬時警報システム)連動警報、離島への通信手段) <p>地域公共ネットワーク等強じん化事業導入事例</p> <p>○北海道 厚岸町(H24)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内の南北地域を結ぶ光ファイバ中継ルートとなっている橋の被災に備え無線による多重化を図り、災害時の情報伝達手段の確保を図った。 <p>防災情報ステーション整備事業導入事例</p> <p>○長野県 辰野町(H25)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆無線LAN、監視カメラ、気象センサー、予備電源を備えた防災情報ステーションを、庁内各所に整備。 <p>※観光向け利用も含む「観光・防災Wi-Fiステーション整備事業」ではH26年度、4都道府県、26市町村(うち、県内4団体(千曲市など))が実施。</p>

事業シート(補足説明)	
事業名	市内ネットワーク強じん化業務
特記事項 (事業の沿革等)	<p>WiMAXについては、平成21年度から22年度にかけて総務省のSCOPE(戦略的情報通信研究開発推進制度)による委託研究として実証実験を実施しました。</p> <p>平成23年度以降も調査研究を進め、合併前に各町村が導入した防災行政無線戸別受信機の更新について、庁内検討組織においては、選択肢の1つとして検討されました。</p> <p>総務省においては、住民への災害情報伝達手段の多様化として、地方公共団体の公共ネットワークの多重化を推進してきました。</p> <p>平成25年度に策定した安曇野市情報化計画においても、無線技術を用いた行政ネットワークの強靱化の研究として、災害に強い無線ネットワークについて調査研究を進めることとしております。</p> <p>以上のことから、平成25年度に、平成26年度完成する新本庁舎と各市所間及び面でカバーできるWiMAXの電波特性を利用した各支所と避難所となる各地域小中学校間の公共ネットワークの強靱化を計画し、平成26年度からの実施計画及び平成26年度当初予算に計上しました。</p>

市内ネットワーク整備（強靱化）事業 整備エリア網図



(16) 総合評価落札方式一般競争入札事務 総合評価落札方式一般競争入札執行事務

PLAN	No.	10	16	基本事務事業名	総合評価落札方式一般競争入札事務	事務事業名	総合評価落札方式一般競争入札執行事務	公的関与	1	当初 P・D 作成日	平成26年7月18日				
	当初 部局名	財政部			当初 課名	財政課			当初 主務課長名	金井 恒人		当初 P・D作成者	務台 久仁明		
									最終 主務課長名	堀内 伸一		最終 P・D作成者	務台 久仁明		
	事業区分	● 1 ソフト事業		● 3 施設等整備事業		● 5 補助・負担・支援		事業運営方法	■ 1 直営		■ 3 全部委託				
		● 2 経常的事務事業		● 4 施設の管理・運営		● 6 内部事務・その他			■ 2 一部委託		■ 4 補助等				
	総合計画 (後期基本計画)	実施計画		政策		経営的視点の行財政運営がなされるまち			事業の開始・終了						
		● 1 該当		施策		行政改革の推進			平成 19 年	～	平成 年	■ 期間設定なし			
		● 2 非該当		具体的施策		② 業務の効率化			根拠法令等	入札契約適正化法、品質確保法、地方自治法					
	事業の 対象・目的	対象(誰を、何を)	業者、行政												
		目的(どういう状態にしたいのか)	最終的	市民に対して価格と品質が総合的に優れた公共調達を実現する。											
		今年度	総合評価落札方式の本格実施に向けて試行を重ねる。												
事業の 活動内容	具体的にどのような活動を行いますか。(主なものを5つまで)														
	① 価格と品質が総合的に優れた工事を施工することにより、優良な社会資本整備行う。														
	② 必要な技術的能力を有する建設業者のみが入札参加することになり、ダンピングの防止や不良・不適格業者の排除ができる。														
	③ 技術的能力を審査することにより、建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、地域に根ざした建設業者の育成環境の整備を図る。														
	④														
	⑤														
数値目標 (事業の目的及び活動内容の達成度を測る指標)	指標名		計算式又は指標設定理由		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度末	最終目標						
	総合評価落札方式の入札の試行実施		事業担当課との調整により、2,000万円以上の工事の中から対象工事を選定		回	目標	3	2	2	2					
						実績	3	1	0	■					
						目標	■	■	■	■					
						実績	■	■	■	■					
						目標	■	■	■	■					
DO	予算費目	会 計	安曇野市一般会計			款	2	項	1	目	5	事業コード	102260	事業名称	契約管理費
	直接事業費			平成 24 年度決算	平成 25 年度決算	平成 26 年度決算	備考								
		国庫支出金	0 千円		0 千円	0 千円									
		県支出金	0 千円		0 千円	0 千円									
		地方債	0 千円		0 千円	0 千円									
		その他特定財源	0 千円		0 千円	0 千円									
		一般財源	0 千円		0 千円	0 千円									
		計(A)	0 千円		0 千円	0 千円									
		(内臨時職員経費)	0.000 人	0 千円	0.000 人	0 千円	0.000 人	0 千円							
		臨職種類													
人件費(B)		0.050 人	391 千円	0.050 人	390 千円	0.050 人	382 千円								
全体事業費(A+B)	391 千円		390 千円	382 千円											

チェック項目	一次評価者		二次評価者								
	第2段階	職名	第2段階	職名							
		堀内 伸一		藤松 兼次							
		課長		部長							
		総務部総務管理課		総務部							
	評価実施日	平成27年4月24日	一次評価の説明								
			本格実施には早いですが、試行を続けていく。	評価実施日							
				平成27年4月24日							
妥当性	1. 市が実施しなくても、公平性・公正性が確保できる等、他の実施主体があり、事業を廃止・休止しても影響は大きくない。	● 少ない	● 大きい	● 少ない ● 大きい ● ない ● ある ● ない ● ある ● いる ● いない							
	2. 厳しい財政状況の中、次年度以降実施する緊急性が認められない。	● ない	● ある								
	3. 住民満足度の向上のために、現在事業内容が適切である。	● ない	● ある								
	4. 住民ニーズの低下がみられたり、近隣自治体と比較してニーズを上回るサービスとなっている。	● いる	● いない								
有効性	1. 施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。	● いえない	● 見える	● いえない ● 見える ● いえない ● 見える ● する ● しない ● できない ● できる							
	2. 事業内容のマンネリ化など、施策への貢献度が著しく高いとはいえない。	● いえない	● 見える								
	3. 市が実施する施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	● する	● しない								
	4. 事業の継続をしても成果の向上が期待できない。	● できない	● できる								
達成度	1. 目標設定に対して進捗状況が劣っていると思う。	● 目標に比べて劣っている	0件	● 目標に比べて劣っている ● あまり上がっていない ● 概ね達成している ● 十分達成している							
	2. 目標設定に対して成果があまり上がっていないと思う。	● あまり上がっていない									
	3. 目標設定に対して概ね目標を達成していると思う。	● 概ね達成している									
	4. 目標設定に対して十分に目標を達成していると思う。	● 十分達成している									
効率性	1. 効果に比べてコストが高い。	● 高い	● 適当	● 高い ● 適当 ● できる ● できない ● ある ● ない ● ある ● ない							
	2. 他の実施主体のノウハウや新たな制度を活用できる。	● できる	● できない								
	3. 予算・人員と成果の関係で、実施手段等を見直す余地がある。	● ある	● ない								
	4. 電子化や契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。	● ある	● ない								
ACTION	評価点	妥当性 4	有効性 3	達成度 1	効率性 3	総合評価 B	妥当性 4	有効性 3	達成度 1	効率性 1	総合評価 B
	今後の方向性	● 拡大・充実 ● 縮小	● 現状維持 ● 統合/終期設定	● 方法改善 ● 廃止/休止	● 民間委託等	● 拡大・充実 ● 縮小	● 現状維持 ● 統合/終期設定	● 方法改善 ● 廃止/休止	● 民間委託等	二次評価での指摘事項	
	当面の課題	電子入札での執行が可能と思われる。					入札の透明性の確保、迅速化を図るため、電子入札システムの活用と、総合評価落札方式による入札案件の実施も進めたい。				
	改革案と実行計画	電子入札で執行する。									
	委員会指摘事項										

事業NO	10-16
事業シート(補足説明)	
事業名	総合評価落札方式一般競争入札執行事務
事業内容 (手段・手法など)	<p>総合評価落札方式一般競争入札の概要</p> <p>1 対象工事 (1)公共工事の品質を確保するため、入札者の工事成績、工事实績、技術者の能力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事 (2)その他総合評価落札方式によることが適当であると認められる工事</p> <p>2 対象工事の決定 (1)対象工事は、安曇野市建設工事等指名選定委員会が審査し、決定します。</p> <p>3 評価項目・評価点の決定 (1)総合評価落札方式の評価項目・評価点については、長野県総合評価事業審査会に総合評価落札方式の審査代行を依頼し、決定しています。 別添、資料1 P6「市町村が試行する総合評価落札方式の審査代行要領」によります。</p> <p>4 総合評価点の算定基準 (1)総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点 (2)評価点の配点 価格点と価格以外の評価点は、合計を100点とし、価格点を89点、価格以外点を11点としています。</p> <p>5 評価項目及び評価基準 別添、資料1 P3から5に記載のとおりです。</p> <p>6 落札候補者の決定方法 総合評価点の最も高い者を落札候補者とします。</p> <p>7 落札者の決定方法 落札候補者より提出された評価項目算定書類を、安曇野市建設工事等指名選定委員会の審査に付して、落札者を決定します。</p>
平成26年度 事業実績	平成26年度は対象事業の選定から落札者の決定までに2カ月以上の期間を要することから、事前準備が整わなかったため実施することが出来ませんでした。
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<p>総合評価落札方式実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年4月1日現在 県内77市町村中、32市町村が導入済みです。 ・平成26年度は県内16市町村で実施し、実施件数は84件です。うち、中信4市(松本市、塩尻市、大町市、安曇野市)では4市とも導入(試行)済みですが、松本市のみ25件実施いたしました。 ・19市中、要綱を定め、本格的に実施しているのは6市、試行的に実施している市は11市、要綱は定めず実施している市は2市であります。 <p>・平成26年4月1日現在の県内の実施状況は、別添、資料2のとおりです。</p>
特記事項 (事業の沿革等)	<p>総合評価落札方式は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定するものであり、価格と品質が総合的に優れた公共調達を行うことができる落札者決定方式であります。</p> <p>安曇野市では、平成20年度に安曇野市入札制度検討委員会から提出された提言を受け、平成21年度から土木一式工事・舗装工事の一部について総合評価落札方式を採用し、平成25年度までに合計16件実施しております。</p> <p>年度別実績は次のとおりです。 平成21年度 3件・平成22年度 6件・平成23年度 3件・平成24年度 3件・平成25年度 1件</p> <p>なお、平成26年度に開催した安曇野市入札制度検討委員会からは、価格のみによらない入札方式の定着と拡大への具体的施策として、「総合評価落札方式の確実な実施に向け事務対応をされたい。」とした、提言が提出されています。安曇野市入札制度検討委員会の提言は、別添、資料3のとおりです。</p>

平成 27 年度行政評価外部評価対象事業

事業 NO	16
事業名	総合評価落札方式一般競争入札執行事務

安曇野市の総合評価落札方式の概要

(平成 27 年 7 月 6 日)

総務課

○安曇野市建設工事総合評価落札方式試行要綱

平成20年2月27日告示第29号

改正

平成20年10月30日告示第208号

平成23年6月24日告示第191号

平成24年6月27日告示第168号

平成26年6月17日告示第278号

安曇野市建設工事総合評価落札方式試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安曇野市が発注する建設工事について、総合評価落札方式により落札者を決定する競争入札を試行的に実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「総合評価落札方式」とは、次条に定める工事について請負の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）

第167条の10の2（令第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する価格及びその他の条件が安曇野市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象工事)

第3条 総合評価落札方式の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事とする。

(1) 公共工事の品質を確保するため、入札者の工事成績、工事実績、技術者の能力等（以下「工事成績等」という。）と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事

(2) その他総合評価落札方式によることが妥当であると認められる工事

2 対象工事は、安曇野市建設工事等指名選定委員会（以下「指名選定委員会」という。）が審査し決定するものとする。

(落札者決定基準)

第4条 市長は、令第167条の10の2第3項に規定する落札者基準として、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 総合評価点（価格その他の条件に基づいて総合的に算定した評価点をいう。以下同じ。）

(2) 価格点（入札価格に基づいて算定する評価点をいう。以下同じ。）及び価格以外の評価点（工事成績等に基づいて算定する評価点をいう。以下同じ。）

(3) 価格以外の評価点の評価項目

(4) 前3号に掲げるもののほか、対象工事の性質に応じて必要となる事項

2 前項に規定する総合評価点、価格点及び価格以外の評価点の算定は、別に定める。

(学識経験者の意見聴取)

第5条 市長は、総合評価落札方式の入札を実施するに当たっては、落札者決定基準を定めよう

1/4

するときに、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者に意見を聴かなければならない。ただし、当該意見の聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験を有する者の意見を聴く必要があるとの意見がされたときは、当該落札者を決定しようとするときにも学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(実施の適否及び落札者決定基準の決定)

第6条 市長は、前条の規定による意見聴取の結果を踏まえ、総合評価落札方式による入札の適否及び落札者決定基準について、指名選定委員会の審査に付して決定するものとする。

(周知)

第7条 市長は、次に掲げる事項を入札公告又は指名通知書により周知するものとする。

(1) 総合評価落札方式を採用していること。

(2) 次条第1項各号に規定するものを提出すべきこと。

(3) 価格以外の評価項目及びその配点に関すること。

(4) 落札者決定基準及び落札決定方法

(5) 総合評価に関する審査結果が公表されること。

(6) 価格以外の評価について質疑応答ができること。

(入札参加及び評価項目算定資料の提出)

第8条 対象工事のうち次に掲げるもの（以下これらを「評価項目算定資料」という。）を開札前に審査する工事の入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、競争入札（総合評価落札方式）参加申請書（様式第1号）及び評価項目算定資料を入札公告又は指名通知書に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 評価項目算定資料の提出について（様式第2号）

(2) 価格以外の評価点算定書（様式第3号）

(3) 工事成績評定書（様式第4号）

(4) 同種工事実績調査書（様式第5号）

(5) 配置技術者予定調査書（様式第6号）

(6) 施工計画書（様式第7号）

2 対象工事のうち評価項目算定資料を開札後に審査する工事の入札参加者は、競争入札（総合評価落札方式）参加申請書（様式第1号）及び価格以外の評価点算定書（様式第3号）を入札公告又は指名通知書に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(価格以外の評価点の決定)

第9条 価格以外の評価点は、入札参加者が提出した評価項目算定資料に基づき指名選定委員会が審査し、決定するものとする。

2 指名選定委員会の委員長は、審査結果を市長に報告するものとする。

(価格以外の評価結果の公表及び縦覧照会)

第10条 前条の規定により価格以外の評価点を決定したときは、総合評価落札方式に関する評価調査書（様式第8号）を作成し、市のホームページに掲載して公表するものとする。

2/4

別表第1（第4条関係）

総合評価点算定基準

1 総合評価点の算定方法

総合評価点は、入札書が無効でない者であって予定価格の制限の範囲内のものについて、次の算式により算定する。

総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点

2 評価点の配点

価格点と価格以外の評価点は合計を100点とし、それぞれの配点は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---------|
| (1) 価格点 | 93点～81点 |
| (2) 価格以外の評価点 | 7点～19点 |

3 価格点の算定方法

(1) 応札者が予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）を超えた者、又は失格基準価格未満で無効失格となった者を除いて算定する。

※ 失格基準価格は、安曇野市低入札調査実施要綱（平成25年安曇野市告示206号）第4条第2項に規定する失格基準価格とする。

(2) 価格点は、次の算式により算定する。

価格点＝配点×最低価格／入札価格〔小数点以下第3位四捨五入2位止め〕

※ 最低価格とは、有効な入札価格（消費税等を含まない。以下同じ。）のうち最低の入札価格とする。

※ 入札価格とは、各応札者入札価格とする。

4 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価点は、入札者が提出した評価項目算定資料（添付書類を含む。）により、次の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

ただし、施工計画の評価が不可に該当した場合は、当該入札者を失格とする。

附 則

総合評価点算定基準は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

総合評価点算定基準は、平成27年5月1日から施行する。

評価項目及び評価基準（平成25年7月1日現在）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点	配点	選択	備考
工事成績	過去の工事成績点の平均点を基に算出	<p>評価点＝7.0点×（工事成績点－65）／（最高工事成績点－65）</p> <p>※工事成績は80点を上限とする「相対評価」方式</p> <p>※工事成績評点の取得者が少ない工事においては、配点を下げることができるものとする。</p> <p>※小数点以下第2位四捨五入1位止め</p>	左記	7	■ 必須	<p>※1 公告で定めた期間の工事成績点の平均とする。</p> <p>※2 工事成績点が65点の場合及び公告で定めた期間に工事成績評点がない場合の評価点は0点、65点未満の場合の評価点はマイナスとする。</p> <p>※3 工事成績点の対象は、業種区分に関係なく、上水道会計工事を除く安曇野市が発注した全ての工事を対象とする。</p>
工事実績	過去の同種工事の施工実績	①同種工事の実績が豊富である者（〇〇工事（□□以上）が〇件以上）	2	2	□ 選択	<p>※1 過去10年間の実績を基本とする。</p> <p>※2 公共機関等から発注された工事を元請したものをも基本とする。</p> <p>※3 求める実績の内容や規模又は件数については、案件毎に定める。</p> <p>※4 工事成績評定点が65点未満の同種工事（平成22年度以前は60点未満）については、実績として認めない。</p>
		②同種工事の実績を有する者（〇〇工事（□□以上）が〇件以上）	1			
地域要件	営業拠点の所在	①市内に本社のある者	2	2	□ 選択	
		②上記以外	0			
社会貢献	除雪契約	①安曇野市と道路除雪契約のある者	1	2	■ 選択	<p>※1 道路除雪には「融雪剤散布業務」を含め、「駐車場除雪」等は含まない。</p> <p>※2 市道除雪のオペレーター委託は0.5点とする。</p> <p>※3 除雪は市と県の該当するどちらか一方で加点する。</p>
		②長野県と道路除雪契約のある者	0.5			
	小規模補修	③小規模土木工事登録があり、補修工事施工実績のある者	0.5			
	災害対応	④災害時における応急対策に関する協定締結者	0.5			

技術者要件	資格	①求める資格を有する主任技術者が配置できる場合	1	2 (2.5)	■ 選択	※1 資格名は案件毎に具体的に明示することとする。また、複数資格の設定もできるものとする。
		②①に準じる資格を有する主任技術者が配置できる場合	0.5			
	実績	③過去に竣工した市発注の同種工事において工事成績評定点が80点以上の実績が1件以上有する主任技術者を配置できる場合	1			
		④③以外で過去に竣工した市発注の同種工事において工事成績評定点が75点以上の実績が1件以上有する主任技術者を配置できる場合	0.5			
継続教育	⑤継続教育(①②)の学習ユニットが30ユニット以上の主任技術者を配置できる場合	0.5			※2 学習履歴証明書は、社内研修を含まないものとし、証明書の発行日は公告日以前3月以内のものを有効とする。	
建設マネジメント	労働環境	①経営事項審査の労働届出の状況(Ⅱ1)が20点以上ある者	0.5	0.5	□ 選択	
		②経営事項審査の労働届出の状況(Ⅱ1)のうち、「雇用保険加入」「健康保険及厚生年金保険加入」「賃金不払」の項目にマイナス評価がある者	-0.5			
施工計画	施工計画の内容	別表の施工計画評価調書により評価する		3	□ 選択	※1 優3点、良2点、可1点とする。不可の場合は失格とする。
価格以外の評価点 計			最大	11		
価格点 = 配点×最低入札価格/各応募者の入札価格				89		※小数点以下第3位四捨五入2位止め
総合評価点 = 価格点+価格以外の評価点				100		

※ 価格以外の評価点の配点は、上記に示す評価項目及び配点を基準とする。ただし、案件個別の実情により上記の配点を上限として変更できるものとする。

市町村が試行する総合評価落札方式の審査代行要領

(目 的)

第1条 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)及び「地方公共団体における入札及び契約の適正化について」(平成19年3月30日総行第65号、国総入第63号総務省自治行政局長及び国土交通省総合政策局長通知)の趣旨を踏まえ、市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が総合評価落札方式を試行する際に公共工事等の評価項目・評価点等に関する技術的・専門的な事項について地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定により意見聴取を行うとき、当該市町村の長の依頼に基づき、市町村支援の一環として長野県総合評価事業審査会設置要綱(以下「設置要綱」という。)で設置する長野県総合評価事業審査会が審査を代行できるものとする。

(審査対象)

第2条 市町村が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務で別紙様式による市町村の長の依頼を受けたものを対象とする。依頼のできる期間は、各市町村が本格実施に至るまでの期間とし、その期間は各市町村の長から依頼のあった日から概ね一年間とする。

(補 則)

第3条 本要領に記載のない事項については、設置要綱に定めるところによるものとする。この場合において、設置要綱第6条中の「主務部長」は「市町村の長」と読み替える。

第4条 この要領に定めるもののほか審査代行に関して必要な事項は、県と当該市町村がその都度協議して定める。

附 則

この要領は平成20年1月10日から施行する。

安曇野市の総合評価落札方式 評価点の概要

100点満点で、価格点を89点、価格以外点を11点としている。

価格以外点の配点は

- ・ 2年間平均工事成績 7点
- ・ 市の除雪契約（県の除雪契約） 1点（0.5点）
- ・ 道路維持工事当番 0.5点
- ・ 災害協定 0.5点

技術者資格

- ・ 1級施工管理技士（2級施工管理技士） 1点（0.5点）

技術者実績

- ・ 80点以上実績技術者（75点以上実績技術者） 1点（0.5点）

価格点と価格以外点の合計点が一番高い者を落札者とする。

評価項目	価格配点	工事成績	社会貢献			技術者要件		合計点
			除雪契約	小規模	災害	技術者資格	技術者実績	
配点	89.00	7.0	1.0	0.5	0.5	1.0	1.0	100
A社	89.00	0	1.0	0.5	0.5	1.0	1.0	93.00
B社	88.02	3.5	1.0	0.5	0.5	1.0	1.0	95.52
C社	72.82	7.0	1.0	0.5	0.5	1.0	1.0	83.82

例：地域貢献及び技術者要件は3者とも同配点と想定

価格点：配点89点

計算式：89点×応札者のうち最低入札価格／本人の入札価格

応札者のうち最低入札価格を9,000,000円とした場合

A社 89点×9,000,000円／9,000,000円＝89.00点

B社 89点×9,000,000円／9,100,000円＝88.02点

C社 89点×9,000,000円／11,000,000円＝72.82点

価格以外点

工事成績：配点7点

計算式：

7点×(本人の工事成績平均点-65)／(応札者のうち最高の工事成績平均点-65)

応札者のうち最高の工事成績平均点を75点とした場合

A社 7点×(65点-65)／(75点-65)＝0点

B社 7点×(70点-65)／(75点-65)＝3.5点

C社 7点×(75点-65)／(75点-65)＝7.0点

参考：総合評価落札方式の試行実施フロー

施行の日程 (日付)	参考日程 (期日)	事項	概要	安曇野市建設工事総合 評価落札方式試行要綱	
	平成27年5月28日(木)		安曇野市建設工事等指名選定委員会	第3条・第4条・第6条	
	5月下旬(昨年6月18日)	学識経験者の意見聴取	長野県総合評価審査委員会審査代行を依頼 毎月1回以上開催	第5条	
29日間	29日間	平成27年6月26日(金)	入札公告	総合評価落札方式を採用していること 第1項各号に規定するものを提出すべきこと 価格以外の評価項目及びその配点に関すること 落札者決定基準及び落札決定方法 総合評価に関する審査結果が公表されること 価格以外の評価について質疑照会ができること 公告期間は12日 間を標準とする	第7条
41日間	12日間	平成27年7月8日(水)	入札参加及び評価項目算定資料の提出 (入札公告に定める期日までに市員に提出しなければならない)	入札書(未開封のまま保管) 入札参加希望者 競争入札(総合評価落札方式)参加申請書(様式第1号) 入札参加希望者 評価項目算定資料の提出について(様式第2号) 落札候補者決定者 価格以外の評価点算定書(様式第3号) 入札参加希望者 工事成績評定点算定書(様式第4号) 落札候補者決定者 別種工事実績調査書(様式第5号) 配管技術者予定調書(様式第6号) 落札候補者決定者 施工計画書(様式第7号)	第8条第1項
41日間	0日間	平成27年7月8日(水)	価格以外の評価点の決定	安曇野市建設工事等指名選定委員会 持ち回り審査	第9条
41日間	0日間	平成27年7月8日(水)	価格以外の評価点の公表	ホームページに掲載	第10条
41日間	0日間	平成27年7月8日(水)	価格以外の評価点の掲載順	安曇野市建設工事等指名選定委員会 持ち回り審査	第10条第3項
48日間	7日間	平成27年7月15日(水)	開札及び総合評価点の算出	開札は価格以外の評価点が決定した後に行う	第11条第1項
48日間	0日間	平成27年7月15日(水)	落札候補者の決定	総合評価点の最も高い者とする	第12条第1項
48日間	0日間	平成27年7月15日(水)	落札候補者の提出書類	競争入札(総合評価落札方式)参加申請書(様式第1号)の添付書類 建設業の許可について(通知) 安曇野市入札参加資格付決定通知書 価格以外の評価点算定書(様式第3号)の添付書類 課との協賛契約がある場合は契約書の写し添付 選定候補者工事出席(小規模土木工事発注制度)による候補者工事出席は調書の写し添付 工事成績評定点算定書(様式第4号) 配管技術者予定調書(様式第6号) 工事費内訳書	第13条第1項
48日間	1日間	平成27年7月16日(木)	落札者の決定、通知	安曇野市建設工事等指名選定委員会 持ち回り審査	第13条第1項
53日間	5日間	平成27年7月21日(火)	契約締結(落札決定から5日以内)		

平成 27 年度行政評価外部評価対象事業

事業 NO	16
事業名	総合評価落札方式一般競争入札執行事務

総合評価落札方式の実施状況 (長野県内市町村)

(平成 27 年 7 月 6 日)

総務課

組合幹線選別方式の進捗状況(長野県内市町村)

平成26年4月1日現在

市町村 (市町村別)	種別	79期計画	年度別進捗状況							進捗率	組合幹線選別方式		一般競争導入状況			
			平成16年度 予定進捗率(%)	平成17年度 実績進捗率(%)	平成18年度 実績進捗率(%)	平成19年度 実績進捗率(%)	平成20年度 実績進捗率(%)	平成21年度 実績進捗率(%)	平成22年度 実績進捗率(%)		平成23年度 実績進捗率(%)	平成24年度 実績進捗率(%)	平成25年度 実績進捗率(%)	進捗率	導入の有無	土木工事に 移行する基準
長野県	道内市町村計		0	2	15	18	14	12	15	13	22	24	○	進捗率		
	1 長野市		●	●	●	●	●	●	●	●	●	16	○	〔平成25年度(2013年度)〕		
	2 北本市		●	●	●	●	●	●	●	●	●	25	○	〔平成25年度(2013年度)〕		
	3 上田市												○	〔平成25年度(2013年度)〕		
	4 岡谷市				●	●	●	●	●	●	●	2	○	〔平成25年度(2013年度)〕		
	5 藤岡市											2	○	〔平成25年度(2013年度)〕		
	6 諏訪市				●	●	●	●	●	●	●	2	○	〔平成25年度(2013年度)〕		
	7 須賀川市			●	●	●	●	●	●	●	●	2	○	〔平成25年度(2013年度)〕		
	8 小諸市			●	●	●	●	●	●	●	●	2	○	〔平成25年度(2013年度)〕		
	9 伊豆市			●	●	●	●	●	●	●	●	2	○	〔平成25年度(2013年度)〕		
	10 駒川町			●	●	●	●	●	●	●	●	2	○	〔平成25年度(2013年度)〕		
	11 中野市											2	○	〔平成25年度(2013年度)〕		
	12 大町市			●	●	●	●	●	●	●	●	4	○	〔平成25年度(2013年度)〕 〔平成25年度(2013年度)〕 〔平成25年度(2013年度)〕		
	13 諏訪市												○	〔平成25年度(2013年度)〕		
	14 佐野市											2	○	〔平成25年度(2013年度)〕		
	15 佐久市			●	●	●	●	●	●	●	●		○	〔平成25年度(2013年度)〕		
	16 佐久市			●	●	●	●	●	●	●	●	2	○	〔平成25年度(2013年度)〕		
	17 宇都宮市				●	●	●	●	●	●	●		○	〔平成25年度(2013年度)〕		
	18 宇都宮市				●	●	●	●	●	●	●	1	○	〔平成25年度(2013年度)〕 〔平成25年度(2013年度)〕		
	19 宇都宮市		●	●	●	●	●	●	●	●	●		○	〔平成25年度(2013年度)〕		
	20 小海町															
	21 上野村															
	22 横須賀町															
	23 飯坂町															
	24 北碓氷町															
	25 碓氷町															
	26 碓氷町															
	27 碓氷町															
	28 碓氷町															
	29 碓氷町															
	30 碓氷町															
	31 碓氷町															
	32 碓氷町															
	33 碓氷町															
	34 碓氷町															
	35 碓氷町															
	36 碓氷町															
	37 碓氷町															
	38 碓氷町															
	39 碓氷町															
	40 碓氷町															
	41 碓氷町															
	42 碓氷町															
	43 碓氷町															
	44 碓氷町															
	45 碓氷町															
	46 碓氷町															
	47 碓氷町															
	48 碓氷町															
	49 碓氷町															
	50 碓氷町															
	51 碓氷町															
	52 碓氷町															
	53 碓氷町															
	54 碓氷町															
	55 碓氷町															
	56 碓氷町															
	57 碓氷町															
	58 碓氷町															
	59 碓氷町															
	60 碓氷町															
	61 碓氷町															
	62 碓氷町															
	63 碓氷町															
	64 碓氷町															
	65 碓氷町															
	66 碓氷町															
	67 碓氷町															
	68 碓氷町															
	69 碓氷町															
	70 碓氷町															
	71 碓氷町															
	72 碓氷町															
	73 碓氷町															
	74 碓氷町															
	75 碓氷町															
	76 碓氷町															
	77 碓氷町															

注1:●:計画(公営)指定区画を指す、○:実績予定、△:未定、[]:計画(民間)指定区画。
注2:進捗率については、平成25年4月現在

平成 27 年度行政評価外部評価対象事業

事業 NO	16
事業名	総合評価落札方式一般競争入札執行事務

①安曇野市入札制度改革の提言(平成 21 年 1 月 29 日)

P1~P6

②安曇野市入札制度改革の提言(平成 26 年 12 月 25 日)

P7~P19

(平成 27 年 7 月 6 日)

総務課

安曇野市入札制度改革の提言

平成 21 年 1 月 29 日

安曇野市入札制度検討委員会

安曇野市入札制度改革の提言

平成 21 年 1 月 29 日
安曇野市入札制度検討委員会

はじめに

公共事業等公共調達には多額の税金が投入されることから、その適正化の推進は極めて重要であります。殊に、受注者と金額を決定する入札行為においては、談合やあらゆる事前調整を排除することは勿論のこと、競争性、公正性及び透明性の確保・向上に努めることが強く求められています。

安曇野市においては入札制度改革への取り組みは合併以来順次進められており、「指名競争入札方式」から段階的に「一般競争入札方式」へ移行する方針の元で一定金額以上の工事発注では既に実施され、併せて「総合評価落札方式」も試行されています。

他方、建設業は本市にとって社会基盤整備の担い手として、また雇用の創出等からも重要な産業の一つであると同時に、市民生活の安全と安心の基本となる冬季の交通確保に不可欠な除雪業務を始め、道路維持や災害時の応急対応等々その大半が地元建設業者によっている現実があります。そこで、入札制度改革を推進していく上において競争性の確保等と共に、市内業者の経営体力や技術力の向上を図るという、言わば相反する課題を並行して乗り越えていくことが求められます。

本委員会はかかる困難な命題を受けて審議を重ねてきましたが、ここに安曇野市が取り組むべき入札制度改革について、現実を踏まえる中で、実現可能な「入札制度改革」として、次の通り提言をします。

審議の期間等からして十分な内容とは言い切れない面があることは否めないところですが、当委員会として目指した、安曇野市らしい入札制度改革に結びつくことを願うものです。

I 安曇野市の入札制度改革の理念

良質な社会資本を、適切な価格をもって適時に市民に提供するため、競争性、公正性及び透明性の確保・向上と、市内業者の経営体力や技術力の向上を図ることが両立できる、安曇野市にふさわしい入札制度の構築を目指す

II 入札制度改革 5つの柱

- 1 民意が反映し、意欲ある優良な者が報われる入札制度への改革
- 2 談合や事前調整等がしにくい入札制度への改革
- 3 競争性を確保したダンピングの抑制と工事等の品質確保が担保される入札制度への改革
- 4 競争性の確保と、市内業者の受注機会を確保することが両立できる入札制度への改革
- 5 競争性・公正性及び透明性の確保と行政効率の向上が両立できる入札制度への改革

Ⅲ 入札制度改革の柱一内容と施策

柱一1 民意が反映し、意欲ある優良な者が報われる入札制度への改革

- 1 民意が反映する公共事業と入札制度への具体的施策
 - ① 公共事業の計画段階から情報開示に務め、意見公募手続き（パブリックコメント）等の機会を積極的に設け民意の反映に努める
 - ② 入札制度の内容並びに個別の入札案件について、公告から入札結果にいたるまで適時に情報開示を行う
- 2 価格のみによらない入札方式の定着と拡大への具体的施策
 - ① 価格の重みを配慮しつつ、工事成績や地域貢献等が受注機会に反映する総合評価落札方式を拡大していく
 - ② 民間の新技术等を活用（VE提案方式等）することに積極的に取り組む
- 3 優良な工事等の顕彰と受注機会拡大への具体的施策
 - ① 優良工事表彰など優れたものに対しては、顕彰を行うと共に受注機会を拡大するなど、良い工事をした者が報われるよう制度化（インセンティブの付与）する

柱一2 談合や事前調整等がしにくい入札制度への改革

- 1 一般競争入札移行への具体的施策
 - ① 総合評価方式の実施・拡大を図る
 - ② 競争性を確保するため、事業により、市内支店・営業所の要件を緩和する
- 2 大規模な工事（建築）の発注方式改革への具体的施策
 - ① 特定共同企業体（JV）方式の発注については、事前調整等の弊害が指摘されていることから、JV方式に替えて、当該工事を受注した者に対し市内業者と一定割合以上の下請け契約を結ぶことを要件とする下請要件付一般競争入札へ移行する
 - ② JV方式の発注による場合は、共同企業体と単体の企業とをともに同一参加させる「混合方式」を基本とする
- 3 談合防止への具体的施策
 - ① 談合に対する行政上の罰則を強化する
 - ② 官製談合防止のための法令遵守（コンプライアンスの徹底）の意識向上を図る

注一3 競争性を確保したダンピング抑制と工事等の品質確保が担保される入札制度への改革

差

1 不当廉売（ダンピング）防止への具体的施策

- ① 最低制限価格の設定を行う方向とし、実施に当たっては「変動型最低制限価格制」等予測しにくい措置を講じる
- ② 案件によって入札時に積算内訳書の提出を求める

2 品質の確保への具体的施策

- ① 工事監督・検査体制の充実に努める
- ② 技術職員の設計積算、各種検査や工程管理の専門研修の実施など技術力の向上に更に取り組む
- ③ 工事成績評価の水準と公平性の向上に努め、受注機会への反映をより顕著にする
- ④ 不良工事に対しては手直しの徹底とペナルティーを課すことを制度化する
- ⑤ 設計積算価格、予定価格の設定にあたっては更に適正化に努める
- ⑥ 測量設計・建築設計等の委託業務に対して、成果品等の検収が適切に行える組織体制を構築する

注一4 競争性の確保と、市内業者の受注機会を確保することが両立できる入札制度への改革

1 受注機会を確保するための具体的施策

- ① 競争性の確保を前提に、特殊な案件を除いて市内業者への発注を原則とする
- ② 大規模工事の市内業者への下請け要件付一般競争入札を導入する
- ③ 小規模業者（DE級）への受注機会を設けるため、参加希望型入札を導入する
- ④ 小規模な建築修繕工事等にあたり、入札参加資格を持たない者の受注機会を設けるため小規模契約希望者登録制度（仮称）を導入する
- ⑤ 特定の者に工事が集中するのを避けるため、市発注の手持ち工事数に制限を設ける
- ⑥ 建築工事にあつては本体工事、設備工事及び電気工事を原則、分離発注とする
- ⑦ 市内業者優先発注及び分離発注については、「上請け・丸投げ」等の弊害もあることに留意する

2 競争性の確保の推進のための具体的施策

- ① 指名競争入札から一般競争入札への移行を推進する
- ② 探り入札や一位不働を無くし競争性を確保するため、指名競争入札では入札回数を1回のみとし、原則として見積りは行わない

柱一5 競争性・公正性及び透明性の確保と行政効率の向上が両立できる入札制度への改革

1 競争性・公正性及び透明性確保への具体的施策

- ① 上記、目指す5つの柱を推進するための各施策を着実に実施する

2 行政効率向上が図れる入札改革への具体的施策

- ① 一般競争入札等の事務量軽減のため、事後審査方式を採用する
② 市内業者の入札参加に必要な情報のデータベース化の推進を図る
③ 郵便・電子入札の導入を検討する
④ 設計図書など発注データの電子化を目指す

むすびに

- 1 本委員会での審議及び提言は、基本的に工事入札を念頭に行っていますが、他の発注業務等においても、本提言の趣旨を生かした改革が望まれます。

例えば、測量・調査・設計業務等では、業務の専門分野化の進行により下請けが過度に行われる実態もあることから、受託者の技術力等に見合った業務内容であるか疑問を抱かざるを得ない事例が存在していると認識をしています。そこで、工事請負に準じて受託者や委託成果を適正に評価して数値化し、それを受注機会に反映させるなどの枠組み作りの必要性を述べておきます。

- 2 価格のみによらない所謂総合評価落札方式は、国の指導を含め、一般競争入札移行に加えてこれを推奨する機運にあり、本委員会の提言でもそれを述べていますが、総合評価落札方式を行うにあたっては、原資が税金であることを踏まえ、価格の要素は小さくないことを十分認識した上で行われるべきと考えます。

- 3 随意契約入札方式については、上記で特に述べていませんが、契約に関する手数が省けること、信用及び能力の確実な者を選べるなどから、安易に採用される嫌いがありますが、本入札改革の趣旨から、「随意契約によらざるを得ない場合」に限定することとし、従来からの慣例に流されることの無いよう、特に申し述べておきます。

以上

事業区分による入札方式と改善の方向性

安曇野市入札制度提言 別添資料-1

対象事業の区分		組合せ	入札方式	方式の特徴と課題	競争性・公正性・透明性の向上	望ましいシステム構築へ	
建設工事 (一般)	大規模工事 (5億円以上)	下請要件 J、V混 一般(A) 一般(B)	J、V 共同企業体の活用 (J、V共同種別方式)	① 市内・外での協成員資格者のアンバランスがある ② ジョイントベンチャーを構成する時点で事前調整機能が低く可能性がある ③ 大規模事業への市内業者参向と技術移転の機会を確保には有効である ④ 指名競争入札と類似する(特成⇒資格審査⇒種別付⇒指名)	① 総合評価方式を導入する ② 変動性低価格制方式を採用する	① 出来る限り採用したい方向とする ② J、V方式を採用する場合は、共同企業体と単体企業を併用させる「混合方式」が本とする	
	(1.5億円以上)	下請要件 J、V混 一般(A) 一般(B)	下請要件 共同企業体の活用 (J、V共同種別方式)	① 特種な条件を付し地域要件を市内とする	① 変動性最低価格制方式を採用する ② 総合評価方式を採用する	① 競争性・公正性の向上に寄与できる方式 ② 下請に契約書提出は入札後一定期限内とする ③ 入札事務の効率化のためダイレクト型を導入とする ④ 建設工事では分断発注に配慮する	
	(5千万円以上)	一般(A) 一般(B)	下請要件付 一般競争入札	① 総合評価方式とする ② 特種な条件を付し地域要件を市内とする	① 変動性最低価格制方式を採用する ② 非が本社の支店・営業所条件緩和する ③ 作業計の手付け工事数を制限する	① 指名方式に比べて本方式を効率的にメインとするよう努力する ② 建設工事では分断発注に配慮する	
	(1千万円以上)	一般(A) 種(B) 指名	一般(A) 総合評価 一般競争入札(A)	① 特種な条件を付し地域要件を市内とする	① 変動性最低価格制方式を採用する ② 非が本社の支店・営業所条件緩和する ③ 市発注の手付け工事数を制限する	① 指名方式に比べて本方式を効率的にメインとするよう努力する ② 建設工事では分断発注に配慮する	
	(1百万円以上)	一般(B) 指名	一般(B) 総合評価 一般競争入札(A)	① 特種な条件を付し地域要件を市内とする	① 変動性最低価格制方式を採用する ② 非が本社の支店・営業所条件緩和する ③ 市発注の手付け工事数を制限する	① 指名方式に比べて本方式を効率的にメインとするよう努力する ② 建設工事では分断発注に配慮する	
	(1百万円未満)	随 業 者 名	随 業 者 名	随 業 者 名	① 特種な条件を付し地域要件を市内とする	① 変動性最低価格制方式を採用する ② 非が本社の支店・営業所条件緩和する ③ 市発注の手付け工事数を制限する	① 指名方式に比べて本方式を効率的にメインとするよう努力する ② 建設工事では分断発注に配慮する
一般 二 次 工 事 (一般)	大規模工事 (5億円以上)	下請要件 J、V混	指名	① 従来最も実績のある入札方式 ② 指名入札及び見積りでの落札決定は妥当でない ③ 一般競争入札移行の方向性からの特種な方式	① 変動性最低価格制方式を採用する ② 入札回数1回のみの目的し、見積りは採用されない ③ 市発注の手付け工事数を制限する	① 1回入札のみに絞める ② 指名方式を併用できる中で制限がなく早期に採択する	
	(1.5億円以上)	下請要件 J、V混 一般(A)	指名競争入札	① 従来最も実績のある入札方式 ② 指名入札及び見積りでの落札決定は妥当でない ③ 一般競争入札移行の方向性からの特種な方式	① 変動性最低価格制方式を採用する ② 入札回数1回のみの目的し、見積りは採用されない ③ 市発注の手付け工事数を制限する	① 1回入札のみに絞める ② 指名方式を併用できる中で制限がなく早期に採択する	
	(5千万円以上)	一般(A) 一般(B)	参加希望	参加希望型入札	① 最低価格制方式を採用する ② 非が本社の支店・営業所条件緩和する ③ 作業計の手付け工事数を制限する	① 変動性最低価格制方式を採用する ② 非が本社の支店・営業所条件緩和する ③ 市発注の手付け工事数を制限する	① 早期採択を図る ② 従来事業の確保に努める
	(1千万円以上)	一般(A) 一般(B) 指名	参加希望型入札	参加希望型入札	① 変動性最低価格制方式を採用する ② 非が本社の支店・営業所条件緩和する ③ 作業計の手付け工事数を制限する	① 変動性最低価格制方式を採用する ② 非が本社の支店・営業所条件緩和する ③ 市発注の手付け工事数を制限する	① 早期採択を図る ② 従来事業の確保に努める
	(5百万円以上)	一般(B) 指名	参加希望型入札	参加希望型入札	① 変動性最低価格制方式を採用する ② 非が本社の支店・営業所条件緩和する ③ 作業計の手付け工事数を制限する	① 変動性最低価格制方式を採用する ② 非が本社の支店・営業所条件緩和する ③ 市発注の手付け工事数を制限する	① 早期採択を図る ② 従来事業の確保に努める
	(1百万円以上 5百万円未満)	参加希望 指名	参加希望 指名	参加希望型入札	参加希望型入札	① 変動性最低価格制方式を採用する ② 非が本社の支店・営業所条件緩和する ③ 作業計の手付け工事数を制限する	① 早期採択を図る ② 従来事業の確保に努める
一 次 工 事 (一般)	(1百万円以上 5百万円未満)	参加希望 指名	参加希望型入札	参加希望型入札	① 変動性最低価格制方式を採用する ② 非が本社の支店・営業所条件緩和する ③ 作業計の手付け工事数を制限する	① 早期採択を図る ② 従来事業の確保に努める	
	(1百万円未満)	登録(土木小規模)	随意契約(入札)	随意契約(入札)	① 契約に関する手紙と経費が掛かる ② 信用・能力の確保が難しい ③ 公正な契約が確保されない ④ 契約主体が不利になる可能性がある	① 競争入札がへた、この段階をもち ② 自治法及び補填等を活用する	① 随意契約によりできる場合に限定する

安曇野市入札制度改革の提言

平成26年12月25日

安曇野市入札制度検討委員会

はじめに

安曇野市の入札制度は、平成20年度入札制度検討委員会の提言を基に、競争性・公平性及び透明性の確保と行政効率の向上の両立を課題として、入札制度の改善が図られてきました。

従前、建設工事入札では一般的であった指名競争入札を一般競争入札制度へ移行し、電子入札の導入、価格と地域貢献度などにより落札者を決定する総合評価方式の導入、入札事務の効率化・簡素化を図るための落札候補者決定方法など、安曇野市にふさわしい入札制度の構築を進めてきたことが確認できました。

しかし、入札制度の運用・運営には、社会情勢や経済情勢など様々な要素が絡んできています。税金の有効利用、できる限り安価で、かつ高品質で調達しなければならない点に配慮しなければならない一方、地域の活性化や雇用を守ることも重要であるため、入札制度の構築は杓子定規には出来ないものと考えます。

委員会審議での意見をまとめる中で、安曇野市にとっても、市民にとっても、より良い制度作りに貢献したく、提言をまとめました。

平成26年12月25日
安曇野市入札制度検討委員会

1 安曇野市入札制度検討委員会の目的（設置に至った経緯）

安曇野市が執行する建設工事入札において、予定価格を上回る入札不落、応札者がいない入札不調といった事例が多数発生しており、必要な行政サービスの提供に支障をきたし、また再入札等に係る行政コストが増大している中、入札不落・不調への対策が急務となっている。

また、公共工事の実施には、多額の税金を投入することから市民からは厳しい目が向けられているなか、市が昨年度に発注した工事の設計価格を市内業者に漏らしたとして、平成26年5月、昨年度、会計局検査課長であった職員が「公契約関係競売入札妨害容疑」で逮捕され、その後、起訴、裁判という、市発足以来の不祥事が発生した。

そこで、安曇野市が行う工事等の円滑な発注及び入札不落・不調の未然防止について、現在の入札制度についての課題や問題点を検証し、より競争性・透明性・公平性を担保した上で、新たな入札制度を検討するため、市長から委嘱を受けた委員5名が、5回に亘り安曇野市の入札制度について検討した。

2 提言の基本的な考え方

入札制度の検討にあたり、平成21年1月29日に提出された安曇野市入札制度改革の提言（以下、平成20年度に提出された提言）を尊重しながら、安曇野市が抱える現状の課題や問題点が解決できるよう、新たな入札制度のあるべき姿を提言する。

3 委員会が取り組んだ検討課題

本委員会は、平成20年度に提出された提言のなかの、入札制度改革5つの柱についての現状と課題を検証した。

- | |
|---|
| I 民意が反映し、意欲ある優良な者が報われる入札制度への改革 |
| II 談合や事前調整等がしにくい入札制度への改革 |
| III 競争性を確保したダンピングの抑制と工事等の品質確保が担保される入札制度への改革 |
| IV 競争性の確保と、市内業者の受注機会を確保することが両立できる入札制度への改革 |

V 競争性・公正性及び透明性の確保と行政効率の向上が両立できる入札制度への改革

4 入札制度改革5つの柱の改善

平成20年度に提出された提言の中の入札制度改革5つの柱に関して、次のような改善に関する事項を提言する。

1 民意が反映し、意欲ある優良な者が報われる入札制度への改革

1 民意が反映する公共事業と入札制度への具体的施策

①公共事業の計画段階からの住民参加

住民が公共事業の計画段階から参加し得るようにするため、公共事業に関する情報をインターネット等による情報開示がより必要である。

2 価格のみによらない入札方式の定着と拡大への具体的施策

①総合評価落札方式の確実な実施

平成20年度に提出された提言を受け、平成21年度から土木一式工事建設・舗装工事の一部について総合評価落札方式を採用し、平成25年度までに合計16件実施されているが、本年度は対象事業の選定から落札決定までに2カ月以上の期間を要することから、事前準備が整わなかったため実施は困難となっている。

したがって、確実に総合評価落札方式による入札を実施するため、年度当初から実施に向け事務対応をされたい。

また、現在実施している総合評価落札方式は、学識経験者の意見聴取を長野県総合評価事業審査会に依頼して実施しているが、本格実施に向け、安曇野市総合評価事業審査会の設置についても検討する必要がある。

②民間の技術提案の活用検討

建設業者の技術開発を促進し、併せて公正な競争の確保を図るため、民間の技術力の活用により、品質の確保・コスト縮減等を図ることが可能な場合においては、工事の規模・態様に応じ、例えば設計・施工一括発注方式または詳細設計付発注方式などの発注方式の活用など民間の技術提案の活用を検討が必要である。

3 優良な工事等の顕彰と受注機会拡大への具体的施策

①受注意欲が増す優良建設工事表彰の制度構築

工事成績評定に基づく合格点が85点以上の建設工事を優良建設工事表

彰の対象としているが、表彰の対象に300万円以上の小規模工事も含まれるため、優良建設工事表彰となりうる基準が厳しいと思われる。

よって、事業の目的や工事特性や地域貢献度等を考慮し、表彰工事の選定について検討を行い、業者の受注意欲が増す優良建設工事表彰制度を構築すべきと考える。

II 談合や事前調整等がしにくい入札制度への改革

1 談合防止への具体的施策

①談合等の情報に対応する基本姿勢

入札の執行にあたっては、談合その他の不正行為の排除が強く求められており、入札談合に関する情報は、事前に不正を防ぐ絶好の機会であるので、安曇野市談合情報対応マニュアルに従い、迅速に対応することにより市民からの付託にこたえなければならない。

②談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14法律第101号）の趣旨を踏まえ、入札に関する情報管理の徹底や、職員のコンプライアンスの徹底など各般の措置を総合的に講ずることにより、公正な競争の促進を図ることはもとより、不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底に全力を尽くすとともに、不正行為に対しては厳正に対処すること。

このような観点から、職員に対する教育、研修等、必要な対策の実施に積極的に取り組む必要がある。

III 競争性を確保したダンピングの抑制と工事等の品質確保が担保される入札制度への改革

1 不当廉売（ダンピング）防止への具体的施策

①低入札価格調査基準及び最低制限価格制度の適切な活用

不当廉売（ダンピング）受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、公共工事を施工する者が担い手を育成・確保するために必要となる適正な利潤を確保できないおそれがある等の問題がある。

不当廉売（ダンピング）受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準及び最低制限価格設定が必要である。

2 品質の確保への具体的施策

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、安曇野市財務規則（平成17年10月1日規則第39号）第107条に「入札に付する事項の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間等を考慮して公正に決定しなければならない。」と規定されている。

公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手となる人材を育成し、確保するための適正な利潤の確保を可能とするためには、予定価格が適正に定められることが不可欠である。このため、予定価格を定めるに当たっては、その元となる仕様書、設計書を現場の実態に即して適切に作成するとともに、経済社会情勢の変化により、市場における労務、資材、機材等の取引価格の変動に対応し、市場における最新の取引価格や施工の実態等を的確に反映した積算を行うものとする。

また、この適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、厳にこれを行わないものとする。

予定価格に起因した入札不落・不調により再入札に付する場合や入札に付そうとする工事と同種、類似の工事で入札不落・不調が生じている場合には、予定価格と実勢価格の乖離に対応するため、入札参加者から工事の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ当該見積りを活用した積算を行うなどにより適正な予定価格の設定を図り、できる限り速やかに契約が締結できるよう努めるものとする。

なお、予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、公共工事に従事する者の労働環境の改善、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わないよう留意することが必要である。

② 工事の監督・検査における施工状況の確認に関して

公共工事の品質が確保されるよう、監督及び給付の完了の確認を行うための検査並びに適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術的な検査（以下「技術検査」という。）を行うとともに、工事成績評定を適切に行うために必要な要領や技術基準の策定が必要である。

監督についても適切に実施するとともに、契約の内容に適合した履行がなされない可能性があるとして認められる場合には、適切な施工がなされるよう、通常より頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備するなどの対策を実施しなければならない。

技術検査については、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施し、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに、技術検査の結果を工事成績評定に反映するべきである。

また、工事の性格等を踏まえ、工事目的物の供用後の性能等について、必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において、施工状況の確認及び評価を実施するよう努めるものとする。

関係職員には、工事の監督・検査、施工状況の確認・評価等を適切に実施する技術力等が求められるため、必要な知識、技能等、その資質及び能力の向上を図るための研修を実施すべきである。

IV 競争性の確保と、市内業者の受注機会を確保することが両立できる入札制度への改革

1 受注機会を確保するための具体的施策

①入札の不落・不調事案に対応した具体的な方針

建設工事の工種ごとの発注については、安曇野市建設工事入札制度合理化対策要綱（平成17年10月1日訓令第43号）第8条に規定の等級別発注標準の工事金額の範囲内で運用しているが、入札不落等の対応策として、等級のランクアップや選定先の拡大等、具体的な対応方針を定めるべきである。

②市内業者の保護・育成のための発注方式

建築工事の発注に当たっては、市内業者の保護・育成を図るため、建築主体・機械設備・電気設備の3分離発注を原則としている。

ただし、工事の内容や規模などから、分離することによって施工、工期に支障を生じる場合には包含工事として発注するなど、市民生活への影響を考慮する中で、入札における課題解決策についても検討されたい。

また、大規模工事を市外業者に発注する場合は、市内業者への下請け要件付き一般競争入札を採用すべきである。

③入札参加資格を持たない者の受注機会の確保

平成20年度に提出された提言を受け、契約金額が50万円以下の少額修繕・工事について、安曇野市小規模工事等契約希望者登録者要綱（平成21年3月30日告示第69号）により、受注を希望する者の登録機会を設けているので、その活用を推進しなければならない。

2 競争性の確保の推進のための具体的施策

①入札の不落・不調に対応した入札回数

入札回数については、安曇野市建設工事等事務処理規程（平成17年10月1日訓令第42号）第12条に規定されている範囲内の回数により、不落・不調に対応出来るよう、法令にあった対応方針を定めることが必要である。

3 大規模な工事（建築）の発注方式改革への具体的施策

①市内業者の技術力向上を図るための入札制度の構築

市内業者の技術力向上を図るため、大型事業を発注する際にはJV方式を採用するとともに、運用基準等を設定したうえで発注を行うべきである。地元経済に目を向けた場合、業者が単体では受注できない規模の大きな工事に関わることから、受注機会の拡大や地域の雇用の拡大が期待できる。JVと単体企業の参加による混合方式は、競争性・透明性・公平性を確保するために採用することは認めたい。

V 競争性・公正性及び透明性の確保と行政効率の向上が両立できる入札制度への改革

1 競争性・公正性及び透明性確保への具体的施策

①計画的な発注及び適切な工期の設定

受注者側が計画的に施工体制を確保することができるよう、建設工事等の発注予定を四半期毎に公表しているが、計画どおりに執行されていないのが実情であり、発注時期が特定の時期に集中している現状が見受けられる。

このことは、受注者側にとっては、人員や機械の効率的利用が困難となるほか、厳しい工程管理を強いられることなど適正な施工体制が確保できないおそれがある。

円滑かつ効率的な発注を図るため、債務負担行為の積極的活用及び受注者に効率的な施工時期の選択を可能とするフレックス工期契約制度の導入の検討を行い、発注・施工時期の平準化を図るよう努めること。また、発注の平準化を図るための専門担当部署を設置する組織体制の整備を進めるべきである。

②入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保

入札及び契約に関する情報の公表の際には、透明性の向上を図る観点から、引き続き市ウェブサイトの活用を積極的に図らなければならない。

2 指名競争入札の適切な活用

①入札の不落・不調に対応した入札制度の構築

平成20年度に提出された提言を受け、その後、幾度の安曇野市建設工事一般競争入札実施要綱(平成19年6月29日告示145号)の改正により、現在、設計価格100万円以上の建設工事は基本的に全て一般競争入札の対象となっている。

しかし、応札者数の減少や応札者がいないといった入札不調が見られ、競争性確保の観点から、案件によっては指名競争方式に戻すなどの検討を行う必要がある。

指名競争入札については、信頼できる受注者を選定できること、一般競争入札に比して手続が簡易であり早期に契約できること、監督に係る事務を簡素化できること等の利点を有する一方、競争参加者が限定されること、指名が恣意的に行われた場合の弊害も大きいこと等から、指名に係る手続の透明性を高め、公正な競争を促進することが要請される。

このため、指名競争入札を実施する場合には、公正な競争の促進を図る観点から、指名基準を策定し、及び公表した上で、これに従い適切に指名を行う必要がある。

また、指名業者名の公表時期については、入札前に指名業者名が明らかになると入札参加者間での談合を助長しやすいとの指摘があることを踏まえ、指名業者名の事後公表の拡大に努めるべきである。

3 行政効率向上が図れる入札改革

①電子入札の積極的な活用

平成20年度に提出された提言を受け、安曇野市電子入札実施要綱(平成23年3月31日告示第83号)により、平成23年6月以降、設計価格が1,000万円以上の土木一式工事と舗装工事については電子入札により実施しているが、談合等の不正行為の防止、事務の簡素化や入札に要する費用の縮減、競争に参加しようとする者の利便性の向上等の観点から、対象工事の工種枠を拡大する等、電子入札を積極的に活用していくべきである。

むすびに

平成26年12月現在においても、引き続き入札の不落・不調が発生している状況にある。

例えば、施設改修工事等については、契約が成立しなければ、適切に施設が管理できなくなり、市民の安全や安心への対応がおろそかになる恐れもある。

入札の不落・不調については、種々の要因が組み合わされて発生していると思われるため、不落・不調の発生原因の調査を十分に行い、調査結果を踏まえた防止策を確実に実行していくことが重要である。

特に、入札の不落・不調が発生しやすい建築関係については、より一層、実勢価格を反映した適正な積算に努めるとともに、受注意欲の向上につながるような方策に取り組む必要がある。

以 上

安曇野市入札制度検討委員会 審議経過

場所：県安曇野庁舎3階第4会議室
 県安曇野庁舎3階301会議室

No.	開催日・時間・場所	審議内容
1	平成26年8月22日（金） 午後1時30分から	(1) 会長及び会長職務代理の選出について (2) 安曇野市の入札制度の現状について
2	平成26年10月2日（木） 午前10時から	(1) 柱Ⅰ 民意の反映、意欲ある優良な者が報われる入札制度への改革について (2) 柱Ⅱ 談合や事前調整等がしにくい入札制度への改革について (3) 入札不調・不落に対応する入札回数について
3	平成26年10月28日（火） 午前10時から	(1) 柱Ⅲ 競争性を確保したダンピング抑制と工事等の品質確保が担保される入札制度への改革について (2) 柱Ⅳ 競争性の確保と、市内業者の受注機会を確保することが両立できる入札制度への改革について (3) 柱Ⅴ 競争性・公正性及び透明性の確保と行政効率の向上が両立できる入札制度への改革について
4	平成26年11月18日（火） 午前10時から	(1) 新たな提言について
5	平成26年12月15日（月） 午前10時から	(1) 提言書の確認について

安曇野市入札制度検討委員会委員名簿

氏 名	所 属	備 考
笠井 明	元 長野県安曇野建設事務所長	会長
横山 実	あづみ野横山会計事務所 所長	会長職務代理
佐藤 克彦	㈱八十二銀行 豊科支店 支店長	
関 克浩	長野県安曇野建設事務所整備課 課長	
長島 一光	国土交通省 関東地方整備局 国営アルプスあづみの公園事務所 総務課長	

順不同

改正

平成26年2月24日告示第50号

安曇野市入札制度検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市が発注する公共工事等の入札制度について、透明性、公正性及び競争性の向上を検討するため、安曇野市入札制度検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、入札及び契約の制度等の改善に関する事項について検討し、市長に提言を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 行政関係者

2 委員の任期は、委嘱された日から前条に規定する提言の日までとし、補欠委員の任期は、残任期間とする。

(会長及び会長職務代理)

第4条 委員会に会長及び会長職務代理を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長職務代理は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、財政部財政課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（平成26年2月24日告示第50号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。